

平成 2 7 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 7 年 2 月 2 7 日開会

平成 2 7 年 3 月 1 9 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 7 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

2 月 2 7 日

平成27年第1回北杜市議会定例会（1日目）

平成27年2月27日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第4 議案第1号 平成26年度北杜市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第5 議案第2号 平成26年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第3号 平成26年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第4号 平成26年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第5号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第6号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第7号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第8号 平成26年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第9号 平成26年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第10号 平成26年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第11号 平成26年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第12号 平成26年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第13号 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第14号 平成26年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第15号 北杜市議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第17号 北杜市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第18号 北杜市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 北杜市行政手続条例の一部を改正する条例について

日程第24	議案第21号	北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第25	議案第22号	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第26	議案第23号	北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第27	議案第24号	北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第28	議案第25号	北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第29	議案第26号	北杜市営単独公共住宅条例の一部を改正する条例について
日程第30	議案第27号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第31	議案第28号	山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散の件
日程第32	議案第29号	山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分の件
日程第33	議案第30号	山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件
日程第34	議案第31号	韮崎市・北杜市指導主事共同設置規約の変更の件
日程第35	議案第32号	八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合規約の変更の件
日程第36	議案第33号	北杜市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第37	議案第34号	不動産の処分について
日程第38	議案第35号	平成27年度北杜市一般会計予算
日程第39	議案第36号	平成27年度北杜市国民健康保険特別会計予算
日程第40	議案第37号	平成27年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
日程第41	議案第38号	平成27年度北杜市介護保険特別会計予算
日程第42	議案第39号	平成27年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
日程第43	議案第40号	平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
日程第44	議案第41号	平成27年度北杜市下水道事業特別会計予算
日程第45	議案第42号	平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算
日程第46	議案第43号	平成27年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算
日程第47	議案第44号	平成27年度北杜市病院事業特別会計予算
日程第48	議案第45号	平成27年度北杜市辺見診療所特別会計予算
日程第49	議案第46号	平成27年度北杜市白州診療所特別会計予算
日程第50	議案第47号	平成27年度北杜市土地開発事業特別会計予算
日程第51	議案第48号	平成27年度北杜市明野財産区特別会計予算
日程第52	議案第49号	平成27年度北杜市須玉財産区特別会計予算
日程第53	議案第50号	平成27年度北杜市高根財産区特別会計予算
日程第54	議案第51号	平成27年度北杜市長坂財産区特別会計予算
日程第55	議案第52号	平成27年度北杜市大泉財産区特別会計予算
日程第56	議案第53号	平成27年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
日程第57	議案第54号	平成27年度北杜市白州財産区特別会計予算
日程第58	議案第55号	平成27年度北杜市武川財産区特別会計予算

- 日程第59 議案第56号 平成27年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
 日程第60 同意第1号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件
 日程第61 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 日程第62 選挙第1号 下米澤恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
 日程第63 請願第1号 自衛隊の海外で武力行使を容認するための関連法の「改正」・制定に反対する意見書の提出を求める請願

2. 出席議員 (19人)

1番 上村英司	2番 小野光一
3番 齊藤功文	4番 福井俊克
6番 加藤紀雄	7番 原 堅 志
8番 岡野 淳	9番 中山宏樹
10番 相吉正一	11番 清水 進
12番 野中真理子	14番 坂本 静
16番 保坂多枝子	17番 千野秀一
18番 小尾直知	19番 渡邊英子
20番 内田俊彦	21番 中村隆一
22番 秋山俊和	

3. 欠席議員

15番 中嶋 新

4. 会議録署名議員

20番 内田俊彦	21番 中村隆一
22番 秋山俊和	

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28人）

市 長	白 倉 政 司	副 市 長	大 芝 正 和
総 務 部 長	伊 藤 勝 美	企 画 部 長	菊 原 忍
市 民 部 長	平 井 光	福 祉 部 長	茅 野 臣 恵
生 活 環 境 部 長	名 取 文 昭	産 業 観 光 部 長	田 中 幸 男
建 設 部 長	神 宮 司 浩	教 育 長	藤 森 顕 治
教 育 次 長	浅 川 一 彦	会 計 管 理 者	植 松 広
監査委員事務局長	長 坂 隆 弘	農業委員会事務局長	小 石 正 仁
明野総合支所長	五 味 正	須玉総合支所長	横 森 弘 一
高根総合支所長	梶 村 宗 弘	長坂総合支所長	武 井 武 文
大泉総合支所長	浅 川 正 人	小淵沢総合支所長	高 橋 一 成
白州総合支所長	赤 羽 久	武川総合支所長	秋 山 広 志
産業観光部次長	濱 井 和 博	建 設 部 次 長	清 水 宏
政策秘書課長	丸 茂 和 彦	総 務 課 長	織 田 光 一
企 画 課 長	小 松 武 彦	財 政 課 長	斉 藤 毅

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 坂 本 吉 彦
 議 会 書 記 清 水 市 三
 “ 田 中 伸

開会 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

今月21日、本市議会議員 興水良照君がご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

平成27年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員ならびに執行部の皆さまには年度末を控え大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

安倍首相は今月12日の施政方針演説で経済再生、地域創生や安全保障政策など戦後以来の大改革に取り組む決意を表明しました。国土の均衡ある発展に期待するところであります。

本市議会においても地方創生にしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

さて本定例会は平成27年度各会計の当初予算をはじめ補正予算や条例の制定、一部改正など多くの議案が提案されており、1年間の中でも最も重要な議会であります。

議員各位におかれましては健康に十分ご留意の上、本定例会に提出されました議案につきまして十分なご審議をいただくとともに、円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げ開会のあいさついたします。

本日の出席議員数は19人です。

定足数に達しておりますので、平成27年第1回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお15番 中嶋新君は一身上の都合により、本日会議を欠席する旨の届け出がありました。諸報告をいたします。

はじめに閉会中に篠原眞清君から辞職願が提出され、これを許可いたしましたのでご報告いたします。

次に本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。

提出議案は報告1件、議案56件、同意1件、諮問1件であります。

次に今定例会において受理した請願は、お手元に配布のとおりであります。

次に監査委員会から平成26年11月、12月、平成27年1月実施分の例月現金出納検査および定期監査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に2月5日に山梨県市議会議長会議員合同研修会が昭和町において開催され、議員21名が参加いたしました。

次に2月17日に全国市議会議長会議員共済会代議員会が東京都において開催され、私が出席いたしました。

次に経済環境常任委員会が2月19日、産業廃棄物投棄の状況について現地調査を実施いたしました。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会から報告がございます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会 福井俊克君、報告をお願いいたします。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

それでは、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告を申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会 平成27年第1回定例会報告書

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告をさせていただきます。

平成27年第1回定例会は2月17日に山梨県自治会館1階講堂において開催され、私が出席いたしました。

提出された議案は条例案件2件、補正予算案件2件、当初予算案件2件であります。

まず議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により特定個人情報保護評価についても審査（点検）を可能にするため、所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決されました。

次に議案第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定については、条例の効力の期限を平成28年3月31日まで延長するため所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決されました。

次に議案第3号 平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）は歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ増額、減額せず歳出予算の組み替えをするものであり原案のとおり可決されました。

次に議案第4号 平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ845万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を952億5,958万2千円とするものであり、原案のとおり可決されました。

次に議案第5号 平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,041万6千円とするものであり、原案のとおり可決されました。

次に議案第6号 平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ963億9,303万2千円とするものであり、原案に反対の討論がありましたが、賛成多数により原案のとおり可決されました。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてありますのでご参照願います。

○議長（渡邊英子君）

ご苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

20番議員 内田俊彦君

21番議員 中村隆一君

22番議員 秋山俊和君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（渡邊英子君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月27日から3月19日までの21日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの21日間に決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）から日程第61 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの59件を一括議題といたします。

市長から所信および提案議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成27年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年の冬はここ数年に比べて寒さが厳しい日が続き、昨年のような大雪も心配したところではありますが、これまで大きな被害もなく安心していただいております。

さて、国では昨年11月にまち・ひと・しごと創生法を施行し、長期ビジョンと総合戦略を閣議決定しました。その内容は人口減少克服・地方創生のため東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を叶える、地域の特性に即した地域課題の解決の3つの基本的視点から取り組むことが重要とされ、市町村に国・県の総合戦略を勘案した独自の人口ビジョン・総合戦略を平成27年度中に策定するよう求めています。

本市では人口減少を抑制し地域力の維持を図るため本年度、定住促進計画を策定いたしました。国が求める北杜市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、この定住促進計画における子育て・教育、産業振興・雇用、交流・観光、住宅、生活環境の基本施策と情報発信、連携の施策を基本に北杜市総合戦略を策定してまいります。

なお、子育て世代に対する支援を目的とした子ども医療費助成制度の拡大については現在、県内において小学校6年生までを対象としている甲府市、甲斐市など6市町において助成制度の勉強会を組織し、自治体間の連携による同一の方向で拡大について検討を始めているところであります。拡大については、恒久財源の確保も検討しながら総合戦略の策定において検討してまいります。

また総合戦略に求められている地域連携については定住自立圏構想の長野県富士見町、原村と連携・協力しながら、圏域全体の産業振興や交流・移住促進などへの取り組みを進めてまいります。

なお、先行する地域住民生活等緊急支援のための交付金については、プレミアム付き商品券の発行、地方版総合戦略の策定、子育て世帯のための防災体制強化や子育て世代の移住・定住

促進などを進めてまいります。

まち・ひと・しごと創生においては、活力あるふるさとを自ら考え自ら行うという自立心が一層求められております。全国市長会でも地方創生対策特別委員会を設置し、調査研究および対策を審議することとなり、私も会長の指名により委員となりました。

北杜市としての「地方創生＝ふるさとづくり」について発言するとともに、国に対し積極的に提言も行い、支援要請をしたいと考えております。

この戦略は本市が抱える諸課題への解決において最大のチャンスでありますので、職員と共に知恵を絞り、汗をかき地方に活力ある国家、これからのふるさと北杜のために全力で取り組んでまいります。

一方、先月行われた山梨県知事選挙において後藤斎新知事が誕生しました。後藤知事はこれまでも本市の強力な理解者でありますので、今後も県との連携を緊密にしながら活力あるふるさと北杜を築くため、ご尽力を賜りたいと願っております。

また市町村ではできない広域的な行政に力を注ぎ、山梨が地方創生の手本となるよう「ダイナミックやまなしプラチナ社会構想」の実現に大いに期待をするところであります。

先月30日には、道の駅こぶちさわが国土交通省から地方創生の核となる重点道の駅候補として選定され、本日、選定証が交付されます。全国1,040カ所の道の駅の中から地域活性化の拠点となる先駆的な取り組みを行う道の駅を国が選定し、道の駅による地方創生拠点の形成を目指すものであります。

八ヶ岳観光圏の玄関口となる道の駅こぶちさわは、特色ある観光資源を活用したネットワーク型観光地づくりを推進する道の駅として、また地域での意欲的な取り組みに期待ができるとして県内唯一の選定となりました。

今後は国の新たな支援を受け機能強化を行い、観光客の増加を図り、ふるさと創生の拠点施設となるよう事業を展開してまいります。併せてはくしゅう道の駅、南きよさと道の駅もしっかりと地域とともに根付かせてまいります。

ところで先月から今月にかけて、北杜の子どもたちの際立つ活躍に喜んだところであります。県中学校総合体育大会スケート競技会において、小淵沢中学校スケート部が男女ともに総合優勝、県小中学生選手権において、泉小学校6年生の石川愛実さんが総合優勝に輝きました。また北杜高校2年生の石川将之さんが国民体育大会冬季大会、全国高校選手権、全国高校選抜大会で優勝、3冠を達成する快挙を成し遂げました。

今月7日には警察庁主催の命の大切さを学ぶ全国作文コンクールにおいて、甲陵中学校3年生の進藤郁香さんが警察庁長官官房長賞を受賞しました。

一方、長坂中学校3年生の坂本瑛紀さんが全日本スキー連盟が定める基礎スキーの技能テストの最高位クラウンプライズテストに合格しました。14歳での合格は、県内の最年少記録ということです。

これらの素晴らしい活躍を喜んだところであり、大きな拍手を送るとともにご指導いただきました方々に心から感謝を申し上げます。

また先月27日には食のやまなし地産地消推進大会において、江草やまゆり会と三分一湧水館が知事表彰を受賞しました。地元農産物を利用した加工品や伝統料理の提供、生産者と消費者との交流イベントを開催するなど、いずれも地域が一体となった地産地消の取り組みが評価されたものであります。

一方、毎年、高い評価をいただいております梨北米が平成26年産の食味ランキングにおいて3年連続して最高ランクの特Aの称号をいただきました。関係者の皆さまのたゆまぬご努力、ご苦労に敬意を表するとともに安全・安心 日本の台所北杜市において、農業施策を進めている本市にとって大変喜ばしく誇りに思うところであります。

また先月30日には、オオムラサキセンターの指定管理者である自然とオオムラサキに親しむ会が手づくり郷土賞大賞部門で国土交通大臣表彰を受賞しました。長年にわたり山林の下刈り・間伐・くぬぎ等の植樹などを熱心に行い、オオムラサキの生息する里山を次世代につなげるため活動しております。その活動が地域の優れた特性を生かした魅力ある郷土づくりとして認められたものであります。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、寄附についてであります。

本市に思いを寄せる多くの皆さまからご寄附をいただきました。明野町出身の故深澤快策様、澄子様からは明野町の地域振興、また子どもたちの教育、健全育成に役立ててほしいと多額のご寄附をいただきましたので、明野保育園のプール建設に活用させていただくとともにまちづくり振興基金に積み立て、毎年、図書等を整備していくことといたしました。深澤様のご厚意を広く市民に伝えるとともに後世に受け継いでまいります。また長坂町の瀧口製作所様からも工場創設40周年を記念して、お世話になった地域に恩返しをしたいとの思いからご寄附をいただきました。

このほか多くの企業や個人からご支援いただいている環境保全協力金や芸術文化・スポーツ振興協力金、ふるさと納税におきましても昨年度同様のお心をお寄せいただいております。大変ありがたい心から感謝を申し上げますとともに、北杜市に寄せる熱い思いと大きな期待に対し身が引き締まる思いであります。これらご寄附はしっかりと目的を持ち、ふるさと北杜の発展のために活用させていただきます。

次に、マイナンバー制度についてであります。

本年10月から市民の皆さまに個人番号、いわゆるマイナンバーが付与されます。マイナンバー制度はこの番号を利用し、各種業務が連携することで各種手当や年金などの諸手続きが簡略化され、利便性の向上が図られます。来年1月から市の一部の業務でスタートし、平成28年度以降、順次拡大されてまいります。個人番号は個々に通知されますが、制度導入には個人情報の保護を第一に考えることから例規の改正、システム整備等、準備を進め円滑な制度の開始を図ってまいります。

次に、消防団活性化検討委員会の設置についてであります。

近年、大規模自然災害が多発する中、災害時に迅速な対応を行うためには消防団が大きな役割を担っております。国においても消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、消防団に対する取り組みの強化を打ち出したところであります。このことから昨年12月に消防団活性化検討委員会を設置し、団員の確保、消防団の編成・運営・装備等について調査・検討をいただき、消防団の活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、防災行政無線についてであります。

5カ年の継続事業で進めてきたデジタル統一化の整備については本年3月、小淵沢地区をもって市内全域の整備が完了いたします。放送が聞き取りにくい等の箇所については、引き続き調整・改善を行うとともにエフエム八ヶ岳のさらなる活用も検討してまいります。

次に、行政組織の見直しについてであります。

地方創生総合戦略や定住促進など喫緊の課題に的確に取り組むため、また法改正等へ対応するため、本年4月から市組織の見直しを行うこととしました。主に本市の最重要課題である少子化対策や定住促進を積極的に取り組み、国の地方創生に対応するため、地域課にふるさと創生担当を、また上下水道の公営企業移行に向けた体制を確立するため、上水道課に公営企業推進担当を新設いたします。

次に、介護保険事業についてであります。

介護保険料を含めた平成27年度から平成29年度までの第6期北杜市介護保険事業計画の策定に当たっては、北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において現在の低い保険料の維持などについて検討をいただき、保険料については介護給付費支払準備基金を活用し、現在の保険料を4%の増とし、低い水準を維持することとしたところであります。

また10年後には団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療・介護ニーズへの需要がさらに高まることも見据え、高齢者の生活機能の維持・向上を目指した地域包括ケアシステムの確立に向けた取り組みも強化することとしました。

今後も計画に基づき、高齢者が元気で住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう努めてまいります。

次に、障害福祉計画についてであります。

北杜市障害福祉計画は、北杜市障害福祉計画策定委員会においてご検討いただいたほか関係団体からの意見聴取、パブリックコメントを実施し、平成27年度から平成29年度までの3年間を期間とした第4期計画を策定いたしました。

計画には障害児の支援に関する項目を追加し、通所事業の強化を図るなどの見直しを行ったところであります。

次に、保育園の休園についてであります。

長坂保育園秋田分園においては、平成27年度の入園を希望する園児がいなかったことから休園することといたしました。休園中の活用については北杜市子ども・子育て会議でご審議いただき病児・病後児保育等、子育て支援事業に活用してまいりたいと考えております。

次に、子ども・子育て支援事業計画についてであります。

子ども・子育て支援法は本年4月1日から施行され、子ども・子育て支援新制度がスタートしました。本市においては新制度への対応を遅滞なく実施するため、これまで北杜市子ども・子育て会議のご意見を伺いながら保護者のニーズに対応し、働きながら子育てをする家庭の支援に重点を置いた北杜市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

計画では放課後児童クラブの小学校6年生までの対象児童の拡大、保育園就園基準における保護者の就労条件の緩和、市内保育園と同様に市外の幼稚園に通う世帯の第2子以降無料化を対象とした負担の軽減措置などとしております。

次に、南アルプスユネスコエコパークについてであります。

今月14日、エコパークの登録証授与式が須玉ふれあい館で行われました。文部科学省から関係10市町村に登録証が授与され、将来にわたり南アルプスの自然環境保全、自然と共生した地域社会の発展への取り組みを再確認したところであります。

エコパークの推進については、市民や企業等が主体となり進めることが重要であることから昨年8月に地域連絡会準備会を組織し、専門家からアドバイスもいただく中で今後の活動方針、

推進体制等の原案作成を進めてまいりました。

今月４日に北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会を立ち上げ、併せて記念講演会を開催したところであります。

来月２４日には設立総会を予定しており、甲斐駒ヶ岳を中心とした世界に誇れる貴重な資源を再発見・再認識し、優れた自然環境の永続的な利活用を図りながら魅力あるまちづくりを進める活動をスタートしてまいります。

市といたしましても地域連絡会と連携し、次世代につながる活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農地の保全についてであります。

現在、多くの農家において取り組みが行われている中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支援が一体化され、日本型直接支払制度と法律に位置づけられました。

農地は水源涵養や癒しの空間など多面的機能を有しており、私たちの生活に多くの恩恵をもたらしております。その機能は将来にわたって維持しなければならないものであり、これまで地域の共同取り組みにより守られてきたものであることから改正に適確に対応し、一層の推進を図ってまいります。

次に、食育への取り組みについてであります。

近年、食に関する関心は高く、健全な食生活が求められていることから北杜市食育・地産地消推進協議会のご意見を伺う中で、北杜市食と農の杜づくり条例に基づく北杜市食と農の杜づくり推進計画を策定しました。

安全・安心な食に関する知識や正しい食習慣の習得、伝統的な食文化の継承や食の原点である農を尊重した取り組みなどを推進し、安全・安心 日本の台所北杜市を前進させていきたいと考えております。

次に、中部横断自動車道についてであります。

日本列島を東西に結ぶ中央自動車道、日本列島を南北に結び太平洋と日本海を結ぶ中部横断自動車道、それをクロスする地域が山梨県、そして北杜市であります。北杜市中部横断自動車道活用検討委員会では、中部横断自動車道を見据えた具体的な北杜市まちづくりビジョンについて話し合う市民によるワークショップを開催し、地域に身近な道路整備における配慮事項などのご検討をいただいております。幅広い年代の多くの市民の皆さまの参加により、多様な角度からの討議がなされており、大変ありがたく思っているところであります。

今後、国において環境影響評価をはじめとする計画策定を進めてまいりますので、市としても市民の皆さまの声が反映されたより良い道路となることを期待しております。

次に小淵沢駅舎改築、駅前広場整備事業についてであります。

JＲ東日本が行う駅構内の跨線橋については平成２７年度の完成を目指し、駅舎本体工事についても来年度に工事に着手いたします。市では駅前広場整備を進めており、また小淵沢総合支所解体改修工事についても解体後の駐車場整備を含め、平成２７年度の完成を予定しております。八ヶ岳南麓の玄関口となる重要な駅でありますので今後もＪＲ東日本と連携し、平成２８年度に完成するよう工事を進めてまいります。

また生活基盤の整備により暮らしやすいまちづくりを進めるため、ＪＲ東日本と協議しながら長坂駅のバリアフリー化の検討を進めております。高齢者をはじめ障害者や妊婦の皆さまの負担軽減を図るためエレベーターの設置を計画しており、来年度はその基礎となるバリアフ

リー化調査を進めてまいります。

次に、高根地区小学校の学校統合についてであります。

高根地区小学校統合計画案については、昨年10月28日に高根地区新しい学校づくり会議を立ち上げ、学校関係者や市民を代表する方々に議論を重ねていただいていたまいりましたが、このほど平成31年度に開校とする意見集約がなされました。

高根清里小学校の関係者からは単独校として残りたいとの付帯事項が出されたことから、今後、教育委員会において審議を行い統合計画を策定してまいります。

一方、中学校統合計画案については学校関係者や地域の皆さまにご説明し、ご議論をいただいているところであります。中学校は各町を越えた統合となることから、通学方法や地域の衰退などを危惧する意見も寄せられているところであります。

今後は各町に新しい学校づくり協議会を設けご議論を重ねていただき、平成27年度末を目途に中学校統合計画案に対するご意見の集約に努めてまいります。

次に、教育委員会制度改革についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されます。今回の改正は地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携の強化など抜本的な改革が行われるものであります。

主な内容は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置や総合教育会議の設置などです。新たに設置される総合教育会議での審議をはじめ教育委員会との連携を深め、教育行政の推進に努めてまいります。

次に、芸術文化・スポーツ振興事業についてであります。

昨年12月の航空自衛隊中部音楽隊のコンサートに続き、今月14日に開催した山梨・長野の両警察音楽隊の合同によるふれあいコンサートイン北の杜で市制施行10周年記念芸術・文化事業は終了しました。これまでにさまざまな記念事業を展開することによって、市民の皆さまに一流の芸術・文化に触れていただくとともに、北杜市の文化の厚みを市内外に発信できたものと思います。

先月24日には「長坂まちなか寄席 新春初笑い 上方落語と歌声喫茶スペシャル」を開催しました。落語を楽しんでいただいたあと観客の皆さまと懐かしい昭和の歌謡曲を合唱し、ほのぼのとしたひと時を楽しんでいただきました。このイベントは長坂商店街を盛り上げようと地域の皆さんのご協力をいただき、開催することができました。関係者の皆さまにも心から感謝を申し上げます。

一方、先月7日には第62回峡北スケート大会を長野県富士見町の小学生を招待して開催、小学校、中学校、高校の部門に142人が出場し日ごろの練習の成果を競いました。また、先月24日には岡崎朋美さんを招き、スケート教室を開催しました。参加した大勢の小中学生もトップアスリートの熱のこもった指導を受けておりました。将来の日本スケート界を担う選手が育ってくれることを楽しみにしております。

次に、梅之木遺跡についてであります。

国の史跡に指定後、地権者の皆さまのご理解をいただき指定地約2.8ヘクタールの公有地化が本年度完了いたしました。併せて史跡を後世に残すため、梅之木遺跡保存管理計画検討委員会のご意見を伺うとともに国の指導の中、本年度中に梅之木遺跡保存活用計画を策定します。

今後は国の補助を受けながら史跡の整備を行う中で、市民参加による竪穴住居の復元など整

備と活用を一体化した学習体験を進めることとしております。

次に平成27年度の主な施策について総合計画の8つの杜づくりの体系に沿いまして、ご説明申し上げます。

はじめに、教育・文化に輝く杜づくりについてであります。

地域資源を活用した原っぱ教育の推進に積極的な取り組みを行い、不屈の精神と大志を持った人材の育成を教育目標に夢を持ち、未来を切り拓く心身ともにたくましい北杜の子どもを育てているところであります。

新規事業といたしましてICTを活用した教育の推進に取り組み、分かりやすく深まる授業の実現と情報活用能力の育成に努めるとともに児童生徒の学習意欲の向上を図るため、小中学校へタブレット端末および電子黒板機能付きプロジェクターの整備を進めてまいります。

また、子育て支援や地産地消を目的とした学校給食の賄い材料への助成を引き続き行っております。図書館においては金田一春彦先生、平山輝男先生から寄贈された貴重な保存記録資料を長期保存し、後世に引き継ぎ活用するためデジタル化を進めることとしております。

第2に産業を興し、富める杜づくりについてであります。

ふるさと創生を進める上で、雇用の確保は重要であります。引き続き企業や農業生産法人の誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。主な事業としては大規模な設備の拡大を行う市内企業に対し雇用機会の創出や定住促進、税収の増加などが見込めることから産業立地事業費助成金により支援を行う予定であります。

また市内農業への定着を図るため、新規就農者の育成や都市住民等の定住促進を図るため、地域おこし協力隊の拡大にも取り組むほか地域に根ざした地産地消の推進を図るため、新たに米消費拡大料理教室や地産地消料理教室も開催してまいります。

第3に、安全・安心で明るい杜づくりであります。

自然災害に強いまちづくりを目指し、地域防災力を強化するとともに子ども・子育て支援新制度や定住促進計画に基づき、誰もが安心して子どもを産み・育て子どもたちが安全に元気に生活できる地域づくりに取り組みます。

主な事業としては、大規模災害により市役所が被災した状況下においても市民から求められる業務を遂行する基礎態勢づくりを確保するため、北杜市業務継続計画を策定するとともに災害時に地域の中核をなす消防団の強化を図るため消防車輛等の更新、また新規事業として各分団に必要な救命胴衣、防塵マスク・メガネなどの機具を支給し、消防団活動を充実してまいります。

子育て支援においては保健センター内に妊娠期から子育て期にわたる相談に対応するため、保健師、助産師等の専門職が常駐したワンストップの窓口「子育て世代包括支援センター」を開設します。また地域医療の充実を図るため、甲陽病院に婦人科を開設することとなりました。

なお、生活困窮者への支援を図るため福祉相談窓口を設置し自立相談や就労支援、住宅の確保などに当たってまいります。

第4に基盤を整備し、豊かな杜づくりについてであります。

子育て支援と定住促進を図るための子育て支援住宅については、須玉団地は本年9月より入居、大泉団地は建築に着手し、武川団地は実施設計を進めてまいります。

上下水道事業については国の方針に基づき、平成32年度からの公営企業会計への移行を目指し基本計画の策定、施設の固定資産評価を進めることとしております。

簡易水道の統合整備に当たっては、市内に点在する水道施設の集中遠隔監視を行う水道施設遠隔監視システムを構築し、安定した水道水の供給に努めてまいります。

なお、下水道事業についてはさまざまな諸課題に対応するため、引き続き長寿命化計画の策定に取り組めます。

また、平成27年度は5年に一度の国勢調査の年となります。この調査は地方交付税の算定基準や社会福祉、防災対策などの施策の基礎データとして活用される重要な調査となりますので市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

第5に、環境日本一の潤いの杜づくりについてであります。

本市の豊かな自然を守り育て次世代に引き継ぐとともに、自然と共生した魅力あるまちづくりを進めてまいります。また、クリーンエネルギーのトップランナーとしての取り組みをさらに進め、環境にやさしいまちづくりに取り組めます。

市内公共施設に太陽光発電システムの整備を進めている、まるごとメガワットソーラー事業については北杜サイト太陽光発電所を含め、市内公共施設屋根等へ太陽光発電設備を設置しており、本年度末には約3.7メガワットとなります。平成27年度は須玉保育園の屋根への設置を進めてまいります。

なお、市内の太陽光発電の導入については約47メガワットが稼働している状況にあります。

南アルプスユネスコエコパークの取り組みとして自然環境の保全や環境教育、甲斐駒ヶ岳5合目のごみの撤去、登山道やトイレの改修などを地域連絡会と連携して進めてまいります。

事業の推進に当たっては、多くの企業等からご協力をいただいております環境保全基金を活用してまいります。

第6に、交流を深め躍進の杜づくりについてであります。

交流・連携なくして発展なしの時代であります。産・学・官・民・労・金・言、それぞれ交流・連携が大切な時代が来しました。大学でいえば都会の目、若者の感覚で北杜市を見ていただき、地域の魅力の再発見、一流の文化に触れる機会の創出などに取り組んでまいりました。

今後も新たなパートナーとの連携も視野に入れ、さらなる地域の活性化につなげていき、住んでいる人が誇りを感じ、市外からは「北杜市は第2のふるさとだ」という人をたくさんつくりたいと思います。

平成27年度においては定住促進計画、定住自立圏構想の各種事業について具体的な制度の策定に着手し、積極的に事業実施を進めてまいります。

第7に、品格の高い感動の杜づくりについてであります。

本市の優れた自然環境を生かした八ヶ岳観光圏の取り組みにおいては「住んでよし・訪れてよし」「日本の顔」となる観光地を目指し、観光地ブランドの構築を進め、世界に発信できる観光地づくりに取り組んでまいります。

また、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略事業においても宿や食の認証、東京オリンピックを見据えたインバウンド誘致等のプログラムやさらなるおもてなしの向上に取り組む、観光圏全体のレベルアップを図ってまいります。

一方、浅川兄弟資料館において、先人たちを紹介する常設展示を計画しております。さまざまな分野で功績を残した本市にゆかりの人々の顕彰と、子どもたちの郷土に関する教育・学習の場となるよう産業、文化、教育、芸術などのジャンルに分けて人物の選定を行い、広く市民に誇れる先人達を紹介・展示してまいります。

第8に、連帯感のある和の杜づくりについてであります。

財政のマネジメント強化のための統一的な基準による地方公会計の整備促進と道路や上下水道等のインフラを含むすべての公共施設について、最適な配置を実現することが必要なことから公共施設等総合管理計画の策定を進めてまいります。併せて資産の状況を正確に把握するため、インフラも含めた公有財産の固定資産台帳の整備することとしております。

平成27年度から2カ年の予定で取り組み公共施設の整理統合や多機能化、多用途での活用などを検討し、市民の利便性の向上や施設管理費の削減等を目指してまいります。

人口減少が進む中、国においては地方創生を最重要課題としております。自治体の知恵比べの時代でもあります。自分たちのふるさとを自分たちで考え、自己責任の中でふるさと創生を進めてまいります。

これら8つの杜づくりを政策の柱に本市の強みを前面に出し、これまで以上に創意工夫を重ね、未来に誇れる北杜市を築いてまいります。ベンチャー自治体 北杜市として市民の目線で市政運営に当たってまいります。

続きまして、提出案件の内容につきましてご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は報告案件1件、補正予算案件14件、条例案件13件、平成27年度当初予算案件22件、その他案件7件、同意案件1件、諮問案件1件の合計59案件であります。

はじめに報告第1号 専決処分の報告（損害賠償の額の決定）については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、議会に報告するものであります。

次に平成27年度当初予算の編成に当たりまして、その基本的な考え方を申し上げます。

平成27年度の財政状況を見ますと、歳入面では市税収入が固定資産評価替えの影響などにより減少することが見込まれる一方、消費税率引き上げに伴い地方消費税交付金が増額となる見込みであることから、引き続き財政調整基金の取り崩しを回避することができました。

歳出面では社会保障、福祉関係費の義務的経費の継続的な増加や公共施設の維持管理費、少子化対策、子育て支援費が増加となりました。

また職員数の削減と引き続き特別職や管理職の給与を減額するとともに、経常経費については前年度の98%以内とする等のマイナスシーリングを設定するなど歳出抑制に努めました。

平成27年度は、こうした所要の財源を確保するとともに財政健全化の取り組みをより一層進めることとし、減債基金を活用して23億5千万円にのぼる市債の繰上償還を行うことといたしました。

努力と工夫を重ね限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めることにより、平成27年度からの交付税の段階的縮減に対応した予算としたところであります。

こうした中、北杜市総合計画の着実な推進を進め、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向けた諸施策を積極的に展開していくことといたしました。

なお、定住促進計画および地方版総合戦略に関連する事業については速やかに準備を進め、実施が可能となったものから順次補正予算での対応を行うこととしております。

また定住自立圏構想に基づく定住自立圏共生ビジョンに関する予算についても、補正予算での計上を目指してまいります。

以上のような考えに基づき当初予算を編成いたしました結果、平成27年度北杜市一般会計予算の総額は292億3,531万3千円となっております。

その主なるものにつきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、教育・文化の充実についてであります。

学校給食の安定供給、子育て支援や地産地消を目的として3,424万2千円を、またICTを活用した教育の推進事業に2,351万9千円を計上しております。

次に、産業の振興についてであります。

地域おこし協力隊支援事業費に4,790万4千円を、また産業立地事業費助成金に7千万円を計上しております。

次に、少子化対策と福祉の充実についてであります。

子育て世代包括支援センター運営事業費として1,252万7千円を、生活困窮者自立支援事業費には513万9千円を計上しております。

また放課後児童クラブ事業費に9,724万3千円を計上し、小学校3年生から6年生への対象年齢の拡大について、平成27年4月から順次対応を行うこととしております。さらに保育事業費に6億1,554万7千円を計上し、市内保育園に加え幼稚園についても新たに第2子以降の保育料を無料化することとしております。

次に、防災対策についてであります。

消防団運営事業費に2,792万7千円を、また緊急防災・減災事業債を活用して消防車両等を前倒して更新することとし、消防ポンプ車整備事業費に1億6,938万円を計上しております。

次に、基盤整備の充実についてであります。

子育て支援住宅整備事業費に7億5,810万8千円を、また小淵沢駅舎改築、駅前広場整備等に要する経費5億7,208万円を計上しております。

次に、環境施策についてであります。

南アルプスエコパーク推進事業として3,425万6千円を計上しております。

次に、観光振興の推進についてであります。

川俣川渓谷獅子岩橋改修工事設計などを行う観光施設管理事業費に4,743万4千円を計上しております。

また、観光地域おこし協力隊事業費に2,797万6千円を計上しております。

次に、地域文化の振興についてであります。

史跡梅之木遺跡の実施設計や盛土造成などを行う文化財環境整備事業費に5,544万2千円を計上しております。また、設備等の老朽化により須玉ふれあい館中央監視システムの更新や高根ふれあい交流ホールの改修などを行うホール施設管理事業費に2億3,353万円を計上しております。

次に、行政機能の充実についてであります。

公共施設等総合管理計画等策定事業費に966万4千円を計上し、併せて公有財産ならびに固定資産台帳整備に6,385万1千円を計上しております。

次に補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第1号 平成26年度北杜市一般会計補正予算（第7号）については9億1,659万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ325億2,606万9千円と定めるものであります。

主なものは歳入では市税、地方交付税、1億5千万円余の寄附金、繰越金などの増額と市債

などの減額であります。

歳出については、県支出金の内示に伴う水田農業構造改革対策事業費の増額と繰上償還の財源とするための減債基金積立金などを計上しております。

また公共事業等の事業費の確定による減額、不用額の整理などを行っております。

次に議案第2号 平成26年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第7号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）までの6案件については、いずれも額の確定および不用額の精査などによるものであります。

次に議案第8号 平成26年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）および議案第9号 平成26年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）については、基金への積立金を計上したものであります。

議案第10号 平成26年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）については、事業費の確定に伴い減額補正を行ったものであります。

次に議案第11号 平成26年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）については、分譲地2区画売却に伴う歳入の増額によるものであります。

次に議案第12号 平成26年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）および議案第14号 平成26年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第2号）については、いずれも額の確定、不用額の精査などによるものであります。

次に議案第13号 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第3号）については山梨県恩賜県有財産管理条例に基づく分収金収入を増額するものであります。

次に条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第15号 北杜市議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定についてであります。

市の最上位計画である北杜市総合計画基本構想の策定、変更等および国の認可要件とされている定住自立圏形成協定の締結、変更等に関し議会の議決すべき事件として明確にするため条例を制定するものであります。

次に議案第16号 北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、保育園等の利用者負担額を定める必要があるため条例を制定するものであります。

次に議案第17号 北杜市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についておよび議案第18号 北杜市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、新たに設置する教育長を常勤の特別職とし、職務に専念する義務および勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるため、それぞれ条例を制定するものであります。

次に議案第19号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例については、平成26年の人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に鑑み職員の給料表、諸手当の改定等、所要の改正を行うものであります。

次に議案第20号 北杜市行政手続条例の一部を改正する条例については、行政手続法の一部を改正する法律が施行されることにより、新たに行政指導の中止等を求める制度および処分

または行政指導を求める制度が設けられることから手続き等の規定の追加を行うほか、その他所要の改正を行うものであります。

次に議案第 2 1 号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についておよび、議案第 2 2 号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

関係省令の施行等に伴い、所得水準に応じたきめ細やかな介護保険料の設定、また指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることから所要の改正を行うものであります。

次に議案第 2 3 号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については婦人科疾患の治療および女性の健康管理の推進を図るため、甲陽病院に婦人科を設置することから所要の改正を行うものであります。

次に議案第 2 4 号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

下水道法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、特定施設から排出される排水の水質基準が改正されたことなどから所要の改正を行うものであります。

次に議案第 2 5 号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

清里駅前の観光振興および周辺地域の活性化を図るため、清里駅西駐車場を無料化することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第 2 6 号 北杜市営単独公共住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

就業促進住宅に入居できる者を企業交流会須玉の会員企業としていましたが、市内の企業に範囲を拡大するなど所要の改正を行うものであります。

次に議案第 2 7 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、北杜市職員定数条例ほか 8 条例を改正するものであります。

続きまして、その他同意および諮問案件につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第 2 8 号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散の件および議案第 2 9 号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分の件については、地方自治法の規定により、同公務災害補償等組合の解散および解散に伴う財産処分については関係地方公共団体との協議が必要なことから議会の議決を求めるものであります。

次に議案第 3 0 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同約の変更の件であります。

山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が山梨県市町村総合事務組合と統合することに伴い同総合事務組合同約を変更する必要性が生じたため、地方自治法の規定により構成団体の議会の議決を求めるものであります。

次に議案第 3 1 号 韮崎市・北杜市指導主事共同設置規約の変更の件であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、地方自治法の規定により規約の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第 3 2 号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合同約の変更の件であります。

小淵沢総合支所の移転に伴い、八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合の事務所の位置については規約の改正を行う必要があることから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであり

ます。

次に議案第３３号 北杜市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

須玉町ほか２町の簡易水道統合整備事業を計画に加えるため、北杜市過疎地域自立促進計画の変更を行う必要があることから、過疎地域自立促進特別措置法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第３４号 不動産の処分についてであります。

明野町上手地内、原野の不動産の処分について、地方自治法ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に同意第１号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件については委員の任期満了に伴い、新たに委員を選任する必要があるため八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合規約の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に諮問第１号 人権擁護委員の候補者の推薦については委員の任期満了に伴い、新たに後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

市長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は１１時２５分いたします。

休憩 午前１１時１４分

再開 午前１１時２５分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議題となっております５９件のうち議案第１７号から議案第２７号までの１１件、議案第３１号、議案第３５号から議案第５６号までの２２件は所管の常任委員会に付託することとなっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第１７号から議案第２７号までの１１件、議案第３１号、議案第３５号から議案第５６号までの２２件につきましては、会議規則第３７条第１項の規定によりお手元に配布してあります議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。

ただいま議題となっております報告第１号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）について、内容説明を順次、担当部長に求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

報告第1号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について同条第2項の規定により報告するものであります。

資料の2ページをお開きください。

専決第1号

下水道マンホール施設の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定についてであります。

専決処分日は平成27年1月7日。

損害賠償の額 93万1,370円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市須玉町所在の法人であります。

損害賠償の理由 平成26年10月24日、午前11時30分ごろ、相手方が高根町村山北割地内の法定外道路を自動車で行き中に、突出していた下水道マンホールに接触し車体下部を損傷したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支払い方法 相手方の指定した口座に下水道賠償責任保険事故として公益社団法人日本下水道協会から支払われるものであります。

なお、負担割合につきましては市が100%であります。

以上、下水道課所管分であります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

専決第2号であります。

道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定についてであります。

専決処分日は平成27年1月7日であります。

損害賠償の額 31万2,388円

損害賠償の相手方 山梨県甲斐市在住、女性であります。

損害賠償の理由 平成26年10月22日、午後4時30分ごろ、北杜市明野町小笠原6166番地3付近の市道江草小笠原線を走行中に道路上に倒れていた松の木に衝突し、相手方車両のフロントガラス、バンパー等が損傷したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支払い方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

負担割合につきましては、市が80%ということであります。

続きまして専決第3号であります。

同じく道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定であります。

専決処分日は平成27年1月7日であります。

損害賠償の額 3,453円

損害賠償の相手方 山梨県韮崎市在住、女性であります。

損害賠償の理由 平成26年10月22日、午後5時30分ごろ、北杜市長坂町大八田2747番地1付近の市道大八田谷戸線を走行中に道路上のグレーチングが跳ね上がり、相手方車両の左前タイヤが損傷したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支払い方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

市の負担につきましては100%であります。

続きまして専決第4号であります。

同じく道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定であります。

専決処分日は平成27年1月7日であります。

損害賠償の額 5万5,296円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市高根町在住、女性。

損害賠償の理由 平成26年10月22日、午後7時30分ごろ、北杜市長坂大八田2747番地1付近の市道大八田谷戸線を走行中に道路上のグレーチングが跳ね上がり、相手方車両の左側のタイヤを損傷したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支払い方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

補償割合につきましては、市が100%であります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

以上で報告第1号の報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

次に日程第35 議案第32号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合規約の変更の件についての内容説明を求めます。

高橋小淵沢総合支所長。

○小淵沢総合支所長（高橋一成君）

議案第32号、概要書をお開きください。

八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合規約の変更の件でございます。

趣旨でございます。

小淵沢総合支所が生涯学習センターこぶちさわ内へ移転することに伴い、同支所内に事務所を設置していた八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合の事務所の位置について所要の改正を行う必要があることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正の内容であります。

第4条の規定中、八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合の事務所の位置を北杜市小淵沢町835番地から北杜市小淵沢町7711番地（生涯学習センターこぶちさわ内）に改正するものであります。

施行予定日は平成27年3月23日からでございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第32号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第32号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

次に日程第36 議案第33号 北杜市過疎地域自立促進計画の変更についての内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第33号 北杜市過疎地域自立促進計画の変更についてご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

本市におきましては須玉、白州、武川の3町が過疎地域の指定を受けております。今回の変更はこれら3町に関わる北杜市過疎地域自立促進計画に定める事業計画について、水道事業の具体的な事業名、須玉町、白州町、武川町それぞれ北杜市簡易水道統合整備事業配水管更新・整備・遠隔監視システムを追加し、普通交付税措置で有利となる過疎対策事業債を活用し、円滑な簡易水道事業の推進を図るものであります。

提案理由であります、須玉町ほか2町の簡易水道統合整備事業を計画に加えるため、北杜市過疎地域自立促進計画を変更する必要があることから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1枚めくっていただきまして新旧対照表であります、4. 生活環境の整備の表に事業計画

として新たに（１）水道施設、北杜市簡易水道統合整備事業（須玉町）配水管更新・整備・遠隔監視システム、以下同じく白州町、武川町を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第３３号につきましては、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第３３号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

次に日程第３７ 議案第３４号 不動産の処分についての内容説明を求めます。

五味明野総合支所長。

○明野総合支所長（五味正君）

議案第３４号 不動産の処分についてご説明いたします。

不動産を処分するについて、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により議会の議決を求めるものであります。

譲渡する土地

所 在 北杜市明野町上手１２０２番１

地 目 原野

面 積 ８，４４９平方メートル以下合計１４筆 １５万１，１６３平方メートル

譲渡する相手方 山梨県北杜市明野町上手９６０番地

一般社団法人永井原区有林管理会 代表理事 大柴善朗

2ページをお願いいたします。

譲渡価額 無償

譲渡する理由ですが、今回譲渡する土地は旧明野村永井原共有地組合の所有地であったが昭和36年に同組合が解散したことに伴い、旧明野村上手地区の行政区へ土地が配分されましたが行政区名義での登記ができないことから昭和42年に贈与により旧上手農業協同組合の所有となりました。

昭和58年に旧明野農業協同組合が設立された際の旧上手農業協同組合との覚え書においては明野農業協同組合は名目所有者であり、その権益は従来どおりそれぞれの地区組合に帰属するものとされていました。

その後、梨北農業協同組合が設立される際、この覚え書を順守するため9筆については平成5年に旧明野村へ寄附、5筆については旧明野村北組地区代表者の所有となったが平成11年に旧明野村へ寄附されたものであります。

このたび権益を有する地区組合員で組織された一般社団法人永井原区有林管理会から無償譲渡の申し出があり、こうした経緯を踏まえ覚え書に基づき無償譲渡するものであります。

提案理由ですが、財産を適正な対価なくして譲渡することについて地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第34号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第34号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第62 選挙第1号 下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員にお手元に配布いたしましたとおり小澤廣喜君、藤森國孝君、浅川英光君、板屋賢昭君を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました4名を、下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が下来澤恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長（渡邊英子君）

日程第63 請願第1号 自衛隊の海外で武力行使を容認するための関連法の「改正」・制定に反対する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

2番議員、小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

ただいま提出させていただいた請願を朗読させていただいて説明とさせていただきます。

平成27年2月16日

北杜市議会議長 渡邊英子様

請願者

北杜市白州町白須1568

山田輝夫

北杜市須玉町若神子2232-15

太田義徳

紹介議員 小野光一

自衛隊の海外で武力行使を容認するための関連法の「改正」・制定に反対する意見書の提出を求める請願

請願趣旨

いま国民の中で日本国憲法、特に安全保障のあり方、国民の安全や若者の将来を巡って議論されていますが、多くの疑問点や危惧する意見が出されています。それは最近の安倍内閣の憲法・安全保障政策を巡ってのこれまでと異なった政治からのものです。

この安倍内閣は昨年7月1日、これまでの歴代自民政権さえ堅持してきた「集団的自衛権は憲法上あり得ない」「海外での武器使用は憲法との関係で認められない」という憲法解釈を強引に変更し、「集団的自衛権行使を容認」する閣議決定を行いました。これには多くの識者などからは憲法の基本を次の2つのことで破壊するものとして指摘されています。

その1つは民主主義国の基本である「立憲主義」を否定していることです。憲法を変えるならば国民の意思・投票によって決めることが当然です。にもかかわらず今回は安倍内閣の一存で勝手に解釈を変えることにより、海外で自衛隊が武力行使できる「集団的自衛権」を容認したことです。これはだれが考えても憲法を蔑ろにしたものです。

第2に日本の憲法の大切な原則の1つ、「平和主義」をも足蹴にしたことです。私たち日本国民は先の戦争の反省から「再び戦争をしない、武力行使しない」という憲法9条を大切にし、戦後70年余にわたり海外で武力によって人を殺したことも、殺されることも全くありませんでした。昨年、ノーベル平和賞候補に日本の憲法9条がノミネートされたことは世界でも日本の平和主義が評価されていることの証でもあります。

ところが安倍内閣による閣議決定はこの平和主義をも否定し、自衛隊が海外で米国とともに武力行使できるようにしたことです。その後も「武器輸出3原則」の変更や「日米ガイドライン変更」の中間報告などを見ても日本の安全保障政策を大きく変える方向で進んでいます。

この安倍内閣の閣議決定やそれ以降の強引な政策に対し、国民の怒りは非常に大きくなりましたし、マスコミも批判の論調を強めました。世論調査の結果も安倍内閣の閣議決定に反対の比率が容認の比率を上回っています。山梨県内も例外ではありません。

この集団的自衛権の行使、海外で米国とともに武力行使できる国への具体化は関連する自衛隊法や武力攻撃事態法などのいくつかの法律を「改正」しなければ可能になりません。そこで安倍内閣は今年の通常国会に自衛隊法「改正」法案など関連する法案を提出することを明言しています。この15本以上の法案が通ることによって実際に海外で自衛隊が武力行使することが可能になることになります。

先の大戦は「我が国の自衛」の名のもとに始まり、全国310万人、私たち北杜市でも2000人余という多くの若者が命を落とし、また満蒙開拓の名で中国東北部に移住、沢山の人は帰らぬ人となりました。その反省の上に北杜市でも「非核平和宣言」をしたし、旧8町村でも「平和自治体宣言」をしてきました。私たちは北杜市議会が安倍内閣の7月1日の閣議決定に基づいて今後提出する予定の海外で武力行使を可能にするための「改正」法や一括法などに反対することを要望します。

なお関連する法案には下記のようなものが予想され、個別の法案審議でなく特別委員会設置による一括審議の強行も報道されています。また2015年1月7日付の産経新聞によると「集団的自衛権の行使が必要となる事態を『存立事態』とし、武力攻撃事態対処法や自衛隊法を改正する案を軸に」と記されています。

(参考まで自衛隊法「改正」案、防衛省設置法「改正」案、武力攻撃事態法「改正」案、特定公共施設利用法「改正」案、周辺事態法「改正」案、米軍行動円滑法案、PKO協力法「改

正」案など)

請願事項

自衛隊が海外で武力行使することを可能にするための法「改正」案の提出に反対する意見書を内閣総理大臣と国会衆参両院議長に提出すること。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月13日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時52分

平成 2 7 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 3 日

平成27年第1回北杜市議会定例会（2日目）

平成27年3月13日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 平成26年度北杜市一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第2 | 議案第2号 | 平成26年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議案第3号 | 平成26年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第4号 | 平成26年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第5号 | 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議案第6号 | 平成26年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議案第7号 | 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第8号 | 平成26年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第9号 | 平成26年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成26年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成26年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成26年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成26年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第2号） |

2. 出席議員（19人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原堅志
8番	岡野淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水進
12番	野中真理子	14番	坂本静
16番	保坂多枝子	17番	千野秀一
18番	小尾直知	19番	渡邊英子
20番	内田俊彦	21番	中村隆一
22番	秋山俊和		

3. 欠席議員

15番	中嶋新
-----	-----

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（29人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育次長	浅川一彦	会計管理者	植松広
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	政策秘書課長	丸茂和彦
総務課長	織田光一	企画課長	小松武彦
財政課長	齊藤毅	環境課長	早川昌三
下水道課長	小尾民司		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 坂 本 吉 彦

議 会 書 記 清 水 市 三

〃 田 中 伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は19人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお15番 中嶋新君および清水建設部次長は一身上の都合により本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会 中山宏樹君、報告をお願いいたします。

○9番議員（中山宏樹君）

平成27年第1回峡北地域広域水道企業団議会3月定例会報告書

峡北地域広域水道企業団議会定例会の報告をさせていただきます。

平成27年3月4日 水曜日、午前10時より平成27年第1回峡北地域広域水道企業団議会3月定例会が企業団事務所において開催されました。

今回の出席議員は上村英司議員、岡野淳議員、保坂多枝子議員、内田俊彦議員、中村隆一議員と私の合計6名で、中嶋新議員におかれましては一身上の都合により欠席されました。

今回、企業長から提出された案件は条例案件1件、予算案件2件、議会の同意を要する人事案件1件の計4件でありました。以下、その概要について説明いたします。

まず議案第1号 峡北地域広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、平成26年人事院勧告および山梨県人事委員会の勧告に基づき管理職員特別勤務手当の支給条件の改正を行うため、峡北地域広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するというものでありました。

次に議案第2号 平成26年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正予算は、収益的収支において収入を514万8千円増額し総額14億6,880万9千円とし、支出については149万4千円増額し総額を13億932万3千円とし、資本的収支においては支出を651万1千円減額し、総額3億266万3千円とするものであります。

次に議案第3号 平成27年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計予算についてであります。

平成27年度予算につきましては、3条予算では収益的収入の予定額を14億6,094万2千円とし、これに対して収益的支出の予定額は13億520万6千円となっています。

また4条予算では資本的収入の予定額を3,638万7千円とし、前年度に比較し575万8千円の減額とする一方、建設改良費と企業債元金償還分を合わせた資本的支出の予算額は2億6,379万6千円であり前年度と比較すると4,537万8千円の減額となっています。

最後に同意第1号 峡北地域広域水道企業団監査委員の選任についてであります。

峡北地域広域水道企業団監査委員であった長谷部集監査委員（甲斐市議会）の辞任に伴い、後任の監査委員を選任するため企業長から提出された選任同意案件でありました。

なお、新たに監査委員として選任された者は次のとおりです。

住所 山梨県甲斐市長塚175-2

氏名 五味武彦（甲斐市議会議員）

以上、今回企業長から提出されました議案等につきましては、いずれも原案のとおり可決・同意されました。

以上で峡北地域広域水道企業団議会定例会の報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

ご苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 議案第1号 平成26年度北杜市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第1号 平成26年度北杜市一般会計補正予算書（第7号）をご覧いただきたいと思えます。

1ページをお開きください。

今回の補正によりまして歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億1,659万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を325億2,606万9千円とするものでございます。

8ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正でございます。

追加といたしまして6款農林水産業費、1項農業費、経営体育成支援事業費補助金3億2,900万円は大雪により被災した農産物生産施設等の復旧事業において、全国的なハウス資材の不足等により年度内での事業完了が困難なことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項県営土地改良事業3,036万5千円は、県営土地改良事業6地区におきまして関係機関等との調整に不測の日数を要し、県営事業が繰り越しになることから繰越明許費を設定するものでございます。

次に8款土木費、2項道路橋梁費、市単道路新設改良事業7,007万8千円は市道須玉東向7号線ほか10路線の道路工事におきまして、地権者との立会いや電柱移設等に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項道整備交付金事業2,821万9千円は、市道浅尾新田浅尾線道路工事におきまして、地権者との立会いに不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項社会資本整備総合交付金事業（改築）2,315万5千円は、市道台ヶ原8号線ほか1路線の道路工事におきまして、用地交渉に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項防災・安全社会資本整備交付金事業（交安）１，８２２万２千円は、市道大八田２号線歩道工事ほか２路線におきまして、用地交渉および物件補償交渉に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に１０款教育費、３項中学校費、武川中学校屋内運動場改修事業２６０万３千円は、武川中学校屋内運動場屋根防水工事実施設計業務委託におきまして、学校との日程調整や原因究明の判定に不測の日数を要したことから、繰越明許費を設定するものでございます。

続いて９ページをご覧くださいと思います。

第３表 地方債補正でございます。

まず追加といたしまして、合併特例事業債での整備を予定していた消防ポンプ車整備事業につきまして、合併特例事業債よりも財政的に有利な緊急防災・減災事業債を充当することとし、限度額を７，９４０万円とするものでございます。

次に変更といたしまして、合併特例事業債を２億４，６３０万円減額し限度額を２１億８，８５０万円に、過疎対策事業債を２，０２０万円増額し限度額を３億３，９４０万円とし、臨時財政対策債８億２千万円を全額減額するとともに施設整備事業債を１０万円減額し、限度額を２，２４０万円とし、発行限度額の計を２５億５，４６０万円とするものでございます。

合併特例事業債の減の主なものは、消防ポンプ車整備事業への充当を緊急防災・減災事業債へ変更したことや事業費の確定および不用額の整備に伴う減で、過疎対策事業債の増は国からの追加配分などに伴う補正で主に公共施設の指定管理料に充当するもので、施設整備事業債の減は事業費の確定によるものでございます。

また臨時財政対策債につきましては、今年度の事業に充当する一般財源の総額を市税などの臨時財政対策債以外の財源で確保できる見込みとなったことから、その全額を減額するものですが、交付税措置につきましては本市に配分された発行限度額に基づき行われるものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、恐れ入りますけれども２ページ、３ページにお戻りいただきたいと思います。

はじめに歳入でございます。

１款市税、１項市民税、２項固定資産税、３項軽自動車税、４項市たばこ税、６項入湯税、合わせて４，９５６万円の増額につきましては、決算見込み額による補正でございます。

６款１項地方消費税交付金６千万円の増額は交付金の決定見込み額に伴うものでございます。

９款１項地方特例交付金３７６万３千円の増額は、交付額の決定に伴うものでございます。

１０款１項地方交付税につきましては、普通交付税の増２億６，７５１万２千円および特別交付税の増４億円で補正後の額を１２３億６，７３２万１千円とするものでございます。

１１款１項交通安全対策特別交付金１５０万円の減額は、交付金の決定見込み額に伴うものでございます。

１２款分担金及び負担金、１項分担金１，６５１万円の減額は県営土地改良事業の受益者分担金の減１，５００万円などでございます。

２項負担金５２６万４千円の減額は学校給食費負担金の減６２９万９千円などでございます。

１３款使用料及び手数料、２項手数料１１２万７千円の減額は戸籍手数料の減１００万円などでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金1,271万3千円の増額は児童手当負担金などの児童福祉費負担金が1,204万4千円の減額になりますが、障害者自立支援給付費負担金などの社会福祉負担金は2,035万6千円の増、生活保護費負担金も525万円の増となることなどによるものでございます。

2項国庫補助金2億3,071万9千円の減額は、臨時福祉給付金事業費補助金などの社会福祉費補助金が1億2,984万9千円の減、災害等廃棄物処理事業費補助金などの環境衛生費補助金が5,656万3千円の減額、活力創出基盤整備交付金などの社会資本整備総合交付金が5,867万3千円の減額となることなどによるものでございます。

15款県支出金、1項県負担金848万9千円の増額は社会教育費負担金が2,538万円の減額になりますが、保険基盤安定負担金などの社会福祉負担金が2,952万円の増額、後期高齢者保険基盤安定負担金の増に伴う老人福祉負担金が562万9千円の増額となることなどによるものでございます。

2項県補助金9,578万4千円の減額は、富士の国やまなし観光施設整備費補助金の交付決定に伴い観光費補助金は1千万円の増額となりますが、地域人づくり事業費補助金の減に伴う労働費補助金が4,437万8千円の減額、青年就農給付金などの農業費補助金が4,652万6千円の減額となることなどによるものでございます。

3項県委託金1,193万8千円の増額は、移譲事務委託金などの総務管理費委託金が507万8千円の増額、県民税徴収取扱費交付金の増に伴う徴税費委託金が700万円の増額となることなどによるものでございます。

16款財産収入、1項財産運用収入120万8千円の増額は財政調整基金ほか10基金の利子の確定に伴うものでございます。

2項財産売払収入861万9千円の増額は、不動産売払収入でございます。

17款1項寄附金1億4,817万7千円の増額は、個人や企業からの指定寄附金などでございます。

18款繰入金、1項特別会計繰入金1,062万2千円の増額は土地開発事業特別会計繰入金でございます。

2項基金繰入金1,349万円の減額は、里山整備事業などに充当する環境保全基金繰入金623万6千円の減額、公共施設の指定管理料などに充当する過疎地域自立促進基金繰入金600万円の減額などでございます。

19款1項繰越金12億4,902万2千円の増額は、決算剰余金の確定に伴うものでございます。

次に4ページをお願いいたします。

20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料780万円の増額は市税の滞納金でございます。

3項貸付金元利収入2千万円の増額は、地域総合整備資金貸付金元金償還収入でございます。

5項雑入1,089万4千円の減額は、雪害にかかる建物災害共済の保険金の額の確定による雑入の減などでございます。

21款1項市債9億6,680万円の減額は、消防ポンプ車整備事業への充当を緊急防災・減災事業債へ変更したことや事業費の確定に伴い、合併特例事業債を2億4,630万円減額し、国からの追加配分などに伴い過疎対策事業債を2,020万円増額し、臨時財政対策債を発行しなくても財減が確保できることから8億2千万円の全額を減額し、消防ポンプ車整備事

業の財源とするため、緊急防災・減災事業債を7,940万円増額するものでございます。

次に5ページの歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費6,576万6千円の減額は市民バス運行費や情報制作費の減および各総合支所経費の不用額の整備などに伴う補正でございます。

4項選挙費1,293万8千円の減額は、農業委員会委員選挙費の不用額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費5,147万8千円の減額は障害者自立支援費が増となる一方で、事業費の確定に伴う臨時福祉給付金事業費の減および老人ホーム入所措置事業費の減となったことなどによるものでございます。

2項児童福祉費8,510万4千円の増額は、児童措置費として児童手当支給費が減となったことや保育所費の不要額の整理などに伴う補正でございます。

3項生活保護費689万5千円の増額は、生活保護者の医療扶助費等の増によるものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費1億6,570万1千円の減額は雪害に対する災害等廃棄物処理事業費の額の確定に伴う環境衛生事業費の減、風疹予防接種などの感染症予防事業費の実績に伴う減および簡易水道事業特別会計繰出金の減などによるものでございます。

5款労働費、1項労働諸費1,275万9千円の減額は県支出金の交付額の確定に伴う地域人づくり事業費の減によるものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費1億247万2千円の減額は県支出金の内示に伴い、水田農業構造改革対策事業費が増となる一方で、雪害に対する経営体育成支援事業費補助金や青年就農給付金の額の確定に伴う農業振興費の減によるものなどでございます。

2項林業費557万2千円の減額は、里山整備事業の事業費確定に伴う林業振興事業費の減などによるものでございます。

6ページをお開きください。

7款1項商工費1,247万3千円の減額は、県支出金の交付額の確定に伴う八ヶ岳観光圏人づくり事業費の減などによるものでございます。

8款土木費、1項土木管理費396万3千円の減額は職員給与費の確定に伴う土木総務費の不用額の整理に伴う補正でございます。

2項道路橋梁費1億3,392万3千円の減額は、事業費の確定に伴う道路維持補修費および交付金道路新設改良費の減によるものでございます。

4項住宅費8,338万7千円の減額は、子育て支援住宅整備事業費の確定に伴う住宅建設費の減などによるものでございます。

5項都市計画費2,618万4千円の減額は、下水道事業特別会計繰出金の減などによるものでございます。

9款1項消防費2,137万5千円の減額は、入札差金などによる消防団活動費および防災対策費の減などによるものでございます。

10款教育費、1項教育総務費555万2千円の減額は、事業費の確定に伴う教育推進事業費の減などによるものでございます。

2項小学校費1,829万7千円の減額は、入札差金などによる小学校スクールバス運行経費および小学校施設整備費の減などによるものでございます。

3項中学校費165万9千円の減額は、入札差金などによる中学校スクールバス運行経費の減などによるものでございます。

4項社会教育費5,856万3千円の減額は職員給与費の確定に伴う生涯学習推進費の不用額の整理や埋蔵文化財調査事業費の確定に伴う文化財保護費の減などによるものでございます。

5項保健体育費1,819万6千円の減額は、施設整備工事費の確定に伴う体育施設費の減および各給食センター費の不用額の積み上げなどでございます。

6項高等学校費332万円の減額は甲陵高等学校費の事業費確定に伴う不用額でございます。

12款1項公債費765万2千円の増額は、借受事業者からの申し出による地域総合整備資金貸付金の繰上償還利子に伴う元金の増および市債借入額の確定に伴う償還利子の減でございます。

続きまして7ページをご覧くださいと思います。

13款諸支出金、2項基金費17億9,214万3千円の増額は繰上償還の財源とするための減債基金の積み立てが14億7,999万7千円の増、公共施設整備等の財源とするための公共施設整備基金への積み立てが2億1,236万6千円の増、芸術文化スポーツ振興基金への寄附金などの積み立てが347万4千円の増、環境保全基金では寄附金等の減で517万1千円の減、個人からの指定寄附金等を積み立てるまちづくり振興基金積立金が1億82万8千円の増などとなったものでございます。

先ほど、申し訳ありません、訂正を1点お願いしたいと思います。

3款民生費、2項児童福祉費8,510万4千円の説明のときに増額というふうに読みましたけども、正しくは減額ということで訂正をさせていただきたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第1号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに、原案に反対の発言を許します。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

議案第1号 平成26年度北杜市一般会計補正予算書（第7号）について、反対討論を行い

ます。

勤労者の所得は伸びず年金生活の高齢者は年金削減、消費税増税で生活は大変です。そんなとき平成26年度決算剰余金12億4,902万2千円を含む14億7,999万7千円が減債基金に積み立てられ、平成27年度の繰上償還に使われます。この一部、約3千万円を使えば中学3年生までの医療費窓口無料化ができます。また高すぎる国保料の1世帯1万円の引き下げに約9千万円、住宅リフォーム助成制度の創設など市民の暮らし・福祉のために使うお金ができます。

以上を述べて反対討論とします。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

平成26年度北杜市議会一般会計の補正予算案（第7号）に賛成の立場で討論いたします。

合併から10年、大きな節目の年を迎えまして町村民であった北杜市民の中には、今しっかりと市民としての意識、北杜をふるさとと思う愛着と誇りが醸成されてきました。

合併当初、想定を絶する財政状況に市が破綻するという危機感の中、市民等しく財政の健全化を願い大きな理解とご協力のもと再建が進められてきました。時には痛みも伴いましたが、着実な改善策が功を奏し国からも高い評価を受けるほどの驚異的な成果を示す一方、市内外からの本市に対する認知度、好感度も飛躍的に向上し、先般の移り住んでみたい県・市にランキングされ、誠に喜ばしい限りでありました。一市民といたしましても、まさに住んで誇れるふさと北杜の立ち姿が見えてきたような気がいたします。

そんな中、10年の締めくくりの本予算、まさに明日を見据えて基金に積み立てがなされたものであります。特に今後の地方交付税の削減に備え、まだまだ多い市債残高の計画的削減のために減債基金積み立て14億7,999万7千円をしっかりと積み立て、今後ますます増えるであろう数多くの公共施設の整備基金に2億1,236万6千円、まちづくり振興基金にも1億円余を積み立てています。今後の市政執行に支障を来たすことのないよう、地方再生の流れの中で北杜の将来を見据えた堅実な予算であると評価し、賛成討論といたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第2 議案第2号 平成26年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第3 議案第3号 平成26年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第4号 平成26年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）

の3件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

それでははじめに議案第2号 平成26年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）をご覧いただきたいと思います。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,849万円を減額し、歳入歳出それぞれ64億6,302万円とするものでございます。

今回の補正は事業費の確定に伴うものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正です。はじめに歳入でございます。

1款1項国民健康保険税5,950万2千円の減額ですけども、決算見込みに基づく減額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金1億208万6千円の減額は療養給付費等国庫負担金の確定に伴う減額になります。

3款2項国庫補助金7,391万円の減額は普通調整交付金、特別調整交付金の確定によるものです。

4款1項療養給付費等交付金8,422万7千円の減額は、現年分交付金の確定によるものです。

5款1項前期高齢者交付金1億1,716万3千円の増額は額の確定によるものです。

6款県支出金、1項県負担金286万1千円の減額は高額医療費共同事業負担金の確定によるものです。

6款2項県補助金5,921万2千円の減額は調整交付金の確定によるものです。

7款1項共同事業交付金1,957万8千円の減額は、高額医療費共同事業交付金および保険財政共同安定化事業交付金の確定によるものです。

9款繰入金、1項他会計繰入金6,649万9千円の増額は保険税軽減に対する保険基盤安定繰入金をはじめ財政安定化支援事業繰入金、乳幼児医療等対策事業費繰入金などの事業費の確定に伴う増額分です。

10款1項繰越金1億8,922万4千円は、25年度繰越金を全額充当するものでございます。

次に歳出でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費6,765万円の減額は退職被保険者等療養給付費の確定によるものです。

7款1項共同事業拠出金4千万円の減額は、保険財政共同安定化事業拠出金の確定によるものです。

9款1項基金積立金7,300万円の増額は25年度剰余金の積み立てになります。

11款諸支出金、3項繰出金616万円の増額は塩川病院および甲陽病院の医療機器整備等に対する国からの特別調整交付金を病院事業特別会計に繰り出すものでございます。

続きまして議案第3号 平成26年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）をご覧いただきたいと思います。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万円を追加し、歳入歳出それぞれ5億4,101万3千円とするものでございます。

今回の補正は事業費の確定に伴うものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正です。はじめに歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料531万3千円の減額は、特別徴収および普通徴収保険料の決算見込みに基づく減額になります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金500万7千円の増額は広域連合への共回事務費および保険基盤安定繰入金の確定によるものです。

4款1項繰越金116万3千円の増額は、25年度繰越金を全額充当するものです。

次に歳出でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金93万6千円の増額は、後期高齢者医療保険料の納付金および事務費の確定によるものです。

続きまして議案第4号 平成26年度北杜市介護保険特別会計補正予算書（第3号）をご覧いただきたいと思います。

予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,937万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ39億690万3千円とするものでございます。

今回の補正は事業費の確定に伴うものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正です。はじめに歳入でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金154万9千円の増額は介護保険事業費補助金の確定によるものです。

4款1項支払基金交付金479万9千円の増額は、過年度分の介護給付費交付金および地域支援事業交付金の確定によるものです。

7款繰入金、1項一般会計繰入金539万1千円の減額は事業費確定に伴う減額です。

8款1項繰越金4,839万9千円の増額は、25年度繰越金を全額充当するものでございます。

次に歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費254万2千円の減額は職員給与費の確定に伴うものです。

1款3項介護認定審査会費130万円の減額は、介護認定審査会経費の確定に伴うものでございます。

6款1項基金積立金5,321万3千円の増額は、事業費確定に伴う剰余金を基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第4号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第4号までの3件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第2号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第3号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第4号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第5 議案第5号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第6号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第7号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）および

日程第8 議案第8号 平成26年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）

の以上4件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

それでははじめに議案第5号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,232万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億5,691万円とするものであります。

2ページをお開きください。

はじめに歳入であります。

1款使用料及び手数料、1項使用料3,910万3千円の減額であります。主な要因は現年度分水道使用料の減であります。

次に5款1項繰入金1,450万9千円の減額補正であります。これは県関係補償工事確定に伴うものなどであります。

次に6款1項繰越金5,707万1千円の増額であります。25年度決算による繰越金であります。

続いて7款諸収入、3項雑入1,578万円の減額であります。主に県関係の工事補償費確定によるものであります。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

1款水道管理費、1項総務管理費1,085万6千円の減額であります。これは職員給与費の減額補正であります。

次に2款水道施設整備費、1項水道施設建設費2,338万円の減額であります。主な内容ですが県関係補償工事確定に伴うものであります。

続きまして4款諸支出金、1項基金積立金2,233万8千円の増額補正ですが、地方財政法剰余金の取り扱いにより積み立てたものであります。

続きまして議案第6号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正によりまして歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,143万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を26億673万4千円とするものであります。

4ページをお願いします。

第2表 繰越明許費でございます。

2款1項事業費、事業名 公共下水道整備事業782万円は北杜市下水道事業アクションプラン策定業務委託において事前の調整や内容検討に不測の日数を要し、年度内の事業完了が見込めないため繰越明許費を設定するものであります。

次に第3表 地方債補正でございます。

これは下水道事業債の借入限度額5億8,130万円を1,330万円減額し、限度額を5億6,800万円に定めるものであります。

2ページにお戻りください。

第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

はじめに歳入であります。6款1項の繰入金は人件費や施設管理費の不用額および事業費の確定により1,728万5千円の減額であります。

次に7款1項繰越金は額の確定により914万7千円を追加するものであります。

次に9款1項市債は事業費の確定により1,330万円の減額であります。

3ページの歳出でございます。

1款1項の総務管理費は282万2千円の減額ですが、これは事業費の確定により減額するもののほか消費税の中間納付分378万1千円の増額をお願いするものであります。

次に2款1項の事業費ですが、これは工事費等の確定により1,861万6千円の減額であります。

下水道事業特別会計補正予算については以上でございます。

続きまして議案第7号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正によりまして歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,325万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億7,405万円とするものであります。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算の補正でございます。歳入の主なものについて説明いたします。

2款1項の使用料は使用料の減により228万7千円の減であります。

6款1項の繰入金は施設管理費の不用額および事業費の確定により1,116万6千円の減額であります。

次に7款1項の繰越金は、額の確定により446万6千円を追加するものであります。

次に8款1項の雑入は、県道および市道の整備にかかる事業費の確定により417万2千円の減となるものであります。

3ページをお願いいたします。

歳出ですが1款1項の総務管理費は施設管理費、施設管理委託料の確定により275万7千円の減となるものであります。

2款1項の事業費は、県道および市道の整備にかかる事業費の確定に伴う委託料や工事費の減額により1,050万2千円の減となるものであります。

農業集落排水事業特別会計については以上でございます。

続きまして議案第8号 平成26年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正によりまして歳入歳出予算の総額にそれぞれ1, 583万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2, 167万5千円とするものであります。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算の補正でございますが、はじめに歳入であります。

7款1項繰越金1, 582万4千円は平成25年度からの繰越金であります。

3ページの歳出でございます。

4款諸支出金、1項基金積立金ですが1, 583万2千円を追加し、総額8, 375万4千円とするものであります。

以上が北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。

以上4議案、よろしくご審議の上ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第8号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号から議案第8号までの4件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第6号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第7号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第8号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第9 議案第9号 平成26年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)および

日程第10 議案第10号 平成26年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)

の2件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

平井市民部長。

○市民部長(平井光君)

それでははじめに議案第9号 平成26年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算書(第1号)を
ご覧いただきたいと思います。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ888万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,981万6千円とするものです。

今回の補正は事業費確定に伴う剰余金を基金に積み立てるものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正です。はじめに歳入になります。

5款1項繰越金869万7千円は25年度繰越金を全額充当するものです。

次に歳出でございます。

3款諸支出金、1項基金積立金888万8千円は事業費確定に伴う剰余金を財政調整基金に
積み立てるものです。

続きまして議案第10号 平成26年度北杜市白州診療所特別会計補正予算書(第1号)を
ご覧いただきたいと思います。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ824万8千円を減額し、歳入歳出それぞれ1億
982万3千円とするものです。

今回の補正は事業費確定に伴うものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表 歳入歳出補正予算です。はじめに歳入になります。

1款診療収入、1項外来収入379万8千円の減額は見込み患者数の減少に伴う減額になります。

5款1項繰越金476万円の減額は25年度繰越金の実績に伴う減額です。

次に歳出でございます。

2款1項医業費824万8千円の減額は事業費確定に伴う減額になります。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号および議案第10号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号および議案第10号の2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第9号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第10号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第11 議案第11号 平成26年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

議案第11号 平成26年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額にそれぞれ1,051万9千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1,085万円とするものであります。

1枚おめくりいただきまして2ページ、3ページをお願いいたします。

1款財産収入、1項財産売払収入1,062万2千円の増額につきましては、みずきタウン2区画の売払収入であります。

続きまして歳出であります。

1款土地開発費、1項土地開発事業費1,051万9千円の追加につきましては、売払収入の同額を一般会計へ繰り出すものであります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第11号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第12 議案第12号 平成26年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

五味明野総合支所長。

○明野総合支所長（五味正君）

議案第12号 平成26年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

今回の補正は財源更正を行うもので、歳入歳出予算の総額に増減はございません。

2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入でございますが3款繰越金、1項朝神財産区繰越金は繰越金額の確定により324万5千円、増額するものでございます。

次に5款繰入金、1項朝神財産区繰入金は繰越金等の増額に伴い基金繰入金を380万4千円、減額するものでございます。

歳出については補正はございません。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第12号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第13 議案第13号 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

横森須玉総合支所長。

○須玉総合支所長(横森弘一君)

議案第13号 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算書(第3号)について、説明いたします。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ444万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,733万8千円とするものであります。

歳入歳出について説明いたします。

2ページ、3ページをご覧ください。

歳入、4款諸収入、6項江草財産区諸収入、補正額444万7千円。山梨県恩賜県有財産管理条例に基づく分収金を雑入に歳入増額するものであります。

歳出、6款江草財産区、1項管理費、補正額444万7千円。管理基金積立金とするものであります。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第13号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第14 議案第14号 平成26年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

五味明野総合支所長。

○明野総合支所長(五味正君)

議案第14号 平成26年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ206万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,748万2千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入でございますが3款繰入金、1項基金繰入金は事業費の確定に伴い運営調整基金繰入金を2,052万円減額するものでございます。

次に4款繰越金、1項繰越金は繰越金額の確定によりまして1,845万9千円の増額をするものでございます。

次に歳出でございますが3款事業費、1項計画調査費は工事費の額の確定に伴い206万1千円減額するものでございます。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第14号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月17日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時09分

平成 2 7 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 7 日

平成27年第1回北杜市議会定例会（3日目）

平成27年3月17日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

市民フォーラム 野中真理子君
公明党 小尾直知君
日本共産党 中村隆一君
北杜クラブ 中山宏樹君
ほくと未来 上村英司君
明政クラブ 保坂多枝子君
市民の声 齊藤功文君

2. 出席議員（18人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原 堅志
8番	岡野 淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水 進
12番	野中真理子	14番	坂本 静
16番	保坂多枝子	17番	千野秀一
18番	小尾直知	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3. 欠席議員

15番	中嶋 新	19番	渡邊英子
-----	------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（42人）

市長	白倉 政司	副市長	大芝 正和
総務部長	伊藤 勝美	企画部長	菊原 忍
市民部長	平井 光	福祉部長	茅野 臣恵
生活環境部長	名取 文昭	産業観光部長	田中 幸男
建設部長	神宮 司浩	教育長	藤森 顕治
教育次長	浅川 一彦	会計管理者	植松 広
監査委員事務局長	長坂 隆弘	農業委員会事務局長	小石 正仁
明野総合支所長	五味 正	須玉総合支所長	横森 弘一
高根総合支所長	梶村 宗弘	長坂総合支所長	武井 武文
大泉総合支所長	浅川 正人	小淵沢総合支所長	高橋 一成
白州総合支所長	赤羽 久	武川総合支所長	秋山 広志
産業観光部次長	濱井 和博	建設部次長	清水 宏
政策秘書課長	丸茂 和彦	総務課長	織田 光一
地域課長	仲嶋 敏光	地域課防災指導監	花輪 栄一
企画課長	小松 武彦	財政課長	斉藤 毅
保健指導監	三井 ひろみ	健康増進課企画予防担当リーダー	長田 恵美子
福祉課長	中山 雅史	子育て支援課長	清水 永一
環境課長	早川 昌三	農政課長	小澤 隆二
林政課長	手塚 清作	観光・商工課長	清水 博樹
食と農の杜づくり課長	伴野 法子	まちづくり推進課長	坂本 孝典
道路河川課長	土屋 裕	教育総務課長	井出 良司

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 坂本 吉彦
 議会書記 清水 市三
 // 田中 伸

開議 午前10時00分

○副議長（坂本静君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は18名であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお議長 渡邊英子君は遅参する旨、また15番 中嶋新君は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○副議長（坂本静君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には7会派すべてから会派代表質問の発言通告がありました。

ここで各会派の質問順序および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせします。

1番 市民フォーラム、30分。2番 公明党、30分。3番 日本共産党、30分。4番 北杜クラブ、75分。5番 ほくと未来、60分。6番 明政クラブ、45分、7番 市民の声、30分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、12番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

これから市民フォーラム代表質問を行います。市民フォーラムは代表を務めていた篠原眞清氏が2月20日に議員辞職をしたことに伴い岡野淳議員と私、野中の2人会派となり、私が代表を務めることになりました。第1期目からの市民フォーラムの立ち位置を踏襲し、市民の皆さまのご意見を広く伺い、北杜市の未来を考え執行と両輪としての議会、また求められる議会と執行との緊張関係の中で、よりよい北杜市政のあり方を追及してまいりたいと存じます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

通告いたしましたとおり、本定例会の市民フォーラム代表質問は大きく3項目です。最初は北杜市の強みと弱みについてです。

この質問は大項目2とも深く関連するものですが、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略において各地方公共団体はデータ分析を行い各地域の強み、弱みなどの特性に即した地域課題等を踏まえ、地方版総合戦略を策定することが求められており、強みと弱みの分析が非常に重要なこととなっております。しかしこのことによらずとも行政運営をしていく上で、また予算編成の上でこの強みと弱みの分析は基本とも言えるもので、ここで市長に伺いたいと思います。

まず市長が考える北杜市の強みは何でしょうか。また弱みは何でしょうか。強みをどのように生かすのか。またそれが市民生活にどのように反映されるのか伺います。さらに弱みをいかに克服するかについても伺いたいと思います。

平成27年度当初予算については重点的かつ効率的予算配分に努めたとありますが、強みを生かすと弱みを克服するの観点からいくつかの例を挙げて説明していただきたいと思います。

次の項目は、北杜市総合戦略と北杜市定住促進計画に関連したものです。これは市長が本例会会の所信で本年度策定した定住促進計画の基本施策と情報発信、連携の施策を基本に北杜市総合戦略を策定すると述べられましたので、総合戦略と定住促進計画を関連付けて質問するものです。なお、この項目には通告のタイトルにもあるように地上設置型太陽光発電設備の問題も含めております。

まず国が整備する地方経済分析システムにより、さまざまなデータを得ることが可能になりますが、定住促進のためにどのようなデータを収集、分析を考えているのでしょうか。また人口流出入等に関して、どの程度のデータが入手可能なのでしょうか。

2. 北杜市は恵まれた自然環境と首都圏からの近さが魅力であり、移住希望先としても非常に人気が高いところです。また定住促進にはまず北杜市を知ってもらう、訪ねてもらうことが必要で観光施策の推進が重要と市の計画でも考えられています。しかし北杜市の素晴らしい景観を求めて移住してきた人や観光客が、目の前に迫る太陽光パネルにがっかりしたという話を多数聞いております。定住促進や観光施策の推進に地上設置型太陽光発電設備、太陽光パネルの乱立はマイナス要因となっていますが、市はこの現状をどのように考えているのでしょうか。

3. 北杜市としての地方創生、ふるさとづくりの根幹に景観という概念は欠かせないと考えております。北杜市景観条例の目的と理念に沿ったふるさとづくりを前面に押し出し、新しい問題である地上設置型太陽光発電設備についても、北杜市景観条例の中に位置づけることが必要と考えますが市長はどのようにお考えでしょうか。

4. 定住促進計画にある施策の取り組み方針の1つに、より利用しやすい公共交通体系を構築するとあります。定住促進計画を基本に総合戦略を策定するとのことですが、方針のみの定住促進計画からどの程度、具体的施策を盛り込んで総合戦略を策定するのか。公共交通体系の構築を例に示していただきたいと思います。

5. 市としての情報発信とその内容が非常に重要ですが、具体的にはどのようなことを考えているのでしょうか。また移住後のトラブル防止のためにも行政区への加入等については転入手続き時の窓口対応が鍵ともいえますが、市としての方針を伺います。

大項目の3点目は子ども・子育て支援です。

1つ目として北杜市子ども・子育て支援事業計画の策定が進められていますが、定住促進計画の中で北杜市の恵まれた自然環境の中での子育てが魅力として語られているのに対し、子ども・子育て支援事業計画には恵まれた自然環境を生かした北杜市ならではの事業が見当たりません。北杜市の魅力を生かす子ども・子育て支援が必要と思いますが市長のお考えを伺います。

2つ目として、平成27年度の保育園の入園希望動向について伺います。

3つ目、認定子ども園を設置する考えはあるのでしょうか伺います。

4つ目、平成27年度新規事業である子育て世代包括支援センターの内容はどのようなものなのでしょうか。

5つ目として、アンケート調査によると子どもが安心して遊べる公園を求める声が多数あったことですが市としてはこの設置希望や公園についてどのように考えているのでしょうか。

6番目として、市長所信で休園する保育園を活用して病児・病後児保育等、子育て支援事業

を考える旨の表明がありました。しかし病児・病後児保育事業のあり方や経費について、どのようにお考えなのか、ここで伺いたいと思います。

質問は以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

北杜市の強みと弱みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに北杜市の強み、弱みは何かについてであります。

定住促進計画の策定に当たり、市民アンケートや子育て世代のグループインタビュー等、意向調査を実施したところ、日照時間の多さや豊かで清らかな水などの恵まれた自然環境と首都圏からのアクセスの良さ、子育て環境についても食育ができる環境が整っていることなど強みであるとの結果でありました。

またNPO法人ふるさと回帰支援センターの調べからも移住希望地域で山梨県が第1位となり、中でも北杜市は非常に人気の高い地域となっております。長い歴史の中で培ってきた豊かな県民性もあります。

一方で首都圏在住者を対象とした調査における市の認知度は45%程度であること、また医療機関の少なさが弱みであります。

次に強みをどのように生かし、反映するかについてであります。

強みを生かすためには、積極的に市の情報発信していくことが重要と考えております。北杜市を訪れた経験が強い移住意向につながることから、観光等を通じて強みである豊かな自然環境を体験し住んでみたいまちと感じていただくとともに、多くの人に北杜市が第2のふるさとと思っていだけよう施策を進めてまいります。

また、恵まれた自然環境で子育てしたいとのニーズもあり、子育て環境として恵まれている点もPRしてまいりたいと考えております。

次に、弱みをいかに克服するかについてであります。

子育て世代は産婦人科がないことなどに不安を感じており、特に県外からの移住者で親などの頼れる存在がいない世帯で、不安を強く感じていることが分かっております。その克服のために新たに子育て世代包括支援センターを設置し、産前産後の支援を行うとともに婦人科の設置や小児科等の事業支援をしてまいりたいと考えております。

次に、平成27年度当初予算における重点的かつ効率的な予算配分についてであります。

平成27年度当初予算編成において、重点的かつ効率的な予算配分を行った主な事業のうち強みを生かすという観点でみると、恵まれた自然環境の中で特色ある農業・農村づくりを促進するための地域おこし協力隊の隊員拡充事業や貴重な自然環境を次世代に引き継ぎ、守り続けるための南アルプスユネスコエコパークPR事業があります。

さらに全力を挙げて取り組むこととしている人口減少、少子化対策としての子育て世代包括支援センター設置事業、子育て支援住宅整備事業、学校給食賄い材料費助成事業や小中学校へのタブレットパソコン等導入事業、また雇用機会の創設や定住促進が見込める産業立地事業費助成金などがあります。

従来からさまざまな面で子育て支援策を展開してきているところですが、本市の強みの1つであると捉えており、それに加え平成27年度当初予算において子育て世代を支援する事業に重点的な予算配分を行うことで人口減少克服・地方創生に積極的に取り組み、このことが結果として、本市の強みを生かすことにつながるのではないかと考えております。

一方、定住促進計画においては本市の情報発信力が弱いことが課題であると捉えており、ICT等を活用した情報発信施策に取り組むこととし、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して、補正予算で積極的に対応していくこととしております。

また、本市においては財政の健全化が大きな課題の1つであることから基金財源を活用して過去最大規模となる23億5千万円にのぼる市債の繰上償還を行うこととしており、交付税の段階的縮減を見据えた財政健全化への取り組みをより一層進めることとしております。このことはある意味では、弱みを克服する取り組みに当たるのではないかと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○副議長（坂本静君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えをいたします。

行政区への加入の窓口対応についてであります。

市では行政区加入について、市ホームページへ掲載するとともに平成24年度から転入手続きの窓口において行政区加入案内を配布し、行政区への加入を促しております。

また転入者の行政区加入については、受け入れに対する理解も必要なことから各行政区長会において加入の協力をお願いしているところであります。

以上です。

○副議長（坂本静君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

北杜市総合戦略と北杜市定住促進計画の関連についていくつかご質問をいただいております。

はじめに、国が整備する地域経済分析システムのデータについてであります。

国は地方自治体が地方版総合戦略を立案する際に必要となる地域経済循環、財政、産業、観光、消費、農業、医療福祉、教育など幅広いデータを整備し、本年4月から公開することとしているため、現在データの活用ができるよう手続きを進めているところであります。

また人口の現状分析をはじめ転入・転出状況の分析、雇用や就労に関する分析などに必要なデータを収集できると考えております。

転入・転出データに関しては本市からどこの市町村に流出しているか、またどこの市町村から流入しているかを知ることができることとなっているため、効果的な流出防止対策や流入促進策の検討に生かしてまいりたいと考えております。

次に、総合戦略に盛り込む公共交通施策についてであります。

総合戦略に盛り込む内容については、市民をはじめ産・官・学・金・労・言などで構成する有識者会議で方向性や具体案を検討するなどして、広く関係者の意見を反映してまいりたいと考えております。総合戦略には数値目標の設定が求められていることから、公共交通施策にお

いても有識者会議で検討していくこととしております。

次に、情報発信についてであります。

市の認知度を高めることは非常に重要であり、定住促進計画でも共通施策として位置付け、市ホームページによる移住希望者向けの情報発信やスマートフォン用サイトの構築などを行い情報発信媒体の充実を図っていくこととしております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

子育て世代包括支援センターについてであります。

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や子育てに関する相談に対応するとともに安心して妊娠、出産、子育てができるよう保健師による妊婦への支援プランを作成する母子コーディネート事業、助産師によるベビーマッサージ、セルフケア体操などの各種教室を行う産前・産後サポート事業、母と子に日中ゆっくり休んでもらう産後ケア事業を行い、きめ細かな切れ目のない支援を行います。これらの事業は本年度、国の妊娠・出産支援モデル事業として取り組んでいるところであります。

今後も国の助成を活用しながら保健師、助産師等によりワンストップ体制で相談等に当たってまいります。

以上でございます。

○副議長（坂本静君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の魅力を生かした支援についてであります。

北杜市は豊かな自然環境に恵まれており、日々の生活の中で刻々と変わる四季の移ろいを感じることができます。これは都会にはない大きな資源であると考えております。市ではこの資源を生かし情緒豊かな子どもの育成に寄与するため、原っぱ教育、食育等を行っているところであります。

市立保育園においてはこれまでも周辺の自然に触れる体験、自然を体感できる園外保育も行っておりますので、これらの事業を北杜市子ども・子育て支援事業計画の基本方針の1つである明るい声が響くまちの施策として、さらなる推進を図ってまいります。

次に、保育園入園希望の動向についてであります。

本年4月からの北杜市立および私立保育園への入園希望者数は定員1,500名に対し、現段階では1,149名で前年度と比較すると18名の増となっており、3歳未満児の入園希望も多い状況にあります。

このことは働きながら子育てをする家庭への支援に重点を置いた保育料の第2子以降無料化や入園要件の緩和等が大きな要因であると思われます。

次に、認定こども園の設置についてであります。

認定こども園の設置については、昨年度実施した子育て支援ニーズ調査において就学前児童の保護者から要望がありました。このことから北杜市子ども・子育て会議のご意見を伺いながら既存市立保育園を保育園型認定こども園に整備したいと考えております。

次に、子どもが安心して遊べる公園についてであります。

現在、市内にはオオムラサキ自然公園や南八ヶ岳花の森公園、花パークフィオーレ小淵沢、名水公園等があるが、三分一湧水公園等がありますが、これらの施設を有効活用することにより子どもたちが積極的に豊かな自然と触れ合い、安全に生き生きと遊ぶことができる場所として施設の充実を検討してまいりたいと考えております。

次に、病児・病後児保育についてであります。

病児・病後児保育については医療機関が近隣にあることが必要のことから、休園を予定している長坂保育園秋田分園を活用してまいりたいと考えておりますが、運営方法や施設の整備、看護師等の人材の確保、利用料等については今後、北杜市子ども・子育て会議のご意見を伺いながら検討してまいります。

○副議長（坂本静君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

北杜市総合戦略と北杜市定住促進計画に関連して、地上設置型太陽光発電設備についていくつかご質問をいただいております。

はじめに、定住促進や観光推進への太陽光発電設備の影響についてであります。

地上設置型太陽光発電設備は設置そのものを規制する法律がない状況の中、各法令において規制を行っております。経済産業省において設備認定されている事業については、全容の把握と景観も含めた地区、住民との調和を目的に制定した北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱に基づいた事業実施を事業者へ依頼しており、自然エネルギーと環境の調和を進めているところであります。

次に、太陽光発電設備を景観条例に位置づけることについてであります。

昨年9月に施行した北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱は届け出書の提出や留意事項、事業者等の責務を定めていることから、他市町村で施行されている景観に関する条例または要綱に遜色ないものと考えており、景観条例に位置づけることは必要ないと考えております。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

まず1問目の、北杜市の強みと弱みについてのご答弁を聞いて再質問をします。

今のご答弁を伺いますと、今は本当に外にばかり目が向いている、子育て世代をいかに呼び込むかということに目を向けている、それは非常に大事なことはあると思いますけれども、ここに住んでいる私たち市民をどうするか、どのようにより良くしていくかという視点は必ず必要でして、特に弱みというところで市長は北杜市の認知度が低いとか医療機関の脆弱さ、そこ

は今の市民にも非常に関係があるところですけども、当然、北杜市の弱みの中でこの広大な面積による行政効率の悪さや公共交通のあり方とかが市長の口から出ると私は思っていたんですけども、そのへんについてのお考えをまず伺いたと思います。

○副議長（坂本静君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

野中議員の再質問にお答えいたします。

外に目を向けている傾向が強いということですけども、当然私どもは市民を対象に行政を運営しております。またその中で先ほど答弁にもございましたけども、弱みが医療機関とか公共交通とか情報発信の弱さとかというのがありますけども、行政効率につきましてはこういった広大な面積を持っておりますので、多少行政コストはほかの類似団体等に比較しますと高いものであります。ただ、そうは言いましてもその中で解消すべきものは、先ほど議員おっしゃったように公共交通、これらは重点的な項目と捉えておりますので、今後策定いたします北杜市総合戦略にも盛り込むことがもしできるようであれば、当然盛り込むというふうに考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

今、盛り込むことができればということでおっしゃいましたけども、市長の所信表明の中にもその地方創生ふるさとづくり、北杜市のふるさとづくりの中でこの総合戦略は北杜市が抱える諸課題への課題において最大のチャンスだと言っているわけです。ここでやはり北杜市としての一番の弱みであるこの行政効率の悪さや公共交通をどうするかという問題は、メインに掲げてもいいぐらいのことだと思いますが、そのへんのご答弁をお願いいたします。

○副議長（坂本静君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

野中議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどから出ておりますように行政効率の悪さ、また公共交通の問題、これにつきましては今後、設置いたします有識者会議等で中身について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは、2項目めの総合戦略と定住促進計画に関連したことを伺います。いくつかの課にまたがりますけれどもよろしく願いいたします。

まず最初にデータの分析をこれから行うということですけども、今、人口流入入の分析で、やはりどういう世代が動いているのかというのは細かく調べなければいけないことではないか。実際にメインターゲットが子育て世代であることは分かります。でも実際に入ってくる、例えば定年退職後の方たちがどのくらいいるのか。その方たちをどのようにするのかということを

データ上で分析し、それが例えば定年退職後の数字が大きければ今の戦略をどうにかするとか、そういうことはお考えなのかどうかということをもっと伺いたいと思います。

次は太陽光パネルの問題ですけれども、北杜市というのは素晴らしい景観だということで観光客の方も、それから移住してくる方もいらっしゃるわけです。太陽光のパネルが目の前にあったりすると土地は売れない。そのように不動産業者の方ははっきりと言われています。こういう状況の中で、その太陽光パネルが今のままでいいのか。今のご答弁では要綱があるからいいということをおっしゃいましたが、要綱は太陽光パネルの導入、要するに促進を図るためのものです。一方、景観条例というのは北杜市の大切な景観を守りながら、さらにそれを大切にしていこうという明確な目的があって目的がまったく違うものです。ですから北杜市にとって大事なものは、その景観を大事にする。それを根幹に据えた上で定住促進計画や観光施策もなければいけないのではないのかというのが強い思いです。景観条例の中で求められていることは、例えば道路からの後退距離であるとか、それから少し視線が隠れるように植栽を植えるとかそういうことです。実際に県のホームページ、美しい県土づくり推進室のホームページを見ても地上に直接設置する場合は色彩を景観に配慮するとか、道路沿いや民家などに隣接して設置する場合は通行者や民家などから直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しをするとか、それから稜線を乱さないような、土地形状に違和感を与えないように配慮するとか、威圧感や存在感が軽減されるよう、それから樹木の伐採を行う場合には最小限にする。このように県ではすごく具体的に太陽光パネルについての景観を配慮するように求めています。それで県では県内市町村に対し景観条例等による早急な対応を要請しているとあり、実際にもう4月1日からの景観条例を施行する市が県内3つ、さらにほかにも考えているところが多い状況です。中では新しく景観条例を設置するところもありますけれども、北杜市と同じように景観条例がすでにある、それに太陽光パネルを新たに入れて改正をした上で、きちんとこれに対応しようという市も多い出てきています。そういう中で一番景観を大事にしたい、県内でも最も優れた景観がある北杜市がこのような対応でいいのか、改めて伺いたいと思います。

もう1つは、太陽光は終わりで公共交通のほうに移りますけれども、今の定住促進計画は大変アバウトなものです。総合戦略の中で、例えば公共交通についてどのような具体的なものが入れられるのか、どの程度までやるのかということを目標にしているのか、改めて伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（坂本静君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

野中議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。地域経済分析システムという導入が今、予定されておまして、そのデータ等の活用策等のご質問かと思っておりますけれども、それにつきましては先ほどの答弁でもお答えいたしましたけれども、そもそも人の流れとか人口動態そういったもの、地域経済に関わるさまざまな、いわゆるビッグデータを活用したシステムでございますけれども、この中にはそれぞれ人口の流入出とか世代ごとの動向というものが含まれておりますので、今後そのシステムを活用して有識者会議等で検討し、総合戦略に盛り込むという予定になっております。

2点目でございます。公共交通の施策につきましては、具体的にどうかという考えのご質問かと思っておりますけれども、これにつきましては地域公共交通会議でも基本方針といたしまして具体

的にはバスの小型化、ならびに小中学校等のスクールバスのすみ分け等を基本としております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

太陽光と景観条例の関係についてということで、お答えをしたいと思います。

まず景観条例につきましては、議員ご存じのとおり景観法が平成16年に公布されました。それによりまして本市といたしましては、平成17年の10月に景観行政団体となりまして作成をしたものであります。この景観条例につきましては対象を色、あるいは意匠に制限をかける条例ということになっております。建築物や工作物の新設設置に関する規制を行う条例ではないという判断でございます。再三答弁をさせていただいておりますけれども、現時点では景観条例に盛り込む必要はないと考えております。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

景観とソーラーパネルのことですけれども、県がホームページにわざわざ載せて具体的な例までいって、県と市の連携は常に大事だと言っている中でこれはどうなのか、今一度ご答弁を願います。

○副議長（坂本静君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の再質問にお答えをしたいと思います。

県はたしかに景観条例、再三申し上げておりますけれども、景観条例に太陽光施設を入れるということになると相当数の住民とのコンセンサス、合意が必要だと思います。例えば個人の方が持っている土地の権利、それをどこまで抑止できるのかということでありまして、先ほども答弁させていただきましたけれども、うちの景観条例については色ですとか意匠、そういうものを制限して景観をよくしようというものであります。今言ったように個人の財産権をどこまで抑止、あるいは抑制できるのかという問題等がありまして、われわれは去年の9月に北杜市の太陽光発電設備設置に関する要綱をお示ししているわけでありまして、大変申し訳ない話ですが、せっかくできた要綱であります。景観条例より要綱が劣るということはございませんので、温かい目で見えていただいて今後も見守っていただきたいと考えています。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

そのことについて温かい目は持っていないですが、再々質問が終わりましたので子ども・子育て支援のほうの質問に移らせていただきます。

まず北杜市らしさを事業計画に盛り込んでいただきたいということ、私も事業計画の計画案

を読ませていただきましたけども、そこからその定住促進計画でこの子育て世代を、この魅力があって、ここに呼び込みたいんだという意欲というか魅力を感じられなかったので、もっとせっかく食育があり、それから農作業の体験とかがあるのであれば、そういうことも含めて事業計画の中でも盛り込むべきではないかというのが感想であり、そのことについてご答弁をいただきたいのと認定子ども園についてはこれから考えるということでしたけれども、やはり定住促進を進める上でも、また市内の15%の子どもたちは保育園に行ける要件というものはないわけですから、ぜひ積極的に進めていただきたい。具体的にどのくらいの期間でこれが進められるのか伺いたいと思います。

また今年度事業である子育て世代の包括支援センターですけども、フィンランドモデルということも聞いているんですけども、フィンランドでは保健師1人がずっと子どもの成長に関わるというようなモデルだったと思うんですが、そこを目指していくのか。それとも北杜市は北杜市のやり方でいくのか、そのへんの内容を伺いたいと思います。

また公園ですけども、今、福祉部長のご答弁では今ある自然、北杜市の公園を生かすということでしたので、私としてはぜひそれを進めて皆さんに広く知って活用していただくことが何よりかと思いますが、おそらくそのアンケート調査で公園というのを書いた父兄というのは、都市型の子どもと手をつないで歩いて行って、安全な子どもの遊び場というものを想像してというか、そういうことも考えて書いているのではないかと私は想像するわけですけども、お母さんたちにもお父さんたちも北杜市ならではの子育てということで、今ある公園とか、それから観光地として多くの方が来るわけですから、逆にその観光地を市民の皆さんにも十分活用していただくというような方法でぜひ施設を活用する、そのPRの仕方などについても部長に伺いたいと思います。

また病児・病後児保育ですけども、私どももこのことについては研修も行いましたけども、例えば研修を行った先のある市では予算1,400万円を使い、それから歳入としては使用料とか県から入るお金が270万円。要するにそれを延べ利用人数160人で割ると1回当たり7万円という額がかかっていました。その市は、要するにそれであれば、今ある子育て支援センター、ファミリーサポートセンターから人を派遣する、そのほうがよほど安くついたりするわけです。その市で言われたのは、北杜市には2つの市立病院があるなら病院の中で病児・病後児保育をやるのは分かる、けれどもお金は非常にかかるものですよとされていますので、そのへんも含めて病児・病後児保育をどのように考えているのか、改めて伺いたいと思います。

○副議長（坂本静君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

フィンランドのネウボラを目指すのかということでございます。

フィンランドのネウボラにつきましては、1人の方が妊娠期から就学前までを同じ担当者が相談に応じていろいろ指導していくというものでございます。北杜市におきましても現在、保健師が地区を担当しておりまして、その者が妊娠期から就学前までを担当はしておるんですが、人事異動の関係で妊娠期から就学前というと7年ぐらいいるんですけども、そこまではみられないにしても、それに近い形で相談等を行っている状況でございます。究極的

にはそういう状況にしていければいいんですけども、日本版ネウボラというようなことも国では考えておりますので、まずはそちらのほうからというふうに考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

野中真理子議員の再質問にお答えします。

まず1点目、北杜市らしさの事業はということについてでございます。

北杜市の子ども・子育て支援事業計画は国の新たな制度への対応を図るだけではなく、北杜市次世代育成支援行動計画で定めた基本理念や考え方を検証し、幸せて明るい子どもの声がいたるところで響く地域をさらに推進していくことを基本としております。次世代育成支援行動計画から踏襲している明るい声が響く町の中で自然や人材、文化施設など子どもの教育に関する地域の資源を十分に活用した原体験や実体験を重視した原っぱ教育を推進する中で、ライフステージを通じた体験活動や体力づくり、スポーツ活動の促進を図っていくということとしております。

また本市では、次世代を担う子どもたちのためにコンセプトに食と農の杜づくりを推進してきたところであり、さらに「おはよう！！朝ごはん宣言」を行うなど積極的に食育を推進しているところでもあります。また学校給食においては、地域の農産物を積極的に活用してまいりました。今後につきましても北杜市の豊かな自然を活用した食を通じて、子どもの豊かな人間形成に取り組む推進をしていくこととしております。

次に2点目の認定子ども園についてでございますけれども、市立保育園に幼稚園機能を持たせる保育園型認定子ども園を考えております。

なお、設置につきましては先ほども申し上げましたが、どの園で行うのか、施設の整備が必要か、人材の確保はどうか等いろいろな問題があらうかと思っておりますので、教育委員会など関係機関とも協議するとともに子ども・子育て会議のご意見を伺いながら進めてまいりたいと思っております。

続いて、公園についてでございます。

昨年度実施した北杜市子ども支援ニーズ調査において、就学前の児童の保護者等から安心して遊べる場所、思いっきり体を動かして遊べる公園等がほしいというご意見がございました。また北杜市定住計画のアンケート調査でも子どもの遊び場や公園などの充実について不安を感じている方が多いという結果が出ております。これらを踏まえて、先ほども申し上げましたがオオムラサキ自然公園や三分一湧水公園、花の森公園、フレンドパークむかわ、高根ふれあい公園など市内にもいくつかの施設がございます。これらの施設の有効活用を図るとともに施設のあることを知らない保護者の方等もいらっしゃいますから、周知方法についても検討してまいりたいと考えております。

それから病児・病後児保育でございますけれども、保護者が就労している場合等において子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合があります。こうした保育需要に対応するために休園している長坂保育園秋田分園において、病気の児童を一時的に預かる保育をすることで安心して子育てできる環境を整備したいと考えております。

運営にあたりましては、先ほど申し上げましたが医療機関との連携や看護師、保育士等の配

置、療養対象者等についても子ども・子育て会議のご意見を伺いながら、また近隣の町村の状況を見ながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

再々質問を行います。

福祉部長に確認なんですが、公園というのは今あるのを使うということで、新たに何か整備をするということではないのかどうかというのを確認と、それから病児・病後児保育にしてもまた公園にも少し関連することですが父兄が描いているイメージ、例えば病気になっても子どもたちがすぐ預けられる、安心して自分が働ける、しかし実際には感染症であったりすると預けられないというふうな制約もたくさんありますよね。そういうことをやはり丁寧に保護者の方たちに分かってもらって実態と、できること、できないことをしっかり伝えた上でこれが本当に必要なのかどうかということを皆さんに問う必要があると思いますので、そういうことをどのようにやっていくかを質問したいと思います。

○副議長（坂本静君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

公園についてでございますが、これは既存の公園を充実してまいりたいと考えております。

病児・病後児保育については保護者のご意見をいただいたり、子ども・子育て会議で十分検討させていただいた中で整備をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

野中真理子君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

ただいまの市民フォーラムの代表質問の中で、北杜市総合戦略と同じく北杜市定住促進計画に関連してという項目の中から何点か関連質問をさせていただきます。

まず太陽光発電の施設のことについて、いろいろご答弁をいただきました。この件については長く何度も何度もやりとりがありますので市としても承知はしているつもりですが、温かい目で見守っているうちに北杜市の環境は大変なことになってしまうだろうという立場からいくつか伺いますが県の方針、先ほども出ましたけどもう一步踏み込めということを県は言っているんだと思うんですね。何も北杜市が制定した要綱が劣っているとかなんとかという話ではなくて、もう一步踏み込んで、ある程度の規制がかけられるような内容にしてほしいということを県は言っているんだというふうに私は思います。

先ほど野中議員も言いましたが、北杜市の要綱というのは、ここに書いてあります円滑な発電設備の導入が図られることを目的にというふうに書いてあります。推進が目的の要綱で

す。今、子どもが求めているのは、ある程度の規制をかけられる条例をつくれないかということをお願いしているんですね。先ほど福祉部長の答弁の中にもありました。豊かな環境、貴重な自然環境というフレーズが答弁の中にいっぱい出てきましたが、そういう中で子どもたちの情操教育ができるんだというような趣旨のご答弁だったと思いますが、大きな森を切ってそこに太陽光パネルを張っていくという、そういう光景を子どもたちに見せて、これが北杜市の教育なんだということが説明できるんでしょうか。そういうことを子どもたちに見せていいんでしょうか。私はそこを非常に危惧します。そのへんの考え方を含めて、これは建設部長に伺います。そういうことを踏まえて、今のままでいいのかというようなお考えを1点、聞かせていただきたいと思います。

昨年の11月の末に市民の方々が主催したシンポジウムがありました。このこともたしか12月定例会の中で触れたと思うんですけども、そこには大勢の移住の方々が重大な関心を持って集まってきたんだというふうに思います。彼らはおそらく北杜市の貴重な自然を評価して移住してきたんだろうと思います。その方々がこの太陽光パネルの発電設備の設置を見て、これはまずいというふうに思ったはずですよ。だからああいう、300人近い人が集まったシンポジウムが行われて、そこには地元で例えば学校の校長先生などを経験した方たちも参加して、引っ越して来られた方も、それから土地の方も含めてこれは北杜市の重大な問題ではないのかということをお願いしたわけですね。これから移住をどんどん促進して北杜市に人を呼び込もうといったときにその人たちが来てみて、あの光景を見たらどう思うか、そういうことも含めてもう一度お考えを伺いたいと思います。

それから、もう1点は公共交通についてです。これはデマンド交通を廃止したときに当時の企画部長さんはこれからはもう自助・共助でやってくれということをはっきり言われましたよね。今日ご答弁の中で有識者会議の中で、もう1回検討するんだと。その中でバスの小型化とかスクールバスということがありましたけれども、本当にバスを利用できない人たちの足について、北杜市はあとは自分たちで、市民の皆さんやってくれとっているわけですね。そうすると今度、その有識者の方々を集めて検討するという、その内容はどういうことをテーマに想定されているのか、それをお聞かせください。

以上です。

○副議長（坂本静君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

岡野議員の関連質問にお答えをいたします。

大規模に森林を伐採してあれでいいのかということでもありますけども、いずれにしても森林は個人財産ということでもあります。それを切る行為自体はまず抑制、抑止できないというふうに考えています。

それと質問の趣旨でちょっと、良いのか悪いのかということは別にしまして森林が道路の障害になっていて雪氷といいますか、氷原になっていて非常に危険なところがあるということで、あとの質問にもございますけども、木を切ったらどうかというご質問でございます。ある支所では雪氷対策として切ってくださいという個人にお願いをしたと。その個人は切ったんですけども、あとあとそのままにしておけばまた山林が繁茂して、また日影になって道路が凍りつくということから太陽光発電をしたいということを考えているようです。質問の趣旨に合ってい

るかかどうかは別にいたしまして、そういうことにより20年間は木が繁茂しない、道路が今言ったように雪氷をしないというふうな事例もあるということでもあります。ですからケース・バイ・ケースであろうというふうに考えております。

それとご承知のとおり、東京電力でも発電の多い時期には買い取りをしないと。あるいは42円が27円に買い取り価格になるということ等を考えますと、今後ああいう大規模な太陽光発電設備が継続して行われるのかということは非常に難しいんじゃないかと。こちらとしてはそういうふうに考えております。そんなことで先ほども再三の答弁で申し訳ありませんけども、要綱において指導してまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

岡野議員の関連質問にお答えいたします。

公共交通の問題でございます。これにつきましては、デマンドを廃止したあとの足の確保についてというご質問でございますけども、これにつきましては先ほども答弁させていただきましたように、今後有識者会議等で広く検討してまいりますけども、そうは申ししましてもやはり足の確保というのは重要だと捉えておりまして、県のほうでも広域的な対応を考えているということも伺っておりますし、また私どもも市町村間の連携を図りながら足の確保というか地域公共交通の効率的な運行、ならびに市民の方の利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

答弁漏れなので時計を止めてください。

先ほどの太陽光発電の件で1点、子どもたちにあの森を切る光景を見せることがいいのかということについてのお考えを伺いたいと申し上げました。

それから企画部長、具体的に、僕が聞いたのは有識者の方々を集めて会議をするのであれば、そこでデマンド交通を廃止にしたときのあの市の考え方に基づいて、具体的にどういうテーマを想定しているかということをお聞かせくださいというふうに聞いたんです。

○副議長（坂本静君）

答弁漏れですか。

（はい。の声）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

答弁をもう一度させていただきますけども、有識者会議には当然、デマンド廃止後の公共交通のあり方についてはそれぞれ地域公共交通会議という会議がございますので、そちらでも考えております。先ほど答弁させていただきましたように基本的な方針といたしましては、平成28年度を目標にバスの小型化、ならびにスクールバスとの混乗路線の解消ということで、スクールバスのすみ分けという考えがありますので、それを踏襲いたしまして当然、有識者会議

に諮っていくということでございます。

以上です。

○副議長（坂本静君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

太陽光でいろいろご心配いただいているわけでありますけども、私が申すまでもありません、当然1つの事業に対しては景観等々の問題もあると思います。しかしもう1つは私たちの地域もいろいろな意味でマイナスというか、遊休地をどうするかというような時代背景もあります。さらには国策としてエネルギーをどうするかという問題もあると思います。そういうことを総合的にいろいろ考えたときに、結局最後に言えることはバランスの問題もあろうと思います。そういう中で大規模大規模とおっしゃいますけども、送電線が間に合わないわけですから、大規模の、分かりやすく言えばメガソーラーみたいなものは、50キロ以上のものはもう造れないという現実もあるわけです。だから一言で言えばバランスの問題があろうと思います。そういう中で私どもは、現状では要綱でこの問題はクリアできるという判断をしているわけであります。ご理解ください。

○副議長（坂本静君）

先ほどの答弁漏れについて、神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

申し訳ありませんでした。子どもたちにあの光景を見せていいのかということでありますけども、市長が答弁させていただいたとおり大小、例えば太陽光であれ、あるいは宅地の開発であれ、工場の開発であれ、例えば今、誘致しております農業法人のビニールハウス、あるいはそういった建物であれ、景観に対しては大小の問題はあると思います。しかし市長が答弁させていただいたとおり調和の取れたもの、すべての山を切るということではございませんので、調和の取れた開発と自然環境を守るということは必要であると考えています。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

今の件について、もう一度伺います。

まず建設部長が答弁していただきましたが、道が凍るから危ない、だから林を切る、一体この事例は何%なんですか、全体の。そういうことではないと思いますよ。それはそういう場所もたしかにあるでしょうけども、そういうことではなくて、私が言っているのは北杜市の財産である自然環境、そういったものを太陽光発電、しかも太陽光発電だって駄目だと言っているわけではない。今のやり方が、これはむしろ投機だろうという立場で言っているわけです。そういうことに対して、北杜市の財産である森林を切ってやっていいのかと。これは県でも木を切ってまでやることではないと言っているわけですよ。そこは市長の言うバランスもよく分かります。ではそのバランスは誰がどう判断するのかというところ、それも多くの方の意見を聞くという場があってもいいんじゃないかと思います。何%の道路が凍ったか知りませんが、そういう答弁はちょっとずるいと私は思いますよ。

それから企画部長、しつこいようですがもバスの小型化も結構、スクールバスの混乗化をやめるのも結構、けれども私も前から言っているのはその市民バスに乗れない、バス停まで行けない人たちをどう救済するのかと。そこが一番大きな問題だと再三にわたって申し上げているわけですね。そこはさっきも申し上げましたけども、当時の企画部長があとは自分たちで頑張ってくれと言ってしまったわけですよ。だけど頑張りようがない人だっていっぱいいるわけです。そういう人たちの足の確保は、市としては今後どういうふうに考えているんですかということのを再三にわたって聞いているので、そこをひとつお考えをお聞かせください。

○副議長（坂本静君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

岡野議員の再々質問にお答えいたします。

公共交通のあり方、これについて、私どもが市民の方をないがしろにしているわけではありません。当然、公共交通会議で出ましたバスの小型化によりまして、集落内への乗り入れが可能になると。大型では入れなかったものが小型化すれば集落内に入れるということも1つの足の確保という意味で28年度以降、進めていくという考えでございます。

以上です。

○副議長（坂本静君）

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

岡野議員の関連質問にお答えします。

先ほど木の伐採に関する景観等のご質問でございますが、まず考え方として木の伐採については従来、景観条例においてすでに対象として行っております。木を切ること自体の行為について、景観がどのようにあるのかということの配慮については当然、木の伐採に対しての景観条例の計画理念についてを届け出の中で指導しているのが実態でございます。また大きく木を切るとか、そういうふうなものについては森林法とか上位法令の中でそれらの中での取り扱いがでございます。具体的には1万平方メートルを超えるものについては、森林法の許可という形の中で行われ、防災を含め景観等も配慮の中での計画が事業者の中に求められてきます。また森林法の1万平方メートルの許可行為にならないものについても当然、届け出という形の中で木の伐採についての抑制というものは、景観条例以外のものでそういうふうな形の中での指導が併せて行われているのも実態でございます。

また県のほうの指導という形の中で、それが市としての考えはどうなんだというふうなお問い合わせの中の内容については、景観条例そのものがそれぞれの景観計画を担っている自治体がそれぞれの景観に合わせた形の中で責任を持って行うというのが景観法の趣旨だと思います。本市においては部長が先ほど来、説明しています要綱、この要綱の中での取り扱いの中で他市町村の中で、そういうのをやっている景観条例で行っている届け出等の内容については、すべて網羅されているつもりでございます。内容についてはなんらそれらのものが条例にならなければできないというものではなく、すでに要綱としての中で他市町村でやっているものとなんら問題がないものと判断しております。

今後、条例の取り扱いというものについては、先ほど野中議員の質問にもありましたが、まず設置の方法とかそういうふうなものについて、条例としての規制ができるのかどうかと

いう議論がその先にあると思います。それについては当然、土地の状況、利用等を考えながら市民のコンセンサスを取る中で定めていくものであって、景観が見苦しいうんぬんだけの理由でそういうふうな基準というものが今の段階でやるには、まだ時期尚早な状況と判断しております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は１１時２０分といたします。

休憩 午前１１時０７分

再開 午前１１時２０分

○副議長（坂本静君）

休憩前に引き続き、会議を始めます。

傍聴人に申し上げます。

会議中は静粛にしていだけるよう、お願いを申し上げます。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、１８番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○１８番議員（小尾直知君）

公明党を代表して質問をいたします。

はじめに地方版総合戦略策定について、いくつか質問します。

わが国は２００８年から人口減少時代に突入しています。人口の急速な落ち込みは経済の停滞や生活水準の低下を招きます。都市圏への人口流出が続く地方には、すでに深刻な問題が表われている地域もあります。人口減少に歯止めをかけるには長い期間を要しますが、早く手を打つほど効果は高まります。

政府は昨年末、人口減少に歯止めをかけ地域活性化を目指す長期ビジョンと２０１５年から１９年度の政策目標を定めた総合戦略を決定しました。今年は各自治体が人口動向や中長期の将来展望を示す地方人口ビジョンを定めるとともに、そうした人口動向や産業の実態を踏まえながら地方版総合戦略の策定と実施に入ります。とりわけその議論にあたっては産・官・学に加え地域の実情を詳しく知る金・労・言、いわゆる金融機関、労働団体、メディアや住民の代表を巻き込むことが重要であります。

国ではこの総合戦略の策定と実施を情報、人、財政の面から切れ目なく後押しするとし、情報については産業、人口、社会インフラなどに関しては必要なデータ分析ができる仕組みを提供し、人の面では小規模市町村５万人以下には国家公務員を派遣したり、地域に愛着を持つ府省庁の職員が相談窓口となってサポートします。そしてこれらを支えるのが財政支援です。

１４年度補正予算では地域活性化のための地方創生先行型の交付金１，７００億円で各自治体を後押しするほか、まち・ひと・しごと創生関連事業として１，６００億円を確保、１５年度

予算案では関連事業に約1兆4千億円、地方財政上の取り組みとして地方創生に必要な歳出を1兆円計上しています。この地方創生は国を挙げての大きな政策課題となっており、政府も重点的に取り組んでおります。

身近な地域に目を向けてみれば人は減り、暮らしの条件は良くなりず生業は細るばかりであります。少子高齢化、人口減少、地域経済の衰退などは大都市圏であれ、農山漁村であれ共通して見られます。この課題はそれぞれの地域の住民や地方自治体にとっては、それ以上に大きい縮小社会の諸問題に対処して持続可能な地域をつくり上げることが最大の課題であります。

そこで施策を進めていく上で大切なのは地域が責任を持って自ら知恵を絞り、実情に応じた戦略を立て実行できることです。地域住民の知恵と発想を柔軟に展開できる仕組みづくりが必要であると公明党は一貫して訴え取り組んできました。現場で生きる人々がその力を存分に発揮できる、人が生きる地方創生としていかなければならないと考えます。

豪雪地帯で知られる新潟県十日町市の事例を紹介します。同市では過疎の山中にある廃校舎をレスリング道場に改築。それが世界トップレベルの女子日本代表の合宿所として注目を集めるようになり、地域に活力が生まれています。また地域おこし協力隊では任期終了後も約6割の隊員が残り、家族も含めると退職者23人を上回る28人が定住しています。さらに隣接する津南町とともに3年に一度、大地の芸術祭を開催。およそ200の集落が地域そのものをキャンバスとして現代アートの作品展が展開され、世界中の芸術家や都会の学生が製作のため長期間泊り込むほか、世界から多くの観光客が訪れ地元産品の販路拡大につながっております。これらは地方創生の意欲的取り組みの好例といえますが、まさに知恵は現場にありであります。

今後、市が地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定し、地方創生に取り組むことになりませんが、大事なことは担い手である人が要であります。中心でなければならぬと考えます。

そこで公明党では地方創生にあたり、どこまでも人に視点を置いて5つの分野に重点的に取り組みたいと考えています。まず第1は地域仕事支援事業です。これは地域に必要な人を還流させるため地域仕事支援センターを整備し、地域の仕事と生活情報を一体的に提供しながら魅力ある仕事をつくり、必要な人づくりを進める。

第2は都市と農村の人の交流事業です。公明党はかねてより子ども滞在型農山村体験教育の取り組みを推進してきました。都市と農村との人の交流を活性化することで、一時的な滞在から継続的な滞在、場合によっては二地域居住、そして移住、定住へと人の流れが生まれます。

第3は大学生等の地方定着の推進です。それぞれの地域で必要とする人材を確保するため地方大学などへの進学、地元企業への就職、さらに都市部の大学等から地方企業への就職を促進することが重要です。このため無利子奨学金の地方創生優先枠の設定や必要に応じ、奨学金返済の免除など大胆な政策を行う必要があります。

第4は日本版ネウボラの推進です。フィンランドでは子ども、家族のための切れ目のない支援態勢、いわゆるネウボラが地域の拠点として整備されています。妊娠から子育て期までの包括的な支援として子育て世代包括支援センターの設置ですが、わが市では市長がいち早く今定例会所信において表明し、高く評価したいと思います。

第5はコンパクトプラスネットワークの推進です。富山市などの先駆的事例から学びつつ既存の施設などを有効活用しながら医療、福祉、商業等の機能をまちなかに誘導するコンパクトシティの形成と地域公共交通ネットワークの再構築を進めるべきと考えます。

以上の観点から以下、質問をいたします。

1. 市の総合戦略の策定スケジュールは。
2. 総合戦略にはどのような内容が盛り込まれるか。
3. 総合戦略の策定には県との連携が欠かせないと思いますが、その対応は。
4. 総合戦略策定プロセスにおいて、広く関係者の意見が反映されるよう検討組織等の立ち上げが必要と考えるが。
5. 総合戦略には基本目標における数値目標を設定することが求められているが、その基本的考えは。
6. 総合戦略の実現には、地域での人材育成が必要であるが対応は。
7. 先行して実施されている事業内容は。

次に林業の再生について、いくつか質問します。

1964年の木材の輸入自由化以降、安価な輸入材の供給量が急増し、国内の木材生産額は減少し林業は縮小しており、その中で円安に伴う輸入材の価格が価格上昇によって住宅建築に国産材を使用するニーズが少しずつ高まっています。

久々に巡ってきた日本林業への追い風を生かし、成長産業に飛躍させる好機にしたい。国は2020年までに木材自給率を50%以上とする目標を掲げ、森林や林業の再生を国家戦略に位置づけております。植林や伐採など森林事業の集約化、低コスト化対策を強化して国産材の安定供給を目指しています。

林業再生の目玉として今、注目を集めている動きも出ております。CLTといわれる直交集成板と呼ばれる新しい建築材で、木の板を何層も貼り合わせた集成木材で耐震性や防火性に優れている。現在は実証段階ですが、国土交通省は来年度中にも建築資材として認める方針です。実現すれば幅広い木材建築が可能になり、多方面での大幅な活用が期待されます。CLTの普及により林業が活性化すれば、残材のバイオマス発電の利用が進んだり、森林の荒廃に歯止めをかけられます。担い手確保も欠かせません。総務省の調査では林業従事者は年々減少しているが、35歳未満の従事者の割合は上昇傾向にあります。世代交代が進むと課題になるのが木材の運搬や加工方法など林業技術の継承であります。新規就業者が必要な技術を習得できる研修体制の充実に配慮しなければなりません。林業で働く若者が増えれば中山間地など地方への移住が進み地方創生の後押しになります。政府だけでなく自治体も待遇や安全面に十分配慮し、若者雇用の受け皿として充実させる取り組みを強化していくべきと考えます。

北杜市の現状は森林総面積4万5,900ヘクタール、東京ドーム9,800個分、森林率76%、そのうち人工林は37%であります。林業従事者は70人程度。人数も含め強化が必要です。以下、質問をいたします。

1. 製材工場の現在の状況と今後、大型工場誘致の考えは。
2. 林業従事者育成支援策は。
3. CLT（直交集成板）の製造工場誘致と木質バイオマス発電の事業化の考えは。
4. 林業への地域おこし協力隊の活用策は。

次に太陽光発電設備の設置と景観計画について、いくつか質問いたします。

人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指して合併以来、自然エネルギーの利活用に積極的に取り組んできた北杜市は今、国内外の注目を集めています。特に忘れてはいけない3.

- 11の大震災は、改めてエネルギーについてさまざまな取り組みがクローズアップされました。太陽光発電は国の政策や電気事業者の発電・売電における規制緩和と法改正により需要・供

給のバランスをも含め売電単価の高騰により市内には太陽光発電設備が個人、企業を問わず多く見受けられるようになりました。近年、市内に増加している太陽光発電の設備に関し、さまざまな理由により懸念する市民の声を多く聞きます。特に景観に対しての影響を市はどのように考えているか、以下質問いたします。

1. 市の定めた景観計画における景観についての考え。
 2. 太陽光発電設備の景観に与える影響についての考え方。
 3. 景観条例における規制についての考え方。
 4. 太陽光発電設備と景観との調和についての考え方は。
- 以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

地方版総合戦略の策定について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の総合戦略の策定スケジュールについてであります。

国は市町村の人口動向と産業実態等を踏まえ、平成27年度から5カ年間の政策目標、施策を地方版総合戦略として平成27年度中に策定するよう求めています。

本市では本年度、人口減少を抑制し、地域活力の維持を図るため定住促進計画を策定したことから、計画に位置づけた施策を基本に北杜市総合戦略を策定することとしております。

総合戦略の策定に当たっては市民をはじめ企業、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアなどで構成する有識者会議において、広く関係者の意見を反映させることとしていることから、組織の立ち上げを急ぐとともに平成27年度の中ほどを目標に策定したいと考えております。

次に、総合戦略に盛り込む内容についてであります。

総合戦略には、市の人口の現状と将来の展望を踏まえた上で市の実情に応じながら、国が示すまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的視点である東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚・子育ての希望を叶える、地域の特性に即した地域課題の解決を意識して戦略の基本目標を設定することとなります。

そしてこの基本目標の達成に向け、具体的な施策を検討し盛り込むこととなりますが、本市においてはすでに策定した定住促進計画の施策をもとに、有識者等で構成される組織において検討していただきたいと考えております。

次に、県との連携についてであります。

国は地方版総合戦略の策定に当たって、県には市町村を包括する広域の地方公共団体として広域にわたる施策や基盤的な施策を中心として総合戦略に盛り込むよう、また市町村の戦略策定を支援するよう求めています。

県では昨年9月に設置した人口減少対策県・市町村連絡会議において、国などからの情報を共有する中で、市町村との連携を図りながら地方版総合戦略の策定を市町村と一体となり進めることとしております。

次に、検討組織等の立ち上げについてであります。

地方版総合戦略を効果的・効率的に推進していくためには、市民をはじめ産・官・学・金・労・言などで構成する組織で施策の方向性や具体案について検討し、広く関係者の意見が反映されることが重要であるため、早い時期にこれらの有識者等で組織する仮称、北杜市ふるさと創生会議を立ち上げることであります。

次に、総合戦略に設定する数値目標についてであります。

地方版総合戦略には、盛り込む政策分野ごとに5年後の数値目標を設定することとなります。この数値目標等をもとに実施した施策、事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改定・見直しをし、より実効性の高い事業の推進を図ることが求められております。

次に地域での人材育成の対策についてであります。

総合戦略の実現には人材育成が必要なことから、国はまち・ひと・しごと創生総合戦略で地域での人材育成策として、大学や専門高校などにおいて地元の地方公共団体や企業等と連携した実践的プログラムの開発や教育体制の確立により、地域を担う人材育成を推進するとしており、国や県の人材育成策を勘案する中で北杜市ふるさと創生会議で検討していきたいと考えております。

次に、先行して実施する総合戦略の事業についてであります。

国は、平成27年度中に策定する地方版総合戦略に盛り込むことが想定される事業を先行して実施するよう、本年度中に地方創生先行型実施計画の策定を要請しました。

本市では定住促進計画に位置つけた施策をより具体的に推進するため、北杜市総合戦略の策定、子育て世帯の移住・定住促進、子育て世帯の防災用品の整備、世界に誇る資源のブランド化推進、空き店舗を活用した交流促進などに取り組み、定住の促進につなげることであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○副議長（坂本静君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

林業の再生について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、製材工場の現況についてであります。

現在、市内の製材工場は輸入材等の低コストに対し地域材の需要と供給が少なく、経営が困難となり10年前には数社あった製材工場も現在は1社のみとなっております。

次に、大型製材工場の誘致についてであります。

市では、各分野での木材利用を幅広く需要拡大するとともに地域材の安定的・効率的な供給体制の構築等を図ることは、重要と考えております。

今後、市内の豊富な木材の有効活用と安定供給の体制整備を図るために、その核となる工場の誘致を峡北森林組合等と検討してまいりたいと考えております。

次に、林業従事者育成支援についてであります。

市では北の杜づくり講座や木づかい市において研修や講座を行い、人材育成支援を行っております。また国庫補助事業である森林・林業人材育成対策を活用して、緑の雇用に通じた新規就業者の確保・育成を支援するとともに、森林・林業に関する高度な知識・技術を有する人材育成を山梨県森林組合連合会が実施しており、市内では本年度において2業者が活用しており

ます。

次に、CLTの製造工場誘致の考えについてであります。

CLTは、いわゆる直交集成材と呼ばれる新しい建築材であります。来年度の新規事業として国が新たな木材需要創設総合プロジェクトを予算計上しております。主な内容はCLT関連や地域材利用促進であり、今後、要綱、要領を確認し工場誘致について検討してまいりたいと考えております。

次に、木質バイオマス発電の事業化についてであります。

木質バイオマス発電については、大月市11.5メガワットが平成28年度、長野県の塩尻市10メガワットが平成27年度に稼動を予定しており、多量の木材が必要になるため峡北森林組合を通じて協力を依頼されているところであります。

大型バイオマス発電が計画されると木材が不足し必要以上に伐採が進む懸念があるため、市では両施設への搬出を検討している状況であり、今のところ市での事業化は考えておりません。

次に、地域おこし協力隊の活用策についてであります。

林業の再生を行う上で、地域おこし協力隊の活用は有効であると考えております。現在、道志村地域おこし協力隊が薪ストーブの推進で実績を挙げており、それらの優良な先駆事例を参考にして検討を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（坂本静君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

太陽光発電設備の設置と景観計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、景観計画における景観の考え方についてであります。

北杜市の豊かな景観は、景観計画においていくつかに分類されております。

1つは自然景観、いわゆる眺望で山々や水辺、緑、動物などの自然のもので構成され、大きな意味の景観と位置づけられます。

2つ目として里山・農村景観で昔からの集落や棚田等の田園、集落を守る防風林などにより構成されているものであります。

3つ目として歴史・文化的景観で神社、仏閣や遺跡等の文化財施設などがつくり出すスポット的なものとなっています。

4つ目として都市的景観で建築物や土木構造物、オープンスペース、まちなみなどにより構成されたものであります。

最後に暮らしの景観で人々の暮らしや行為、人々の生活風景がつくり出す景観となります。これらは大きなものや小さなもの、遠くから眺めるもの、中に入って感じるものなどが絡み合っ

て北杜市らしい豊かな景観を構成しております。

次に、太陽光発電設備が景観に与える影響についてであります。

森林の伐採や宅地開発などの現状を変える行為やさまざまな工作物の設置などは、現状に変化を与え大なり小なり環境に影響がありますが、太陽光発電設備は景観条例における守って

なければならぬ景観へ影響のある行為であるとは、現在のところ考えておりません。

次に、景観条例での規制についてであります。

北杜市景観条例は景観への影響がある程度大きくある一定規模の行為について、景観への配

慮を求める規制を行っております。その内容は具体的には設置工作物の高さや位置、工作物の色彩への配慮等となっており、工作物の新設などの行為については景観を理由に抑制することはできないため、一定の景観を保持するための配慮を求めるものであります。

太陽光発電設備を景観条例の規制対象工作物とすることは可能であります。設置により阻害される景観がどのようなものなのか、景観形成基準をどのように設定するのか、守るべき景観はどのような景観であるのかなどについて、市民の合意が形成された上で行うこととなると考えております。

現在、他市町村で運用されている景観に関する条例や指導要綱は設置を禁止する、または限度面積を定めるものではなく景観への配慮を求めるものがほとんどであり、昨年9月に施行しております北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱において、景観への配慮などを求める内容は他市町村の条例、要綱と遜色ないものと考えております。

景観条例で制限する場合は本市全域を規制の対象となってしまうことから、土地利用を図りたいエリアにおいても一律な基準で制限を課するのは、財産権や地域の振興の観点からも適当ではないと考えております。

守るのに規制が必要なのは眺望なのか、里山・農村なのか、歴史・文化的なのか、都市的なのか、暮らしなのかの市民の合意を得た上で守るべき景観、そのための規制の内容、範囲を定めた上で初めて可能になるものであると考えております。

次に、太陽光発電設備と景観との調和についてであります。

太陽光発電設備に限らず人工構造物と自然の両立は必要であると認識しております。自然環境へ影響のある開発行為が古くは開拓、基幹道路の整備、別荘分譲等の宅地開発等が行われてきました。自然への負荷のある行為である一方、地域の発展へ寄与された行為でもありました。

今後の北杜市の将来を考えたとき、太陽光発電設備と景観の調和は大変重要であると考えております。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知君、再質問を許します。

○18番議員（小尾直知君）

はじめに総合戦略について、いくつか再質問をいたします。

総合戦略に盛り込む内容について、北杜市の定住促進計画をもとに有識者等の会議で意見を伺い策定するというところでありますが、移住・定住を進める上で共通する課題をどのように捉えているかということが1つ。

もう1つは人材育成については、国も地方創生を推進するために小規模市町村に国家公務員を派遣したり、地域に愛着を持つ府省庁の職員が相談窓口となってサポートするなど積極的に対応していると思われませんが、これら国の施策に対し市はどのように対応しておりますか、お伺いしたいと思います。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

小尾議員の再質問にお答えいたします。2点いただいております。

1点目でございますけれども、総合戦略に盛り込む内容のことについて移住・定住を進める上で共通する課題をどのように捉えるかというご質問でございます。

これにつきましては、本年度策定いたしました定住促進計画、この内容には定住を促進するための共通施策ということがございまして、本市を知っていただくための情報発信、ならびに関係団体との連携を位置づけております。

首都圏での調査におきましては、本市の認知度は決して高いとは言えず本市を知っていただくための情報発信については、今後積極的に進めてまいりたいと考えております。

また人口減少、ならびに少子高齢化が進む中で近隣の自治体等と連携し、生活機能を確保して充実させるということも非常に重要と考えておりますので、これらの共通課題に取り組んでいきたいと考えております。

2点目でございます。人材育成についての国の施策に対し、市はどのように対応しているかというご質問でございます。

これにつきましては国のほうで昨年11月、地方創生に積極的に取り組む5万人以下の市町村を対象に地方版総合戦略の策定、ならびに施策の推進を担う目的で国家公務員を派遣することという考えを出しました。県内におきましては本市のほか1村が派遣を要望いたしましたが、これにつきましては全国で希望した自治体が非常に多いという理由もありまして、私どもの要望はかないませんでした。また各省庁におきましてのそれぞれの国家公務員が相談窓口となって地方創生をサポートする制度というこれにつきましては、今年の2月にそれぞれの担当者の名簿が公表されておまして、今後、総合戦略の策定などについては相談に乗っていただけるということになっておりますので、私どもといたしましても積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

再々質問をします。あと2点ほど。

先行して実施する事業の1つとして子育て世代の移住・定住促進事業、これを挙げられておりますが、移住・定住を促進するためには都市農村の交流など、まず交流人口を増やし本市をよく知っていただく必要がある、こういうふうに考えますがこの事業はどういう内容か、お願いしたいと思います。

もう1つ。定住促進を進める上で人口の増加、また都会からの人の流れを考えると生活基盤の整備は重要となってきます。生活基盤の中でも駅は最重要となる施設であると考えます。小淵沢駅は八ヶ岳観光圏の玄関口として整備を進めていますが、市民生活の基盤整備において、また地域活性化において高齢者等の外出支援は有効であることから、長坂駅のバリアフリー化を積極的に進める必要があると思いますが、この点についての考えをお願いしたいと思います。

○副議長（坂本静君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

住みやすさが実感できて安心して暮らせる生活環境の整備は重要であります。定住促進計画においても特に子育て世代から高齢者まで年齢、性別、障害の有無などにかかわらずすべての人にとって暮らしやすいまちをつくるために交通の利便性の向上を検討することとしております。言うまでもありません、駅は大変重要なインフラであり、そしてまた公共交通であります。多くの市民が利用する長坂駅において妊婦や子育て世代、高齢者にとってバリアフリー化は重要であると考えております。来年度において、実施を前提とした利用者の状況調査を行うこととしております。今後は調査結果を踏まえてＪＲ東日本と協議を進めてまいります。市民の皆さんが外出や活動に対して快適かつ安心して駅利用ができるよう、早期完成を目指していきたいと思っております。

○副議長（坂本静君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

小尾議員の再々質問にお答えいたします。

先行して実施する事業の１つとして子育て世代の移住・定住促進事業がございますけども、この内容についてというご質問でございます。

これにつきましては、北杜市定住促進計画に位置づけました相談機能の強化、ならびに体験機会の創出というものに取り組むものでございます。この事業の内容につきましては移住・定住のワンストップ相談窓口というものを設置するとともに、地域の状況をよく知るアドバイザーというものを置きまして相談体制の強化を図る内容でございます。また本市をよく知っていただく機会を創出するために、市の施設を活用いたしまして宿泊体験ができるように整備し交流人口の増加を図りたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

小尾直知君。

○１８番議員（小尾直知君）

それでは、次に林業について再質問します。

先ほど峡北森林組合という言葉が出てきましたけども、現在この峡北森林組合の役割と今後、林業従事者の育成も含めて、この市の戦略の中に位置づけて取り組んでいくのか、この点を１点お伺いしたいと思います。

○副議長（坂本静君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

小尾直知議員の再質問にお答えをしたいと思います。

山梨県の森林組合連合会と峡北森林組合の関係についてであります。

県内にあります１１森林組合の取りまとめの機関としまして、山梨県の森林組合連合会がございまして。業務内容といたしましては、林業関係の販売や売り払いの取りまとめおよび行政機関への相談窓口としての役割を担っております。

次に峡北森林組合の役割と林業従事者育成を含めた、今後の位置づけについてというご質問でございますが、役割につきましては市内組合員への林業関係の販売や売り払いおよび技術的

指導等を行っております。また松くい虫防除対策および森林整備およびPR活動など、林業業者の中心的な役割を果たしております。

林業従事者の育成につきましては、森林林業人材育成対策におきまして平成27年度におきまして1名の申請を予定しております。

峡北森林組合の位置づけにつきましては、木材利用を幅広く事業拡大するとともに地域材の安定的・効率的な供給体制の構築を市と協力しながら図っていくことが重要と考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

もう1つ、先ほど塩尻市への木材の供給を考えている、こういう内容の答弁がありましたけれども、これをもう少し具体的にどういうことになっているのか、お考えをお聞かせください。

○副議長（坂本静君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

小尾直知議員の再質問にお答えしたいと思います。

塩尻市への木材供給の内容についてというご質問でございます。

森林に放置されました未利用材等や森林整備を行った際に発生する不要な木材および松くい虫の被害木を現地でチップにしまして、それを塩尻市へ搬入するものでございます。管理の行き届いた整然とした森林をつくりながら未利用材を有効活用していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

太陽光発電について、いくつか再質問をします。

景観条例による規制、制限については守るべき景観をしっかりと市民のコンセンサスが成り立った上で行うことでなければ難しいと、こういう答弁がありました。市当局において、例えばこの景観はこれこれの理由により重要であるから守るんだという、この判断の上で規制をかけることはできないのか。

もう1つ、景観のコンセンサスというのは景観に対する価値観が地域ごと、年代ごと、また昔から住んでいる市民と新たに移ってきた人たちとは、それぞれ違うと思います。こういうコンセンサスを得ることが難しいと考えますが、ある程度の考え方で市が規制基準を定めていくことについて、どのように考えているかお伺いします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

小尾直知議員の再質問にお答えをいたします。

景観条例の規制の考え方ということであります。

例えば八ヶ岳横断道の東沢大橋でありますとか、清里高原道路の八ヶ岳高原大橋など大自然

の中で造られました人工構造物に対しまして、建設時には景観あるいは環境の破壊をするものだというようなことで環境面から否定をされたということもございます。しかしながら、今は美しい眺望ポイントとして景観上のプラス評価を受けていると、こんな状況にもなっております。ある意味、景観面で否定された人工構造物の橋梁において、時代が違えば評価が反対になるということもございまして、一概に評価をすることは難しいのではないかというのが景観の考え方であると考えております。

景観基準につきましては、国一律で定めることができません。それぞれの地域に委ねられていると。地域ごとの景観のコンセンサス、合意を図り、今決めているということが現状であります。景観計画におきましても5年間という期間が経っておりますけれども、市民アンケート、あるいは景観研究会、あるいは策定委員会、まちづくり審議会などの審議を経まして市民と合意が図られる中、策定をされたものだと考えております。

策定されました景観でありますけれども、景観計画での規制を含め現計画の変更にあっては市民の合意が不可欠であると考えております。行政だけで規制する項目や基準を変更し、あるいは追加をしていくこと。それぞれの景観の影響の判断基準が定まっていない状況から難しいと判断をしているところであります。

宣言につきましては、守っていかなければならない環境とは何か、どのようなものなのか、市民との議論を経て多くの市民、そして景観を構成している土地の所有者、森林等の所有者であると思っておりますけれども、一定の合意を経た上で条例を改正していかなければならないということだと思います。景観法は多くの法律の規制に関し、景観の観点上、上乗せし法令ごとの景観を担保されるものであり、景観単独の理由をもって他法令で認める行為を禁止することはできないものと考えております。景観条例で強い行為の制限を課すのは一定の範囲の景観において、そのエリアにある市民、土地所有者、関係者の景観形成の上、実施できるものであるというふうな考え方あります。いずれにいたしましても市民との合意形成がなくてはならないものだと考えています。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

最後に再々質問をいたします。

太陽光発電に関する景観条例で、一定の規制を設けていくことが難しいということで答弁がありました。しかしながら現在発生している太陽光発電のトラブルにおいて、さまざまな理由があると思いますが、景観を理由でのこのトラブルについて、当局は条例の改正が難しく手をこまねているだけでしょうか。なんらかの対処が必要ではないかと考えますが、ご所見をお願いします。

○副議長（坂本静君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

小尾直知議員の再々質問にお答えをいたします。

まず景観以外の理由によるものとしまして森林の伐採による土砂の流出、あるいは災害面への不安、保水能力の低下による湧水水源への影響、あるいは動植物の生態系への影響などがあ

り、特に近隣住民との問題は事業の周知不足による不安、住環境の変化などが挙げられると思います。これらの問題としまして個別法令による対応があるもの、あるいはないものなどがあり、全体の把握ができていないというふうな状況だと思います。景観を含めまして諸問題を対処するため、庁内各部署で連携をいたしまして昨年9月に北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱を策定し、運用しているところであります。要綱の運用によりまして市民に対しては周知不足による不安の解消、あるいは事業者に対しましては届け出の提出、近隣への周知など一定の制約、市では事業の実態把握、法令規則の及ばないものへの配慮を求めること等をして対応を進めているところであります。

先ほども説明をさせていただきましたが、この要綱の内容は県内自治体で施行されております条例、要綱と比べまして遜色がないものだと考えております。しかし景観に関しては、個別の状況に応じ配慮を求めるものとなっており、より具体的なものを検討する必要があると考えております。現在、国・県において景観の影響に対して調査・研究が進められておるということを知っております。具体的な内容につきましてはまだ出ておりませんが、景観の影響を軽減するには例えばパネルの設置の仕方でありましか、眺望ポイントからの施設の目隠しの方法など一定の設置基準などが検討され示されるということですので、今後本市としましてもなんらかの研究はしてまいりたいと考えています。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

小尾直知君の質問が終わりました。

関連質問はございますか。

内田俊彦君、関連質問を許します。

○20番議員（内田俊彦君）

2項につきまして、関連質問を行わせていただきます。

まず1項目めでございますが、地方版総合戦略の策定についてでございます。これにつきましては、先ほどの答弁の中でも簡単に言うと国の職員の派遣の事業になるわけでございますが、それに対応したけれども残念ながら落ちてしまったというご報告がありました。しかしながら本市におきましてはすでに国の職員の皆さん、また県の職員の皆さんも含めまして多くの人事交流がされております。またそういった意味では、国外の人事交流もしているということですので、それらについて本市が常に新たな事業に着手し、また予算獲得をしてきたのはそういったことが1つ、功を奏しているというふうに思っているところでございます。

そういたしますと、平成27年度においてもそれらの人事交流等をやはり行っていくのか、そしてそれをやはりこの地方版の戦略に生かしていくのか、まず1項目めを質問をさせていただきます。あと3項目めにつきましては、答弁が終わったら質問をさせていただきます。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

内田議員の関連質問でございます。

国との多くの交流事業を今後も生かしていくかということでございますけれども、すでに現在

も国の農水省のほうから公務員の方がみえておりまして、国からの直接的な事業の提案とか情報も取り入れながら事業を進めております。

今後の公務員等の交流人員の数等につきましては、当然国との関係もございまして制約等もございますけども、事業等のこれからの進捗状況も含めてそういった公務員交流ができれば、どどんうちのほうでも手を挙げて国からきていただくという方針は、これからも続けていきたいと、かように考えています。

以上です。

○副議長（坂本静君）

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

それでは3項目め、太陽光発電の設置と景観について質問をさせていただきます。

先ほど来の答弁というのは非常に分かりづらい部分もたくさんありまして、簡単に言うところの太陽光パネル設置において法規制以上のことを条例ですでできないとしているわけでありまして。そして北杜市がその条例を要するに設置して指導、監督、命令というような形を取るには、先ほど市民の同意と言いました、また地域の同意と言いました、そしてそれぞれの会議の協議とも言いましたが、簡単に言うとそこに住まわれる人、またその土地のすべてにおいて権利者ですとか、そういった方たちのすべて合意がないとこの条例をいくらつくっても、その条例の簡単に言うと効力を発揮することは法的にできなくて、その条例をもとに指導、監督、命令を行った場合についてはその命令を受けたなり、勧告を受けた側の業者なり住民なり、土地所有者の簡単に言うと訴えとかによりまして、市はその人たちに対してそれ以上の行為ができないというふうに考えます。ですから今の状況の中では市民の、例えば特定の地域、逆に言うと町全体なのか、またその中の地区だとか、その全部の権益者がその太陽光パネルを設置することはいかなものかという中で、その決めごとに同意をしてくれればできるけども、それは同意がなければできないということですから、それは一人ひとりにすべて同意を取らないと、それは条例を提案することができないという認識だと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

内田議員の関連質問にお答えをいたします。

今、内田議員のご質問にあったとおり市民合意ということであります。すなわち土地所有者が私は駄目だと、それだけ景観条例に入れていただいても私は太陽光パネルを設置したいという方がいれば、そこを今言ったように規制することはできないということでございます。

いずれにいたしましてもまちづくり審議会でありますとか、そういうところに委ねてお話し合いをしていただいて、あくまでも所有者、所有権がある方にご理解をいただかないと規制はできないというふうに考えております。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

再々質問を行わせていただきます。

そういった中の認識ということで、これが条例なのか、要綱なのかも含めて非常に難しいことでありますけども、先ほど答弁の中ではこの昨年9月の要綱によって、ある意味、指導はできるというふうになったわけでありまして、今までは指導についても要綱のもとに、要綱等がなかったもので、それらの指導ができなかった。なおかつ、先ほどの答弁の中でも簡単に言うとこれから県が例えば目隠しをすとか緑地帯を設けましようとか、そういったことについては指導的なことが各市町村に下りてくるだろうというふうに言われているわけでありまして、県はそういったことを市にお願いされた場合、市はそれらについては検討をし、それらを要綱の中に入れながら順守をさせていくというふうを考えているわけでありましょうか。

○副議長（坂本静君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

内田議員の、関連質問の再々質問にお答えをしたいと思います。

県におきましても、例えば林地開発事業でありますと緑化率20%というふうな規定もございます。しかしながら、その緑化率については目隠しをしろとかそういうことではなくて、全体の面積の20%を緑化として残しなさいということであります。したがって、自然として太陽光パネルを設置する場合は、北側を20%残して南側は開放してしまうというふうな例だと思います。そういうことを含めまして、県が例えば道路に面しているところは目隠しをしないとい。あるいは民地に住宅があるところは目隠しをしないということを、指導があればおのずとそういう方向で検討をしまっているということだと思います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○副議長（坂本静君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は1時50分といたします。

休憩 午後12時19分

再開 午後 1時50分

○副議長（坂本静君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、21番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

日本共産党を代表して白倉市長に6項目、質問いたします。

質問の第1は戦後70年、歴史の逆流を打ち破り新しい政治をつくる転機の年にするということについてです。

今年は第2次世界大戦が終結して70年の歴史的節目の年です。日本共産党はこの年を歴史

に背く反動的逆流を打ち破り、新しい政治をつくる転機の年にしていくために全力を挙げます。

第1は憲法問題であります。憲法9条を日本の進路を照らす羅針盤として生かしていくのか、世界に誇るこの宝を破壊するのか、日本の進路が鋭く問われています。わが党は国会論戦、総選挙での論戦を通じて、集団的自衛権の行使の現実の危険がアフガニスタン・イラク戦争のような戦争で米軍と自衛隊が肩を並べて戦争する、海外で戦争する国づくりにあることを明らかにしてきました。

日本共産党は憲法9条を破壊する戦争立法を阻止するために、総力を挙げて戦い抜く決意を表明するものであります。

第2は歴史問題であります。日本共産党は歴史を偽造する極右勢力による政治支配を一日も早く終わらせるために全力を挙げます。同時にこの節目の年が日本とアジア諸国との和解と友好に向かう年になるよう力を尽くします。そのために日本の政治が取るべき5つの基本姿勢を提唱するものです。

第1は村山談話、河野談話の核心を継承し、それにふさわしい行動を取ること。

第2は日本軍慰安婦問題で謝罪と賠償など、被害者の尊厳を回復すること。

第3は首相や閣僚による靖国参拝は行わないこと。

第4は民俗差別をあおるヘイトスピーチ（憎悪表現）を根絶すること。

第5は侵略戦争と植民地支配への反省の立場を子どもたちにきちんと教えること。

以上5つの基本姿勢をとることが和解と友好に向かうために必要不可欠だということを提唱しています。

日本共産党は戦後70年の年にあの戦争は何だったのかについて、国民一人ひとりが正面から向き合い、考えることを呼びかけます。そして歴史の事実を偽造して日本は正しい戦争をやったという議論を日本の政治に持ち込み、日本を世界とアジアから孤立させる逆流を大本から断ち切ることを心から呼びかけるものであります。

第3は核兵器問題であります。

1945年8月、広島・長崎に落とされた原発は一瞬のうちに2つの町を廃墟に変え21万の人々の命を奪いました。いまなお20万を超える被爆者が苦しんでいます。この悲劇をいかなる地にも繰り返してはなりません。今、核兵器廃絶を求める声は世界に広がっています。多くの国で市民が行動し、政府がその実現を支持しています。ヒロシマ・ナガサキを繰り返さない最も確かな保証は核兵器を全面的に禁止して廃絶することです。

今年は5年ぶりに核不拡散条約（NPT）再検討会議が開催される年であります。日本共産党は、この年を核兵器のない世界に向けた転機の年としていくために全力を挙げます。

戦後70年に問われる憲法問題、歴史問題、核兵器問題はどの問題も世界とアジアの平和に関わる根本問題であります。

日本共産党の主張、私の思いを述べてきましたが、憲法、歴史、核兵器廃絶の問題について市長の見解を伺います。

質問の第2は、暮らし・福祉を支える予算をおよび重度障害児の医療費を窓口無料に戻すことについてです。

1. 北杜市の2015年度一般会計予算案総額292億円余で、過去の借金返済にあてる公債費は57億円余、19.7%であり、そのうち23億円余、8.1%は繰上償還であります。子どもの医療費窓口無料の中学3年生まで年齢拡大を求める会は現在も署名を継続

し、多くの市民や開業医の先生方も賛同しています。中3まで拡大に必要な金額は約3千万円、国保税1世帯1万円引き下げるには約9千万円あればできます。繰上償還の5%を充てれば暮らし・福祉を支えるお金が出てきます。北杜市の扶助費8.3%は他市に比較して最低です。市民の暮らし・福祉を支える姿勢が弱いのではないかと感じます。借金返済と暮らし・福祉を支えることを両立していくべきだと思います。見解を求めます。

2. 年金はマクロ経済スライドで年々減り、年金生活者の生活は大変です。今年度補正予算の自治体交付金のうち2,500億円が灯油購入費助成を含む生活支援に充てられることになりました。本市でもこの活用を要望します。またプレミアム付き商品券の発行の趣旨、その規模、活用例を示してください。

3. 2014年11月より重度心身障害者医療費が窓口有料になり、子どもの医療費無料年齢の重度障害児まで会計の支払いが必要となりました。障害があるがゆえに差別を受けることに憤りを感じていますと窓口無料化を求める会代表は署名活動に取り組んでいます。

以下、質問します。

①北杜市の見解を伺います。

②北杜市の年齢別、該当者数はいくらか。

③子どもの医療費無料制度から重度障害児だけはじき出す県の交付要綱を直ちに改正するよう知事に求めてください。

質問の第3は、太陽光発電問題についてです。

八ヶ岳南麓は富士山、南アルプスと同様、素晴らしい自然と景観を有しています。しかし最近、市内の至るところにソーラー施設が乱立しており、ソーラー設置用地として森林伐採が行われています。このままでは北杜市が誇るべき財産であり、長年にわたって築き上げてきた景観と自然環境が瞬く間に破壊されてしまうことが懸念されます。以下、質問します。

1. 北杜市の要綱での業者等の責務として謳われている自然環境の重視、地区住民への事業内容の周知、土砂の流失や水害の防止、連絡先の表示、その他が実現していると認識しているのか。

①市民が行った調査では自然環境への配慮なし、表示はほとんどなし、フェンスもなし、基礎工事のずさんさ、ドラム缶支柱、地面に直接打ち込んでいるものが目立つ。

②要綱は事業者にもっと届いていない。

③市として現状把握はどのような状況か。何カ所視察したか。要綱をもとに事業者に指導した事例を挙げてください。

2. 地上設置型ソーラーは建築基準法から除外されているが、北杜市として建築基準法でいう工作物とみなすことを認めるべきではないか。

3. 要綱が自然破壊、景観破壊、住環境破壊を食い止められない現状では、より拘束力のある景観条例の改正を含めて条例化が急務と思われるがどうか。山梨県はホームページで太陽光発電施設について、県内の各自治体に対し条例化の要請を公表しています。すでに県内19自治体で条例化の動きがあります。北杜市でも条例化に踏み切るべきではないか。

4. 北杜市が条例化できない理由は何なのか。

質問の第4はセラヴィ・リゾート泉郷、長坂町小荒間稲久保地区の道路管理、ごみ回収についてです。

私は2013年12月議会の一般質問でこの問題を取り上げました。私の質問に対する市の

答弁は住民の声を聞いて対処するというものではありませんでした。今回の質問は長坂町小荒間稲久保地区を含むセラビィ・リゾート泉郷との協定書による道路管理、ごみ回収についてです。以下、質問します。

1. 財政上の理由から開発業者に分譲地の維持管理を負担させたとしても、分譲地内の認定道路や法定外道路等の公共施設に関する自治体の法律上の管理義務が免除されるものではなく住民の安全と公共サービス確保の観点から適正な管理がなされているか。開発業者およびその義務の継承者を管理・監督する義務がある地方自治体との協定に基づき分譲地を管理している開発業者および、その義務の継承者に対して地方自治体は管理監督責任があると考えるか。イエスであればこれまでセラビィ・リゾート泉郷に対して、これまで自治体はどのような管理監督責任の義務を果たしてきたのか。
2. 北杜市の指定管理制度における指定管理者の募集要項では、会社更生法の適用を受けた会社は応募資格がない。セラビィ・リゾート泉郷は協定書および分譲地所有者との管理委託契約に基づき分譲地の認定道路や法定外道路等の公共施設を管理しているところ、投機的な開発が契機となって経営破綻し、会社更生法の適用を受けた会社である。また経営破綻と時を同じくして管理費の大幅な値上げを行った。住民の安全に責任を負う自治体として、このような経営破綻した会社が分譲地の管理を続ける適格性があると考えるか。
3. 協定書はどのような手続きで解約できるのか。自治体は管理が不適切になった場合には協定を解約し、より住民の利益になる管理方法を選択する義務があるのではないか。
4. セラビィ・リゾート泉郷は分譲地所有者との管理委託契約に基づき、分譲地内の認定道路・認定外道路の維持管理やごみ回収を行っているところ、その費用は分譲地所有者から徴収した管理費で賄われている。法律上では市町村が管理費用を負担すべき認定道路・認定外道路の管理やごみ処理に要する費用は、北杜市が負担すべきである。

分譲地所有者らは固定資産税を負担しているのであるから、その負担を分任する義務に対する役務の提供として、北杜市からこれらの公共サービスを受けることができる。

地方自治法244条第3項は、普通地方公共団体は住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしてはならないと規定しているところ、固定資産税を支払っている分譲地所有者に道路整備を含む道路の維持管理費用を管理費としてすべて負担させていることは同条項に違反するのではないか。

5. 北杜市としてセラビィ・リゾート泉郷に管理を委ねなければならない、特にやむを得ない事情があると認識しているのでしょうか。
6. 認識しているとすれば、特にやむを得ない事情を具体的に説明してください。
7. 認識していないとすれば、都市計画法の趣旨および国土交通省開発許可運用指針に反して数十年以上、セラビィ・リゾート泉郷に管理を委ねている理由を説明してください。

質問の第5は、北杜市の学校統合問題および就学援助の充実についてです。

1. 学校の統廃合は地域社会のあり方にも関わる問題です。私は清里小を存続させる会の集いや新しい学校づくり会議の傍聴をしてきました。地域の声として学校は地域住民にとっても文化的な活動をはじめ、地域の交流や防災の拠点となるなど重要な役割を持っている。地域から学校がなくなれば、地域創生どころか人口減、高齢化に拍車をかける悪循環にもなりかねません。

以下、質問し見解を求めます。

①学校を数合わせて統廃合するのではなく、地域づくりと学校存続は一体のものだと捉え清里地域をどう発展させるのか考えるべきだと思うが。

②教育委員会は清里小存続の根強い意見を押し切るのではなく保護者や住民への丁寧な説明や十分な話し合いを積み重ね、地域の意見を汲み取ることが必要だと思うが見解を求めます。

2. 子どもの学びを支えるセーフティネット、就学援助の充実を。

文部科学省の資料によると平成22年度、約15万人となっている。就学援助率は15.

3%と過去最高であります。全国で約7人に1人の小中学生が経済的理由により就学困難と認められています。

以上を踏まえて質問し、見解を求めます。

①保護者に就学援助制度の周知をどのようにしているのか。

②平成26年度の就学援助制度の小中別利用者と援助の内容はどうか。

③アルバム代、メガネ購入費の支給を要望するが。

④小学校入学の準備金、中学校入学の準備金が前倒しで支給できないか。

質問の第6は4つの道路問題についてです。

1. 中部横断自動車道について。

私は中部横断自動車道の長坂八千穂区間34キロメートルがミッシングリンク、未整備のため途切れた区域として取り残されたことには理由があると思います。それは八ヶ岳南麓の優れた自然・景観を残したい。八ヶ岳の豊かな湧水を守りたい。この南麓に高速道路が本当に必要なのか。また人口減少が進む昨今、膨大な国費を投入するのではなく国道141号の改良でいいのではないかなど多様な意見があります。市長の見解を伺います。

次に中部横断自動車道活用検討委員会のワークショップについて。

市民からいろいろ疑問が寄せられています。以下、質問し見解を求めます。

①ワークショップの委員は何人か。どんな手順で選任されたのか。

②開催日時、場所、委員は公表しない、傍聴は認めないなどなぜ秘密にするのか。その理由は何なのか。

③4回開催された、その議事録があるなら公開を求めます。

2. 野猿返し（横手・日野春停車場線）のトンネル撤去と道路の拡幅を求めることです。

3. 小淵沢駅舎改修工事および小淵沢支所廃止に伴う市道の拡幅を求めることです。

支所のまわりを約2メートルほど拡幅し、支所の角を丸くして車がまわりやすいように改善することを要請します。

4. 市内会社の製品搬出のための道路拡幅を求めることです。

株式会社M社は輸出する製品の部品もばらして運び、目的地に到着したら製品を組み立てている。大きいトレーラーが通れる道路が必要であると要請をされています。

以上で質問を終わります。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

戦後70年、新しい政治をつくる転機の年についていくつかご質問をいただいております。

はじめに、憲法問題についてであります。

日本国憲法第9条の基本原則が、戦後の日本の外交・安全保障の大きな柱であったことは十分認識しております。集団的自衛権の行使容認解釈についても国民の信頼に疑念が生じないよう、今後も国政の場で十分議論されるべきであると考えております。

次に、歴史問題についてであります。

歴史問題については市長として答弁する立場にはありませんが、過去を直視して歴史を正しく認識し、アジア諸国との相互理解と信頼に基づいた未来志向の協力関係を構築していきたいとの過去の内閣総理大臣談話を尊重し、文字どおり近くて近い国々であってほしいと考えております。

次に、核兵器問題についてであります。

本市においては平成17年に非核平和都市宣言を行い、その後も平成20年に平和市長会議に加盟するなど、平和施策の推進に努めてまいりました。

今後も核兵器の根絶を願い、平和を施策の基本として市政に取り組んでまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○副議長（坂本静君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

学校統合問題および就学援助の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高根地区小学校の統合の進め方についてであります。

少子化の影響等により児童数が減少し、学校運営や教育活動に課題が生じていることから北杜市小中学校適正配置実施計画に基づいて、学校統合計画案をお示しする中でご議論をいただいております。

地域と学校は、密接な連携の上に運営されていることは十分理解しているところであります。しかし学校は児童生徒のためのものであり、学校統合の適否の検討に当たっては児童生徒の教育環境の整備を第一優先に考えるべきでありますので、高根地区新しい学校づくり会議からご報告いただきました意見集約結果を踏まえて、高根地区小学校の学校統合についての方針を決定してまいりたいと考えております。

次に、高根清里小学校の対応についてであります。

高根地区新しい学校づくり会議からの報告書には、高根清里小学校の存続を望む意見もあったことが付記されております。学校統合に対しましては、さまざまな意見があることも踏まえて高根地区として意見集約がされたものと捉えております。

次に就学支援の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、制度の周知についてであります。

教育委員会では学校を通じてすべての保護者宛てに案内を通知し、制度の利用を希望する保護者へ申請書を配布しております。また要保護児童生徒の保護者へは、申請書等を直接郵送して周知に努めております。

次に、平成26年度の利用状況と内容についてであります。

平成26年度においては小学校児童175人に1,121万6千円、中学校生徒101人に1,011万2千円の助成を行っております。

また助成内容については、国の特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱に沿って学用品費、校外活動費、新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費などの助成を行っております。

次に、アルバム代等への援助についてであります。

就学援助制度は、経済的理由により就学が困難と認められる小中学校の児童および生徒の義務教育の円滑な実施に資するため就学に要する経費に対して助成を行うもので、国の支援内容ではアルバム代等については対象とされておりません。

次に小学校、中学校の入学前での援助についてであります。

本制度は国が定める基準に沿って各自治体が援助費支給要綱を定め、これに基づいて事業を実施しているところであります。

支給対象者は支給年度における課税状況等が認定の要件になっていること、また学校長からの意見を付した報告に基づいて支給認定を行うことから、就学前において援助費を支給することは難しいものと考えております。

○副議長（坂本静君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

平成27年度一般会計予算案における暮らし・福祉を支える姿勢についてであります。

本市の当初予算における扶助費の割合が他市との比較で低いものとなっているのは、本市が子育て支援のために実施している第2子以降保育料無料化が、歳出予算ではなく歳入予算が減少する施策であることと、本市の生活保護率が地域での助け合いが多いことなどから全国平均と比較して、非常に低いものとなっていることが主な理由として考えられます。

一方で平成27年度当初予算においては生活困窮者自立支援事業、子育て世代包括支援センター設置事業、学校給食賄い材料費助成事業などの市民の暮らしや福祉を支える事業に重点的に予算配分を行っております。これらの予算は、大部分が予算分析上は扶助費に分類されませんので、扶助費の割合を他市と比較することのみで、福祉関係予算の評価を行うことは適当ではないものと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

重度心身障害者医療費について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、窓口無料化の考えについてであります。

重度心身障害者医療費助成制度は、障害がある限り年齢を問わず一貫して障害者の健康を守るために実施している県の制度です。障害のある方々には、一定年齢に達したら終了する子ども医療費助成制度ではなく障害が続く限り継続して同じ制度で助成させていただいております。

今後も医療の重要度が高い障害のある方々を守り、医療費の無料制度を維持していきたいと考えております。

次に、年代別の該当者数についてであります。

本市の小学校6年生までの対象者は0歳が1人、1歳が0人、2歳が1人、3歳が0人、4歳が2人、5歳が5人、6歳が4人、7歳が4人、8歳が5人、9歳が5人、10歳が4人、11歳が2人、12歳が2人の合計35人となっております。

次に、県への要望についてであります。

重度心身障害者医療費助成制度は県の制度として実施されており、県内市町村が足並みを揃えて実施することが、財政的にも将来にわたり安定した持続可能な医療費助成制度となるものと考えておりますので、県への要望は考えておりません。

以上です。

○副議長（坂本静君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

太陽光発電について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱に規定する事業者等の責務についてであります。

要綱第5条に規定する事業者の責務については、事業者等に対して窓口の相談や届け出の際に指導を行っており、また施設の設置状況を把握するため実施している現地調査において確認した上では、要綱に沿った設置がされているものと認識しております。

次に、現状把握等についてであります。

現在行っている設置状況調査では本年2月末で482件、そのうち要綱に基づく届け出件数は301件となっており、すべての事業者等が届け出を行うよう要綱を郵送し指導しております。また住民から相談のあった土砂災害等が懸念される箇所は3件で、現地で事業者立会いのもと指導を行ったところであります。

なお、特に土砂災害等が懸念される7カ所については、昨年10月の台風が通過したあとで現地調査を実施しましたが、被害は見受けられませんでした。

次に、事業者への指導についてであります。

来庁または電話で、太陽光発電設備についてのさまざまな問い合わせや相談を受けております。内容としては太陽光発電施設を設置したいが手続き方法を教えてほしい、また近隣で太陽光発電施設の工事が始まったが地元への説明がない等の相談であり、必要に応じて現地に出向き要綱に基づき指導を行っているところであります。

以上です。

○副議長（坂本静君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

地域住民生活等緊急支援のための交付金についてであります。

本年度の国の補正予算で事業化された地域住民生活等緊急支援のための交付金のうち、地域消費喚起・生活支援型は地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援策であり、市としてはこの交付金を活用し、プレミアム付き商品券発行事業を行う予定であります。

プレミアム付き商品券は、北杜市商工会事業として市内の商店で利用でき灯油等の購入もで

きる1万円で2千円のプレミアムが付いた商品券と、子育て支援を目的とした4千円のプレミアムが付いた商品券を発行し、消費喚起を促す計画であります。

以上です。

○副議長（坂本静君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えをいたします。

太陽光発電について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、建築基準法の工作物の考え方についてであります。

平成23年3月25日付けで、太陽光発電設備等を建築基準法施行令から除外する改正が国土交通省から通知されており、建築基準法の工作物の対象とすることは適当ではないと考えております。

次に、条例制定の考えについてであります。

景観条例は新設工作物等の設置を禁止する制限を設けているものではなく、届け出対象行為となるものを景観形成基準に従って施工者に実施していただくものであり、同様に太陽光発電施設についても北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱に基づき、事業実施を事業者へ依頼しております。この要綱は他市町村で施行されている景観に関する条例および要綱に遜色ないものであるため、条例化の必要はないものと考えております。

次に民間による開発地における道路管理、ごみ回収についていくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の対応についてであります。

開発における協定書については開発に関して協議した事項に基づいた内容であり、問題があると認められるときには協定に基づき、指導を行う必要があると考えております。

次に管理業者の適格性についてであります。経営破綻した会社であっても会社更生法の適用を受け、分譲地の維持管理を続けることは適当であると考えております。

次に協定についてであります。協定書は開発における協議内容になりますので管理者が限る限りは解約できないものと考えております。

次に、道路の維持管理等についてであります。

市としては、分譲地購入者と管理会社における契約に基づき行われているものと認識しており、法令的に違反しているとは考えておりません。

次に、管理業者による管理についてであります。

開発における協定書の承継が行われているものと認識しておりますので、特にやむを得ない事情があるとは認識しておりません。

次に道路問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中部横断自動車道ワークショップについてであります。

中部横断自動車道活性化検討委員会が市民から公募したワークショップへの参加者は、関係者ワークショップへの応募者31名で開催した4回の参加者が延べ96名、市民ワークショップには28名の応募があり、先月15日の参加者は24名でありました。

関係者ワークショップは継続して討議を重ねており、参加者である市民の皆さまの自由な意見交換を図ることから活用検討委員会においても非公開としております。

市民ワークショップについては、広く市民の皆さまにお知らせするため傍聴をしていただいております。

関係者ワークショップ、市民ワークショップでの検討内容等については、市ホームページに掲載するとともに各総合支所窓口で閲覧できます。

また、取り組みの状況を市広報紙および行政区回覧等で、広く市民の皆さまにお知らせしているところであります。

次に、県道横手日野春停車場線についてであります。

県道横手日野春停車場線の通称、野猿返しトンネル部分は現状幅員が狭小であります。それまでの県の改良工事によりトンネル前後の退避スペースが設けられている状況であります。改善要望につきましては、道路管理者である県に対し申し述べてまいります。

次に、市道小淵沢1号線等の改良についてであります。

市道小淵沢1号線、上笹尾・小淵沢2号線の改良および交差点改良など市道の新設拡幅改良については、地域住民の皆さまのご意見をいただきながら整備を進めているところであり、今後検討してまいります。

次に、道路改良についてであります。

企業交流会において出された道路の拡幅改良の要望事項については、他の道路管理者との協議や地域状況を踏まえながら今後、検討してまいりたいと考えております。

なお、道路改良に当たりましては、地権者をはじめとする地域のご協力が必要不可欠となります。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君、再質問を許します。

○21番議員（中村隆一君）

太陽光発電の問題についてですけれども、市の管理・監督の状況はおおむねよくできているというような回答でしたけれども、実際、パネルの近くにあるペンションの方からはペンションのリピーターが来ないとか、また土地の値段が下がって困るとかという不動産業者の声もあります。またパネルの中には宅地分譲のようなパネルを切り売りしていると、こういうものもあります。これは明らかに金儲けというか、投機的な目的なものであると思いますけれども、このへんについてはどのように指導しているのかお伺いします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

中村隆一議員の再質問にお答えします。

まず太陽光パネルの切り売りというお話ですが、本質問の中での答弁で答えておりますが、まずは事業者に対して市のほうでは太陽光に関する要綱で、事業者に協力をいただいている現状であります。今の再質問のパネルの関係の、言わばこれについては事業者がそういう行為をしていると。これに関してはなんら市としても法令のもとで指導するとか、そのような立場には立っておりませんので、そういう答弁になるかと思えます。

以上です。

○副議長（坂本静君）

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

ちょっと市内あちこち、今いっぱい出ているわけですが、要綱で、すべて大丈夫だと。そういう認識のようですが、実際に市内のあちこちにいっぱい、こんなところにもあったというふうな状態になっているわけですが、先ほど私が言いましたようにペションのすぐ近くにパネルができたとか、そういうことについてはどのように考えていますか。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

中村議員の再々質問にお答えいたします。

今の質問ですが、まず再三繰り返しになりますが、市では要綱でこの景観とか事業者をお願いする課題については対応していると。今までの建設部の答弁にもありましたように。たまたま、ここに私のほうで届け出の一部のページを持ってきました。この6件については、例えば小淵沢の業者、これは928キロワット、約1キロメガワットに近い太陽光の業者ですが、まずこの届け出を受ける際に、前回の議会でも申し上げましたがチェックシートなるものを市の職員共通で対応しておりまして、まず1つ目から地区住民等に対して事業内容の周知に努めるところから、そこから始まって8項目を対応して届け出を受理しております。

例えばこの小淵沢地区の例で申し上げますと表示とか地元の説明をしているとか、あとはすごいこの指導の中でこれは一例ですが、地区住民と関わりを持ってきていると。地区住民の方が利用できる、災害時には電力供給用発電所としてコンセントを設置し、区長さんにそのコンセントの鍵を渡しているとか、提出済みであるとか、あとこのページの届け出の中の6件、7件についてはすべてこちらの要綱に事業者が協力をしていただいていると。ほかの届けに関してほとんどそういう内容になっております。

再々質問の件ですけれども、どう思われているかということですが、それは先ほど再質問でお答えしたように市ではこの要綱に基づいて、また上位の法令に基づいて指導をしているところであります。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

次にセラヴィ・リゾート泉郷のことについてお聞きします。

先ほどの建設部長の答弁では、協定書は守られていると。問題がないと。このような市の認識のようですが、合併前の長坂町と協定を結んでいろいろ住民の皆さんが不具合を感じていて、こういうことをここで取り上げているわけですから、2年前に私が質問した内容とまったく同じ回答ですね。協定書の効力は生きています。ということで、今、北杜市は定住圏構想というふうなことで、皆さん魅力のあるまちだと紹介をしているわけですが、前から

住んでいた人がこの債権会社に横暴な管理費を要求されて、これを黙って見過ごすわけにいかないということで声をあげたわけですので、このへんについて協定書は問題ないと考えているのはおかしいのではないかと思いますけれども、答弁をお願いします。

○副議長（坂本静君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中村隆一議員の再質問にお答えをいたします。

協定書に問題があるのではないかというお話でありますけれども、私どもといたしましては会社と旧長坂町、今は北杜市に継承しておりますけれども、結んだ協定書であります。会社は土地の所有者、あるいはそこに入られていた方と契約書を結んで行為をされているという認識であります。それに対しまして北杜市が例えば、では道路を管理するといったときに会社のほうで造った道路が、では道路法に則っているのかとそういう問題もありまして、うちでは今言ったように管理ができない。会社の造った道路でありますから、会社に適正に管理をしていただくということだと思います。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

ここで限られた時間で質疑をしてもなかなか納得のいかない答えですので、また別の機会に地元の住民の人の声を聞く機会を持ってほしいなとこのように考えますけれども、その対応、そういうことができるかどうか。イエスの答えを期待したいと思いますがいかがでしょうか。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

中村議員の再々質問についてお答えします。

住民との対話というのは別に拒絶するものではございません。ただ1点、対話する前提としての考え方を再度、部長のほうで答弁しましたが申し上げておきます。

今回の場合は都市計画区域ではございませんので、都市計画法の規定による帰属規定はございません。ただ都市計画法の概念としては開発行為が行われる時点で、その公共施設、例えば道路とか水路そのものが、その開発行為の中でその地元の市町村に帰属するという規定になっております。その規定に基づいて帰属を受けた市町村がその責務として、その公共施設の管理をしていくというのが都市計画法の開発の概念になります。

今回のセラビィの、この対象については都市計画区域外のため都市計画法による開発行為の協定ではなく、当時長坂町が開発要綱に基づいた協定に基づいて管理されております。当然、開発規定を準用した規定でございますので、考え方としては同一のものと考えております。というのは前提として、当時の長坂町が帰属を受けた施設については町としての責務として公共施設の管理として行政が出てくるという前提になります。今回の場合はそれぞれが購入者、居住者等との契約によって会社が行うという協定になっていきますので、あくまでもその協定が優

先される形の中で行うのが筋ではないかというふうに判断しております。

そういう前提の中で住民の方々とお話をするであれば、また別途そういうところについて中村議員を通した調整を行う形はやぶさかではございません。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

また別の機会で住民の方々の声を聞いていただくということが今、答弁にありましたので、私の再質問は以上にします。

○副議長（坂本静君）

中村隆一君の質問が終わりました。

関連質問はございますか。

清水進君の関連質問を許します。

○11番議員（清水進君）

関連質問をさせていただきます。

まず学校の統合問題について、お伺いをいたします。

私は昭和45年、須玉中学の卒業生です。3年生のときに須玉、津金、江草中の3校が統合し40人、4クラス160人の生徒数でした。当時、津金の生徒は約30名、江草の生徒は約40名おりました。今年、須玉中の卒業式に参加をいたしました。地区別に見ると津金の卒業生は2人、江草地区は3人であります。私の卒業から45年の時が過ぎた状況が今であります。

今、津金や江草地区には小学校はありません。最近、地方再生が叫ばれておりますが学校のない地区へ若者は戻りません。このことを証明しているのがこの地域ではありませんか。今、清里地区の方々から小さくとも子どもたちがしっかりと育てることができる学校を残してほしいとの声があがっています。人間として生きる力をたくましく育てていくのが教育ではありませんか。再度、地区住民の声をどのように受け止めているのか、伺いをいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

ただいまの、清水議員の関連質問にお答えをいたします。

清里小学校を残してほしい声についてというふうな内容だと思います。

たしかに地域づくりと学校の存続ということが謳われているということでございますけれども、先ほど教育長からも答弁をさせていただいたという点とかぶるということがございますが、地域と学校が綿密な連携の上に運営されているということは重々承知しているということをお答えさせていただきます。しかしその上で、学校については児童生徒のために設置された施設であるということがあります。その上で学校統合の適否の検討にあたっては、児童生徒の教育条件の改善ということ、そのことについての視野を中心に捉えるべきであるということと考えているところであります。

今後、新しい学校づくり会議からの報告を踏まえて、教育委員会において最終的な方針を検

討するということになってございますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

今、学校の統合問題ですけれども、50年先を考えると一度廃校にしてしまう、地域からなくなってしまえば再度造るというのは本当に大変です。ですので、本当に地域の皆さんの声をしっかりと受け止めてほしいと思います。

次に、太陽光パネルについて伺います。

先ほどもいくつか紹介されましたけども、昨年9月に要綱を作成しておりますが市内に設置しようとしている事業者に対してどのような指導を行っているのか、改めて伺いいたします。

先日も市民の方より自分の住宅のすぐ裏の農地が売られパネルを持ち込んでから、これから工事が始まりますので協力してください、このように突然言われ工事が始まります。農地だったため農業委員会でも審査し許可をしていますが、そのことさえもその方には知らされていませんでした。市の要綱にあるように事前説明も事業者はしていないことになります。また、ある工事中のところではパネルを梱包したダンボールが野積みされ、この冬の強風であおられ、あちこちにそのダンボールが散らかったり、土ほこりが舞い上がって近所の方々は本当に迷惑を受けています。そして雨が強く降ったあとのパトロールなどはしているのでしょうか。稼働している施設では、ほとんど連絡先が表示されていないものが多数であります。市では一つひとつの施設の点検や事前に災害を防ぐ、そういう観点からどのような指導を行っているのか。防災面からもこうした状況が野放しにされれば、景観を守り災害を事前に防ぐそのためにも条例化は必要と考えますが指導の中身、そして条例化について再度伺いをいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

清水議員の関連質問にお答えいたします。

まず市の要綱による指導の内容ということですが、先ほど答弁の中にも答えてまいりましたが、また中村議員さんの再質問にも出てまいりました。先ほどこの指導要綱の中で、具体例で申し上げました。先ほどチェックシートのお話をしました。その中に例えば午前中の他党からの条例関係を含めての質問の中に、例えば今うちの要綱の第5条、事業者の責務の中には入っておりませんが、直接事業者が来た際に指導する中で当然、住民等に対して事業の内容の周知に努めること、これは1番目に掲げております。そして2番目につきましては、土砂の流出や水害の防止に努めること。先ほど出ました水害等ですね。そして3番目には真に優れた自然環境、美しい風景、個性ある風土を重視しこれらの環境と共生するよう努めることをお願いしております。それで4番目には連絡先の表示、これを努めていただきたいと。5つ目には除草剤等を使用する場合は周辺環境に十分配慮していただきたいと。そして6つ目には人災、天災により破損した場合は十分な措置を講じるようお願いしております。また7つ目には、これも前回の議会等でも出てまいりましたが、発電設備を廃止した場合にはこれは事業者等の責任により適正な処理に努めていただきたいと。一番最後には、改めて発電設備の事業者は地区住民と

協調を保つようにお願いするというようなことで、事業者に届け出をいただいたときには詳細にこの内容を聞き取り、お願いしているところです。

その3つ目の真に優れた自然環境、その項目については道路や林地と接する樹木等はできるだけ残していただきたいとそのようなこともお願いしてありますし、必要最小限の伐採もお願いしてあると。このような内容を届け出の際に本庁とまた各支所、これらの担当の中で逐次事業者をお願いをしているところです。

たまたま先ほどのこの届け出台帳の1ページを持ってきましたが、この中で先ほど一例を申し上げました。あと一例ですけども、これは武川町です。発電の設備の出力については50キロワット未満です。電気事業法では柵の設置は、これは義務付けられておりません。法令で。けどこの事業者については当然、住民への説明から始まりましてフェンスを設置しております。また近くの住民に対しては状況提供をするスタンスであり、月には一度現地を確認すると。このような詳細なところまで随時拾っております。

条例のお話が出ました。これは建設部のほうからのちほど答弁があるかと思いますが、先ほど県のホームページで内容がありました、19の市が。この19の市については、まだ要綱も条例も制定されておられません。北杜市は7カ月前に、すでに昨年の9月に要綱を制定しているわけです。ですから先んじて、この要綱は建設部からの答弁もありましたように他市の、また県外の条例、要綱に遜色のないものと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

清水議員の再々質問についてお答えします。

条例化についての考え方です。

まず条例については景観条例という前提で、ご説明させていただきます。

まず景観条例の目的としては清水議員の質問にあったような防犯上とか、防災上の問題というのは景観条例においては、ちょっと目的が対象と異なってくると思います。景観条例で行う対象としては、まず守るべき景観についてどのような形のものを守る、または景観を育てる、そういう目的の中で条例化というものが出てきます。当然その景観を目的にしていますので、条例で定める事項については景観に対する配慮、当然、工作物自体の設置そのものを否定することは条例では難しいと考えております。可能なのはある程度一定の範囲の中において一定の土地の所有者、地域の方々、事業者の方、それらの方々の合意形成がなれたところで、その守るべく景観とはなんぞやというものが、市民合意が出たところでは可能になってくると思います。全市的な対象としての規制は難しいと考えております。

そういう状況の中で条例をつくるにあたって、景観への配慮というものは現在、北杜市においては全市において景観の配慮をしていただきたいという前提で、要綱に基づいて景観計画の理念に則った指導を行っているのが今の実態です。今後その条例化、景観条例における条例化については、その条例によって守るべき景観というものを市民の中の合意事項が出た上で、その部分についてを抜き出しの形の中で区域の指定をしてやっていくというのが現実的な対応になるかと思います。現時点においては今、太陽光の景観の問題というのは全市にわたって、その必要性がどうなのかという議論ですので、その議論をもう少し盛り込んだ形の中で定めて景

観に対して熟さなければ、条例化については難しいと考えています。

また比較された市町村の条例についての内容は、午前中からくどくで申し訳ありませんが他の市町村の条例内容については、本市の要綱がすべて網羅していると考えていますので、これ以上の条例化についてはその先の部分というふうに認識しております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を3時5分といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時05分

○副議長（坂本静君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、渡邊英子議長におかれましては一身上の都合により本日の会議を休むと通知がございました。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、9番議員、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

北杜クラブを代表して、4項目について質問させていただきます。

まずはじめに、まち・ひと・しごと創生への取り組みについてでございます。

創生法の冒頭には、わが国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域へ住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本の社会を維持していくとあります。

地方創生は言うまでもなく「ひと」が中心であり、長期的には地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要があります。

本市のアドバイザーであります椎川先生の講演では地域の自立心、人材の育成を強調されておりました。自ら考え実行していくという自立心がなければ地域は何も変わりません。核となる地域の人材の育成が重要と言っています。昔から地域づくりは人づくりと言われてきました。今回の法律は特に仕事に大きな力を注いでいるのが特徴です。安定的で相応な給料が支払われ、やりがいもあるといった質の伴った仕事を増やしていくことが重要です。国は地方の企業の活性化に非常に力を入れようとしております。これ以上、雇用がなくなることを危惧しているわけで、特定の製品の国内シェアのトップクラスの企業とか技術力の高い企業に対して中核企業に育てようとしております。地域を担う中核企業の目標は5年後に3倍の売り上げ目標だとい

うことでございます。

またマイクロソフト社の本社はシアトルの郊外でありますし、多くのIT企業が入っているシリコンバレーもサンフランシスコの郊外でございます。海外企業は大都市にいるよりも環境のよい地方都市を選んでおります。国でも企業の地方移転に多額の補助金を用意し、推進しているところでございます。重機メーカーのコマツであり、アルミメーカーのYKKも地方へ出て行っています。今後、検討される企業もあるかと思えます。この機会を逃さず仕掛けていくことも必要ではないでしょうか。

それでは、以下質問いたします。

①後藤新知事が誕生いたしました。市長は所信で本市の強力な理解者であると述べており、今後県との連携を密にしながら活力のあるふるさと北杜が発展してほしいと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

②たくさんのメニューが用意されていますが、新規事業はどんなものでしょうか。

③女性の登用はいかがか、お伺いいたします。

④人材育成は非常に難しく、講演を聞いてもなかなか集まらない、人材が育たないということがあります。また2、3年で辞めてしまう人も多いようでございます。そこで地域のリーダーの育成はどのように考えているか、お伺いいたします。また市の地域コンシェルジュについてもお伺いいたします。

⑤国で強く打ち出した地域中小企業の支援でございますが、先日開かれた企業交流会の中で既存企業の優遇策、以前から出ていますインフラの整備、企業間コーディネート等もお伺いいたします。

また商工も観光も相当の仕事量がございまして。これを1つの課でやるのは大変なことではないでしょうか。課長さんは寝るまもなく仕事をしているのではないかと推測されますが、専門分野として独立させる考えはございませんか。

⑥知事も公約で高等専門学校、高専の誘致を打ち出しております。高専は地元の子どもたちだけでなく全国から学生がやってきます。自然環境に優れた北杜市こそ適地ではないでしょうか。また国の研究機関、外国の企業も誘致していったらいかがですか、お伺いいたします。次に人口増、定住促進政策についてお伺いいたします。

人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラル、悪循環の連鎖に陥るリスクが高まっております。増田レポートの地方消滅論にはいささかショックでございましたが、国民に警鐘を与えるという意味ではインパクトがあったと思います。

危機感を煽ることは住民に何かをしなければならないという気持ちにしますが、ショックが強すぎればあきらめということも考えられます。負のスパイラルをいかに断ち切るかが最大の問題だと思います。この流れを止めるのは誰でしょうか。市民全体の問題とは思いますが、行政が先陣を切って、可能な限り大胆かつ思い切った政策を打ち出していくことが必要ではないでしょうか。市長も常々ふるさとの存亡の危機だと言っております。ですが明るい希望もあります。NPO法人 ふるさと回帰支援センターの移住希望地域調査で山梨県が初めて1位になりました。その中でも北杜市が一番人気だと思います。

近年、田舎暮らしの興味、関心が高まっているようであります。まち・ひと・しごと創生本部が昨年夏に実施した調査によれば東京在住者の約4割が今後、地方へ移住を予定、検討して

いると答えており、地方出身の人に限れば5割近くにのぼるという結果が出ております。増田レポートの中でも若者に人気のある地方中核都市を人口流出のダムと捉え、地方中核都市を重点的に発展させることが重要だと述べております。この地方中核都市になれる要件を北杜市は満たしていると思います。市長をはじめ関係者のご努力により、最近企業的農業会社の参入が増えております。ディズニーランドであり、シダックスであり、カゴメという日本の大手企業がぞくぞく進出していて、雇用面では昼間人口が夜間人口を超えました。これは他の地域から北杜市に働きに来ている人が多いということになります。もう働く場所がないということはありません。就労世帯の定住のため子育て支援住宅をつくっておりますが、すべての需要を満たすことは困難であります。民間アパートや中古住宅なども活用する必要があり、職住接近も大切でございます。そうすれば人口5万人の回復はもとより6万人も夢ではないのではないのでしょうか。以下質問いたします。

①定住促進計画の住民意識調査の中から見えてきた課題はなんでしょうか。

②転入者の住宅取得に各種支援として新築住宅補助、その場合の地元業者の優遇措置はいかがですか。中古物件の取得補助、改築補助は。住宅エコポイントの拡充はいかがですか。

③民間アパートの家賃補助はどうでしょうか。新規移住者に1年限りで補助することは考えておりますか。貸家の改築の補助は考えていますか。

④企業の社宅、アパートにも空き部屋等があります。この活用は考えられますか。市が斡旋する考え、家賃補助等の考えです。

⑤空き家率も山梨県が日本一となりました。空き家対策は重要で、いかに活用するかが問われていると思います。空き家対策の専門スタッフ。定住目的で改築補助は。空き家バンクの充実、片付け料の補助はいかがですか。また別荘の空き家対策はどうなっていますか。

⑥移住体験ツアー・お試し居住の実施も定住促進ということでは重要と考えます。モデルハウスの用意はありますか。

⑦移住希望者の窓口をワンストップで対応する専門スタッフの設置についてお伺いいたします。移住コーディネーターはいかがですか。ホームページの充実、情報発信は非常に重要だと思われませんが、この充実はいかがですか。

⑧農業大学の卒業生への支援でございますが、北杜市で農業をやりたい人が学んでおります。支援、農地、空き家等支援が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

⑨地域おこし協力隊・田舎で働き隊の皆さんが定住してもらえるサポート、これも非常に重要と考えます。

⑩地元出身の大学生が地元企業に就職する際の援助、また返済する奨学金の助成は考えておりますか。

次に観光施策について質問いたします。

今年の冬は雪も少なく大変快適でありましたが、大雪注意報が何回か発令されました。去年のトラウマから大雪注意報に過剰に反応してしまい、観光客が来なかった等の風評被害があったと聞いております。

人口増への取り組みも最初は交流人口の拡大であります。その意味でも観光は北杜市を知ってもらう最大のチャンスです。今、観光客の求めているものは物見遊山的な旅でなく、その土地の文化、歴史に触れる、その土地の人と触れ合うといった心で感じる旅に変わってきています。観光によるまちおこし、まちづくりは地域が主体となって自然文化、歴史、産業、人材な

ど地域のあらゆる資源を生かすことによって交流を振興し、活力あふれる町を実現するための活動と定義されております。地域資源を再発見することが必要となってきます。その土地にずっと住んでいる者にとって気づかないことが多いです。先日のテレビで「たった1人の観光協会」という番組がありました。都会から新しく来た人が山の風景、珍しい植物、動物を散策して川魚を釣ってその場で塩焼きして楽しむという内容でございましたが、お客さまはみんな満足しているようでした。

このように、地元の人には当たり前の風景が都会の人には新鮮に見えるのだと思います。私のところでは今年の夏にフットパスをやる計画を立てております。大滝湧水から笹尾砦までを往復するものでございますが、その間の田園風景、垣間見る富士山なども十分観光資源になるのではないかと考えております。

フットパスも今、各町ではやっているとは思いますがもう少し地域を小さくして、そのまわりの集落ぐらいまでの単位でやることはどうでしょうか。もう少し狭い範囲でやることもいいかと思えます。今までは観光の恩恵が既存の観光業者をはじめとした一部の利害関係者のみに留まり、地域の住民や観光業以外の業種に携わる人を含む地域全体がその恩恵を享受できていない、あるいは享受していると実感できていないため取り組みが十分ではなかったかと思えます。この点、観光によるまちづくりの仕組みは観光による経済効果のみならず住環境としての地域の維持、改善にも寄与するという、まさに観光の恩恵を地域全体で享受する鍵といえます。そうしたソフトの部分、何も見えないところへどう光を当て訴えていくかが今後の観光地づくりには必要ではないでしょうか。地方に何かあると言えば何もないのです。でもその土地の人がなんでもないと思っているものの風景に外の人の心が動かされるんです。そんな心の動きを触発するようなストーリーができれば、何もないところに観光客を呼ぶことができると考えます。

ブルーベリー摘み取り農園の観光農園や野菜の収穫体験、スポーツや工芸などの体験観光、酒造工場の見学や産業観光などなどはまだ開発の余地があるかと思いますがいかがでしょうか。

また地域には古くからのお祭りや風習などが残されております。これも高齢化により存続が危惧されているところも出てきておりますが、小さな祭りがつくる人のつながりが地域を支えるものと考えております。よそ者が関わることで活性化できれば素晴らしいことではないでしょうか。

先月には重点道の駅候補として道の駅こぶちさわが選ばれました。候補が取れまして重点道の駅となりますよう整備していただきたいと思いますが、以下お伺いいたします。

いち早く観光案内所の整備をしていただき、そのスピード感到敬服するところでございますが、観光案内所でどんなことをするのかお示ししていただきたいと思えます。

また外国人受け入れ、インバウンドについてお伺いいたします。

昨年は訪日外国人が1,341万人となり過去最高となりました。そして今年は1,500万人を目指すそうです。東南アジア各国のビザが緩和され、円安もあってたくさんの方が来るかと思えます。ゴールデンルートの富士山周辺では時期によりお断りをする施設もあると聞いております。訪日前の情報の入手先はインターネットが45%、ガイドブックが65%、以下旅行者、口コミ等続きますがホームページの充実は非常に大変重要でございます。八ヶ岳で検索いたしました但しジャパンガイドはホテルが1件出てきただけで、ロンリープラネットと中国のウェイボーは見当たりませんでした。また日本の魅力について日本の文化を体験する25%、

美しい景色を楽しむ15%、神社やお寺13%、日本食12%だそうです。これはみんな北杜市が持っているものでございます。

以上、以下質問をいたします。

①八ヶ岳観光圏と南アルプスエコパークの連携による取り組みはいかがですか。

②観光によるまちおこしで地域資源を生かした観光の取り組み、各地域のフットパスなどの取り組みは。

観光農園、体験農園、企業見学など産業観光への推進は。

地域、お祭り、イベントなど情報の広報活動はいかがかお伺いいたします。

③重点道の駅こぶさわの活性化策は。

観光案内所の運営で外国人観光案内所認定の取得は。

W i - F i 設備の導入はいかがですか。

登山情報、登山計画書の受付は。

市内の空き家情報、移住情報も観光案内所でしていただきたいがどうですか。

農産物売り場の拡張、駐車場の拡張はどうなりますでしょうか。

また防災拠点としての設備はいかがですか。

それから点から面、市内各地への誘導対策はどうなっているかお伺いいたします。

④外国人観光客の受入態勢、インバウンドはどうなりますか。

海外観光プロモーションでございますが英語や中国語のホームページの更新、また観光客による書き込みなど。

海外ホームページ、ジャパンガイド、ロンリープラネット、ウェイボーなどへの書き込みへの対応は。

海外旅行者へのアプローチはどうなりますか。

外国語の研修会や外国語を話せる人への協力依頼はしていますでしょうか。

モニターツアーや宿泊体験などはいかがですか。

次に市道の管理状況についてお伺いいたします。

昨年は大雪で市道の管理も非常に困難を極めたと思いますが、今年は期待した雪が降らずに機械をリースしている業者は大変のように思います。

1月には中央自動車上り線で倒木による死亡事故が起きました。補償問題を考えると大変な問題ですが、これは市道にも当てはまります。市道でも倒木による事故が発生しております。広大な面積、大変長い距離の道路を有している本市でも松くい虫の影響で赤松の枯れ木が非常に目立つようになり、早急に対策をとる必要があります。

①道路の見回りは。

通報システムは郵便配達の人をお願いしているようですけども、去年の通報件数は何件ででしょうか。またほかの通報システムはどんなものがありますか。

穴あき、グレーチング等、破損のさまざまなことへの対応はどうなっていますか。

②危険木の調査はしていますか。

そのうち所有者への周知はしていますか。

所有者に危険木を知らせても対応していただけない場合はどういたしますか。

③道路へはみ出している枝なども大変迷惑なものです。大型の観光バスやトラック等の通行にも支障が出ますが、伐採はどうなっていますか。

また通行上、支障が出るとされた場合の対応はいかがですか。

④市内では毎年立ち木による凍結で危険な場所、カーブ等危険なところがございますが、伐採などは考えておりますか。またそれに補助などがありますか。

⑤橋梁等の点検はどうなっていますか。

⑥跨道橋の点検はどうなっていますか。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えします。

まち・ひと・しごと創生への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新知事誕生による県政との連携についてであります。

後藤知事には国家公務員、衆議院議員時代から本市の強力な理解者であり、これまでもさまざまな面において、ご協力をいただいていたところであります。

2月定例県議会の所信表明において新たな日本のモデルとなる100万人都市山梨を宣言し、子どもたちや子育て世代、高齢者や障害者など誰もが安心して暮らせる地域社会を県民とともにつくり上げていくという「ダイナミックやまなしプラチナ社会構想」を提唱しております。

この中では、地方創生に向けた国の交付金を活用する経済対策事業費61億9千万円を盛り込んだ補正予算案を提出しており、特にプレミアム付き商品券を発行する市町村への上乗せ支援のほか、地場産品の海外販路開拓支援や観光客誘致促進のためのふるさと旅行券の発行事業など、市町村にはできない広域的な行政に力を注ぐ計画をされております。

山梨県、そして北杜市が地方創生の手本となるよう「ダイナミックやまなしプラチナ社会構想」の実現に向け、県とより一層連携を密にして県市一体で北杜市総合戦略に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新規事業についてであります。

北杜市総合戦略に盛り込む新規事業等は、有識者等で組織する仮称、北杜市ふるさと創生会議で今後検討することとなりますが、北杜市総合戦略に位置づけられる見込みの事業については、先行して国が平成26年度予算で進める地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用できることとなっております。

地元消費の拡大、地域経済の活性化を目指したプレミアム付き商品券発行事業、安全・安心な子育て環境を目指した子育て世帯のための防災体制強化整備事業、子育て世代の移住・定住のサポート窓口の整備などに取り組む子育て世代移住・定住促進事業、分娩施設確保のための助産所開業支援事業、南アルプスエコパーク登録を機にその価値を広める世界に誇る資源のブランド化推進事業などに取り組み、定住の促進につなげることであります。

次に、女性の登用についてであります。

本市では平成23年11月に男女共同参画都市宣言を行い、男女共同参画社会の推進に努めてきたところであり、国の調査から本市における審議会等の女性割合は全国平均を上回っております。

また国が示すまち・ひと・しごと創生総合戦略では地方に仕事をつくり、安心して働けるよ

うにするために女性の活躍推進を掲げており、国の施策を勘案する中で北杜市ふるさと創生会議で検討していきたいと考えております。

次に、人材育成についてであります。

少子高齢化に伴う人口減少や地域コミュニティの機能低下は、本市においても大きな課題となっています。こうした中で市内では新しい地域づくり活動を自ら企画し、実践している若世代やシニア世代、また移住者の方々もあり、すでに地道な活動を始めているグループも数多くあります。

さまざまな知識や経験を持った人材を生かし、多様な活動が地域において展開されるためにはその核となる地域リーダーの育成が大切であると考えております。

一方で市職員については従来から地域の行事やイベント等に積極的に参加し、また行政に対する相談や要望等に対しても地域の一員としての役割を努めていると考えております。しかしすべての地区に職員が在住しているわけではなく、また個人で対応することには限界もあります。市民からの相談等に対応するため、本庁および各総合支所に総合窓口を設置しておりますのでご活用いただき、また相談業務が円滑に進められるよう、今後も一層の充実に努めてまいります。

地域の核となる人材の発掘、ふるさと創生に熱意を持ち、柔軟に対応できる地域リーダーや職員を育成するため、今後も北杜市地域力創造アドバイザーなど外部の人材を活用し、人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、定住促進計画の住民意識調査から見えてきた課題についてであります。

自然環境については山岳景観や豊かで清らかな水、長い日照時間など多くの人が満足しており、子育て環境についても地域住民のやさしさや食育ができる環境など、他の市にはない魅力があるとの回答が目立ちました。

一方で首都圏在住者を対象としたWebアンケート調査からは、認知度が45%程度と低いことも分かりました。また医療機関が少ないことや移住するときに一番苦労したのは家を探すこと、市内に働く場所が少ないこと、情報が少なく相談したくてもどこに聞けばよいのか分からないなど多くの課題が見えてまいりました。

今後、定住促進を図る上での各種支援策について、北杜市ふるさと創生会議の意見を伺う中で進めてまいりたいと考えております。

次に、八ヶ岳観光圏と南アルプスユネスコエコパークの連携についてであります。

八ヶ岳観光圏事業は日本を代表する顔として国から指定され、持続可能なブランド観光地を目指し、現在、全国10地域の観光圏とともに取り組んでおります。

八ヶ岳観光圏の魅力は豊富な自然資源や首都圏からの利便性であり、今回、南アルプスがユネスコエコパークに登録されたことは八ヶ岳観光圏事業を推進していく上で、大きなアドバンテージになるものと考えております。

来たる3月24日には、北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会が正式に発足する予定でありますので、地域連絡会と観光圏の戦略会議が共に連携し、国内はもとより世界に向けた情報発信や取り組みを行い、市としても全力で当たりたいと考えているところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○副議長（坂本静君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

定住促進政策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、転入者の住宅取得に対する各種支援についてであります。

新築助成や中古物件の取得補助、改築助成など若者世帯を対象にした支援を検討しております。併せて、地元企業の活用策についても検討してまいります。

住宅エコポイントについては、国の制度の中で対応してまいりたいと考えております。

次に、民間アパートの家賃補助についてであります。

家賃補助は各企業が住宅手当を支給しているところであり、個人への過剰な補助につながることを懸念しており、現段階では考えておりません。

貸家に対する新築、改築補助については、転入者の住宅取得に対する各種支援と併せて検討してまいります。

次に企業の社宅、アパートの空き部屋の活用についてであります。

民間が所有する物件を市が斡旋していくことは難しいと考えております。しかし、不動産情報の発信は必要であり、移住希望者等が住まいを探しやすくするため、市内における不動産の空き状況などを把握し、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また家賃補助については、民間アパートの家賃補助と同様に現段階では考えておりません。

次に、空き家対策についてであります。

来年度、地域課に設置するふるさと創生担当に、先行型の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、定住促進アドバイザーの配置を検討しており、定住のための空き家対策を併せて対応してまいりたいと考えております。

改築助成、片付け料などへの補助については、住宅取得に対する各種支援と併せて検討してまいります。

また別荘の空き家対策については空き家バンク制度を充実し、その利活用推進を図りたいと考えております。

次に移住体験ツアー、お試し居住の実施についてであります。

定住人口を増やすためには、まず交流人口の増加が不可欠であることから先行型の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、田舎体験の拠点として市施設の整備を検討しております。また市内の各種施設、団体が持つ特色を生かした田舎体験メニューの再構築を図ることとしており、潜在的な子育て移住希望者に向けた効果的なPRを検討しております。

次に、移住希望者窓口の専門スタッフについてであります。

移住希望者にとって移住相談ができる専門の窓口があることは、移住に対する不安を払拭することとなるため、先行型の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、移住定住のワンストップ窓口の設置や定住促進アドバイザーの配置を検討しております。

また積極的に情報発信していくことが重要と考えており、市ホームページなどICTを効果的に活用してまいります。

次に、農業大学校の卒業生への支援についてであります。

定住促進計画において農業振興と担い手育成に取り組むこととしており、市内の農業生産法人や集落営農組織等への就職斡旋をはじめ、個人の新規就農者が継続的な営農を行えるよう支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊等の定住サポートについてであります。

定住促進計画に基づき必要な住宅支援策を講じながら、地域おこし協力隊・田舎で働き隊の皆さんをはじめ、若い世代の移住・定住に向け住環境の整備に努めてまいります。

次に、地元企業への就職援助等についてであります。

就職ガイダンスの開催など、企業と求職者のマッチング機会を創出してまいりたいと考えております。

また、奨学金の返済助成については国が示すまち・ひと・しごと創生総合戦略に地元学生定着推進プランとして盛り込まれており今後の国、県の動向を勘案する中で検討してまいります。

以上です。

○副議長（坂本静君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

まち・ひと・しごと創生への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内の中小企業への支援についてであります。

市内への優遇策としては、北杜市商工会を通じ人材育成や展示会出展等への支援、企業支援員の派遣事業を行っております。

また現在ある事業所等を拡張することに対し、企業等振興支援条例による固定資産税の課税免除や産業立地事業費助成金交付要綱による助成、商工業者特産品づくりチャレンジ事業費補助金交付要綱による市内の商工業者等が行う、特産品づくりに要する経費の一部を補助する制度があります。

来年度からは地方創生の交付金を活用し、外国への販路拡大事業に対する支援も予定しております。

次に、インフラの整備についてであります。

企業誘致や既存企業の振興のためにインフラの整備は重要な施策であると考えております。しかしながら、企業等から要望のある県道の拡幅工事等においては、県や土地所有者のご協力が必要となります。

今後も企業のニーズを受け関係部局と連携を図り、必要なインフラ整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、企業間コーディネーターについてであります。

市商工会への委託事業として実施している企業間コーディネーターについては、本年度は地域人づくり事業により専門の企業支援員を派遣し、現在26社、延べ60回の訪問を行い、企業間のコーディネートや企業経営等について32件の相談を受けております。また展示会への出展支援も実施しており、市内中小企業のニーズ把握や支援に努めております。

今後も市商工会と連携し、地元企業との情報共有を図ってまいりたいと考えております。

次に商工、観光の専門分野の設置についてであります。

商工と観光は密接に連携し、スピード感を持って対応する必要があることから、同一の課として、それぞれ独立した担当が業務を行っております。その中で専門的な研修も行っておりますが、市の行政組織として特別専門的な対応は難しい状況があります。しかしながら専門的な関わりが持てるよう、それぞれが専門分野としている市商工会や市観光協会等の外部団体と連

携を密に図り、事業の推進をしてまいりたいと考えております。

次に、高等専門学校等の誘致についてであります。

高等専門学校や研究機関、外国企業の誘致は市単独での実現は難しい課題であります。高等専門学校の誘致については後藤知事も早期新設へ意欲的でありますので、市としては研究機関や外国企業の誘致に向けても県と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に観光施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、観光によるまちおこしについてであります。

本市には自然資源や文化、農業等の産業、人材などの豊富な地域資源があります。この資源を活用して市観光協会、地域委員会、市民団体等が中心となり、お祭りやウォーキング大会、フットパスなどのイベントを数多く実施しております。

しかしイベントの対象者がはっきりせず、観光客の受け入れ態勢が整っていない課題もありますので、市としては観光協会と協働する中で、これらイベントの実施状況の把握と対象者や目的の整理を行い地域の活性化や観光誘客等、開催目的に応じ情報の発信や活用を推進してまいりたいと考えております。

また、農業団体等が観光農園や農業体験等の受け入れを行っておりますが、それぞれの地域での動きであり、市全体での計画的な受け入れや情報発信体制が整っていない状況であります。このことから八ヶ岳観光圏事業や南アルプスユネスコエコパークを推進していく上で地域資源を活用した観光客の受け入れ態勢、ツーリズムの推進は重要な課題となっておりますので関係団体等と連携して推進してまいりたいと考えております。

次に、道の駅こぶちさわの活性化施策についてであります。

道の駅こぶちさわは地域活性化の拠点となる企画の具体化に向け、地域で意欲的な取り組みが期待できるものとして国土交通省の重点道の駅候補に本年1月30日に認定されました。これは県内では唯一の認定で八ヶ岳観光圏の総合的な窓口、移住推進窓口の取り組みが評価されたものであります。

認定の中心となった取り組みとしては現在、道の駅こぶちさわ敷地内に新しく整備し、来年度から運営を行います観光案内所での取り組みによるものであります。

具体的には、日本政府観光局の外国人観光案内所の取得や外国人に対応したWi-Fi環境の整備、八ヶ岳観光圏エリアである本市や長野県富士見町・原村の観光情報や山岳情報等の提供、地域課と連携した移住情報の提供窓口や空き屋等の不動産情報の提供、定住自立圏構想に基づく事業等に取り組んでいく予定であります。

なお、登山計画書の取り扱いについては今後、検討させていただきたいと考えております。

次に、農産物売り場と駐車場の拡張についてであります。

道の駅こぶちさわの農産物直売所は、北杜市の新鮮でおいしい農産物を求める観光客等で休日問わずの賑わいをみせております。それに伴い駐車場スペースの確保が必要となり、平成18年度の大型車用駐車場の増設、さらに平成25年度には普通車用駐車スペースの増設を行ってきたところであります。

新たに設置する観光案内所や国土交通省の重点道の駅候補に伴う情報発信により、道の駅利用者の増加が見込まれますので、直売所スペースについてはエントランスホールの活用等を、駐車場の拡張については近隣企業の社員駐車場を臨時駐車場として借用しているところでありますが、施設全体の利用計画の中で検討してまいります。

次に、道の駅こぶちさわの防災拠点としての整備についてであります。

本市は年間を通じて多くの観光客が訪れており、災害時の観光客に対する対応についても課題であります。道の駅こぶちさわは市内の観光施設の中でも集客が多い施設でありますので、駐車場を生かした一時的な避難地としての使用が适当ではないかと考えております。安全が確認できるまで待機いただき観光案内所から災害状況等を情報伝達することを想定しております。

次に、市内各地への誘導対策についてであります。

道の駅こぶちさわと観光案内所が北杜市を自動車で訪れる方の玄関口として、これまで点での誘客であったものを、市内全域を面として案内できることで市内全域への誘客と滞在時間の延長を促してまいりたいと考えております。

次に、外国人観光客の受け入れ態勢についてであります。

本市の外国人の受け入れについては、大型宿泊施設等において中国・台湾からの団体旅行者を中心とした受け入れを行っております。また近年は個人旅行の需要が高まり、台湾等からの個人旅行者が増加傾向であり、市内のペンション等で個別に対応しているのが現状であります。

しかし、個人旅行者の長期滞在を受け入れるためには、この地域で楽しめる体験メニュー等の提供が急務となっており、八ヶ岳観光圏の戦略会議でも重点課題として取り組んでおります。

海外への観光プロモーションについては、この地域を世界に発信していくために発信エリアやターゲットを絞って効果的に実施する必要があります。このため来年度から地方創生の交付金を活用し、アジア圏を対象とした日本で活躍する外国人の観光誘客事業者を招聘し、地域資源の発掘や海外に向けた発信、旅行会社への働きかけを行う予定であります。

観光プロモーションは戦略的に行う必要があることから、外国人旅行者の動向を把握しながら、アジア圏から取り組みをはじめ将来的には欧米にも広げてまいりたいと考えております。

またホームページの多言語化については観光協会は対応済みであり、八ヶ岳観光圏のホームページも観光地域ブランド確立支援事業を活用し、多言語化に適応中であります。

来訪外国人等による情報発信については、SNSを活用した情報発信を促すことが外国人誘客の有効な手段となるため、来訪した外国人等にこの地域の魅力を発信していただけるよう地域が一丸となっておもてなしを行い、ロンリープラネット等の海外媒体の記事として取り上げられる地域へ押し上げてまいりたいと考えております。

外国語への対応については、今後さらに外国人旅行者が増加することから観光案内所等で活用できる翻訳ソフトの整備を予定しており、事業者や旅行者の動向を把握する中で研修会の開催や通訳ボランティア等の活用も考えてまいります。

外国人へのモニターツアーや宿泊体験については現在、八ヶ岳観光圏事業で継続して取り組み、旅行ニーズや対応課題等について情報収集を行っております。

市としても今後の観光客の動向や受け入れ施設の要望等を把握する中で、受け入れ態勢の整備を推進してまいります。

以上です。

○副議長（坂本静君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市道の管理状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市道の見回りについてであります。

道路および水路の損傷等の情報提供については郵便事業株式会社北杜支店と覚え書を結び、道路標識等の損壊状況および道路・水路等の陥没、崩壊等による危険個所の情報を提供いただくこととなっております。

昨年、同支店からの情報は寄せられておりませんが、行政区をはじめとする市民の皆さまからの通報や通勤時の市職員等および担当職員による見回り等により発見した損傷箇所等の補修作業を実施しております。

なお、情報提供のお願いについては市ホームページなどによりお知らせしておりますが、行政区長会議などを通じ周知を図ってまいります。

次に、危険木の調査についてであります。

本年1月に中央自動車道で発生した事故を受け、市道主要幹線を中心に倒木の危険性のある木の緊急パトロールを実施し、土地所有者に対し通知等によりお知らせしているところであります。また市広報紙でも樹木の適正管理についてを掲載し、情報の提供のお願いと併せ市民に対し広く周知を図っているところであります。

なお、倒木等による事故発生については所有者も賠償責任を問われる場合もありますので引き続き周知に努めてまいります。

次に、通行障害となる枝などについてであります。

道路敷内にある支障木については、道路維持作業により伐採等実施しているところであります。民有林等についても所有者や地域の皆さまにもご協力いただき、安全で安心な通行ができるよう努めているところであります。

次に、凍結箇所の伐採についてであります。

樹木等の影響による日陰箇所で凍結するなどの危険な箇所は、安全な通行を図るため道路雪氷対策において、重点的に凍結防止剤を散布するなど対処しているところであります。

これまでに民有林において伐採により路面凍結が改善された箇所もあることから、里山整備事業などを活用していただき、山林の保全活動による安全・安心な道づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、橋梁の点検についてであります。

市では平成19年度から平成20年度にかけ管理する橋梁の点検を実施し、平成21年度に結果を踏まえ北杜市橋梁長寿命化実施計画により、289橋の補修計画を策定したところであります。

現在、対策実施予定橋梁については順次補修等を実施しているところであり、今後も国の補助事業等を活用しながら順次対応してまいります。

次に、跨道橋の点検についてであります。

中央自動車道に架かる橋梁につきましては、平成19年度から平成20年度にかけて橋梁点検により点検を実施しております。

笹子トンネルの崩落事故により国の指針が見直され、5年に一度の点検が示されていることから、国の補助を受け本年度から2カ年の計画で再点検および新規認定橋梁の点検を実施していく計画であります。

また、先に実施した橋梁点検により危険性が指摘されている長坂町の横針橋については、撤去する方向で国・県の指導のもと中日本高速道路と協議を進めており、来年度実施設計を予定

しております。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は4時15分といたします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時15分

○副議長（坂本静君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は会議規則第9条第2項の規定により、あらかじめ延長いたします。

中山宏樹君、再質問を許します。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは第1項目めのまち・ひと・しごと創生の取り組みについて、再質問させていただきます。

はじめに地域リーダーの育成についてであります。現在活躍されている地域リーダーをある程度把握しているかとは思いますが、その方々を一堂に集めまして市の課題について話し合ってもらおうとか、ネットワークのような形にしてそのリーダーの方からまた次のリーダーみたいな方を推薦してもらおうようなことを考えておりますでしょうか。

それからそういうリーダーがいる場所に地域おこし協力隊のような外部から来た人を呼んで市のことを語ってもらうということも必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

次に女性問題でございますが、先日、有村女性問題少子化担当大臣のパーティに参加してきました。大臣は女性問題も少子化問題もどちらも安倍内閣において最重要課題だと力説しておりました。スピード感をもって対応していくことが大切だということを述べられておりました。そしてすべての女性が輝く社会づくりを目指すのだということでございます。その後、名刺交換をさせていただきましたけども、北杜市と言いましたら市長さんからこのボールペンをいただいたよという話をいただきまして、市長のボールペンは霞ヶ関で大変有名ではないかと思っているところでございます。

六次産業推進に向けて女性の力が非常に大切と思いますが、この女性に対してのサポートなんかは考えておりますでしょうか。

次に企業交流会で毎年出されているインフラ整備でございますけども、今日、共産党さんも同じような質問をさせていただいて大変勇気づけられたところでございますが、できないということをずっと言うだけではちっとも前へ進まないわけで、できないではなくてどうしたらできるかということを考えて一つひとつ解決していただきたいと思いますが、そのことに対しての考えはいかがでしょうか。

それから国で打ち出している地域を担う中核企業への優遇策でございますけども、本市にある企業のうちでどのような企業、いくつぐらいの企業がその対象となるのか、お知らせしていただきたいと思えます。また、その売り上げを伸ばす支援についてもお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中山宏樹議員の再質問の中で最初に人材育成の関係でございますけども、私のほうから答弁させていただきます。

今ご質問の内容でございますけども、活躍している地域リーダーをネットワーク化して市の課題を話し合ってもらおうとか、地域おこし協力隊のような方々を仲間に入れたらどうかというご質問でございますけども、地域リーダーのネットワーク化につきましては、さまざまな知識や経験を持った人材を生かして、さまざまな活動が連携されるということが一番大事だということを考えています。そのために北杜市地域力創造アドバイザーなどの外部の人材を活用しまして、地域を元気にするために移住者や若者が地域の核となるような人材の育成に努めていくということが必要だと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中山議員の再質問にお答えをいたします。

まず最初に六次産業推進のための女性への支援ということでありますが、六次産業化の推進につきましては、従来から女性団体におきまして味噌作りをしている団体がございます。市としましても女性団体が社会進出することは重要と考えておりますので、これからにつきましても組織づくり、それから施設等の整備にあたっては要望があれば国、県等の補助制度を活用しながら支援してまいりたいと考えております。

2点目の企業交流会でのインフラ整備という内容でございますが、道路の拡幅工事を行う場合には計画道路上の土地所有者の承諾というものが非常に重要だと考えております。今後につきましても企業ニーズ等の要望を踏まえて関係機関と連携し、検討してまいりたいと考えております。

3つ目としまして、国で打ち出しました既存企業の優遇策についてであります。国のまち・ひと・しごと総合戦略の中には、地域を担う中核企業支援が盛り込まれており、国の行程表では平成27年度に地域の中核企業支援体制の整備、それと支援策を展開し、平成28年度において支援策の本格稼働を計画しております。市内の該当する企業はニッチトップ企業の数社と考えられます。市といたしましても国の動向をもとに既存企業への優遇策について今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは再々質問をさせていただきます。

地域リーダーの育成でございますけども、ただいま明確な今後の具体的な話がちょっとなかったようですけども、やはり地域のリーダー会議みたいな、地域リーダーを集めてやっぱり

その場でどういう問題があるとか、そういうことを話し合う場が必要ではないかと思いますが、そのことについてもう一度伺いいたします。

それから道路インフラでございますけども農道・林道等、市で定める規定がございます。地元負担等が発生するということでございましょうけども、そういう地元負担が発生するような場合、企業はその場所ではないかもしれませんが、利用するという立場において、その一部負担をお願いするとか、そういうすり合わせはしているかどうか伺いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中山宏樹議員の再々質問にお答えしたいと思います。

地域リーダーのネットワーク化のための具体的な話し合いの場が必要ではないかということでございます。

先ほどもご答弁申し上げましたけども、北杜市地域づくり創造アドバイザーの外部の人材を活用しまして、地域を元気にするため独自に活動している市民グループの支援等も含めて移住者、若者が地域の支えとなるようなことを含めるようなこれからの話し合いの場も含めて検討してまいりたいと、かように考えています。

以上です。

○副議長（坂本静君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中山議員の再々質問にお答えいたします。

農道・林道におきまして地元負担金の一部肩代わりはというご質問だと思いますが、ケース・バイ・ケースがありましてちょっと一概には言えないんですけども、原則的には例えば農道としては一部負担ということで今お願いはしておりますが、それはあくまでも地元の農家というか、地区においてその農道を整備していただきたいという要望の中で条例がありまして負担をお願いしております。しかし、企業がそれに入るかということにつきましては、地域の考えもありますから、ちょっと市としては一概に言えないんですけども、市としては要望のあった農道等については一部負担をする場合もあります。

ただし企業誘致というところにつきましては、市としても雇用の拡大等の場をつくっていく機会と捉えておりますので、そのへんにつきましては一概に負担金というところは、ケース・バイ・ケースがありますのでいろんな形で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

次に人口定住促進政策について再質問いたします。

まずはじめに情報発信でございますけども、やはり情報がないというのが一番ネックではないかと思われます。ただいま市のホームページでは空き家バンクに2件載っているだけでありまして、あとは不動産屋さんのホームページにリンクするようになっております。これではな

いと言っているようなもので、市のホームページの中にその不動産情報なるもののページを載せることが妥当かどうかはちょっと分かりませんが、できるとしたら1回とばしてもらって、その中に空き家バンクであるとかアパートの空き情報、市営住宅の情報、別荘の中古物件等々の情報を一堂に載せて、一堂に見られるということが絶対必要ではないかと思いますが、この構築をする考えはございますか。

次に昨年4月以降、消費税の増税により建設業者は仕事が減って非常に苦しくなっているとお聞きいたします。住宅関連産業は非常にたくさんの方が関わる産業でございますし、北杜市においても大きな産業でございます。その中で新築住宅を造るにあたり、大手プレハブメーカーや全国展開しているような大手の企業も入り込んできて、なかなか地元の中小大工さんは苦戦しているところでございますので、新築や改築に対して優遇するような政策が取れるかどうか、お聞きしたいと思います。

それから次に家賃補助でございますが、家賃補助は有効な政策と思われれます。市営住宅では保証人とか所得制限で入れない人がいます。各企業の住宅手当が出ているとの答弁でございますけれども、企業に勤めていない人やパート、アルバイトで住宅手当がもらえない人もいらっしゃいます。しかも1年という区切りにすればそんなに負担が発生することはないかと思いますが、そのことはいかがでしょうか。別荘を建てるのにちょっと1年ぐらい住むという方もいるようでございます。

民間アパートは建設をする際、入居率90数%で返済計画を立てております。そこで少しでも空き部屋ができてしまうと返済に窮するということになります。補助を出すことによって、その空き部屋対策が解消されれば大家さんにとっては新たな投資を考えるかと思いますが、どうでしょうか。北杜市は圧倒的に民間アパートが少なく、支援住宅をどんどん建てる状況ではないと思います。

次に別荘の空き家問題は難しい問題でございます。どこに誰が持っているかという情報がなかなかないわけで、市内の別荘を管理している業者もいらっしゃいますし、それから今度は固定資産情報を利用できる法律の改正もあったと思います。これらを駆使して廃屋にならないよう活用するという考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

中山議員の再質問にお答えいたします。

まず第1点目でございます情報発信の少なさ、ならびに民間の情報等をホームページへ入れて充実したらどうかというご質問でございます。

空き家の情報、市営住宅の情報、別荘の情報といった情報がありますけれども、そもそも私も情報発信につきましては、本年度策定いたしました定住促進化計画、この中に定住を促進する共通施策ということで2点挙げてあります。そのうちの1点が情報発信ということで位置づけております。それで移住定住をする上で、まず住まいを探すということが当然必要になってきますので、そういった大きな課題を解決するためにも住宅情報を市のホームページから閲覧できるという仕組みの構築は大変必要であると考えております。

また不動産業者の情報ということですので、民間の情報でもありますので、そのへんは業者

等と協議を行う中で、先ほど申し上げた情報の提供に努めてまいりたいと考えています。

2点目でございます。住宅関連産業で地元業者の優遇策というご質問でございます。

これにつきましては、すでに市が行っております施策の基本といたしましては市内の業者でできることは、市内を優先して地域が活性化していくということを常に考慮しながら進めております。住宅の新築や改築に対する支援についても基本的にはこういった考えに基づいて行っていますので、その中でもさまざまな事例が考えられます。そういった場合もほかの自治体等の参考事例も参考にしながら検討していきたいと考えています。

3点目の家賃補助でございます。これにつきましては、民間アパートの家賃補助について検討の余地がないかというご質問でございます。

先ほど申し上げましたけども、民間への家賃補助というのは個人への過剰な補助につながるという懸念もあります。そうは申しまして実際、議員おっしゃるように住宅手当を支給されていない方もいらっしゃいます。そういった方についても今後、そういった補助が一過性のものに留まらず、将来にわたって定住につながるという可能性なり有効性も含めて今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中山宏樹議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

別荘が廃屋等にならないような考えはないかという趣旨のご質問であります。

空き家等の対策の推進に関する特別措置法が本年度、一部が施行されております。完全実施につきましては、本年の5月26日を予定されておることです。その内容につきましては、市町村に空き家等への立ち入り調査および空き家の所有者を把握するための固定資産税情報の内部利用が盛り込まれていると。市内の管理されていない別荘等におきましても廃屋にならないように、この法をもとに指導あるいは助言等をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは再々質問をさせていただきます。

空き家問題でございますけども、古い空き家が住める状態でないということも考えられます。

その場合、そのまま貸していただいて借主が整備するという事例も出るかと思います。そういう場合の補助とか、それまで貸すという考えはありますか、お伺いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

中山議員の再々質問にお答えいたします。

当然、空き家につきましてはいろんな現実の状態があるかと思います。年に1回、お盆にこっちに帰ってくるからそのままにしておきたいという方もいらっしゃいますし、またそういった

問題もありますので、現在、登録されているのが2件という結果になっているかと思います。空き家につきましては、それを貸したときに借りる方が改修する、そういった費用の補助につきましては今後北杜市の総合戦略も策定いたしますし、またふるさと創生会議でそういった中身についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは、次の観光施策についてお伺いいたします。

地域活性化として観光がまちおこし、まちづくりに必要と言われているわけですが、住民はなかなかその考えがあまりないと言いますか、高根、大泉、小淵沢は観光に対して関心があるのでそういう考えもございませうけども、ほかの地域はちょっとそれが薄いんじゃないかと思いますが、観光に対して関心が薄い地域で観光おこし、観光地域づくりをどのように行うか、お伺いいたします。

それから地域防災計画に観光客避難に関する位置づけをどのように位置づけているか、お伺いいたします。

3番目に温泉でございませうが、温泉は外国人旅行者にとっても人気のあるスポットでございませう。しかしほとんどの施設で入れ墨お断りと表示がしてあると思いますが、外国の人はファッションで入れ墨をしている方が多いと聞いております。その場合、現場としてはどのような対応をするのか、現場が混乱しないように市の方針を示すべきと考えますがいかがでしょうか。

次に富士山周辺は、東京から大阪の間のゴールデンルートとして非常に賑わっております。その賑わいをこの八ヶ岳に誘導する政策を何か考えておりますか。よろしくお伺いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中山宏樹議員の再質問にお答えいたします。

防災の関係ということでございませうので、私のほうから説明させていただきます。

ご質問ですけれども地域防災計画に観光客の避難に関する位置づけというご質問でございませう。

北杜市の地域防災計画の中に帰宅困難者滞留旅客対策の項目がございませう。事前に必要な情報を提供することによって帰宅困難者等の発生の抑制、そして避難所の位置や避難誘導等の措置による安全の確保に努めることということを規定しております。また帰宅困難者に対する位置的な避難所の確保のために、八ヶ岳周辺のホテルを災害時における施設等の提供等に関する協定というのを締結してございまして、一時的に施設を開放して帰宅困難者の円滑な支援を行うことということになっております。

今後も観光協会、商工会と協力・連携して災害時の観光客の保護、またならびに安全確保にこれからも努めてまいりたいと、かように考えております。

以上でございませう。

○副議長（坂本静君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中山議員の再質問にお答えをいたします。

3ついただいたかと思うんですけども、最初に地域活性化として観光がまちおこしに必要だというご質問だと思いますが、市といたしましても地域活性化やまちおこしを図る中で観光は重要な事業であると認識しております。また観光に携わらない市民の方につきましては、十分な理解を受けられていないのが実情だと思われます。八ヶ岳観光圏のコンセプトにもあります住んでよし 訪れてよしの実践が図られ、市内の消費の拡大および最終的に定住につながればというところが住民に観光のまちおこしと理解していただけるものではないかと考えます。そのためにも市の観光事業を推進することにより、1人でも多くの観光客に訪れてもらい地域活性化につながるよう観光協会等と連携してまいりたいと考えております。

2点目といたしまして温泉施設の入浴料の対応というような質問だと思いますが、入浴料の件でございますが、現在は全施設の入浴料におきましてお断りという表示をさせていただいております。これにつきましては日本人、外国人、ファッション、それと大小を問わずお断りしているところが現状でございます。

3つ目といたしまして富士山周辺から八ヶ岳への誘導策というご質問でございますが、富士山周辺には、世界遺産登録になりましたということもありまして外国人を含め多くの観光客が訪れております。平成25年度に北杜市と富士河口湖町との共同による「富士山VS八ヶ岳」というパンフレットを作成し、県外からの誘客のPRを図ってきております。また観光ルートとしまして富士山から神代ザクラへという観光ルートもあるんですが、富士山から八ヶ岳というところの公共交通を含めアクセスがちょっと不便だというのが非常に今、富士山から八ヶ岳への観光客が伸び悩んでいる最大の要因ではないかと考えております。

しかしながら2020年のオリンピックもこれからありますので、さらに外国人も含めた観光客の誘客について北杜市の観光協会、ならびに八ヶ岳観光圏とともに連携して推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

次に市道の管理状況について、お伺いいたします。

緊急を要するような事態において、土日を含んでいるような場合はどのように対応するか、お伺いいたします。

2番目に橋梁、歩道橋の改修は計画的にしていると思いますが、優先順位はどのように決めているか、それと来年度の計画の中で分かっているものがありましたらお知らせください。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中山宏樹議員の再質問にお答えをしたいと思います。

1点目でございますが、土日の緊急対応についてというご質問であろうかと思っております。

土日、夜間の緊急対応につきましては、宿日直が対応しているという状況であります。また

気象警報などが発令された、あるいは年末年始につきましては、あらかじめ定められた職員が待機を、道路河川課でありますとか、あるいは支所の地域振興課ということで待機をして対応をしているという状況であります。

続きまして橋梁、歩道橋の改修の問いを2番目にいただいております。

橋梁と歩道橋の改修補強につきましては危険度、あるいは自動車の交通量ですとか地域間、公共施設を結ぶ重要路線道などから長寿命化の実施計画に基づき実施をしていくということであります。国の補助を受け実施していることは、現在の計画は遅れが生じているという状況であります。橋梁の再点検など実施をしながら関係機関と協議し、改修を進めてまいりたいと考えております。

また跨道橋につきましても老朽化が著しい、先ほど横針橋というお話をさせていただきましたけれども、そういうものにつきましては撤去、あるいは老朽化した中央道を跨ぐ跨道橋、これについても今、調査しておりますので優先順位を決めて改修をしてまいりたいと考えています。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

千野秀一君の関連質問を許します。

○17番議員（千野秀一君）

関連質問をさせていただきます。

2番目の人口増、定住促進施策についてお伺いをいたします。

再質問、再々質問等でいろんな答えが出てきておりますけれども、その中で先般、市長のほうから子育て支援住宅のことにつきまして、はっぴいタウン須玉の募集のことについてお答えがありました。そのことの状況をまず、もう少し詳しくお答えをお聞きしたいと思います。

そしてそのときの話ですと今回18戸建設をし、そして入居の募集をしたところ、かなり大勢の人の応募があったという、そんな話を聞きました。北杜市がいかにも移住、定住するのに魅力のある場所だというふうなそんな感じで、大勢の応募があったもので大変喜ばしいところであります。ただ、その数に比べてなんか18戸という数があまりにも少な過ぎると思いますか、大勢の方がきたような話でありますから、もう少し、せっかく応募してくれた方々がっかりしてもらいたくないということも含めて、何か受け皿の方策があるのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

その中で当然、北杜市に北杜市以外から来てくれる方はそれだけでも人口増になりますし、北杜市に対する移住、定住ということでもありますので大変にしなければいけないと思います。今、受け皿として考えられるのは市営の住宅を特別子育て支援住宅ではないわけですがけれども、子育て支援住宅というふうな形に特化した扱いで入居させてあげることができないかというふうな、そんな疑問があります。そのことについてお答えをしていただきたいと思います。

またもう1つは古い住宅を今、整備しているわけでもありますけれども、平屋の長屋の住宅でありますけれども築年数も経っていますし、いろんな部分で下水道課も含めてお風呂も水まわりも非常にコンディションのよい状態に改築をしているようでもあります。次から次にストック計画の中で進めていくことだろうと思うわけでもありますけれども、完成した住宅を見ますと子育てを

する人たちにも平屋でありますし、お庭も付いていますから大変住みやすい住宅に生まれ変わるような改修がされているのではないかと思います。そういう意味からしますと、今あるストック計画のこれから改修を進める住宅について、前倒しのような形の中で子育て支援住宅としての活用ができないか、そのへんをお伺いいたします。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

千野秀一議員の関連質問にお答えをいたします。

まず1点目でありますけども、はっぴータウン須玉団地の申し込み状況ということであります。この13日に申し込みを締め切らせていただきました。応募総数は49件であります。北杜市内から北杜市内に移りたいという方が22件。俗に言う北杜市に本籍がありまして他市に出ていて帰ってきたいという方が15件。長野県に本籍がありまして東京にいる方が帰ってきてJターンをしたいという方が1件。それと他市に本籍があって北杜市に直接来たいという方が11件という状況であります。率にしますと北杜市から北杜市が45%、市外の方が55%というふうな割合になってございます。

続きまして、申し訳ないです、最初に先ほどの簡平といいますか、簡易平屋の4戸建ての平屋が今ストック計画で改修をしているけども、それが子育て支援住宅的なものにならないかという質問と、あと先行的にというお話でありました。これにつきましては、ご承知のとおり本年度姥神団地、来年度山崎団地というふうに改修を進めていくというふうな計画になっております。これにつきましても補助金、国庫補助でありますけども45%ほどいただいております。補助金がつかないとやはり優先的には建設できないのかなど。値段につきましてもやはり4戸建てで1カ所、1千万円から1,500万円くらいの改修費用がかかります。そんなこともありまして、補助金のつき具合でやっていくということではないかと考えております。

それと市営住宅でありますけども、子育て支援住宅として入居ができないかということでもありますけども、それにつきましては市営住宅条例の中に市内に在住の方、または市内の企業に勤務する中、あるいは近隣の市町村に勤務される方でないと住めませんよというものであります。単独住宅については、その要件を緩和するということは可能なんだろうけども、市営住宅については今、申し上げましたように国庫補助をいただいておりますので、なかなか緩和するのが難しいのかなと考えています。しかしながら今言ったように随時ストック計画で改修しておりまして、空き家もございますのでそういうことについては検討ができるものであれば検討したいと考えております。

先ほどの最初の質問の抽選に外れた人と、要綱が決まっております第1優先、第2優先、第3優先と決まっております。順位がついて決まるわけですが、抽選にもれた方に対してはみずきタウンのパンフレット等を送らせていただいておりますので、そういうものを入れて今言ったようにまたお知らせをします。また大泉団地につきましても来年度、募集をかけますし、そういうことと今申し上げましたように単独住宅が空いていれば、そういう空き家情報も提供したいということでもありますけども、答弁が長くなって申し訳ない、現在、単独住宅につきましてはみさき団地が2戸空いている。サンコーポラスについてはもうすべてが埋まっ

ているという状況であります。そんなことでご理解をいただきたいと考えています。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

市営住宅がかなりいっぱいというのは以前から承知していますし、子育てをしたい北杜出身の若夫婦が市外で子育てをしていて北杜に帰ってきたい。そのために質のいい住宅がほしい、こういうことがありますけども、そういう意味で今回の子育て支援住宅、はっぴいタウンの須玉が第1回目の募集ということで、これほど高い、市外にお住まいの方が55%も、人気があるという、要するに期待をしているわけで、北杜の住民になりたがっているわけですね。ですからそういうことを考えた場合に、聞けば先ほどの住宅の整備でもそうなんですけども、予算がつけばとか、予算があれば手をつけましょうとかということではなく、まさにこのタイミング、すごいこの北杜市に対する追い風でありますから、この若者が定住するという質のいい住宅を造れといってもすぐに造れないと思うんですよ。住宅がね。改修のほうはまだ楽かなと思うし、もう1つ、先ほど代表質問で話がありましたように民間のアパート、民間の社宅のようなものを市が一時的に借り上げをして、それを子育て支援住宅のような安価で、市内に住んでもらうための施設として活用するということは、どうしてもできないのかどうかをお聞きします。

そしてせっかく来年、また大泉、あるいはそのあと武川という話があるわけでありまして、いずれにしろほかの18戸ずつの施設の整備だけではとても北杜市に若者が入ってきたいというそういう期待に応えられないと思うんですよ。そういう意味で柔軟な施策をぜひぜひ考えてもらわなければ期待に応えられないと。若者が定住しないと。100万人構想、プラチナ構想になかなか対応できないだろうとこういうことでお伺いしました。答弁をお願いします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

大芝副市長。

○副市長（大芝正和君）

千野議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

私どもも子育て支援住宅の須玉団地の応募者数の多さには、はっきり言って想定外の多さということで理解をしておるところです。中でも特に市外からの移住の希望が多いということは、つまり市内の企業に勤めている人も非常に多いんだというふうに認識しております。したがって、市営住宅等につきましては国庫補助等の問題もございまして、それらも検討しながら今後の住宅の政策ですね、それから民間のアパート、それから貸家、空き家等についての助成制度につきましては、今後設置を予定しております北杜市ふるさと創生会議の中で議論をしていただいて、スピーディーな事業を執行していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございませんか。

(な し)

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、1 番議員、上村英司君。

上村英司君。

○1 番議員（上村英司君）

ほくと未来を代表して質問をさせていただきます。

まずは、ほくと未来の同志でありました興水良照議員がご逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。

興水議員は、特に市立病院の経営環境の改善や介護保険事業の充実に力を注いでおりました。また地域が発展するために地域で運営するコミュニティバスの整備や若者が住みやすくするために住宅地の確保の必要性なども提言されていたことが私たちの心に残っております。

道半ばでご逝去されたことは、さぞ無念であると思います。興水議員の遺志を受け継いでほくと未来の議員4人は市民の福祉の向上に向けて今後一層、努力してまいる所存であります。

国でもまち・ひと・しごと創生法を施行し人口減少、少子化に歯止めをかけるために動き出しました。2兆円近くも大きな予算を地方に拠出いたしますが、今後の国の財政状況を考えてと国が大きく支援してくれる最後のチャンスと言えるかもしれません。

北杜市においては、早くから働き盛りの人口が少ない偏った人口構成を是正するという市長の考えのもと、子育て支援住宅の建設や保育料を第2子以降無料にするなど積極的な少子化対策を実施してきました。今後も国や県と連携しながら北杜市に子どもが増え、将来にわたってふるさとを担ってくれる担い手が増えるための施策を実施していかなければいけません。

今回の代表質問では、そういう将来の担い手や子どもが増えるために有効だと思われる施策に対して重点的に質問させていただきます。

市長も常々言うておられますようにこの地域で伝統的に力を入れてきた教育という人づくり、人材育成が大変大事であると考えます。子どもを含めた北杜のすべての市民が将来を見据えながら知恵を出し合い、北杜市をどのように魅力のあるまちにしていこうかという議論をし、人材育成をしていくことが若者がこの地に留まり北杜市の定住人口が増える近道かもしれません。

ほくと未来の議員4人は興水議員の思いとともに市民の先頭に立って、人口減少社会に立ち向かうチャレンジをしていく先駆けになる覚悟であります。

今回は4項目について、質問をさせていただきます。

まずは、平成26年度補正予算および平成27年度当初予算について質問いたします。

国においては、地方創生をスローガンに地方の活性化と人口減少対策に乗り出しました。若者が定住できるまちづくり、人づくり、仕事づくりを推進していこうとしております。

国の平成26年度の補正予算で緊急経済対策として2,500億円、地方創生先行枠として1,700億円を計上し、平成27年度予算においても1兆円弱をまち・ひと・しごと関連事業費で計上しております。

地方創生の直接の担い手である北杜市が使い道や使い方を決めて、将来の北杜市の活性化につなげてくださいという内容であります。まさに職員だけでなく議会も含めて早急にどういう使い道が将来の北杜市にとって有効であるのか議論し、決定していかななくてはいけない状況で

あると思います。

北杜市においては、平成27年度一般会計当初予算案は約292億3,500万円。前年比1.2%増となっております。将来的な交付税の段階的縮減、少子高齢化に鑑み定住促進や若者の雇用の創出、子育てしやすい環境づくり、女性の社会進出に貢献する将来を見据えた当初予算編成であるべきだと考えます。以下5点、質問いたします。

1. 国の平成26年度補正予算で緊急経済対策2,500億円、地方創生先行枠1,700億円が可決されました。北杜市へのそれぞれの影響額とそれぞれ活用した事業は、どのようなものになるでしょうか。
2. 平成27年度の当初予算を編成するにあたり、基本的な考え方はどのようなになっているでしょうか。
3. 平成27年度の新規事業はどのようなものがあるでしょうか。
4. 既存事業の中で、市費で約1億5千万円と大きく負担している事業に市民バス事業があります。以前から改善が不可欠だと言われております。今後の改善を検討していくお考えはあるでしょうか。
5. 基金の中でまちづくり振興基金に41億7,500万円余を積んでおります。使途はどのようなになるでしょうか。

以上5点、お伺いいたします。

続きまして2項目め、定住促進計画についてお伺いいたします。

北杜市の課題であります少子高齢化、人口減少を抑制し定住人口を増やし、持続可能で活力ある地域の維持を図るために定住促進計画の素案が立案され、市民からのパブリックコメントの募集が終わり、北杜市定住促進計画が策定されたところであります。

定住促進のための施策の必要性が議論されて2年近くになります。完成された定住促進計画を基本としながら、早急に具体的な施策を実行していかなければいけないと考えます。本当に定住人口や子どもの数が増える効果的な施策でないといけないと思います。以下、質問いたします。

1. 定住促進計画の実行により、将来の北杜市像として何年後にどのような人口構成を目標とするかなどという、北杜市の将来ビジョンはどのような内容になっているのでしょうか。お聞きいたします。
2. 市民から寄せられたパブリックコメントの意見には、どのようなものがあるでしょうか。
3. 定住促進の専門部署を設置することが表明されていますが、県外から移住したい方が総合的に相談できる窓口として捉えてよろしいでしょうか。
4. 子育て支援・教育についてお聞きいたします。

認定子ども園や病児保育・病後児保育に対するニーズが高まっております。設置を検討するお考えはあるでしょうか。

子どもが大学に行くために、1人当たり公立でも最低800万円かかるといわれております。子育てにとっても、この学費が大きくかかることがネックになるといわれております。課題を克服するために、北杜市に定住したら返済が免除される給付型奨学金を導入するべきではないでしょうか、見解を伺います。

5. 産業振興・雇用についてお聞きいたします。

Iターン、Uターン促進のために住居を北杜市に持ってもらうことが重要であります。その

ためにも住宅取得や住宅改修への大きな支援が必要だと思います。若者にとって住宅取得は大きな買い物であるだけに、住宅取得への支援は定住にとって大変有効だと考えます。検討するべきではないでしょうか、お聞きいたします。

北杜市に農業生産法人が多数進出してきております。北杜市では昼間の人口が夜間の人口より多いということでもあります。農業生産法人の雇用における貢献状況はどのようになっているのでしょうか。また進出してくる農業生産法人と市内のメンバーで組織されている営農組織との連携体制を取っていくことが大変重要だというふうに思います。今後の連携体制はどのように考えているのでしょうか、お聞きいたします。

6. 地域おこし協力隊が多数北杜市で活動し、活躍しております。現在の人数と活動状況はどのようになっているのでしょうか。また今までの定住状況はどのようになっているのでしょうか、お聞きいたします。

7. 住宅について、何点か質問いたします。

市の単独公共住宅へ入居しやすくするために基準を緩和するということが謳われております。具体的な検討事項はどのようなものになっているのでしょうか。

新規就農者が農地に住宅を建設したい、また空き家を取得したいという声が多数あります。農地に家を建てるための農地転用に対する考え方について、お聞きいたします。また新規就農者が空き家を取得するための対策があるのか、お聞きいたします。

市が所有する市有地の固定資産台帳を整備しまして、市有地を住宅地として積極的に払い下げることが計画に謳われております。具体的にどのような場所に住宅地を整備する予定でしょうか、お伺いいたします。

続きまして3項目め、税と社会保障の共通番号制度、マイナンバー制度の導入について質問いたします。

マイナンバー制度におきましては、平成27年10月から通知カードによる一斉通知が始まり、平成28年1月から個人番号カードの交付が始まります。

マイナンバー制度は、さまざまな機関が保有する個人情報をもとに人だと確認するための基盤となる大変重要な制度であります。この制度の導入により多くの証明書を取る手間が省け、個人も行政も大きな負担から軽減される制度であります。また消えた年金問題のような問題の解決にもつながり、本当に生活保護を受けるべき人を把握することができるようになり、弱者に手を差し伸べやすくなる可能性がある制度だといえます。

北杜市においても自治体自由枠を活用して従来、把握しづらかった市内横断的な情報活用や住民の時系列の情報活用により福祉の向上が期待できます。

しかしながら課題や懸念もあり、個人資産が監視されるのではとか個人情報が漏洩するのではという不安が市民にあります。また特に高齢者の名寄せ作業が滞ることが予想され、制度を運用していく上で援助が必要な方も多数存在すると考えます。このような状況の中、以下4点質問いたします。

1. 北杜市におけるマイナンバー制度の導入のスケジュールと準備体制、予算規模はどのようになっているのでしょうか。また税、年金や個人資産など適用される範囲はどのように考えているのでしょうか。
2. 市民への周知方法と名寄せの方法については、混乱することも予想されますが制度の趣旨を含めて周知はどのようになるのでしょうか。

3. 自治体自由枠の活用はどのように考えているでしょうか。

4. 委託先の安全性、職員への情報保護の徹底、サーバーへのハッカーの侵入などに対する個人情報保護対策はどのようになるでしょうか、お伺いいたします。

4項目め、教育についてお伺いいたします。

小中学校教育では、デジタル教科書や電子黒板などのICT教育の普及の動きが活発になっております。情報活用能力を高め、情報がすぐに確認でき画像により理解しやすいなどICT教育を推進することは、教育にとって効果的であるといわれております。

しかしながら便利になる反面、字が書けなくなるなどのマイナスの面が語られることもあります。ICT教育のメリットやデメリットを教育委員会だけでなく、現場の先生も理解していなければいけないと思います。

また小学校の英語教育においては2020年から小学校3年生へ前倒し、また小学校5年生から正式な教科となる計画で文科省が進めております。日本人の英語能力がアジアの中でも特に低いことや留学生が少ないことを考えると当然であります。

このような状況の中、教育現場ではICT教育、英語教育ともにしっかりとした教育体制づくりが急務であり、教員の研修などの充実も必要があります。

しかし一方で現状でも忙殺されております教員が、研修などを受ける時間があるのかという課題もあります。また近年、スマートフォンやネットの普及によるいじめなどの被害が顕著になっております。個人情報簡単に漏洩したり、仲間はずれの道具になったり、従来では考えられなかった問題に対処していかななくてはいけない時代になります。早急に学校、家庭、社会と連携し、対処していかななくてはいけないと考えます。以下4点について、質問させていただきます。

1. 当初予算において拡充されるICT教育拡充の内容はどのようになるでしょうか。

またICT教育においては子どもへのメリット、デメリット双方が議論されています。

現時点での教育委員会でのメリット、デメリットはどのように考えているでしょうか、お聞きいたします。

2. 北杜市における幼児や小学校での英語教育を推進していくためのスケジュールや市独自の方法は検討しているでしょうか。

3. ICT教育や英語教育について、先生への研修をしてほしいという声が学校からも出ております。特にICT教育が進んでいる学校では、得意な先生が主導するという傾向が強いと思います。また英語教育においては、教科になった場合の評価を誰がするのかという問題もございます。英語教育を進める体制づくりを早急に行っていかななくてはいけないと考えますが見解を伺います。

4. スマートフォンを使いたいじめなどの問題が深刻になっております。ネット社会に対する小学校からの教育が必要です。学校、家庭、社会が連携してインターネットやスマートフォンへの教育を早急に行うべきだと考えますが、見解を伺います。

以上4項目、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（坂本静君）

ここで、暫時休憩いたします。

再開は5時30分といたします。

休憩 午後 5時20分

再開 午後 5時30分

○副議長（坂本静君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

平成26年度補正予算および平成27年度当初予算について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域住民生活等緊急支援のための交付金における本市の活用事業等についてであります。

国の平成26年度補正予算で創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金については地方消費喚起・生活支援型として2,500億円、地方創生先行型として1,700億円が人口や財政力指数などに応じて、各地方公共団体に交付されることとされております。

このうち本市への交付限度額としては地方消費喚起・生活支援型分が8,800万円余、地方創生先行型分が4,700万円余と見込まれております。

当該交付金事業を含む、国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に伴う補正予算については現在、編成作業を進めているところでありますが、地方消費喚起・生活支援型事業としてはプレミアム付き商品券の発行を、地方創生先行型事業としては北杜市総合戦略の策定、結婚支援としての仮称、出会い支援センターの設置、子育て世代の移住・定住促進事業、空き店舗活用交流促進事業や海外販路開拓支援事業費補助金などに取り組むこととしております。

次に、平成27年度当初予算編成の基本的な考え方についてであります。

平成27年度当初予算編成に当たっては交付税の段階的縮減に的確に対応し、さらなる歳入歳出の見直しを行うとともに財政の健全化の取り組みをより一層進めることとし、基金財源を活用して過去最大規模となる市債の繰上償還を行う一方で引き続き人口減少、少子化対策に全力を挙げて取り組むこととし、また地方創生に向けては地域おこし協力隊を拡充し、都市住民等の定住促進を図ることとしたところであります。

なお、本市における最重要課題である人口減少、少子化対策についての新規事業は定住促進計画およびまち・ひと・しごと創生法に基づく北杜市総合戦略策定後に、速やかに事業化に向けての準備を進め、事業実施が可能となったものから順次、平成27年度の補正予算で対応を行うこととしております。また定住自立圏構想に基づく定住自立圏共生ビジョンに関する予算についても補正予算での計上を目指してまいります。

次に、平成27年度の新規事業についてであります。

平成27年度当初予算の新規事業としては、ICTを活用した教育を推進する小中学校へのタブレットパソコン・電子黒板機能付きプロジェクター導入事業、市保健センターに設置する子育て世代包括支援センター運営事業、福祉相談窓口の設置などを行う生活困窮者自立支援事業、無料化の対象を拡大する第2子以降幼稚園保育料無料化事業、長坂駅バリアフリー化調査事業、浅川兄弟資料館で北杜市ゆかりの先人を展示する仮称、北杜ゆかりの先人展開催事業や

公共施設等の最適な配置を実現するための、公共施設等総合管理計画等策定事業などとなっております。

次に、まちづくり振興基金の使途についてであります。

北杜市まちづくり振興基金は合併特例債を財源として造成したもので、地域住民の連帯の強化および地域振興等に資することを設置目的とした基金であります。一方でまちづくり振興基金については積立元金の取り崩しは行わず、基金利子等の運用益を地域振興等のためのソフト事業の財源として活用することとしております。

今後の運用益の使途としては、本市における最重要課題である少子化対策や定住促進についての事業の財源として活用してまいります。

次に、定住促進計画における北杜市の将来ビジョンの内容についてであります。

国立社会保障・人口問題研究所における将来人口推計によると人口は減少の一途を辿り25年後の平成52年には現在の4万8,500人ほどから1万5,500人ほど減少し、3万2,880人になる見通しとなっております。

まち・ひと・しごと創生法においては来年度、地方版総合戦略に併せて地方人口ビジョンを策定することとなっており、定住促進計画や北杜市総合戦略の事業実施により現在の人口の維持を目標にしていまいりたいと考えておりますが、今後の分析状況によっては流動的であり、下方修正しなければならないとも考えております。

その他につきましては、教育長および担当部局長が答弁いたします。

○副議長（坂本静君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

教育について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ICT教育の拡充についてであります。

本市においては来年度、すべての小中学校へ可動性のある電子黒板機能を持つプロジェクターを増設するとともに、普通教室においてグループ学習などに使用するタブレット端末の導入を進めてまいります。

またネット環境については、当面ポケットWi-Fiにより対応を行う予定であり、将来的にはパソコン教室のパソコンの更新に合わせて、タブレット端末としても使用が可能なハイブリット型パソコンの導入や無線LAN環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

ICTを効果的に活用する子どもたちへのメリットは授業が分かりやすくなり、学力が向上する、学習への興味関心が高まる、子どもたち同士が教え合い学び合う協働学習ができるなどが考えられます。また鉛筆を使うなど書く機会が減る、視力の低下などの身体的負担が生じるなどの課題も挙げられております。

次に、小学校での英語教育の推進についてであります。

文部科学省のグローバル化に対応した英語教育改革実施計画では、小学校において3・4学年に外国語活動を導入する、5・6学年では現在の外国語活動を教科化するなどの方針が示されております。

この計画によるスケジュールでは、平成26年度から平成30年度にかけて指導体制の整備や教育課程特例校による先取り実施の拡大を進めながら、中央教育審議会での検討を経て学習

指導要領を改訂し、平成30年度から段階的に先行実施し、平成32年度からの全面実施を行っていく予定が示されたところであります。本市としては、国や県の動向を見極めながら準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、英語教育等に関する教職員への研修についてであります。

小学校中学年から英語教育の開始に伴い、小学校の学級担任も外国語活動の指導を行う必要が生じるため、研修をはじめとした指導体制の強化が課題となっております。

本市においては英語教育の教科化等へ向けて、ALTを含めた外部人材の活用も見据えながら教職員は県等が実施する研修会等へ積極的に参加するよう指導に努めてまいります。

ICTを活用した教育の推進についても、県等が実施する研修会等への積極的な参加を指導するとともに、ICTの導入に際しては取り扱い説明会やメーカーによるサポートデスクの設置など対応していくこととしております。

また、学校現場におきましては北杜市教育研究会や校内研究会等において事例研究を行うなど、英語教育やICTを活用した教育の推進に向けた体制づくりに努めてまいります。

次に、ネット社会におけるモラル教育の対策についてであります。

情報教育の一環である情報モラル教育については、学習指導要領の内容を踏まえてすべての小中学校において発達の段階に応じた情報モラル教育の取り組みが行われているとともに、山梨県PTA協議会や山梨県教育委員会などが中心となって、スマートフォン等の使用について児童生徒と家庭が使い方を考える機会として使い方に関する基本ルールを策定し、学校を通じて各家庭へ呼びかけるなどの対応が行われております。

市教育委員会では、校長会等で学校内での取り扱いや児童生徒への指導の徹底について周知を図っているところであります。

また校長会等からの要望も踏まえて、学校施設においては情報機器にフィルタリング機能を備えるなど情報セキュリティの確保にも努めているところであり、今後もこれらの取り組みを継続してまいります。

○副議長（坂本静君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

上村英司議員の、はくと未来の代表質問にお答えいたします。

マイナンバー制度の導入について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、導入のスケジュールについてであります。

マイナンバー制度の根幹となる住民基本台帳システムを含む税・福祉等関連システムの改修作業を現在進めており、本年10月には全市民に個人番号を通知いたします。

また、来年1月からは個人番号カードの発行とともに庁舎内でのマイナンバーを利用した情報連携が可能となり、平成29年7月からは法律に定められている行政手続きについて他の機関との情報のやりとり、連携を開始することとしております。

次に、準備体制と予算規模についてであります。

マイナンバー制度への対応は複数の部署に跨るため所管課を総務課とし、関係各課との連携・調整を図るワーキンググループの立ち上げや職員研修を開催するなどの準備を進めております。

制度の開始に当たっては、個人情報の保護が最も重要であることから対策をしっかりと講ず

るとともに、関連する条例改正や市民への制度周知についても計画的に推進してまいります。

また予算規模については本年度は関連システムの改修、特定個人情報の洗い出し経費等として2,360万円を、来年度は個人番号カード発行業務等負担金、システム改修、例規改正業務支援等5,400万円程度の経費を見込んでおります。

次に、利用範囲についてであります。

原則として社会保障・税・災害対策の3分野としておりますが、預金口座などにも適用範囲を拡大する番号法の改正案が今国会において審議予定であるため、今後も動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、市民への周知と名寄せの方法についてであります。

国から支給されるポスターやチラシなどを活用するとともに、市広報誌への特集の連載や市ホームページを利用した周知を順次行ってまいります。

また名寄せの方法については、業務ごとに付加されている既存番号を氏名、生年月日、性別および住所の基本4情報から同一人と特定する同一人同定支援ツールを利用し、現在、名寄せ作業を進めているところであります。

次に、自治体自由枠の活用についてであります。

マイナンバーの利用は原則、番号法に規定されている事務のみとされておりますが、条例で規定することにより社会保障、税、災害対策分野に関する事務での独自利用が可能となります。

現時点では独自利用は限定的ではありますが、市民の利便性の向上や業務の効率化につながるものについては、今後も検討を重ねてまいります。

次に、個人情報保護対策についてであります。

平成18年に情報セキュリティポリシー基本方針および対策基準を策定しておりますが、ICT環境の変化や法改正等により、さらに強固なセキュリティが必要となっております。

こうしたことから基本方針および対策基準の見直しのため、本年度、庁内に北杜市情報セキュリティ委員会ならびに専門部会を設置し、マイナンバー制度への各種対応も含めて検討しております。また個人情報を取り扱う職員についても情報セキュリティ研修会を開催し、個人情報保護の意識強化を図っているところであります。

以上です。

○副議長（坂本静君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

市民バス事業の改善についてであります。

市が行うバス事業は、民間バス事業者が採算が取れないことを理由に撤退したあとのバス路線維持を目的に運行していることから、ある程度の市費負担はやむを得ないものと考えております。

高齢化が加速する中、日常生活における住民の足として市民バスの役割は一層高まっているものと認識しており、本年度策定した定住促進計画における意向調査でも公共交通機関の充実を望む回答が多くあり、定住施策として市民が快適かつ安心して外出・活動できるよう、より利用しやすい地域公共交通を構築するとしたところであります。

地域公共交通施策については人口減少や高齢化社会を迎え、市町村間の連携など国や県の動

きもあるため、これらの施策も勘案する中で北杜市地域公共交通会議で検討してまいりたいと考えております。

次に定住促進計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、パブリックコメントの意見についてであります。

計画に住民の意見を広く反映させるためパブリックコメントを実施し、5件の意見をいただいたところであります。その内容は優先順位をつけて施策の実施をするべき、北杜市の強みを磨く、弱みを克服する、魅力の発信、不動産情報の発信など具体的な施策の推進についての意見でありました。

いただいたご意見については、定住促進計画に位置づけた子育て・教育、産業振興・雇用、交流・観光、住宅、生活環境の5つの施策と情報発信、連携の2つの共通施策の内容と合致しておりますので、具体的な定住促進施策を検討する際の参考意見とさせていただきたいと考えております。

次に、移住者の総合窓口についてであります。

来年度、地域課にふるさと創生担当を新たに設置し、人口減少対策に総合的に取り組む担当として地方創生事業、定住促進対策、定住自立圏構想および移住・定住相談窓口等の業務を行うこととしており、先行型の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、移住定住のワンストップ窓口の設置や定住促進アドバイザーの配置を検討し、移住定住の総合的な窓口としていく考えであります。

次に、給付型奨学金の導入についてであります。

国が示すまち・ひと・しごと創生総合戦略では、地元学生定着促進プランとして今後、国が制度化を予定している無利子の奨学金制度を活用した大学生等の地元定着の取り組みなどが施策として掲げられていることから、これらの国の動きを注視する中で県との連携も踏まえ仮称、北杜市ふるさと創生会議で検討してまいりたいと考えております。

次に、住宅取得や住宅改修への支援についてであります。

定住促進計画の策定に当たり実施した意向調査において、定住を希望する人たちの多くは戸建ての住宅を望んでいることから、住宅取得等に対する支援を計画に位置づけたところであります。

今後、若者世帯を対象にした住宅取得に対する助成や住宅改修助成など制度を構築し、来年度中に支援制度の周知が図れるよう努めてまいります。

次に、空き家の流動化対策についてであります。

定住促進計画において、空き家バンク制度の充実および必要に応じて民間企業などとの提携を検討する中で空き家の利活用の推進を図ることとしていることから、地域課に新設するふるさと創生担当において計画に基づく事業の推進を図り、新規就農者等の住宅取得に役立てたいと考えております。

次に、市有地の払い下げの具体的な場所についてであります。

市有財産の有効活用、処分は第3次行財政改革アクションプランにおいて、取り組むべき課題となっております。このため市有財産の状況を地方公会計の整備促進に併せて、より正確に把握するため、固定資産台帳を来年度から2カ年計画により整備するところであります。

この整備を進める中で住宅用地として法令上の制約がないこと、上下水道等の社会インフラが整っていること、市として利用見込みがないことなどの条件に合う魅力的な定住促進になる

よう利活用可能な住宅用地を具体的に選定し、積極的に有効活用を図ってまいりたいと考えております。

また、市営住宅の跡地等はすでに社会インフラ等の条件が整っていることなどから、地域の活力源である子育て世代の定住を図る住宅用地としての活用策等を仮称、北杜市ふるさと創生会議において具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えします。

認定こども園、病児・病後児保育の設置についてであります。

昨年度、就学前の児童の保護者に対して行った子育て支援ニーズ調査において、認可保育園に次いで幼稚園・認定こども園を定期的に利用したいとの回答がありました。併せて実施したつどいの広場利用者等へのグループインタビューにおいても、子どもの具合が悪いときに預かってもらえる施設がほしいとの意見が多数ありました。

このことから保護者のニーズに応えるため、北杜市子ども・子育て支援事業計画において既存の市立保育園に幼稚園の機能を持たせた保育園型認定子ども園に整備してまいりたいと考えております。

また病児・病後児保育については、休園を予定している長坂保育園秋田分園を活用してまいりたいと考えておりますが、施設の整備や看護師の確保等が課題であることから北杜市子ども・子育て会議でご意見を伺いながら進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（坂本静君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

定住促進計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、農業生産法人の進出における雇用状況等についてであります。

市内では17の企業型農業生産法人が進出を決定し、うち13法人が操業を開始し4法人が計画中であります。これまでに241名を雇用し、うち市内在住者は130名となっております。また市内には17の集落営農組織があり、現在は農業生産法人と連携はしていませんが12農業生産法人や山梨大学など、7組織で構成する北杜市農業企業コンソーシアムも設立されたことから、農閑期の雇用の提供や地場農産物の都市部への供給など連携できる点も多いことから市が中心となりマッチングする場をつくってまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊の活動状況と定住状況についてであります。

北杜市地域おこし支援事業は、農業と観光の分野において実施しております。農業においては平成21年度から事業を開始し、これまでに協力隊員25名の委嘱を行っております。

市では協力隊員の定住のための支援機関として農業生産法人など8法人を認定し、支援機関が協力隊員の研修などを行い、委嘱終了後の隊員が定住できる農業技術の習得を行っており、これまでに11人が定住したところであります。

なお、本年度は4法人で7人の隊員が活動中であります。

観光においては本年度から3名の隊員を受け入れており、北杜市観光協会への支援や観光案内・PR業務で2名、八ヶ岳観光圏事業への支援や観光商品の販売企画業務で1名が活動中であります。定住実績については、本年度からの事業のためありません。

以上でございます。

○副議長（坂本静君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

定住促進計画における、単独公共住宅の入居基準の緩和についてであります。

子育て支援住宅は連帯保証人の条件を日本国内に居住し、かつ入居決定者の入居する住宅の家賃に12を乗じて得た額以上の収入を有する者としたため、市外からの入居希望者が多い結果となりました。

単独公共住宅のさつき団地A棟、みさき団地およびサンコーポラス団地については連帯保証人の要件を緩和するよう検討しているところであります。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

小石農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小石正仁君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

定住促進計画における新規就農者に対する宅地への農地転用についてであります。

現在、北杜市では農地を確保するため、ほとんどの農地が農振農用地として指定されていることから、農地法により農地を宅地等に転用する場合は農振農用地から除外しないと宅地転用はできないこととなっております。

また、農林水産省で定めている農地転用許可制度において甲種農地、第1種農地は宅地等に転用することはできないこととなっていることから、宅地等に転用できる農地種別については第2種農地および第3種農地となっております。

以上のことから現在、農地法上、特例的な対策は特にありませんが、定住促進を図る上で新規就農者等の受け入れは必要であると考えております。

農振農用地の除外は県の同意も必要なことから、今後も状況調査などを行いながら県と協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

当局の答弁が終わりました。

上村英司君の再質問を許します。

○1番議員（上村英司君）

平成26年度補正予算および平成27年度当初予算について、2点再質問をさせていただきます。

平成27年度当初予算におきまして、公共施設改修費が高根のホールの改修、また須玉ふれあい館のホールの改修と大幅にかかってきております。現在、公共施設の管理計画の策定中だ

ということでございますけども、平成27年度当初予算におきましては指定管理施設を含めて公共施設の修繕費というのは、全体でどのくらいになっているのかということをお聞きしたいと思います。

2点目といたしまして、先ほど市長からまちづくり振興基金については、運用した利子を活用して地域振興のためソフト事業に積極的に活用していくという答弁をいただきました。具体的にどのような事業に活用していくということが分かっているれば教えていただきたいと思います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

上村議員の再質問にお答えいたします。

まず第1点目でございます。平成27年度予算における公共施設の改修費がどのくらいかというご質問でございます。

これにつきましては、平成27年度の一般会計当初予算におきましては上下水道等のインフラを除いた公共施設などの更新等に要する経費として8億1,400万円余を計上しております。このうち先ほどお話が出ました高根の交流ホールにつきましてはトップライトの取り替え、ならびに外壁の舗装等を行うために改修事業費といたしまして1億3,349万2千円。また須玉のふれあい館につきましては、空調設備の中央監視装置等の更新を行うために更新事業費といたしまして2,904万4千円を予算計上しているところでございます。

今後につきましては、小学校施設の老朽化等が進んでいることへの対応など、ますます公共施設の改修、ならびに修繕経費の増加が見込まれるところでございます。

こうした公共施設等の大規模修繕、ならびに更新にかかる将来費用の課題につきましては、平成27年度当初予算に新規事業として計上しております公共施設等総合管理計画と策定事業におきまして、今後対応してまいりたいと考えております。

2点目でございます。まちづくり振興基金の利子の活用の具体的なイメージしている事業というご質問でございます。

これにつきましては、まちづくり振興基金につきましては元金の取り崩しは行わず、運用益を財源として活用する取り扱いというふうになっておりますので、安定的に一定の運用益が確保できるよう国債等の債券を中心とした運用を行っておりまして、平成27年度におきまして約3,100万円の利子収入を見込んでおります。この3,100万円の運用益につきましては、平成27年度当初予算では事業予算には充当しておらず、平成27年度の補正予算で対応を予定しております定住促進計画および北杜市総合戦略に基づく人口減少、少子化対策についての新規事業の財源として活用することとしているものでございます。

以上でございます。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

続きまして2項目め、定住促進計画について、8点について再質問をさせていただきます。

移住したい方が総合的に相談できる窓口についてでございますけども、例えば就職活動する学生の相談などの雇用の関係や空き家や住宅地の情報、また子どもが学校を転校するなどさまざまな知識や情報を持っていることが大切になってくると思います。また、東京の山梨暮らし支援センターへの相談件数もたくさん来ているということでもありますので、そこの情報交換も大切になってくるというふうに思います。そういうことをできるような、頼りになる人材がそこに配置されるというふうに考えてよろしいでしょうか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

2点目といたしまして、給付型奨学金の導入についてお伺いします。

福井県大野市では、大学生を持つ親の経済的負担の軽減と卒業する若者が市外に流出するのに歯止めをかけるために奨学金制度を導入しております。自宅通学者には月1万円。自宅通学者以外には月2万円を無利子で貸与して卒業後、市内に居住する場合は返済額の半分を免除しております。婚姻すると全額免除になるということでもあります。

大学や専門学校の費用がかかるから2人目、3人目をあきらめるという例も多いというふうに思いますので、ぜひとも本市独自でも積極的に給付型奨学金を検討していただきたいと思っておりますけども見解をお伺いいたします。

続きまして、進出している農業生産法人が市内の営農組織の販路などに役立つと考えているということでしたが、そういう連携することが販路拡大や六次化の推進につながり、またひいては所得の安定につながるのかなと考えております。農業生産法人と地元の営農組織との連携の窓口はどこが担っていくのか。また連携したい場合はどのようにすればいいのか、お聞きしたいと思います。

続きまして、地域おこし協力隊についてお聞きいたします。

現在11人が定住しているということで、大変期待のできる制度であると思っております。しかしながら北杜市に魅力を感じながら実際、定住できなかった方もいると思います。例えば全国では地域に溶け込めないですとか、地域で受け入れてもらえないなどの声も出ています。地域おこし協力隊がいて活動しているということをややはり市民にもう少し発信していくべきではないかなと思います。住民の受け入れ態勢を整えていくことも大事だと思いますけれども、そのあたりをお聞きいたします。

住宅について、何点かお聞きいたします。

若者の住宅の取得や改修について、来年度から大きく助成できる制度を考えてくださっているということで大変助かる、ありがたいなというふうに思っておりますけれども、住宅取得というのは今、検討してもある程度、時間がかかる買い物だというふうに思っております。そういうことで言いますと国の補正予算が終わったあとでもある程度、長い期間、助成を考えていないと意味がないのかなと思っているわけでもありますけども、市として助成の期間をどのように考えているのか。また継続して行っていけるのかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

また先ほど市の単独公営住宅におきましてはさつき団地やみさき団地、またサンコーポラスで保証人の要件を緩和することを検討しているというような答弁がございました。市営住宅に関しましては保証人の要件のほかに、やはり空き部屋が非常に分かりづらいということもあるというふうに思っております。例えば支所とか住宅課に空き部屋の情報を掲載するですとか、あとホームページで空き部屋を発信するとか、そういう民間企業なみのサービスも実施してい

くほうがいいんではないかなと思うわけでございますけども、そのあたりの見解をお伺いいたします。

続きまして農地に家を建てるための手順について先ほど教えていただきましたけども、現状では県外から移住してきまして新規に就農される方は空き家に付随した農地を取得できないような法律になっております。特例について何か考えられるかどうかお聞きしたいと思います。

また移住してきた方が農業を始めたいという場合は、どのような手順で進めることがやりやすいのか、一般的な進め方についてお聞きいたします。

最後でありますけども、2年間の固定資産台帳の整備を待たずに市の所有地の中で住宅地として適していると思われるところを選定して、民家に開放してくださるということが先ほど答弁で示されましたけども、大変評価できるかなと思っております。特に市営住宅の中でも戸建ての老朽化した住宅がたくさんあると思いますけれども、そういうところを活用していくのが非常にいいんではないかなと思っております。ただ一部、入居者もいらっしゃいますのでどのくらいの戸建ての老朽化した住宅があって、どのくらいの居住者が住んでいるのか。またその居住者を例えば移っていただくとか、そういうことを考えているのかどうか、そのあたりをお聞きいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

上村議員の再質問にお答えいたします。

まず第1点目でございます、総合的に相談できる窓口への人材の派遣というご質問でございます。

これにつきましては、移住希望者等の相談が今後多岐にわたるということも踏まえまして相談窓口につきましては、今予定しておりますのは行政経験の豊富な職員のOBを考えております。また本市はこういった地域の状況をよく知るアドバイザーも設置いたしまして、地域に特化した個別な相談等に応じていきたいと考えております。

あと相談員、ならびにアドバイザーにつきましては、当然スキルアップの研修も必要ということでございますので、これにつきましては年に数回予定しておりまして、各種の相談に応じようように努めてまいりたいと考えております。

2点目でございます。給付型奨学金の検討のご質問でございますけども、これにつきましては、本市で生まれ育った子どもたちが学校を卒業したあと本市に定住して地域を活性化していくという流れをつくるのが地方創生を目的とする首都圏への一極集中を是正するという近道ではないかと考えられます。そこで1つの方法といたしまして、議員おっしゃるように給付型の奨学金制度というものがあまして、これにつきましては現在、国のほうでも県と連携しながら基金を創設するなどして、そういった対応を考えているということを聞いておりますので、今後、私どもでも組織いたします北杜市ふるさと創生会議というもののなかで検討してまいりたいと考えております。

3点目でございます。住宅取得の助成の期間をどのくらい考えているかというご質問でございます。

これにつきましては当然、住宅取得をするためには1年、2年ということで助成は考えておりません。当然ある程度の長い期間は必要でありまして、それに基づいて定住が図られるものと考えておりますので、このへんの期間につきましてもふるさと創生会議等で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

上村議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に農業生産法人と営農組織との連携、またその連携したい場合はということについてであります。企業型農業生産法人はこちらに来る前から量販店等の販路を確保して参入してきておりますので、営農組織とのマッチングが成功すれば地元の営農組織の経営基盤が強化され、地域の活性化にもつながるのではないかと考えますので、市といたしましても支援してまいりたいと考えております。

しかしながら、各営農組織が個別に交渉していくのには限界があると考えております。昨年の11月に設立されました北杜市農業企業コンソーシアムには六次産業化、環境、物流、イベント等の各部会がつくられて活動しておりますので、市が窓口となりまして営農組織とのマッチングを進めてまいりたいと考えております。

また営農組織におきまして連携を希望するところがございましたら、希望を聞き取るなど等の対応をしてまいりたいと考えております。

2つ目の地域おこし協力隊の活動の発信、それと受け入れ態勢ということについてであります。

地域おこし協力隊への定住につきましては就業先と住居の確保、地域への溶け込みが重要だと考えております。隊員につきましては、委嘱中より地域への溶け込みのための諸行事等への参加を促し、支援機関とも連携する中で就業先や住居の確保も支援しております。しかしながら生活環境の変化や農業の厳しさなどにより途中で協力隊員を辞めた方もいらっしゃいます。今後は地域住民が隊員を新たな担い手として受け入れていただくようなことも重要と考えておりますので、隊員の定住につながるよう市のホームページ等を活用しまして地域おこし協力隊の活動状況をPRできるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

上村英司議員の再質問にお答えをいたします。

住宅関係でありますけども、2点であります。

まず空き家情報のホームページというご質問だと思います。実はホームページの中に空き家情報が入っていきまして、なかなか認知度が低いということで、そんなこともありますので関係部署と協議をさせていただいて、見やすいところにクリックすればすぐ出てくるようなところに出したいと考えております。

続きまして戸建ての住宅の質問であります。これにつきましては現在15団地ございます。

そのうち1団地、長沢団地につきましては今年度解体が終わりまして更地の状態であります。ですから今年度以降、先ほどいろんな話が出ておりますけれども、北杜市ふるさと創生会議にかけていただいて、定住促進のための住宅用地にするのか。あるいは普通財産に戻して公売をするのかという検討をしていくのだと考えております。

続きまして、あと残った14団地につきましては、実は本年度入居者に対しましてアンケートを送っております。入居者が67戸で127名の方がお住まいになっております。その方に対しまして築後50年というふうな団地もございますので、いずれにしろ5年以内くらいに処分をしたいと。それで市営住宅の入居替えを希望しますか、あるいは払い下げを希望しますかということでアンケート調査をさせていただいたところであります。そうしますと7割の方が払い下げを希望すると。家賃については1千いくらかから7千円くらいという家賃でありまして、入居者の多くは安価であれば購入したい。あるいは死ぬまでここで暮らしていきたいのに、突然どうということだというふうな意見もございました。

いずれにいたしましても、先ほどの創生会議において販売価格の決定ですとか、そういうものをしてこの方たちが払い下げを受けるのか、あるいは先ほどの説明とダブる部分がありますけれども簡平、簡易平屋の4戸建てを改修を行ったり下水道接続を行っておりますので、そちらに入居をしていただくのかということを近々のうちに検討して、住んでいる方にご理解をいただいてということになろうかと思えます。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

小石農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小石正仁君）

上村英司議員の再質問にお答えいたします。

農地取得の特例はあるのか、また一般的な取得方法はというご質問でありますが、新規就農者における農地取得につきましては、農地法の第3条が該当となります。先ほども答弁させていただきましたが、現在の農地法上では特例等の措置はありません。一般的に農地を取得する場合ですけれども、北杜市におきましては4千平方メートル以上の農地を耕作していることが取得の要件として定めており、4千平方メートルに満たない場合は農地を取得することはできません。したがって、新規就農者が4千平方メートル未満の農地を新たに取得したい場合につきましては、利用権の設定等による賃貸借契約を取り交わし耕作することとあります。

なお、4千平方メートル以上の取得要件を満たしていない場合でも事前に利用権の設定等を行い、その面積と合わせて4千平方メートル以上の耕作面積となれば取得は可能となることから、農業委員会に農地の斡旋の問い合わせがあった場合は北杜市農業振興公社を紹介するなどに対応しております。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

マイナンバー制度について、1点再質問をさせていただきます。

個人情報保護をしっかりとするという前提ではありますが、例えば自治体自由枠を活用して図書

館カードや個人が健康診断結果を時系列で確認するなどの利用が考えられると思います。また現在、把握が難しいといわれております貧困状況にいる子どもの状況など把握するためにマイナンバー制度が活用できるのではないかなと思っております。そういうことで早急に貧困対策に取り組んでいくことも重要だと思いますけども、見解をお伺いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

上村英司議員の再質問にお答えいたします。

マイナンバー制度について、2点ほどのご質問でございます。

最初に個人番号カードの利用の拡大関係等、次に貧困対策に取り組んでいくための利活用ということだと思います。

はじめに個人番号カードの活用についてのご質問でありますけども、個人番号カードでは住所、氏名、生年月日、性別、個人番号や公的な個人認証等の必須事項領域というのがございまして、それ以外の空き領域を利用して現行の住基カードと同様に印鑑登録証や図書館利用、公共施設予約等について条例等で定めることによって利用が可能となります。

しかしながらこうしたシステムを稼働するためには、予算や構築日数等も多大でございましてカードの発行手続き等について現段階では確定していない現状を考えると、技術的に来年1月からのカード交付に併せての機能拡大は困難であるというふうに考えております。利用の拡大につきましては、今後も国や他の自治体等の動向を参考に利便性の高いものから費用対効果等も勘案しながら検討を行ってまいりたいと考えております。

次に貧困対策に取り組んでいくための活用ということでございますけども、マイナンバー制度の目的の1つが真に手を差し伸べるべき人に対する積極的な支援に活用するということとされていることから法律に位置づけられているもの、また条例に新たに位置づけるものの範囲の中で積極的に活用していきたいと考えております。

貧困対策の活用については貧困という定義、また解釈も含めてその取り扱いについては十分配慮が必要というふうに考えております。個人情報の保護に万全を期しながら関係各課で構成するワーキンググループでも検討を行ってまいりたいと、かように考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

4項目め、教育について再質問をさせていただきます。

I C T教育のモデル校であります双葉東小学校を視察したときに、I C T担当の先生が熱心にすべての先生に教えながら全校でI C T教育を推進しておりました。北杜市では各校にそのような推進できるような先生が現状いるのかどうか、お聞きいたします。

また英語教育についてでありますけども、現在A L Tの先生と担任の先生がペアで英語教育の推進を行っております。そのほか委託先に先生を派遣してもらう方法を取るような学校もございます。将来的にもA L Tの先生と担任の先生による授業を継続していくようなお考えかど

うか、そのあたりをお聞きいたします。

また保育園で音楽と一緒に遊んだ遊び感覚の英会話授業をやっているところもございます。特徴ある子育て施策として子育て世代の定住にも資するというふうに考えております。保育園から遊び感覚で英語教育を進めていただきたいと思いますと思いますが、見解をお聞きいたします。

また先生の数が増えないと、先生が英語の会話を習得する時間の余裕がないという状況がございます。先生数を増やしたり、また事務員数を増やしたりすることが考えられるかどうか。

以上4点、お聞きいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

上村議員の再質問にお答えします。

4点ということで伺っております。委員会のほうからは3点ほどになるかと思います。

まず、ICTを推進する教員の有無ということだと思います。

各学校においては、情報を担当というふうな位置づけでの教員を配置されているということは伺っております。しかしながら新年度、本市の場合はICT教育のためのタブレット端末の導入ということが初期段階ということもございますので、まだまだそういった部分での習熟度という部分では大変不十分な部分だということには考えております。そうしたことから、なかなか双葉というふうな形でメリットを生かせるというところまでは、まだいかないかと考えておりますが、今後の課題の中でメリット、デメリット等を見極めながら教員の習熟度の向上に努めていきたいと考えております。

それから2点目になると思いますが英語教育、ALT等の活用ということだと思います。

英語教育につきましては文部科学省で昨年11月になりますが、中央教育審議会に小学校3年生からの英語授業の開始とともに主体的、協働的に学ぶ学習の学習指導方法を含めた諮問という形で行われたところであります。これは教員により今まで一方的な講義形式という形から能動的な学習を促すということで捉えられておりまして、そうしたものが今後、こうした形で能動的な学習参加を促すという形での答申が出されてくるということがいわれております。そうしたことから当然、ALTのほうの活用は欠かすことはできないというふうには捉えておりますので、今後示される中教審の答申を見極めながら担任とALT、また外部登用を含めた検討をしてまいりたいと考えております。

次に3点目として学校へ事務員を増員するという考え方、忙しい中でそういうものの対応ができないということだと思いますが、新たな授業革新ということでICTですとか英語授業といったものが謳われている中、やはり先生方の英会話の習得とかそういったものの資質向上を図るというふうな意味では、現場が忙しいということを言われていることも事実であります。しかしながらそうしたことから、国のほうでは来年度以降になりますけれども、教員定数の改善を行うということで文科省のほうでは予算要求もしているという状況で、今後10年ぐらいをかけて大体3千人弱の教員を増やしていきたいという意向も出されているところでありますので、そういうものの実現に期待をしていきたいというところで考えております。

以上でございます。

○副議長（坂本静君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

上村英司議員の再質問にお答えいたします。

保育園等での英語教育に取り組み考えはあるかというご質問でございます。

保育園等での英語教育につきましては、今後教育委員会とも連携を取りながら幼児段階でどのようなことができるか、また検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

上村英司君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で、ほくと未来の代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は6時40分いたします。

休憩 午後 6時30分

再開 午後 6時40分

○副議長（坂本静君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、16番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

明政クラブを代表して質問いたします。

そろそろお腹も空いてくる時間ではないかと思いますが、通告に従い質問いたしますのでよろしく願いいたします。

過去最大である96兆3,420億円となる2015年度国の一般会計予算は、現在衆議院で可決され、参議院に送られ4月上旬には成立されるものと思います。

今回の予算では少子化対策に重点が置かれ、社会保障費がはじめて31兆円台に達し、防衛費は過去3年連続して増額されているものであります。並べて税制改正法案なども審議されており、国の方針が決定されていく中、市の財政や施策にもなんらかの影響があるものと考えております。

少子高齢化が進む中、人口は年々減少していくばかりであり、近い将来、自治体の存続もできないほどの危機に迫られてきています。本市でも少子化をどう食い止め、高齢化社会をどのような施策で支えていくのか、これからの大きな課題でありますなかなか有効な手立てが見つからないのが現状です。

合併して10年の節目を過ぎ、この10年間の検証を踏まえた上で新たなスタートとなる年度を迎えました。新しい仕組みづくりやコミュニティの形成など、さらに豊かなまちづくりを

実現するためには多くの工夫と努力が必要となります。

平成27年度3月定例議会にあたり、当初予算についていくつかの質問いたします。

1点目、当初予算の主な施策は。

今年度から地方交付税が縮減されていく中で地方交付税はどの程度見込まれ、またその不足の補填についてはどのように考えていますか。

今後、地方交付税が縮減されていく影響と今後の財政運営を現時点でどのように捉えていますか。

少子化で子どもの数が少なくなってしまうことや市内に働く場所が少ないために若者の定住化が進まず、またこうしたことから生産年齢世代が減少しているため、自主財源である市税収入の増加が見込めない状況です。これからの税収をどのように確保していくのか伺います。

公共施設等を統廃合して財政のスリム化を図っています。しかし、場合によっては新たな建物を造らなければならないこともあるかと思いますが、こうした場合、有利な合併特例債を積極的に活用していく考えはありますか。また今後どのような事業に活用していくのでしょうか。

2点目として、教育委員会の新体制と教育問題について伺います。

まず教育委員会の組織についてですが、地方教育行政における責任を明確化することや事件等発生後の危機管理体制の構築などを図るため、法律の一部が改正されました。このことにより市での教育委員会の体制も変更することになりましたが、以下伺います。

教育長は市長の任命になりますが、教育長の権限と教育委員会の機能はどのように変わっていきますか。

総合教育会議の機能はどのようになっていますか。

次に、学校における教職員の体制について伺います。

教育指導主事を従来の1名から2名に配置し、小中学校の指導に対応して充実を図っていくとのことですが、どのような効果が期待されますか。

また子どもたちへのきめ細かい指導が可能になる教職員の体制が重要ですが、補助教員を含めて教員の配置はどのようになっていますか。

指導要領の変更について伺います。

ゆとり教育から学力重視の指導に変わり、教育のカリキュラムや授業時間の変更が行われてきました。グローバル社会に対応するために低学年からの英語教育やよりよい人間関係の構築のため道徳教育やコミュニケーションの必要が叫ばれてきている中、今回、教科化が決定されました。道徳、英語などの教科は指導内容、方法等どのように取り組んでいくのか現状を伺います。

教科書や教材など、具体的にどういう形で取り入れていくのでしょうか。

道徳などの評価はどのようにしていくのでしょうか。

次にネット社会が進む中、一般の電話を使用するより携帯メールでの会話やスマホを使用することが一般化してきています。LINEなど身近で簡単に友だちになれるアイテムも増え、スマホを使うことが多くなりました。こうした中、友人間でのトラブルも発生し、最近では非常に悲惨な事件につながってしまった例もありました。県では方針が示されているようですが、市内の小中学校での状況について伺います。県で示されている指針はどのようなものですか。スマホ等の所持の現状と指導はどのようになっていますか。

次にICTについて伺います。

ほかの自治体でも早くからＩＣＴの導入を始めており、以前教育現場の活用を進めるべきと考え一般質問をさせていただいていますが、今年度ＩＣＴを活用した教育の推進を図る計画があるようですが、どのような形で進めていくのでしょうか。

対象校と対象児童、また生徒についてお願いいたします。導入の計画と指導はどうなっていますか。

次に体罰の指導について、伺います。

体罰を理由に懲戒や戒告を受けた公立学校職員は２０１３年には３，９５３人になっています。スポーツや進学において厳しいから難関を乗り越えられたという見方もあり、体罰のあり方や方法が議論されています。精神的に与える影響も含めて体罰の問題が問われていますが、体罰の調査の考え方と結果はどうなっていますか。

結果についての検証と今後の課題をどう考えているのでしょうか。

教育の最後になります。いじめの現状と指導について伺います。

以前これについても質問をしていますが、いじめ防止対策推進法に基づき基本方針がまとまった中で、市でもガイドラインを作成し研修を行っていくとの答弁をいただいています。いじめは目に見えるうちは対処がしやすいのですが、内部で深く進行してしまうと大きな問題に発展してしまい、取り返しのつかないことになってしまいます。北杜市では少ないと思いますが小中学校でのいじめについての状況について伺います。

いじめについてのアンケートの結果とその分析に対する対応。またそれを踏まえ、どういうことを重視して対応していきますか。事例を挙げてお願いいたします。

いじめがあった場合の対処はどのように行っていますか。

３項目めになります。障害者への支援について伺います。

日常生活を送る上で障害を持っているということは、健常者には気が付かないことがたくさんあり、非常に大変なことであります。多くの労力と努力、そして周囲の支援が大切であり、また必要であります。今回、障害者自立支援法が障害者総合支援法に変わり新たに関係法令が整備されました。障害者福祉サービスの充実等、障害者の日常生活および社会生活を支援していくものですが以下伺います。

障害者総合支援法を受け、具体的にどのような取り組みを施策として考えていますか。

幼児期と成人してからの支援は内容・質ともに変化し、支援体制も多岐にわたると考えますが、成年後見人制度などほかにも成長に応じた必要な支援体制についてどのようにになっているのか、お伺いいたします。

義務教育課程を終了し、自立する時期になると社会参加や就労が必要になりますが、障害者の自立支援の観点から地域生活への移行や就労支援についての現状と方針について伺います。

最後になります。障害者にとっては生活の場、この確保も大変重要になってきます。家族等の介護者の高齢化が進むことで、親亡きあとの環境の変化を見据えた地域生活の拠点となる施設が必要です。居住の確保策はどのようになっていますか。

以上で質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

当初予算の編成等と財政の健全化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、当初予算の主な施策についてであります。

平成27年度当初予算の主な施策としては人口減少、少子化対策についての全力を挙げた取り組みの1つとして、専門職が必要なサービスのコーディネート等をワンストップで行う窓口として市保健センターに子育て世代包括支援センターを開設することや子育て支援住宅の整備の推進、また地方創生に向けての取り組みとして農業技術研修および地域観光振興活動を行う地域おこし協力隊を拡充し、都市住民等の定住促進を図ることとし、平成27年4月からは地域課内にふるさと創生担当を設置し、これからのふるさと北杜のために全力で取り組むこととしております。

また上下水道事業については住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する重要な役割を果たしていることから自らの経営・資産等を正確に把握するため、地方公営企業法の適用を目指すこととし、基本計画の策定を行ってまいりたいと考えております。

一方で財政の健全化の取り組みをより一層進めるため、基金財源を活用して過去最大規模となる市債の繰上償還を行うこととしております。

次に、地方交付税の縮減額および縮減額の補填についてであります。

普通交付税は市町村合併を進めるための特例措置として、合併後10年間は手厚い配分が行われますが、その後の5年間で段階的に縮減されることとなっております。本市の場合は平成27年度から段階的縮減が始まりますが、最終的な影響額は現時点で確定的に金額が定められているというのではなく、現行の地方財政制度になんの変更もなく、かつ本市の収入や支出に変動がないと仮定した場合の理論値となります。この理論値を平成26年度の普通交付税制度に当てはめて計算しますと、特例措置のすべてがなくなる平成32年度では平成26年度と比較して約40億円の影響を受けることが見込まれます。

この最終的な影響額についての対応策としては、平成26年2月に策定した第3次北杜市行財政改革大綱およびアクションプランに掲げるさまざまな取り組み項目を実施することで、持続的な財政運営を行うこととしております。

次に、地方交付税縮減による影響と財政運営についてであります。

第3次行財政改革大綱で示した財政の中長期見通しには、普通交付税の段階的縮減の影響額を反映しております。その上で収支の改善に寄与するアクションプランの取り組み項目を計画どおりに実施した場合には、平成32年度においても実質単年度収支を3億5千万円の黒字として確保することができ、その後も黒字で推移するものと想定しております。

また現在、国において平成の合併により市町村の姿が大きく変化し、合併時点では想定されなかった新たな財政需要が生じていることへの対応として、平成26年度から5年程度の期間をかけて交付税制度の見直しを進めております。この見直しにより普通交付税の特例措置終了に伴う影響額が圧縮されることが見込まれており、先行的に平成26年度から3カ年をかけて実施される支所に要する経費の加算措置では、現時点の推計で40億円の影響額が31億円にまで圧縮されることが想定され、今後についても持続可能な財政運営を継続していけるものと考えております。

次に、生産年齢世代の減少による税収の確保についてであります。

自主財源については、第3次行財政改革アクションプランにおいて自主財源の確保と負担の公平化の実現を重点項目の1つとして取り組むこととしております。

その取り組み項目の具体的な内容としては使用料・手数料・負担金等の見直し、徴収率の向上、滞納整理の強化、定住促進に向けた取り組み、企業誘致等の推進、市有財産の有効活用・処分などであります。

また、本市の独自施策として成果を上げている環境保全協力金や再生可能エネルギーの売電収入は基準財政収入額に算入されない純粋な自主財源として確保できているものであります。

なお、生産年齢世代の減少に伴う税収減への対応として、定住促進に積極的に取り組むこととしており、定住促進計画およびまち・ひと・しごと創生法に基づく北杜市総合戦略策定後、速やかに新たな取り組みの事業化に向けての準備を進め、事業実施が可能となったものから順次平成27年度の補正予算で対応してまいりたいと考えております。

次に、合併特例債の活用についてであります。

合併特例債は普通交付税の算定において、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入される有利な起債であります。この有利な合併特例債を活用できるのは、新市建設計画に基づいた公共施設、または公用施設の建設事業とされております。一方で起債制度は事業実施の財源としての位置づけでありますので、従来から合併特例債が活用できるから新たな施設を建設するといった考え方は取っておらず、施設整備が必要かどうかをまず判断し、その上で必要な施設整備費の財源として、合併特例債を活用しているところであります。

その上で合併特例債を活用する考え方としては、合併特例債よりも有利な過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債などが対象となる事業には合併特例債は使用しませんが、それ以外の事業に対しては積極的に合併特例債を活用しているところであります。

今後も他の有利な起債が該当にならない施設整備事業や市民の利便性の向上や施設管理費の削減を図るための施設の統合・複合化事業に対しては、その財源として合併特例債を活用してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○副議長（坂本静君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

教育委員会の新体制と教育問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、教育委員会の組織についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が置かれることとなります。

新教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することから会議の主宰や事務の執行など教育行政の一義的な責任を負うこととなり、責任の明確化が図られます。

また、教育委員会は引き続き教育行政を自らの責任と権限において管理し執行する機関として、新教育長と教育委員の合議で意思決定を行うこととなります。

次に、総合教育会議の機能についてであります。

総合教育会議は市長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくために、市長が設置するものであります。

総合教育会議は決定機関ではなく、市長と教育委員会という対等な執行機関同士が協議・調整を行う場であり、調整がされた事項についてはそれぞれが尊重していくこととなります。

次に学校における教職員の体制について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、指導主事の配置と効果についてであります。

指導主事は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により配置されるもので、小学校および中学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導を行うこととされております。

本市においては小学校11校および中学校9校の指導に当たっているところでありますが、学校教育が大きな変革期を迎えるとともに、学校統合も控えていることなどから来年度、指導主事1名を新たに配置できるよう県教育委員会へ要望しているところであり、本市の学校教育のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、補助教員を含めた教職員の配置状況についてであります。

教職員の配置については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、学級数に応じて市内小中学校へ262名の教職員が配置されております。また少人数教育の実現などを図るため、県から加配教員14名が配置されております。

本市においては、きめ細かな学習指導や障害を持つ児童生徒へのサポートを目的に市単補助教員34名を配置しているところであります。

次に指導要領の変更について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、道徳教育等の現状についてであります。

道徳教育については、平成20年の学習指導要領の改訂でなお一層の充実が掲げられ、各学校においては道徳教育の全体計画を作成し、担任による道徳の時間の指導だけではなく道徳教育推進教師を中心に学校の教育活動全体を通じて取り組みを行っております。

また、英語教育についても同指導要領において5・6年生に外国語活動が導入され、聞くこと・話すことを中心に、ALTなども活用しながらコミュニケーション能力の素地を養うことを目標にさまざまな活動に取り組んでいるところであります。

次に、道徳教育等の具体的な取り組みについてであります。

文部科学省では道徳については平成30年度以降、教科化するとしており、英語については指導體制の整備、教育課程特例校による先取り実施の拡大を進めながら平成32年度からの全面実施を見据えて学習指導要領の改訂を中央教育審議会で検討を進めているところであります。

本市といたしましては、国や県の動向を見極めながら準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、道徳教育等の評価の方法についてであります。

道徳教育の評価については多面的・継続的に把握し、総合的に評価していく必要があります。新たに導入される評価に関しては数値ではなく記述式による評価とする方針であり、今後、具体的な評価方法などが国から示されることとなっております。

次にネット社会における学校現場の状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、スマートフォン等の使用指針についてであります。

子どもたちの生活の中で、携帯電話やスマートフォンなどの情報端末やインターネットは非常に身近な存在となり、情報収集や交流の有効な手段となっている一方、生活習慣の乱れや友人関係のトラブルなどの事例が発生しております。

このような状況の中で山梨県PTA協議会や山梨県教育委員会などが中心となって、スマートフォン等の使用について児童生徒と家庭が使い方を考える機会とするため、使用に関する基本ルールを昨年12月に策定し、学校を通じて各家庭へ呼びかけを行いました。

基本ルールとしてゲームやSNS等の利用はできるだけ控え、夜9時以降は使用しない。食卓にスマートフォン等を持ち込まない。ネット上に人の悪口を書き込まない。ネット上に自分や人の個人情報を書き込まない。スマートフォン等を使わない人、返信がない人を仲間はずれにしないなどであります。

次に、スマートフォン等の所持の現状と指導についてであります。

小中学校においては、原則学校には持ってこないこととしております。なお、やむを得ない理由により所持を認める場合は、所持許可のもと登校したら担任等に預け、帰りに受け取るという方法で学校内における指導を行っているところであります。

現在、スマートフォン等を所持している状況について把握できておりませんが、今後、所持率や使用時間、使用目的、家庭における使用ルールの有無などについて、校長会とも協議を行いながら調査を実施してまいりたいと考えております。

次に、ICTを活用した教育の推進についてであります。

文部科学省では電子黒板やタブレット端末の導入、無線LANの整備など教育のIT化に向けた環境整備を本年度からの4カ年計画により推進しているところであります。

本市におきましても来年度、すべての小中学校を対象に可動性のある電子黒板機能を持つプロジェクターを増設するとともに、普通教室にグループ学習などに使用するタブレット端末の導入を進めてまいります。

また導入後の支援・サポートについては、説明会の実施やメーカーによるサポートデスクの設置などを行うとともに、北杜市教育研究会や校内研究会において有効活用へ向けた事例研究などに取り組んでいく予定であります。

次に体罰の指導について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、調査と結果についてであります。

調査は実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るために実施するものであり、昨年度においては本市の小中学校に体罰はありませんでした。

また本年度については年度末までに報告がされることになっておりますが、現時点までに体罰に関する報告はありません。

次に、調査結果についての検証と課題についてであります。

検証については関係者から事実確認を行うなど各学校の管理職が客観的に判断し、教育委員会へ報告することとしており、必要に応じて教育委員会において調査を行うこととされております。

今後もそれぞれの学校・教職員が服務規律を遵守し、体罰の根絶へ向けて取り組みが図られるよう、校長会等において指導を徹底してまいります。

次にいじめの状況と指導について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、いじめの状況についてであります。

2学期末に行った児童生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査では、小学校17件、中学校30件がアンケート調査や学校生活の中で確認されております。

次に、調査結果への対応についてであります。

各学校においては調査によりほとんどの事案が早期発見につながっており、適切な指導等により改善が図られているほか、再発防止の取り組みに努めているところであります。

また発見・通報を受けた場合、特定の教職員が抱え込まず教職員全員の共通理解や保護者の協力もいただきながら組織的に対応し、被害児童生徒を守るとともに加害児童生徒に対しては教育的配慮のもと、早期の改善に努めております。

次に、発生した場合の対応についてであります。

本市では平成26年3月の教育委員会において、いじめ防止基本方針を策定するとともに北杜市いじめ防止対策推進法施行条例を定めました。

また各学校においては、国や市の基本方針を参酌して学校いじめ防止基本方針を策定し、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいるところであります。

現状において重大事態は発生しておりませんが、発生した場合については、条例や基本方針に沿って実態の把握、早期改善に取り組んでまいります。

○副議長（坂本静君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えします。

障害者の支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、障害者総合支援法による取り組みについてであります。

障害者に対する支援は個々の障害の程度や介護者の有無、居住の状況等を踏まえて提供する訪問・日中活動・居住支援等を行う障害福祉サービス事業と市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる移動支援や日常生活用具の給付等を行う地域生活支援事業があり、主にこの2つの事業により障害者の支援に取り組んでおります。

また、これらの事業の利用に当たっては、利用者の希望や生活実態を踏まえながら相談に応じ、個別のサービス利用計画および支援計画を作成し、総合的に支援を行っているところであります。

次に、成長に応じた支援体制についてであります。

障害児については保育や教育機関等と連携し、幼児期から学校卒業まで一貫した障害福祉サービスや児童福祉法に基づく専門的な支援体制の構築が必要であります。

本年度策定した、平成27年度から29年度までの3カ年を計画期間とする第4期北杜市障害福祉計画においては、障害児への総合的な支援の観点から市が実施主体となる障害児通所支援を新たに盛り込んでおります。

また判断能力が十分でない障害者については相談支援体制を強化し、成年後見人制度の利用の支援も実施しながら、成長に応じた必要な支援体制を整えてまいります。

次に、就労支援の現状と地域生活への移行についてであります。

就労支援については特別支援学校と進路懇談会を開催し学校、保護者、本人、行政、事業所が一体となり、早い時期から進路や就職先について関わりを持っています。

また障害者通所施設において就労移行支援事業等も実施していただいておりますので、施設へ通う中で就労に必要な知識等を身に付けていただき、その後一般就労へ移行できるような体制の整備を行っております。

なお本年度、市役所内のほくとハッピーワークを利用し、就労に結びついたケースも14件

あり、一定の成果を収めております。

また山梨県障害者就業・生活支援センターとも連携しながら、地域企業等への協力要請や啓発活動も行っています。

次に、親亡きあとの居住の確保策についてであります。

介護に当たってきた親世代の高齢化といった環境変化を見据えた支援は、今後ますます重要になっており、グループホームなどの居住系サービスの充実が求められます。このことから共同生活を営む住居において相談や日常生活の援助が受けられるグループホームの整備促進をさらに図るため、事業者の参入を促すとともに利用拡大させてまいります。

以上でございます。

○副議長（坂本静君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

当初予算のところでお聞きしたいと思います。

答弁の中で財政の中長期見通しには、普通交付税の段階的縮減の影響を反映しているというふうなご答弁があったんですが、昨年3月に策定した公共施設マネジメントの白書の中で既存の建物をすべて維持し続けるためには、年間で約25億円から30億円の予算不足が生じるというふうなご指摘をしているんですが、財政見通しにこれは反映しているのでしょうか。

それからもう1点、生産年齢世代の減少に伴う税制の確保についてなんですが、この生産年齢人口を増加させるということは、いろいろなお話を聞きながらも非常に困難な課題であると考えています。市でも農業法人の参入を推進するなど、さまざまな努力をしてくださっていますが、今のところパートの雇用が望めるくらいでありまして、少々の事業展開では解決につながらないかと思います。大きな財政負担というのは非常に厳しい話なんですが、そういった負担を伴ってでも積極的、また大胆な、例えば新規の雇用ができるような大企業の誘致だとか、先ほどもありましたが市所有の土地の提供など、思い切った事業展開が必要ではないかというふうに考えますが、ご所見を伺います。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

保坂議員の再質問にお答えいたします。

まず第1点目でございます。公共施設マネジメント白書の中で、年間で約25億円から30億円の予算が不足するという指摘について、今後の財政見通しにどのように反映しているのかということで白書との整合性についてのご質問でございます。

これにつきましては、第3次の北杜市行財政改革大綱における財政への中長期見通しということで、普通交付税の特例措置終了に伴う影響額に対して、本市の財政が対応できるかどうか主に主眼を置いておりまして、本市の基本的な収入支出に変動がないものと仮定して推計を行っております。

一方で公共施設マネジメント白書におきましては今後の修繕や更新計画、あるいは統廃合計

画を定めたものではございません。そのため公共施設のマネジメント白書において算出した公共施設等の更新経費および大規模修繕等の経費については、反映させていないものとなっております。

2点目でございます。税収の確保のために生産年齢人口を増加させたり、少々の事業展開では解決につながらないということで、今後多少の財政負担を伴ってでも大きな、思い切った事業展開が必要であるということで、そのご質問でございますけれども、答弁でございます。

人口減少ならびに少子化対策につきましては、本市における最重要課題であるというふうに位置づけておりまして、今後定住促進に積極的に取り組むことで生産年齢人口の減少に伴う税収減問題にも対応したいというふうに考えております。

生産年齢世代を増加に転じさせるということは、議員ご指摘のとおり簡単にできるものではございません。税源の肝要という観点からも積極的かつ大胆な事業展開を今後行いたいと考えております。

定住促進が進めば固定資産税、個人市民税などの増収にはつながり、またそのことで地域経済が活性化して法人事業税の増収にもつながってくるという考えでございます。こうした好循環をつくり出すためにも今後策定する、北杜市総合戦略におきまして真に有効となる施策の検討を行いながら、財政状況も勘案いたしまして必要とされる新規事業には十分な事業費といたしまして、補正を含む今後の予算で計上してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

再々質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で反映させていないというふうなご答弁をいただきました。この財政見通しの反映していないのであれば、この25億円から30億円の予算不足への対応はどんなふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

保坂議員の再々質問にお答えいたします。

25億円から30億円の予算不足の対応と、その考えについてのご質問でございます。

公共施設のマネジメント白書におきましては、既存の建物すべて維持し続けるためには現行の維持管理費よりも25億から30億円多くかかるということが推計されております。またその中でも書いてございましたように、反対に現行の維持管理費で賄えるところまで統廃合を進めるためには、建物の総量を現在の70%以上削減しなければならないというふうに指摘されております。このことについての対応といたしましては、平成27年度当初予算における公共施設等総合管理計画と策定事業で予定しております公共施設再配置基本方針の策定および公共施設等総合管理計画の策定におきまして、本市の財政状況を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

教育委員会のことでお聞きします。

教育委員会の組織についてる説明をしていただいたんですが、これは大津の事件がきっかけで教育委員会の組織が見直されたと思っているんですが、現時点で組織が変わって何か事件が起きたときですね、そのときにどのような対応で誰が統括責任を負うような形になるんでしょうか。ちょっとそこがよく分からないので教えていただきたいと思います。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

保坂議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会の組織改革の中でいじめが発生したときの対応、それからその責任者というふうなことだと思っております。今回の教育委員会の改革の中では、答弁の中にもありましたとおり責任の所在を明確にするということから、新教育長として今までの教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置することで責任の明確化を図ったというところでございます。

またその上で、新たに設置する総合教育会議においていじめ等緊急な場合にも首長と教育委員会が協議・調整が行われることができるというふうな形で規定をされているという状況でございます。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

先ほどありました指導要領の中で、道徳の推進教師というふうなお話もいただきました。この推進教師という方は具体的にどのような方を考えて、どのようなことになるんでしょうか。

もう1点、いじめについて先ほどアンケートというふうなお話がありましたが、アンケートはどのようなものがありますでしょうか。事例があればお示しいただきたいと思います。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

保坂議員の再々質問にお答えいたします。2点、伺ったと思います。

まず道徳の教師ということで、道徳の教師ということで専門の教師が定められております。その方が先ほどの答弁の中にもあったと思いますが、学校全体の道徳教育に関してカリキュラムといいますか、計画を立てるということになっております。その計画に基づいてその計画を、教師がすべて共有する中で同じ対応をできるような仕組みがとってあるということでございます。

す。そうしたことで専門のその計画をつくるといった形での教師が、その職の中に与えられているという部分が定まっているというところであります。

次にいじめについてということによろしいでしょうか。アンケートなどを使ったということでございまして、いじめのアンケートの中の具体的な例ということによろしいでしょうか。

本市のいじめの内容というところは、アンケートの内容からはやはり冷やかしからい、悪口などがほとんどというふうな状況であります。その次に軽くぶつけられた、それから叩かれたという状況が続いている状況になっています。

その上で具体的にそういったものへの対応といたしましては個別面接の実施、それから個人ノートや生活ノートといった教職員との日常的に行う日記等、また家庭訪問、それからスクールカウンセラーなども活用して対応を行っているという状況であります。

また重大と判断されたというふうないじめの対応ということだと思いますけども、市のいじめ防止基本方針で重大事態というふうな定義といたしましては児童等の生命、身体、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき等、いくつかの規定を設けさせていただいているところであります。そうしたものの対応につきましては最初にまず学校、それから次に教育委員会による調査、さらに市長への報告というふうな状況で段階を踏んでいくというふうな対応をとっています。そうしたことで必要に応じたまた再調査を行い、こうした過程の中で必要な措置を講ずるというふうな形で捉えています。

以上でございます。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

3点目の障害者の支援について伺います。

障害のある方にとって日常生活の支援、それから経済的な生活の確立など物心両面での支援が大変大切なことであります。お話をしている私も1月に左手を骨折しまして、その不自由さを身をもって体験しているところでございますが、私の場合は一時的なものです。こうしたことを一生、この不自由さを抱えていく生活というものは非常に大変なんではないかなと痛感しているところです。この場合、頼りにしている保護者に何かあったときには後押しがなければ困窮してしまうことは目に見えています。親や兄弟など、保護者が元気なうちはそれはそれでなんとかなっていくんですが、この不自由さを抱えた人、それから判断能力のない方にとっては生活が保障され、そして維持していくためにはしっかりとした後見人という形の方が必要だと思います。制度としまして成年後見人制度があるんですが、また市でも今月の3月13日に権利擁護セミナーとして相談会を開催していただいています。そんな形があるんですが、総体的にはあまり活用ができていない状況であると考えています。これは高齢者ばかりではなくて障害者にとっても重要な制度であると考えておりまして、この支援体制を今からどのような形で強化し、取っていくのか伺います。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えします。

成年後見人制度の支援体制についてというご質問でございます。

本市では身寄りのないなどの理由により、市長が申し立てを行う低所得者に対して申し立てに要する費用および後見人の報酬の一部を助成する成年後見制度利用支援事業を行っております。また判断能力が低下している人に対しては、北杜市社会福祉協議会において福祉サービスの利用援助や金銭管理などの日常生活を送る上で必要な支援を行う日常生活自立支援事業を行っております。今後、親族等による成年後見の困難な方が増加をすると見込まれることから成年後見人制度の利用促進を図るとともに、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられますので、市民後見人の育成を推進してまいりたいと考えております。

なお、成年後見人制度の相談窓口につきましては知的障害、精神障害のある方は北杜市障害者総合支援センターかざぐるまで行っております。また認知症の高齢者の方につきましては、地域包括支援センターにおいて相談、助言等に応じております。

今後も高齢者や障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、また北杜市の社会福祉協議会や地域包括支援センターなどを連携し、支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

では2点伺います。

先ほどありました障害者の通所施設なんですけど、これは就労の移行支援をしていただいています。障害者の方の就労の場所を提供しているということで、あちこちの施設で成果が出ているということも承知しております。また私も障害のある方から相談がありまして、北杜のハッピーワークを利用させていただいたところ、おかげさまで就労することができ本当にうれしく感謝しているところです。しかし、その一方では企業での就労がしにくいという障害をお持ちの方もいらっしゃいます。通所施設で就労継続支援をしているところもあるんですが、そこをまた充実するというのも大事ではないか。その施設から出て企業にいくという形と、その施設で就労をしていく形、2つ必要ではないかというふうに思います。この施設の運営がうまくできるような支援ということもしっかりと考えていただきたいと思います。そのことについて1点お伺いいたします。

それからグループホームの件なんですけど、現在ケアしている障害は身体と知的と、それから精神障害というふうに3障害を一括してケアするようにというふうな国の指針も出ていますが、その3障害のケアを一律に考えていくということは、非常にケアする方も非常に難しいことだと思っています。例えば体に障害のある方はバリアフリー化だとか、使いやすさというのが主点になるかと思います。また精神障害の方なんかは本当に周囲の環境、ちょっとした変化にもすごく敏感になるということがありまして、そういったことに対する整備なんか非常に重要になると思います。グループホームですね、ほかの事業者が入ったり、その施設でも整備をしてくださっている、用意をしてくださったり、検討をしてくださったりというところもあるんですが、この精神障害の方のグループホームというのは、その中でもなかなか進んでいない

状況になっています。こうした障害の程度に合った支援というのが必要ではないかと思います。よくこの子を残して死ぬに死ねないという声を聞きます。非常にその言葉は私にとっては重たい言葉で、なんとかここが進めばというふうに考えることがたくさんあります。そのことについて、この支援についてどのように考えていらっしゃるか、お聞きます。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

2点、質問をいただいております。

まず1点目でございます。障害者の就労の支援についてでございます。

平成25年の障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正によりまして、法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者を追加し、法定雇用率を原則5年ごとに見直すなど障害者が雇用の分野で差別されないことなど、職場に働くにあたっての支援を改善する措置がなされてきているところであります。本市では企業等で働くのが難しい障害者の状況に応じて個別支援計画を作成し就労移行支援、就労継続支援A型、B型のサービス事業を実施しております。特にA型、B型の需要が多いことから第4期障害福祉計画においても増加の見込みを立て、事業者と連携しながら福祉就労の充実を図ってまいりたいと考えております。

また障害者雇用を支援する仕組みを整えるために、平成25年に施行された障害者優先調達推進法により障害者の働く施設から優先的に商品を購入することなども大切でありますので、障害者就労支援の発注拡大に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、精神障害者のグループホームについてのご質問でございます。

精神障害者の場合は医療機関での治療が多く、医療機関が運営するグループホームを利用するケースが多い状況であります。近隣には韮崎東ヶ丘病院、山梨県立北病院の精神科においてグループホームを運営しており、日中のデイケア事業と併せて精神障害者が利用しております。北杜市内には精神科の病院が少ないために、今のところ精神障害者専用のグループホームがない状況にあります。知的障害者と精神障害者が同じグループホームを利用することは可能ではありますが、なかなか知的障害者と精神障害者が一緒に暮らす場合は難しい面もありますので利用が促進しないという課題もあります。

本市の精神障害者の韮崎の東ヶ丘病院、山梨県立北病院のグループホームの利用はもちろん可能であり、利用している障害者もいらっしゃいます。知的障害者の場合、昔から入所施設が多く設置され、そこから波及してグループホームが造られていったという経過がありますので、市内にも知的障害者のグループホームが多くあります。今後ニーズをよく確認し、医療機関と話し合いながら精神障害者のグループホームの施策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

2項目について関連質問をさせていただきます。

最初に、当初予算の編成等と財政の健全化について。

先ほどの答弁で、今年度当初予算で減債基金を20億円取り崩して過去最大の繰上償還を予定しているということで大変評価をしているところですが、来年度以降の繰上償還の計画についてはどのように考えているのかどうか。また基金残高が7億円となり、次年度以降の償還が大変厳しくなると思いますが、今後の償還についての考え方を伺います。

あと2点目ですが、障害者の支援について。

障害者支援のための施設整備について伺います。

市内にはいくつかの障害者福祉施設がありますが、現状はどのような支援を行っていますか。また今後、市としてどんな支援が必要であると考えていますか、伺います。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

相吉議員の関連質問にお答えいたします。

来年度以降の繰上償還の計画について、どのように考えているかというご質問でございます。

繰上償還につきましては決算剰余金等を積み立てました減債基金の積立金、これを主な財源としておりまして、減債基金積立金の残高の範囲内で繰上償還を行うということになっております。

一方で決算の剰余金につきましては、普通交付税の段階的縮減によりまして年々減少していき、結果といたしまして減債基金への積立金も減少していくという流れになっていきます。そのため、減債基金の積立額に应じまして繰上償還の額も当然、積立額が減少しますので償還額も減っていくという計画になっておりまして、このことにつきましては第3次の行財政改革大綱で示しました財政の中長期見通しにおきましても、この考え方に基きまして繰上償還の実施を予定しているという考えでございます。

以上です。

○副議長（坂本静君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

相吉議員の関連質問についてお答えいたします。

障害者施設での支援についてという質問でございます。

障害者施設では障害者の居宅で入浴、排泄、食事等の介護を実施する居宅介護等を行う訪問サービス、施設で入浴、排泄、食事等の介護を実施する生活介護や就労移行支援等の福祉就労サービスを実施している日中活動系サービス、主に夜間に共同生活を営むグループホームを運営する居住系サービス等があります。また屋外での移動が困難な障害者に対する移動支援事業や家族の一時的な負担軽減を図る施設による預かりや見守りを行う日中一時支援事業等を実施しております。これからも障害者本人の希望を叶えるために、より具体的な支援内容を盛り込んだ個別支援計画を作成し、それぞれの障害に合った支援を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は7時55分といたします。

休憩 午後 7時45分

再開 午後 7時55分

○副議長（坂本静君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、市民の声の会派代表質問を許します。

市民の声、3番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

新会派 市民の声を代表して質問いたします。

本年1月1日に会派 市民の声を小野光一議員と結成し1月5日、会派結成届を議長に提出いたしました。私たちは平成24年11月、初当選以来、どの会派にも属さずそれぞれの立ち位置で今日まで市民の負託に応えるべく議会活動をしてまいりました。議会活動2年を経過した中で、これからどうすればこのまちが住んで誇れる地域になれるのかといったような問題意識をお互いに持ち続けることにより、共に議会活動することは市民の皆さんの声を市政に反映できる大きな力となり、また今後市政に関する重要な政策および課題に対し議論を重ねる中でも大変力強い、また深みのある政策提言ができることと思うところでございます。

名は体を表すと申しますが私たち会派 市民の声は志を同じくする人たちと連携し、市民の皆さまの声を市民目線に立ち、市民のために今後議会活動の中で深めてまいります。私は今議会においてみんなが住んで誇れるまち北杜市を目指し、また皆さんの声を市政に反映すべく以下、大きく4項目を質問いたします。

まず第1は、北杜市立小中学校統合計画の進捗状況についてであります。

出生数減少による人口減少対策、超高齢化社会への取り組みは北杜市政の中でも喫緊の課題であります。そこで以下の項目について、質問いたします。

①北杜市立小学校・中学校の適正規模・適正配置・通学区域等について答申（平成21年3月）北杜市小中学校適正規模等審議会等により現在、進めている進捗状況についてお伺いいたします。

②文部科学省が平成27年1月19日、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けてが公表され、1月27日には文部科学事務次官通知として発出していますが、今まで進めてきた北杜市小中学校統合計画との関係について影響があるのか伺います。

③市内各小中学校での学校統合計画に関する保護者等へのアンケート調査なども実施されておりますが、その結果の具体的内容について学校別にお伺いいたします。

第2は、デマンドバス廃止後の公共交通（市民バス・スクールバス含め）の整備計画についてであります。

北杜市にとって地域活性化はもとより高齢者をはじめ、自動車の運転ができない人たちへの行政施策は喫緊の課題であります。そこで以下の項目について質問いたします。

①昨年12月4日開催の第2回北杜市地域公共交通会議においての審議を踏まえ、来年度以降の市内公共交通（市民バス・スクールバス等）のダイヤおよび運行ルートの改正についてのお考えをお示してください。

②市民バス小中学生混乗路線の見直し計画について、基本的なお考えをお伺いいたします。

第3は、市営温泉施設を生かした地域活性化についてであります。

①市営温泉施設（10カ所）の利用状況、5年間の利用人数・利用料金の推移、料金改定後も含めてお願いいたします。

②温泉利用料金改定（平成26年10月1日）にかかる利用者・市民等から寄せられた声・意見などの内容の把握は。内容を具体的にお示してください。

③先月、ふるさと暮らしを支援する相談窓口 NPO法人ふるさと回帰支援センターによるふるさと暮らし希望地域ランキングの調査結果が公表され、移住希望地第1位となった山梨県。その中でも北杜市が上位とのこと。こうした現状を踏まえ、豊富な市営温泉施設を活用したさらなる地域活性化策について、ご所見をお示してください。

第4は、インフルエンザ予防のための子育て支援・高齢者支援策についてであります。

①児童生徒に対するインフルエンザワクチン接種への支援策について伺います。

少子化社会対策基本法（平成15年7月30日制定）第16条には子どもを産み、育てる者の経済的負担の軽減が定められています。

今年の冬もインフルエンザの流行が北杜市内にもありました。中でも小中学校では学級閉鎖・学年閉鎖もあり、保護者にとっては家庭での過ごし方が大変であったことと思います。保護者にとっては勤めを休まなければならず、経済的にも負担がかかります。

今年の冬の市内小中高校での学級閉鎖・学年閉鎖等の状況について伺います。

その中で学級閉鎖等のあった学校での予防接種率は。また、なかった学校での予防接種率の状況について伺います。

このような状況の中で、結果として予防接種の効果をどのように把握しているのか。また今後のインフルエンザ予防策についても併せて伺います。

また、子どもへのインフルエンザワクチン接種の公費助成の願いが子育て中の保護者からあります。今後の子育て支援施策の中で反映できるよう願うものです。ご所見をお伺いいたします。

2. 次に高齢者に対するインフルエンザワクチン接種および成人用肺炎球菌ワクチン接種への支援策について伺います。

①65歳以上の高齢者へのインフルエンザワクチン接種の公費助成はすでに実施され、多くの方々が毎年受診されています。そこで受診の状況、人数、助成単価、助成総額、5年間の推移でお願いいたします。

②平成26年10月1日より定期接種となった成人用肺炎球菌ワクチン接種の状況、人数、助成単価、助成総額について伺います。

③こうした予防接種助成制度の今後の見通しについて、お伺いいたします。

④高齢者のこうした予防接種の効果をどのように把握しているのか。また今後のこれらの予防策についても併せて伺います。

以上で質問を終わります。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

デマンドバス廃止後の公共交通の整備計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、来年度以降の運行ルート等の改正についてであります。

北杜市地域公共交通会議における今後の運行の基本的な考え方は、市民バスの小型化による集落内への乗り入れであります。

ますます進む高齢化により利用者の利便性を高めるためには、今以上に集落内へのバスの乗り入れが必要と考えておりますが、現在の大型車両では集落内へ入り込むことが難しい状況であるため、利用状況を勘案する中で市民バスの小型化を進めることとしております。

また小型化に併せて運行ルートを検討してまいりたいと考えており、平成28年度を目標に進めることとしております。

次に、小中学生混乗路線の見直し計画についてであります。

小中学生の通学に併用している市民バスについては、市民バスの小型化に併せ教育委員会や学校と協議を行う中で平成28年度以降、段階的に市民バスとスクールバスのすみ分けを図ってまいりたいと考えております。

次に、市営温泉施設を活用した地域活性化策についてであります。

八ヶ岳観光圏の取り組みで、本年度実施したインターネットによる旅行イメージ調査によると温泉があることを知っている方は31%と低いが、温泉に興味がある方は63%と上位に位置し、温泉は観光資源としての可能性は高いとの調査結果となっております。

現在、各温泉施設の指定管理者が八ヶ岳観光圏事業と連携した温泉巡りの開催やスキー場とのパック商品、団体旅行者に対する割引サービス等も実施しておりますが、さらに八ヶ岳観光圏や市観光協会と指定管理者で組織している温泉協議会が連携することで、ツーリズム事業を推進するとともに温泉を活用した健康づくり等を行い、地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○副議長（坂本静君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

小中学校統合計画の進捗状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小中学校の適正配置にかかる進捗状況についてであります。

本市の小中学校の適正配置については、平成22年5月に策定した北杜市立小中学校適正配置実施計画に基づいて、平成24年4月には増富小学校を須玉小学校へ統合、平成25年4月には長坂地区の4小学校を統合し、長坂小学校を開校いたしました。

また昨年2月には高根地区小学校統合計画案、ならびに北杜市立中学校統合計画案を策定し、学校関係者や市民の皆さまへ説明を行うとともに意見交換会などを開催してまいりました。

高根地区の小学校統合については学校関係者や区長、地域委員の方々など72名で組織した高根地区新しい学校づくり会議において意見集約がされ、平成31年度に高根東小学校、高根北小学校および高根清里小学校の3校同時統合との報告をいただいたところであります。

中学校の統合については統合計画案に対して現在ご議論をいただいているところであります。次に、文部科学省の手引きが本市の学校統合へ与える影響についてであります。

文部科学省から示された公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きに対して、本市の小中学校統合計画案は相違するものではなく、手引きには学校統合に関しての留意すべき点なども示されていることから、今後、学校統合計画の策定や学校統合へ向けての準備等に活用してまいります。

次に、学校等が実施したアンケート調査結果についてであります。

アンケート調査等に関しては、PTAや保育園保護者などの関係者が自主的に作成し実施したものであることから、教育委員会が公表することは適当でないと考えております。

次に児童生徒のインフルエンザの予防について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、インフルエンザによる学級閉鎖や学年閉鎖等の状況についてであります。

今年の冬、4小学校、1中学校において6学級の学級閉鎖が行われました。インフルエンザの予防接種については、保護者の判断により任意に行われていることから教育委員会では予防接種率等については把握しておりません。

次に予防接種の効果とインフルエンザ対策についてであります。

厚生労働省によれば、インフルエンザワクチンは接種すれば絶対にかからないというものではなく、ある程度の発病を阻止する効果があり、また例えかかったとしても症状が重くなることを阻止する効果があるとのことであります。

また予防対策としては咳エチケット、外出後の手洗い、適度な湿度の保持、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取、人混みや繁華街への外出を控えるなどの対策が効果的であると言われております。このことから学校においてはうがい・手洗いの励行、マスクの着用など対策に取り組んでいるところであります。

○副議長（坂本静君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

インフルエンザ予防のための子育て支援、高齢者支援策についていくつかご質問をいただいております。

はじめに、高齢者へのインフルエンザワクチン接種の助成状況についてであります。

平成21年度の接種者は1万298人、助成費用は3,087万2,300円。平成22年度は1万336人、3,139万7,950円。平成23年度は1万536人、3,149万1,611円。平成24年度は1万556人、3,153万9,354円。平成25年度は1万925人、3,197万467円であります。

助成単価は、各年度とも1人当たり3千円となっております。

次に、成人用肺炎球菌ワクチンの接種状況についてであります。

昨年10月から本年1月末までに1,639人が接種をしております。助成単価は1人当たり4千円で助成額は668万3,420円であります。

次に、助成制度の今後の見通しについてであります。

成人用肺炎球菌ワクチンは、国において本年度から平成30年度まで5歳刻みの年齢の対象者に定期接種として実施し、またインフルエンザワクチンについては重篤な症例の発症を予防する観点から今後も継続して助成をしております。

次に、予防接種の効果の把握と今後の予防策についてであります。

厚生労働省のインフルエンザワクチンの効果に関する研究の報告では、65歳以上の健常な高齢者については約80%の重篤化を防ぐ効果があったとしております。

予防策については引き続き助成事業を市広報紙等で周知するとともに、流行の情報を収集し休養、栄養等の基本的な生活習慣の啓発に努めてまいります。

次に、子どもへのインフルエンザワクチン接種の公費助成についてであります。

65歳以上の高齢者に対する季節性インフルエンザについては、予防接種法により定期接種とされていますが、それ以外の年代に対するインフルエンザの予防接種は任意接種となっております。これは平成6年の法改正によるものであり、それ以前は定期接種として集団予防接種が行われてきましたが、集団接種の有効性が疑問視され定期接種から任意接種に変更になったものであります。

今後とも市では、季節性インフルエンザに対する予防として基本的な生活習慣の徹底やうがい・手洗い等の励行を呼び掛けてまいります。

以上です。

○副議長（坂本静君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

齊藤功文議員の、市民の声の代表質問にお答えいたします。

市営温泉施設を生かした地域活性化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市営温泉施設の利用状況についてであります。

本市にある10の市営温泉施設の利用人数と利用料金収入は平成22年度が年間約117万6千人の利用で約4億3,363万円の収入。平成23年度が約117万4千人、約4億1,103万円。平成24年度が約114万2千人、約4億460万円。平成25年度が約101万6千人、約4億177万円となっており、利用者数・利用料金ともに毎年減少傾向となっております。

本年度は4月から9月の利用人数が約57万6千人で、前年対比約5%の減少となっております。消費税増税や高速道路の休日割引の廃止により、観光客の個人消費が減少したことが大きいものと考えております。

一方、利用料金収入は約2億5,095万円で前年対比約1%の増となっております。温泉料金改定後の10月から1月の利用人数は約28万3千人で、前年対比約13%の減少となっておりますが利用料金収入は約1億3,129万円で前年対比約6%の増となっております。

次に利用者・市民等からの声、意見についてであります。

利用料金改定の周知に伴い、別荘所有者等から別荘料金や回数券の復活を求めることやペンション等の宿泊事業者から、市内への観光旅行者が利用できる優待券等の実施を求める要望が

ありました。先月には温泉を親しむ会から温泉利用料金の見直しと回数券の復活を要望する署名をいただいております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再質問を、1項目めですけれども行いたいと思います。

先ほど1項目め、文部科学省が発出した手引きですけれども、その手引きの中に今後のいろいろ学校統合とか考えていく上での指針ということでこれが出たということですが、その中の22ページに記載されていることがあるわけですが、首長部局との緊密な連携による検討ということで、総合教育会議での検討などということで22ページに記載されていますが、ちょっとそこを読みますけれども、その中で域内の公共施設全体を対象として策定される公共施設等の総合管理計画などとも調整を図ることが重要です。また項目を変えてまち・ひと・しごと創生法、平成26年の法136号に基づき各市町村には市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することが努力義務として課せられていると、こういうふうはこの手引書の中の22ページに出ておりますけれども、これらを踏まえて私も学校統合の説明会等にも何回か行かせていただいたんですが、その中でも学校の統合後の跡地とかそういうのはどうなっているのかということがあるわけですが、この公共施設管理計画との関連の中では首長部局との話し合いはどんなようになっているのでしょうか。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

齊藤功文議員の再質問にお答えをいたします。

たしかに手引きの中に公共施設との関連ということ謳われているということでもあります。たしかに今、企画のほうで推進している公共施設等の整備、それから固定資産等の台帳、それらを含めた形で学校施設も例外ではないという形で考えております。

そうした中で、学校施設等に関しては耐震化をすでに進めているということもありますので、学校施設が安全に使えるという位置づけで、教育委員会としては統合計画等も定めているという状況であります。

以上でございます。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

これは参考までですけれども、3月9日の日経流通新聞というのに今後の跡地といいますか、学校廃校後のことについての記事が出ておりましたので、こんなようなことも踏まえて今後の

総合管理計画を作成する上でも学校跡地等も踏まえて、統合関係の学校の利用についても考えていただければと思うんですけども、なんか茨城県の稲敷市では教室で野菜を生産とか、千葉県鋸南町では道の駅に衣替えする、そんなようなこともありますので、今後の検討をする上で、これは答弁は入りませんので一応参考までにそのことをお願いします。

○副議長（坂本静君）

齊藤議員、統合計画の進捗状況という項目ですからそれに沿った質問をしてください。

この質問は打ち切ります。次の質問に移ってください。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

それでは、第2項目めに入らせていただきます。

デマンドバス廃止後の公共交通の関係でございますけれども、先ほどの答弁の中でも市民バスの小型化を図り、いろいろルートを検討していくということでもありますけれども、その中でいろいろそれぞれ小回りのきくような小型バスを利用するということになっておりますけれども、ぜひ利用者の目線に立って改正のほうをお願いしたい、そんな意を払ったことをお願いしたいと思います。

そして小中学生の保護者やバス利用者から待合所等の整備だとか、横断歩道の設置を含めバス停付近の交通安全対策なども併せて検討してほしいというような、そんな利用者の声もあるわけですけども、これらの点についてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

齊藤議員の再質問にお答えいたします。

スクールバスに乗る小中学生に対する待合所の整備、ならびに安全対策の施設の整備等でございます。

これにつきましては当然、小中学生の安全が第一というふうに考えておりますので、また必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をお願いいたします。

高齢者、また運転できない人、また免許の自主返納者へのためにも、また移住先日本一、北杜の移住者の利用を図るためにもぜひ公共交通の充実をしてほしいという、そんな声があるわけですけども、今後先進事例なども調査・研究して多様な地形に基づいて市民バス、小中学生混乗路線の見直し計画とともに、デマンドバスも含めた新たな公共交通体系を構築していくことを再度お伺いしたいと思います。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

高齢者の対応、ならびにさまざまな利用者ニーズ等もありますので、今後地域公共交通会議等の中でも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

3項目めの再質問をお願いしたいと思います。

今の答弁で温泉の利用者数は減ってきているということが分かったわけですが、その中でいろいろの声があるわけですが、市民と市民以外の区分ということがあったりして、なんか市民の声、利用者の声というようなことの中で別荘料金だとか回数券の復活というようなことがあるわけですが、ぜひその点についても以前にあった市民と市民以外というように、入湯税は市民でなければ免除になりませんが、入湯税は市民以外の方からも徴収できますので、そうした中でぜひ市民以外の料金区分等についても検討してほしいと。特に料金については別荘所有者は家屋敷があり、住民税だとか固定資産税を払っているのは市民扱いにするのが最高裁の判例からも適切妥当と考えますが、このへんについてぜひ市民扱いというような形で料金改定をお願いしたいと思うんですが、そのへんについての再考をお願いしたいです。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

齊藤議員の再質問にお答えいたします。

市民以外の料金について検討してほしいという内容でございますが、温泉利用料金を値上げしたのは昨年の10月でございますが、それほど経過も経っていないと思います。現在につきましては、利用者の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をお願いしたいと思います。

先日、山日新聞の中に山梨暮らし支援センターで2013年の開所当初から移住専門相談員を務めている方のインタビューが出ておりましたが、最近の相談の傾向は当初は定年退職後に田舎暮らしを望むいわゆるリタイア組からの相談が多かったが、最近は子育て世代が窓口を訪れていると。県内の良好な生活、自然環境に惹かれ移住を検討しているようだということで、山梨での暮らしに魅力を感じている人はたくさんいると。潜在的な人口は多いとこんな記

事が出ておりました。ぜひそんなニーズがこの山梨、北杜にはあるということでありますけども、北杜市は自然景観の優れている地域でありまして、これから魅力再発見して人口減少に歯止めがかかる土地ではないかと期待するところです。そんなところで私は移住希望地第1位となった今日、この豊富な温泉を大いに活用していただいて、この地域を農業をはじめ多様な産業と結び合っていくことが重要であると考えております。ぜひそうした利用者の声に応えられるように前向きにお願いしたいと思います。

最後にちょっと付け加えておきたいと思いますが、こんな記事もありました。今後、山梨県内、北杜市への移住者が多くなると思います。北杜の風土や気風を含めて水が合わないと言われては北杜市をアピールしても水泡に帰してしまいます。水資源、温泉資源に限らず多くの面で住みたいと思われる北杜市でありたいと願うのは私一人ではないと思います。そんなことが出ておりました。ご紹介しておきます。

○副議長（坂本静君）

齊藤議員、それは質問ですか。

○3番議員（齊藤功文君）

そのことについて、ご所見をお願いします。

○副議長（坂本静君）

答弁をお願いします。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

温泉の活用につきましては、今後の定住促進も含めて頑張っていきたいなという考えであります。いずれにしても温泉の赤字ということで料金改定をさせていただきましたので、温泉協議会、また市の観光協会、八ヶ岳観光圏とも連携しましてできるだけ温泉を利用していただけよう、また移住者等につきましても今後、温泉を利用していくということをちょっと検討させていただきながら、利用については十分推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

第4項目めの再質問をお願いいたします。

成人用肺炎球菌のワクチンの定期接種はすでに進んでいまして、この助成制度の効果を期待するところですが、肺炎は日本人の死因の第3位でありまして1位ガン、2位心臓の病気、また肺炎による死亡者の95%は65歳以上と言われています。そこで本年度、平成26年度に定期接種となった方で未接種者への、受けていない方への啓蒙活動はどのように実施したのか、ちょっと伺いたいと思います。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

齊藤議員の再質問にお答えいたします。

肺炎球菌ワクチンの未接種者に対する勧奨ということでございますけども、定期接種には2種類ございましてA類、B類がございます。A類については市としまして強い勧奨を行っていくものでありますけども、B類というものがございまして肺炎球菌はB類に所属しています。B類の定期接種につきましては補助を出して勧奨はするんですけども、強制的というようなものではございませんので、そこまでの勧奨はしておりません。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

それでは再々質問をさせていただきます。

子どもへのインフルエンザワクチン接種の公費助成をすでに実施している県内の自治体もいくつかあるわけですが、現在、実施している自治体がお分かりでしたらその実施状況を教えていただきたいということと、子どもを産み育てる経済的負担の軽減のためにもきめ細かな子育て支援、公費助成を願うところでございますけれども、再度お伺いしたいと思います。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

県内で小児に対するインフルエンザの実施市町村が分かればということですが、現在8つの市町村で予防接種の公費負担を行っているということです。

2問目の北杜市ではということでございますけども、小児のインフルエンザ予防接種につきましては国では現在その有効性に対して限界があるということで、法に位置づけて接種を行うようなことは適当ではないとして任意接種になっております。過去には定期接種で集団接種もしていた経過もあるんですけども、有効性に疑問があるということで任意接種に切り替わったということでございますので、それらの経緯がございますので市では慎重に検討をしていく必要があると考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

以上で、齊藤功文君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

関連質問させてください。すみません、最後の質問になると思います。よろしくどうぞお願いします。

代表質問の1項目めの学校の統合計画に関しての件ですが当然、文部省の通達による適正規模、適正配置、通学等についてという括りがあるわけですが、例えば通学区域を括りにすると

適正配置になり得なかったり、適正規模になり得なかったり、また適正配置を括りにすると適正規模とか通学区域にならなかったりとかという、たぶんそういうふうになると思うんですね。それで当然悩まれていると思うわけですが、そういうことも含めた中でやはり今、統合計画が市のほうから出されて、多くの市民がそのことを知るとまず一番はじめに、特に白州、武川の地元なんかの場合は当然、生徒や保護者ばかりの問題ではなくて地域に中学校がなくなってしまうという、なんか非常に捨てられてしまった感みたいのが住民の中にあります。なぜ小淵沢に行ってしまうのかと、なぜ須玉に行ってしまうのかと。中学校が白州と武川からなくなってしまうなんてことがありっこないと。私も一応、内情も知っていますから当然、そうはいっても適正規模というものも必要でねというお話をするんですが、やっぱり、では小淵沢から白州に来ればいい、須玉から武川に来ればいいとそういう意見も当然あります。なぜなくなってしまうのかという感覚がすごく強いんです。ぜひ今後、いろんな形で地域住民も、たしかに学校関係者ばかりでない、区長ばかりでない、地域委員ばかりではない、本当に日々そこで暮らして、なおかつ自分の母校を目の前で見ている方々がいるわけですね。そのへんの住民の気持ちというものをもっともっと今から今後、深く汲み取っていかなければならないと思いますので、なんらかの方法で、アンケートも実にそうでしょうし、汲み取りの手立て、当然、適正配置、適正区域も含めて、もっと言うと白州の中学校が小淵沢に行くと地域で言えば大坊とか横手地区は須玉のほうが近いのになぜ小淵沢まで行かなければならないのかと、こういう声もまたあったりするわけです。ですから、そのへんをより今後も綿密に市のほうでは取り組んでいただきたいと思います、そのへんはいかがでしょうか。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

ただいまの、小野議員の関連質問にお答えをさせていただきます。

中学校の統合計画ということだと思いますが、中学校の統合について地域の心配というふうなところだと思います。

中学校に関しましては昨年、4校という形で中学校の統合計画案を示させていただいて、各地域において説明をさせていただいたという状況であります。今後、教育委員会のスケジュールという点といたしましては、今後27年度において各地域の方々、保護者を含め地域の方も含めて学校づくり会議というふうなものを設けて、その中で地域の方、保護者の方がしっかり意見を交わしていただいて議論をしていただく中でどういった統合、要するにその2校に対して、例えば白州であれば小淵沢との統合という形が、どういうあり方がいいのかということをしかり議論していきたいということを考えているところであります。

そうした意味で、統合計画案の中にも書いてございますけども合意ができたところも計画案の中にも示させていただいておりますので、しかり各地域で保護者、地域を含めた議論をしていただいて、その上、その結果をまた教育委員会のほうに示していただきたいと思います、と考えてございます。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、市民の声の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月18日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 8時42分

平成 2 7 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 8 日

平成27年第1回北杜市議会定例会（4日目）

平成27年3月18日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

10番	相吉正一君
8番	岡野 淳君
2番	小野光一君
4番	福井俊克君
6番	加藤紀雄君

2. 出席議員（18人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原 堅志
8番	岡野 淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水 進
12番	野中真理子	14番	坂本 静
16番	保坂多枝子	17番	千野秀一
18番	小尾直知	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3. 欠席議員

15番	中嶋 新	19番	渡邊英子
-----	------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（36人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育次長	浅川一彦	会計管理者	植松広
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	建設部次長	清水宏
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
地域課長	仲嶋敏光	地域課防災指導監	花輪栄一
企画課長	小松武彦	財政課長	斉藤毅
福祉課長	中山雅史	農政課長	小澤隆二
林政課長	手塚清作	観光・商工課長	清水博樹
まちづくり推進課長	坂本孝典	道路河川課長	土屋裕

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 坂本吉彦
 議会書記 清水市三
 // 田中伸

開議 午前10時00分

○副議長（坂本静君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は18人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお議長 渡邊英子君、15番 中嶋新君は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

報道関係者からの撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承をお願いします。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○副議長（坂本静君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は5人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に明政クラブ、24分。次に市民フォーラム、5分。次に市民の声、8分。最後にほくと未来、32分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に明政クラブ、10番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

平成27年3月定例会市議会にあたり地域の身近な問題について2項目、一般質問をさせていただきます。

最初に、日野春駅舎等の保存と周辺整備について伺います。

日野春駅舎と給水塔は明治37年12月21日、中央線開業と同時に建てられた歴史のある建造物であり、駅舎も過去に何回か改修されましたが当時の面影を残したまま現在に至っています。

日本公害訴訟の原点、シンボルである給水塔は築約110年が経過した今も原形を残していますが、傷みが激しく早急に修復が求められています。また併せて信玄公旗掛け松記念碑付近の跡地に植えた松の枝打ちなど、駅周辺の環境整備が必要になっています。

日野春駅周辺は数年前から県道の改良整備に伴う電柱の地中化によりまち並みが整備され、甲斐駒ヶ岳、鳳凰三山等、南アルプスの景観が大変素晴らしく立地条件、ロケーションにも恵まれています。また近くには絵描きの宿として有名な旅館やオオムラサキセンター、北杜高校があり、1年を通して生徒が利用、観光シーズンには多くのリピーターや登山客が利用するとともに周辺地域の多くの市民が利用している伝統があって親しみのある駅でもあります。こうした中で日野春駅舎等の歴史的建造物の保存と周辺環境の整備について、以下質問を伺います。

1点目として歴史的価値のある日野春駅舎の修復保存、また高齢者や障害者にやさしいス

ロープの設置などＪＲ東日本と協議を進める考えはありますか、伺います。

２点目として、日野春駅舎等を国指定の有形文化財としての登録を勧めていく考えはありますか、伺います。

具体的には給水塔の保存ならびに駅舎、構内レンガ等の保存、併せて信玄公旗掛けの松があった周辺の環境整備を行い、歴史的・文化的な価値の認識を深め周知を図る。

３点目としては日野春駅舎から給水塔、オオムラサキセンターを結ぶ北側の散策遊歩道の整備について進める考えはあるかどうか伺います。

次に、防犯灯の設置基準の見直しについて伺います。

防犯灯については現在、市の設置基準はありますが行政区以外の防犯灯の設置については基準がありません。行政区域以外の防犯灯、特に必要な箇所については市が責任を持って設置すべきであり、新たに基準を設ける必要があると思いますが市の見解を伺います。

現状は各行政区が市に申請し防犯灯器具一式を無償で支給をしていただき、設置費用と電気料は各地区で負担しているケースが多いと思います。

こうした中で例えば地域や行政区から離れた場所で防犯上、防犯灯の設置が特に必要と思われる箇所については行政が設置するものとするなど、また商店街の防犯灯については商工会で設置するなど一定の基準づくりが必要だと思います。また地区内、地区外の電柱が設置されていない場所への設置で防犯上、特に必要と思われる場所については誰が設置を行い、負担は誰がするのか分かりやすく区分するなど、基準をつくる必要があると思います。また併せてＬＥＤソーラー電灯の設置や支給も今後、検討していく必要があると考えます。

設置基準の現行制度の見直しについて、市の考え方について伺います。

以上で私の質問を終わります。よろしくご答弁のほど、お願いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員のご質問にお答えします。

日野春駅舎等の保存と周辺整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、駅舎の修復保存についてであります。

日野春駅は明治３７年１２月に中央本線が韭崎駅から富士見駅まで開通した際、小淵沢駅とともに開業した歴史のある、また親しみの深い駅で名称は当時の日野春村に由来しております。駅舎は開業当初からのものを改修しながら使用しており、木造一階建ての建築で内部には待合所と駅事務室があります。

駅舎の修復保存については、所有者でありますＪＲ東日本の意向などを確認しながら判断することが必要であると考えております。

次に、高齢者や障害者にやさしいスロープの設置についてであります。

市内にある駅は、観光および住民生活の中で重要な交通手段であると位置づけられております。日野春駅については、主に北杜高校へ通う生徒などの利用者が多い駅であると認識しております。今後、バリアフリー化については、小淵沢駅や今後計画している長坂駅などの利用状況を見極める中で検討してまいりたいと考えているところであります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○副議長（坂本静君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

10番、相吉正一議員の日野春駅舎等を国指定有形文化財に登録することについてのご質問にお答えいたします。

国が指定する登録有形文化財建造物は、50年を経過した歴史的建造物のうち一定の評価を得たものを文化財として登録し、まちづくり等に活用されることを期待した制度であります。

給水塔や駅舎、構内レンガ等については、文化財的な価値の判断とともに駅の構内や線路内という環境を考え、観光面等の活用の際に安全確保などさまざまな課題が想定されることから、所有者でありますJR東日本の理解を得ることが重要であると考えております。

信玄公旗掛け松記念碑周辺については、清掃などの環境整備を地元富岡区民が行っているところでありますので、周辺環境整備については富岡区やJR東日本など関係者と相談をしてみたいと考えております。

なお、旗掛けの松事件の歴史的資料は郷土資料館に展示してありますので、それらを活用し広く周知してまいります。

○副議長（坂本静君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

10番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

防犯灯の設置基準の見直しについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市が設置すべき基準についてであります。

現在、行政区から申請があった場合、北杜市防犯灯設置管理要綱に基づき防犯灯器具を支給しておりますので、新たな設置基準を設けることは考えておりません。

また、行政区が管理しない通学路や学校などの公共施設といった防犯上必要がある箇所については今後、教育委員会や関係各課と協議、検討してまいります。

次にLEDソーラー電灯設置、支給についてであります。

現在、区から申請があった場合、LED式防犯灯を支給しているところでありますが、ソーラー式によるLED防犯灯については、費用対効果を調査・研究した上で導入を検討してまいります。

次に、現行制度の見直しについてであります。

要綱において、設置する場所に関しては公道および不特定多数の方々に使用されていると認められる私道と規定しております。

防犯灯は、集落といった狭い範囲内で地域住民の安全確保という考えから行政区に諸費用を負担していただいているところであります。

また商店街での街路灯については、商工会等において各種補助事業を取り入れて設置するなど、さまざまなケースも想定されますので現行制度を見直しての対応はなじまないものと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

10番、相吉正一議員の日野春駅舎北側散策遊歩道の整備についてのご質問にお答えいたします。

現在、オオムラサキ自然観察歩道として駅西側に日野春駅とオオムラサキセンターを結ぶ県道を利用する安全を確保した歩道がありますので、現在のところ新たな遊歩道の整備を進める考えはありません。

以上です。

○副議長（坂本静君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

○10番議員（相吉正一君）

最初に、日野春駅舎等の保存と周辺整備について再質問をさせていただきます。

まず日野春駅舎等の保存整備については、まずJRにご理解をいただいた上で市が協議を進めることが前提となりますが、それらを踏まえた上で質問をさせていただきます。

先ほど教育長の答弁もあったんですが、文化財保護法では歴史的、または学術上、価値の高いものを文化財として、重要なものを国指定の文化財として保護しています。平成8年の文化財保護法の改正により、国または地方公共団体の指定を受けていない有形文化財のうち保存と活用が特に必要なものを登録有形文化財に登録する制度が新たに創設されました。登録基準としては先ほど答弁にありましたように建設から50年が経過していること、また歴史的景観に寄与、造詣の規範を持っている。3つ目として再現することが容易ではないもの。この3つが規定の条件となっています。日野春駅舎等は110年が経過、ならびに給水塔も110年経過しています。この条件を満たすものと思われます。またこれは鉄道遺産、産業遺産である給水塔の修復保存、ならびに駅舎構内のレンガ等も110年経っています。そうした意味で所有者であるJR東日本と市で協議を進めていただき、地域の活性化、まちづくりに生かしていただきたいと思いますが、そのことについて再度見解を伺います。

○副議長（坂本静君）

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

日野春駅舎等の文化財登録ということであります。

議員もおっしゃっているとおり、所有者であるJRのまず意向というものが大前提になってくるというふうには考えております。そうした中でJR側からの理解を得られれば、まずは歴史的な価値の判断という形に進みたいと考えております。

そうした中で、国として要するに有形文化財として登録するような価値が、判断していただければ登録に結びつくということにはなっていくものと考えておりますので、いずれにいたしましても、まずはJR側との話し合いということを進めてみたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

今、南アルプスエコパークということで文化遺産に認定、登録されたところです。日野春駅は南アルプスの玄関口だと思います。今まで小淵沢駅、長坂駅はまちづくり交付金事業で整備がされてきました。日野春駅は歴史的な価値ある文化的な、歴史的な建物ということで、またそれらとは違う意味で、ぜひ登録に向けて推進を進めていただきたいと思います。

そしてあと1点、オオムラサキセンターと給水塔を結ぶ関係はできないということでしたけども、その部分は今、赤道で90センチの道があります。経費はそんなにかかりません。そうした意味で給水塔を文化遺産に登録された上は、オオムラサキセンターをルートとして活用できるといいますので、そのへんまた今後検討していただきたいと思います。そのへんについてももう一度伺います。

○副議長（坂本静君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

相吉議員の再々質問にお答えします。

日野春駅舎、ならびに給水塔が保存ないしというところの計画段階にあがった時点で、再度遊歩道等の整備については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

次に防犯灯の設置基準の見直しについて、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁では特に設置基準の改正は考えていないという答弁で、行政区以外の設置場所については教育委員会、もしくは関係各課と協議した中で設置をしていきたいということでしたのでそのへんはいいと思いますが、各行政区でも今、防犯灯の負担がすごく重くなっています。ある行政区では毎年電気料だけで、これは80戸くらいの行政区ですが電気料だけで20万円以上の支出、防犯灯設置や修理がある場合には30万円を超えているときもあると聞いています。区費が100万円の中で2割から3割という厳しい行政区の財政運営の中で、防犯灯の維持管理費の負担軽減に向けた施策をぜひ検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

例えば行政区の防犯灯に対する負担を軽減するために市が年次計画を立てて、今、LED防犯灯は10年以上もちます。まだ多少、1本当たりの単価は高いですが、球の取り替え、蛍光灯のLED化を進める、その考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

10番、相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

防犯灯の行政区負担軽減に向けての施策という再質問でございますけども、先ほどの答弁で

も言いましたけども、現在各地区からの申請に基づいて支給している防犯灯器具はLEDとされているところでございますけども、防犯灯は集落内で地域住民の安全確保という考え方から行政区に設置費用や電気料を負担してもらっております。

今後LED、防犯灯の取り替え、修理などの費用負担について他の市町村の状況等も調査・研究した上で検討してまいりたいと、かように考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで10番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、8番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

福祉行政について、2点伺います。

本市には高齢者はもとより、さまざまな障害を持つ方々や子ども子育てなどに対する多くの制度があります。しかしこれらの制度の狭間にいる人は、時として見落とされることが起こります。こうしたケースにどう対応すべきかという観点から市の見解を伺います。

まず昨年12月の議会では、制度から外れた人への対応について親戚や地域の支えにより生活困窮に陥らないという趣旨の答弁がありました。しかし定住促進策や二地域居住支援策が功を奏することによって地縁・血縁のない市民が増えることになり、それは取りも直さず親戚や地域での支え合いにより生活根拠に陥らないという従来型の自助・共助が通用しにくくなることを意味します。こうした人たちが制度の狭間に落ち込んだときに把握しきれないことが起き、そこをどういうふうに対応するのかを伺います。

次に発達障害がある成人が社会参加を目指して部屋を借り、自立に向けた訓練をしようとするときに現行の制度のもとでは部屋を借りることができません。このような場合、行政として可能な支援策はあるでしょうか。

以上2点、答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

8番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

制度の狭間に陥った市民のケアについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、制度から外れた人の対応についてであります。

本市は制度の狭間に陥った困窮者を親戚や地域での支え合いにより、ケアできる良い面も持ち合わせている地域であると考えております。

4月から生活困窮者自立支援法が施行されることに伴い、市役所内に福祉相談窓口を設置し対応してまいりますが、制度の狭間に陥り生活に困窮されている方々が躊躇せず気軽に相談できるように情報発信に努めてまいります。

また生活困窮者はひきこもりなどで地域社会から見えにくくなり、相談する気力を失ってい

る場合があります。民生委員など地域のネットワークを活用し情報を把握し、場合によっては訪問して支援するなど、積極的に生活困窮者との接点を見つける努力も必要であると考えております。

なお、新制度の施行により市役所内で連携を行い、個々の異なった支援対象者の問題を調整しながら進めてまいります。

次に、発達障害者への自立に向けた支援についてであります。

自立に向けて、居住を確保することは重要であります。市内の社会福祉法人が運営する6カ所の相談支援事業所と北杜市障害者総合支援センターの専門職員との連携により、自立や居住に関する相談に応じているところであります。

また居住の支援策については、社会福祉法人が運営する共同生活を営むことができるグループホームが16カ所整備されており、現在も多くの方に利用いただいております。第4期北杜市障害福祉計画においてもグループホームの整備促進を盛り込んでおり、今後も事業者の参入を促してまいります。

以上でございます。

○副議長（坂本静君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

再質問させていただきます。

実例を挙げながら伺いますが、実はこの2年余り私のところに1人、31歳の男性の発達障害者があります。彼は15歳から15年間引きこもっていて、その間、社会から完全に忘れられた存在になっていました。今、部長の答弁にありましたように周りの人が気が付く、そういう人たちは救済の方法があります。しかし彼のように誰にも知られないという存在が実はあったということ、これが実は大変な問題になると思います。もう31歳です。しかもいろんな障害を同時に併せ持っていて、しかも15年間引きこもっていたという二次障害まで持っている。そういう人が、ではどうするんだといったときにその存在すら知られていないわけですから、どうしようもないという現実が今まであったわけですね。そういうケースは稀かもしれませんが、現実には北杜市内であったということ、そのことについて今後どういうふうな方策を講じていくのか。それは今すぐ答えは出せないかもしれませんが、今のお考えをお聞かせいただければお願いしたいと思います。

それからもう1点、住宅に対してですけども、彼はそういうわけですから当然、人とのコミュニケーションが取れず、グループホームなんかに入ることとはとてもではないけどできない。それから家庭内でも、よくあることですけども、もう親に手をあげ家庭関係が、親子関係が崩壊していますから家を出ざるを得なくなってくる。グループホームへも行けない、家も出なければいけない、しかも収入がないからお金がない。こういったときにどこかに彼が暮らす場を提供できないか。これは民間ではたぶん無理でしょうから、おそらく行政が公的な住居を提供するというような方法しかないんじゃないかなと思うんですけども、そういう意味で彼のような人に何か住まいを提供するような手立てがないかという点で、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

岡野議員の再質問にお答えします。2点のご質問をいただきました。

制度から外れた人の場合の把握について、どのような手立てをするかということでございます。困窮している人がSOSを発することは本当に難しいと思います。またこれらの人は社会とのつながりが薄れていて、自らサービスにアクセスできない人も多いと思います。困窮者の把握ができなければこちら側としても支援をすることができませんので、地域のネットワークを活用して情報の把握に努めてまいりたいと思っています。

また障害福祉相談窓口、それから先ほど申し上げましたが相談支援事業所、北杜障害者総合支援センターの相談窓口がございますので、それらについても周知を図っていきたいと思っています。

それから、居住についてのご質問でございます。

現在の状況ではグループホーム等しか住むところはないわけでございますけれども、そういったことにつきましても関係部局と連携をした中で検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。残り時間1分18秒です。

○8番議員（岡野淳君）

今日の朝刊に図らずも「発達障害法施行10年 福祉の谷間 偏見今も」というような見出しの記事が出ております。これは別の記事ですけども山梨県は2,565件、全国で3番目。これはいきなり増えたわけではなく、こういう人たちがいるということを世間が知り始めたという結果だと思うんですね。ですからわれわれはもっと勉強しなくてはいけない。山梨県には発達障害とか幼児教育のスペシャリストがいらっしゃいます。そういう方をお招きして勉強会をするということとはとても必要だし、県内にそういうスペシャリストがいるんですから、ぜひ呼びしてそういう企画をやってもらいたいと思います。ぜひ勉強したいと思いますが、そういう企画をしていただくことはできないでしょうか、そこを1つお願いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

岡野淳議員の再々質問にお答えいたします。

研修会等ができないかということでございますが、北杜市の障害者総合支援センター等において検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで8番議員、岡野淳君の一般質問を終わります。

次に市民の声、2番議員、小野光一君。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

本年1月1日、齊藤功文議員と共に会派 市民の声を結成いたしました。私たちの会派 市民の声は市民の皆さんの声を市民目線に立ち、市民のために今後議会活動の中で深めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

さて2月17日、山梨県は後藤知事を迎え新県政がスタートいたしました。大変喜ばしいことでございます。知事は訓示の冒頭から山梨の再生、産業基盤の強化を中心に人口100万人の達成に向けて企業、事業所の流出に歯止めをかけるため、県内企業の意向調査を行う考えを示しましたことは大変心強く力を得る思いでございます。当市におきましても必要なアクションであるとの認識から以下の質問をいたします。

市内事業者の産業の振興について。

1つ目は、市内事業者の動向調査です。

市内事業者で構成する企業交流会では本年2月12日、市議会議員との意見交換会を交わしました。最後の質疑応答の中で参加企業さんの声として事業者の動向調査を望む声があり、数年で職員が代わり企業が抱える情報や問題点が市側になかなか伝わらない。市の職員の専任を設けて常に同じ人の目で市内企業の情報を吸い上げてほしい旨、意見がございました。

市としては、商工会に調査事業を委託されることを昨年6月の定例会でお答えいただきましたが、商工会の職員だけでは常に限界があります。行政として人事の問題等、難しい点は承知しているところでございますが、担当者への申し送りの徹底など体制を整えていただき市内事業者の声として、どう応えていただくか伺います。

次に3月16日発行の市内情報新聞八ヶ岳ジャーナルによりますと「地酒でおもてなし ペンション連合会が勉強会」との報道がございました。内容は八ヶ岳地区のペンションオーナー、ソムリエ、酒販店、酒造メーカーが参加し、市内の日本酒やワインでおもてなしをして北杜市のファンを増やしたいとの内容でございました。また八ヶ岳観光圏の活動の中でも観光圏の食のブランド化を推進し、今後の戦略の中に組み込んでいます。そこで次の質問です。

市内酒造メーカーの酒類の奨励はいかがか。

市内にはウイスキー、日本酒、ワイン、焼酎、ビールを蒸留・醸造するメーカーがそろっています。こういった自治体はあまりにないと思います。むしろ他の自治体と比べても特出すべきことではないかと思います。

市内には何社、醸造・蒸留するメーカーが存在するのか。

2番目としてこれらのメーカーを市の条例などで推奨し、市内の飲食店・ホテル旅館業で消費を促し、小売店では観光客のお土産に力を入れるなど振興が図れると思いますがいかがでしょうか。

以上の2点をよろしくお願いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小野光一議員の、市内事業者の声に対する市の対応についてのご質問にお答えいたします。

市の専任職員の配置については市の職員は一般職として採用され、数年間隔の人事異動によりスキルを磨いておりますので専門職として同一担当での配置は難しいものと考えております。

一方、市内企業の情報を同じ目線で吸い上げる専門機関として北杜市商工会があり、その役割は極めて重要と考えております。

市と商工会はそれぞれが市内企業の持つ課題等に対し、互いに連携を密にして推進していくことにより、商工業の振興が図られるものと考えているところであります。

市としては来年度以降、北杜市総合戦略の中で商工会と連携し、企業支援員等の配置について検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○副議長（坂本静君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

2番、小野光一議員のご質問にお答えいたします。

市内事業者の産業の振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに市内の醸造・蒸留メーカーについてであります。ウイスキーが1社、日本酒が4社、ワインが5社、焼酎が1社、ビールが1社であります。

次に、市内醸造・蒸留メーカーの土産品の振興についてであります。

特定の企業の商品等を条例で推奨することは難しいと考えております。しかしながら、地元産業振興を推進する必要があることから商工会や北杜市観光協会と連携し、市内酒造メーカー等が合同で飲食店や観光事業者等に対して、商品PRをする場やエコひいき地産地消協力店への消費拡大、お土産品としての販売活用等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

当局の答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで2番議員、小野光一君の一般質問を終わります。

次にほくと未来、4番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

私からは、本定例会において3項目の質問を行いたいと思います。

まずはじめに、県道横手日野春停車場線の改良計画についてであります。

白州町・武川町と市役所本庁舎のある須玉町を結ぶ重要幹線道路である横手日野春停車場線の改良計画について、2点お伺いします。

最初に白州町と武川町の間に架かる駒城橋について、お伺いいたします。

一昨年の3月議会においても質問をさせていただきましたが、現在の駒城橋は昭和34年8月に襲来した大型台風の被害を受け、その復旧により建設され、すでに50年余り経った老朽橋であります。橋梁の幅員は狭く車同士のすれ違いには困難な状況があり、日常生活における住民の通行や、また神代桜の開花時期など観光シーズンにおける県内外から来られる観光客

の通行にも大きな支障をきたしている状況でもあります。

また昭和57年の台風災害や平成に入ってから大きな台風の襲来たび、駒城橋の橋げたなどにつかえた流木が原因となり、濁流が右岸側の堤防を乗り越えかけ下流の柳沢地区の住民に大きな不安を抱かせてきました。

近年、全国的に多発している異常気象による自然災害等により改めて武川地区の住民の間には河川に対する不安が増してきている状況があります。

前回の質問において市長から県の計画では現在の橋梁を補強、補修を行った上で拡幅する内容であるが、市としては治水対策の視点から架け替えの必要性がある旨を訴え、早期着工を強く要望していくとの答弁をいただいております。

また一昨年7月には市長と県議員、また地元柳沢横手大坊地区の区長さんたちおよび私も4人の地元市議による県への要望活動を行ったところでもあります。その後、駒城橋の対応について市ではどのようになされたのか。そして現在の状況はどのようになっているか、改めて伺いいたします。

2点目として武川町から須玉町に向かう日野春停車場線は日野春トンネル、和田トンネルの開通により須玉町の往来する交通量が飛躍的に増えております。道路の改良も着々と進み、通行の安全がますます確保されてきておりますが、国道141号と交差する薬師堂橋東詰め交差点においては、朝夕の通勤時間帯に大きな渋滞が起きている状況が日常的となっております。朝の通勤時間帯には武川から向かい141号に入るのに信号待ちを4回、5回と待つこともあり市民の日常生活へ大きな問題となっております。以前から薬師堂橋東詰め交差点から西側については改良計画がいろいろと取り沙汰されておりましたが、この対策については急務であると考えますが当局の考えおよび現状はどのようになっているのかお伺いします。

以上2点について、お伺いします。

次に2項目めでございますが、戸別防災行政無線の取り組みについてであります。

平成22年度から整備している防災行政無線は屋外のみ放送であるため、雨音が激しいときなどには聞こえない、聞き取れないとの声があります。市では今まで質問に対して戸別無線は考えずに聞き取りにくい場所では屋外拡声子局を調整し、それでも効果がない場合は子局の増設をするとしてきております。

災害時の的確で統一した情報伝達手段としては、戸別受信機も併せた防災無線の整備が不可欠と思うが、次の3点についてお伺いいたします。

1つ、難聴地域とその改善状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

また2番目として、総務省は平成27年度から昨年の広島土砂災害を教訓に避難勧告などの情報を確実に住民に伝えるための戸別受信機の普及に財政支援をすることとしておりますが、市としての考え方はどうでしょうか。

3番目として、エフエム八ヶ岳を活用した緊急告知FMラジオの普及の考えはいかがでしょうか。

続きまして、第3項目めとして米作農家の経営対策についてお伺いいたします。

毎年、高い評価をいただいている梨北米が日本穀物検定協会による平成26年産の食味ランキングにおいて3年連続の最高ランク特Aの称号をいただきました。食の安全・安心日本の台所を宣言している本市にとって、また県内随一の米どころとして喜ばしいところでありますが米の消費の減少と米余りの状況が続き、生産者価格の低迷と併せて生産のための資機材等の高

騰などにより農家の収益は激減し、このままでは耕作放棄も考える農家の声も聞かれるところでもあります。さらにはTPP交渉の行方においても不安が募るところでもございます。このような状況下における米づくりについて、以下お伺いいたします。

1つ、北杜市の米作農家をどのようにして守り育てるか、市のお考えをお聞きしたいと思います。

以上で終わります。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

県道横手日野春停車場線の改良計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、駒城橋の架け替えについてであります。

市では駒城橋の橋梁改修については道路機能の視点だけでなく、治水対策の視点からも必要であることから、防災対策の重要課題として地域住民の安全で安心な生活を確保するため、また想像を超えるゲリラ豪雨などの異常気象の発生や台風による災害などに対応できるよう、駒城橋の架け替えをこれまで国および県に対し、地域の皆さまと共に強く要望してきたところであります。

私なりに武川地区は34年災をはじめ災害の歴史もあり、治水に対する関心が大きい地域であります。

県ではこのような状況を鑑み、防災面での視点に立った検討も必要との判断から現在、橋梁の補修、補強による拡幅計画でなく治水対策と併せて橋梁の架け替えについての検討を行っていくとの前向きな回答をいただいたところであります。

次に、薬師堂橋東詰め交差点の渋滞対策についてであります。

現在、恒常的に発生している渋滞に関し、市民生活への影響は大きなものであると考えております。これまで交差点から西側の改良計画がいくつか検討されておりましたが、それぞれに課題があり進んでいない状況でありました。

こうした検討を行う中で、県では新たに薬師堂橋東詰め交差点と南側にあります岩根橋東交差点の間で国道に接続するバイパス道路を計画しており、地元への説明を行い現在おおむね関係者の了解を得たところであります。今後、県では事業化に向けて事務を進めていくこととなっておりますが、市としてもこの道路は武川、白州地区と須玉インターチェンジを結び、また同地区と須玉、明野地区を連携する重要な路線でありますので、一日でも早くバイパスが整備されるよう県に積極的に協力してまいりたいと思っております。

次に、米作農家の経営対策についてであります。

今回、3年連続食味ランキング特Aの評価をいただいたことは、米を主要農作物とする北杜市としては大変うれしく、また農家の皆さまの絶え間ない努力の結果と深く敬意を表します。古くからおいしい米の生産地と知られ、圃場整備事業に率先して取り組むことにより機械化も進み北杜市の基幹農作物として成長してまいりました。しかし、食生活の変化など消費量が減ったことにより米を取り巻く環境は非常に厳しい状況であります。

平成26年産米の農家への仮渡し金についてもコシヒカリ1等米60キロ当たり1万2,

600円で、平成25年産米と比較して約3千円下落しております。

また国の米施策も平成30年産米から大きく方針を転換し、昭和45年から行われている米の需給調整を行わず、各農家の判断で生産することとされています。

さらに環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるTPP交渉での関税特別枠の確保等、不確定要素も加わることから国の動きを注視してまいります。

市としては今後、米の二極化が進行するものと考えております。1つはおいしく安全・安心な米としてブランド化され高価格で取引される米であります。また、酒造用米など契約栽培も安定した取り引きが可能となりますので、需要者の動向等も的確に捉えられるよう関係機関と連携してまいります。

もう1つは、コストダウンや多収量による外食産業と連携した低価格な米であります。市には営農組織が各地区に設立され、大規模で効率的な栽培が可能となってまいりました。今後、農地をより集積することで、なお一層のコストダウンが図れるよう支援してまいります。

各農家や営農組織の判断となりますが、二極化の波に乗り遅れないよう情報発信するとともに国の米施策が価格維持から農家への直接支払いへとシフトしており、法制化された日本型農業直接支払制度をなお一層、推進するなど農家の安定的な経営に資するよう努めてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○副議長（坂本静君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

4番、福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

戸別防災行政無線の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、難聴地域と改善状況についてであります。

難聴地域については行政区長などにご協力をいただき、把握に努めているところでありますが、その対応としては聞き取りにくいという声があった地域に伺い、地形、住宅の分布状況を考慮し、現地で無線放送を聞き取りながらスピーカーの向きや音量調整等の対応を行っております。

次に、戸別受信機についてであります。

総務省は来年度から戸別受信機整備に対し財政支援を行うこととしておりますが、その内容は70%を特別地方交付税により措置するというものであります。

デジタル防災行政無線は電波が直線的なものであり、地形の状況に大きく左右されることから、本市においては屋外拡声子局の整備を進めてまいりました。

防災行政無線は、災害時において一斉に情報の伝達できる大きな手段ではありますが、天候等により聞き取りにくい場合もあることから、防災行政無線の補完として防災行政無線電話応答システム、ほくとほっとメール、緊急放送エリアメール、ツイッター、エフエム八ヶ岳などを活用し、情報提供手段の複数化に取り組んでいるところであります。

また状況に応じて、市の広報車や消防団による巡回広報を行うほか国が整備を進めるLアラートにおいてもテレビ、ラジオ、携帯電話等のさまざまなメディアを通じて情報入手が可能となります。このような状況から、デジタル防災行政無線での戸別受信機の配備は考えておりません。

次に、緊急告知FMラジオの普及についてであります。

緊急告知FMラジオはFM局の放送波からの起動信号を受信すると自動的に電源が入り、避難勧告等の緊急放送を受信できるものであります。このシステムはFM局の電波を使用して伝達するため、普段はラジオとして使用でき野外や停電時でも使えることから避難時でも持ち運びが可能などのメリットがあります。

市と災害時の緊急放送についての協定を結んでいるエフエム八ヶ岳は北杜市、韮崎市を発信エリアとしており、北杜市のほぼ全域で受信が可能であることから天候に左右されない、安定した情報提供手段として有効であると考えております。

今後、消防団への配備、購入補助制度等について北杜市消防団活性化検討委員会のご意見も伺いながら検討してまいります。

以上です。

○副議長（坂本静君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○副議長（坂本静君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

福井俊克君の再質問を許します。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

それでは再質問をさせていただきます。

先ほどは県道横手日野春停車場線の改良計画について質問させていただきましたが、駒城橋の架け替えにつきましては、大変明るいご答弁をいただきました。駒城橋の架け替えにつきましては大きく前進したというようなことで地元武川町、白州町を代表して厚く御礼を申し上げます。市を代表とする地域の強い思い、また関係者のお力添えの結果、架け替えに向けてスタートが切られたというように解釈をしております。

県では治水対策と併せて橋の架け替えについても検討するとのことご答弁でございましたが、実際はどのような検討がされるのか、分かる範囲で結構ですのでその内容についてお伺いをしたいと思います。

また薬師堂橋東詰め交差点における渋滞対策であります。新たなバイパス計画が具体的に進んでいるとのことで、とても喜ばしいことでございます。できるだけ早い段階で整備がされることを願っていますが、やはりある程度の期間がかかるのではないかと考えております。その間、渋滞が続いているという状況でございますので、市民の生活への悪影響が解消されないのではないかと心配されます。このあたりのことを市当局につきましては、どのように考えておるか、この2点について再質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

福井俊克議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の駒城橋についてであります。

県におきましては過去の57年災、あるいは58年災等の災害の歴史を踏まえまして、防災面での検討が重要であるという判断から堤防のかさ上げをするということであります。具体的には1メートルから1メートル50ぐらいかさ上げをしたいと。それに伴いまして橋梁も架け替えて、かさ上げ部分を上げて施工することを検討しているということであります。まず河川の安全対策といたしまして、石空川と大武川が合流するということで大変危険であるということがかさ上げをしていただけるものだと考えております。

市といたしましても一日も早い架け替え実現に向けまして、地域の安全・安心のため地域の皆さんと一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

2点目でありますけれども、バイパス開通までの薬師堂橋東詰め交差点の改良についてということだと思います。

県ではバイパス完成、相当数の時間がかかると。6年から8年ぐらいかかるのではないかという想定をしているところであります。県におきまして現在、薬師堂橋東詰めの交差点の暫定改良に向けまして、右折車が通行できるような形で東側を改良したいというふうな検討をしております。現在、設計を行っているということを聞いておりまして、東側の用地等に影響が出るということであります。できるだけ早い段階で実施ができるよう、市といたしましても県に協力をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

それでは続きまして、第2項目めの再質問をしたいと思います。

戸別防災行政無線の取り組みについてであります。

県内では北杜とそれから中央、昭和の3市町を除く24市町村でスピーカーの音声が届かない難聴世帯に戸別受信機を配置しているという状況があります。北杜市は中央市とか昭和町とは異なりまして山間地で急峻な地形ということもありますし、また大小の河川が多いため急傾斜崩壊危険区域、あるいは災害危険区域、土砂災害警戒区域などの指定箇所も多くあるわけがあります。情報伝達手段に万全を期すことは防災上の最重要課題であります。ご答弁をいただきましたが市が整備していますデジタル波の防災無線の戸別受信機は電波の習性上、活用が困難であるということから配備できないとのことあります。これにつきましては、とても理解をいたしました。しかし特に災害の経験があって、合併前に配備がされていた地域にあっては戸別無線の必要性というのは否定できません。そのような状況下におきまして、市では情報手段の複雑化を図っていただいておりますが、災害時や重要な行政情報の一斉放送で多くの市民に確実に情報伝達ができる手段として戸別無線と同様な機能を持っているエフエム八ヶ岳を活用した緊急告知FMラジオがあります。先ほど質問いたしました、これは全国でも数多くの自治体が活用しておりまして、戸別受信機に代わる機能を持つものであります。室内でも野外でも携帯ができるということで、災害時の放送あるいは行政放送について、緊急放送が受信

できるようになっております。希望者には補助制度を活用して普及をしたいとの前向きなご答弁がありましたが、確認の意味で早急にご検討をしていただき、一刻も早い配備ができますよう期待をしているところであります。これからの取り組みにつきまして、どのようにお考えか再度ご質問をさせていただきます。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

福井俊克議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

エフエム八ヶ岳を活用した緊急告知FMラジオの、今後の導入に向けた取り組みについてという再質問でございますけども、エフエム八ヶ岳は北杜市のほぼ全域で受信が可能です。天候に左右されない安定した情報を提供手段として考えております。

今後、緊急告知FMラジオを消防内への配備も考えておりますので、北杜市消防団活性化検討委員会のご意見も伺い購入補助制度等も検討してまいりたいと、かように考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

最後に米作の経営の関係につきまして再質問させていただきますが、白州、武川地域におきましては従来から米のブランド化に取り組んできたところでもございます。消費者から高い評価を受けておりますが、このたびのユネスコエコパークの登録についてもこういう機会を捉えて、さらに米のブランド化を図るには絶好の機会かと思いますが、市のお考えをお聞きしたいと思います。

それからやはりこの地域においては、本当においしいお米が獲れるということでもあります。やはり消費者の皆さんに直接食べていただかなければ分からないんです。そういうことで、なんかそれなりに関係するイベントを取り上げていただきたいと、こんなように思っていますが例えば食味検討会とか、あるいは昔やっていた米米まつりなんかもよくやっていたんですが、消費拡大につながるものと、それから実際、そのブランド米だよという証明ができる食味検討会等の実施についてお考えがあるかどうか、再度お伺いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

福井議員の再質問にお答えしたいと思います。

エコパーク登録による米のブランド化についてというご質問だと思いますが、昨年南アルプスのエコパークに登録されましたことは、今後の地域の活性化に大きなチャンスと考えております。その後、地域活性化の1つとして農産物のブランド化は大きな魅力でありますし、それを生かしてまた今後、考えていきたいと思いますが、北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会とも連携しながら、国内外の情報発信できるブランド米となるよう取り組んでまいり

たいと考えております。

もう1つ、イベント、それから消費拡大等というご質問でございますが、これにつきましてエコパークの地域連絡会と連携を取りながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで4番議員、福井俊克君の一般質問を終わります。

次にほくと未来、6番議員、加藤紀雄君。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

北杜市は合併し10年を経過いたしました。多くの課題を抱えての10年間でありましたが、財政の健全化を市政の一丁目一番地として位置づけ取り組んできましたが、その成果は財政健全化指標に明確に表われてきております。しかし合併10年はまだ道半ばであります。合併に伴う課題はもとより社会の変遷による課題が山積する中で、平成27年度は北杜市が次の10年へ向かってスタートする大事な年度であります。今までの10年間の成果を礎にし、ベンチャー自治体北杜市として積極的かつ果敢に取り組んでいくことを期待しております。

さて北杜市の将来へ向かっての多くの課題の中で、私は2件について質問をさせていただきます。

1点目は、松くい虫防除対策であります。2点目は鳥獣害対策についてであります。この2件は過去に何回か議会で質問が行われていますが、それだけ重要であり深刻な問題であり、また被害を防ぐ十分な解決策がいまだ見つかっていないからであります。しかし、放っておくこともできない重要な問題でありますので、質問をさせていただきます。

まず1点目の松くい虫防除対策であります。

松くい虫等の病害虫や野生鳥獣による森林被害は、森林資源の損失に留まることなく森林の公益的機能の低下、森林所有者の経営意欲の喪失等にもつながっていくものであります。特に松くい虫被害は全国的に拡大しており、わが国最大の森林被害ともいわれております。

地球温暖化等の影響もあり、その被害は年々、標高の高い地域に押し寄せてきており、北杜市内の松林のあちらこちらに松枯れの被害の状況を確認することができます。わが国の松林は現在崩壊の危機にあり、積極的かつ人工的に保全していかなければ松林の維持は極めて困難であるといわれております。

そこで北杜市の木に指定されている赤松の保護対策について、以下3点についてお伺いをいたします。

1つ目ではありますが、今まで取り組んできた松くい虫防除対策の内容についてお伺いいたします。

2つ目ではありますが、平成27年度予算での取り組み内容についてお伺いをいたします。

3つ目ではありますが、これは大事な部分ではありますが今後の松くい虫防除対策の基本的な方針についてお伺いいたします。

次に2点目ではありますが、鳥獣害対策についてお伺いをいたします。

多くの市民の皆さまからせっかく苦勞し耕作し、やっと収穫期になったと思ったら一晩で野

菜が全滅。がっかりしてしまい、来年からは野菜作りをやめようと思うとこのような深刻な訴えが増えてきております。

イノシシ・シカ・サル等による野生鳥獣による被害は、毎年毎年増え被害の様相は耕作者には物心両面から大きな痛手となっております。このままではいくと先祖伝来の農地は荒れてしまい、お年寄りには元気がなくなり近い将来は住む人もいなくなり、集落が消滅してしまうのではないかと懸念されるようなところが見受けられます。また人への被害、自動車との衝突や家屋への侵入など被害が多方面へと拡大してきております。

それらへの対策として、生息地管理として集落地に寄せ付けないよう森林の適切な管理や里山周辺の緩衝帯の整備等、また集落・農地の管理として餌付け、動機づけをさせないように不要残渣や生ごみの適正処理、そして防除施設の設置や追払い、加えて個体数管理として銃や罠による捕殺等、鳥獣害対策は総合的かつ有機的に実施していくことが大切であると思います。その点を踏まえ、以下4点についてお伺いをいたします。

1つ目ではありますが、今まで実施してきた鳥獣被害対策について、その内容についてであります。

2つ目としまして、過去3年間の被害状況と捕殺等による対策の成果についてお伺いをいたします。

3つ目としまして、平成27年度予算での取り組みの内容について。

4つ目ではありますが、今後の鳥獣害対策の基本的方針についてお伺いをいたします。

以上で質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

加藤紀雄議員のご質問にお答えいたします。

今後の松くい虫防除対策の基本方針についてであります。

北杜市の総合計画における松くい虫対策については、伐倒駆除の着実な実施を進めるとともに将来的な被害発生を軽減するため、樹種転換等を進めることとしております。

また松くい虫等に対する駆除予防は、森林病虫害等防除法により原則として森林所有者が行うことが定められており、森林所有者の管理意識を促してまいります。

なお、新たに導入予定の更新伐については峡北森林組合が事業主体となり、市内全域を対象に低コストでできる事業となっておりますので、事業の長所を森林所有者に周知するとともに当面は財産区を中心に進めてまいりたいと考えております。

現状、広域的に蔓延した松くい虫被害を全域的に防除することは、現実的には不可能と考えておりますので、保護地域の指定も考慮しながら検討してまいります。

次に、今後の鳥獣害対策の方針についてであります。

個体数を適正数に減少させる特定鳥獣適正管理事業において、増えすぎた個体数を調整するため、山梨県特定鳥獣保護管理検討会で生息数や生息域を調査により正確に把握し、適正な頭数になるよう捕獲を進めております。

また防除、追払いについては引き続き臨時職員による被害防除パトロール等を行うとともに、地域ぐるみの活動が円滑かつ効率的に行えるよう電気柵等の補助金助成や指導等を粘り強く

行ってまいります。鳥獣害対策は市、地域住民、猟友会等の専門員が連携して継続的な活動をしていくことが重要だと考えておりますので関係者が一体となり、粘り強く活動してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○副議長（坂本静君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

6番、加藤紀雄議員のご質問にお答えいたします。

松くい虫防除対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、取り組んできた松くい虫防除対策についてであります。

国の松くい虫被害対策事業および造林事業は、標高800メートルを超える地区被害拡大防止森林と、その周辺の地区保全森林を重点地区として伐倒燻蒸処理を行っております。また市単独事業として、公共施設等の倒木による危険が想定される被害木を対象に伐倒処理を行うとともに一部地域において地上散布を行っている状況にあります。

なお、峡北森林組合が国の補助金申請の窓口となり樹種転換事業を行い、森林整備を推進しております。

次に、平成27年度予算での取り組みについてであります。

国の松くい虫被害対策事業として232立方メートル、造林事業として740立方メートルを伐倒燻蒸処理するとともに市単独事業として300立方メートルを行う予定であります。

次に鳥獣害対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、鳥獣被害対策の実施状況についてであります。

被害対策としては捕獲・防除・追払いがあります。捕獲として特定鳥獣適正管理事業と農作物等への被害が生じた場合に行う有害鳥獣捕獲を実施しております。防除として地域が国などの補助金を利用して電気柵等の設置を行い農作物被害の軽減を図っており、追払いは鳥獣害に強い地域づくり支援事業の補助金を利用し、地域が追払いや環境整備を行っているところであります。

また市では狩猟免許を所有している2名の臨時職員を雇用し、エアガン等を使用した追払いや箱罠による捕獲、サルの群れの行動調査や被害防止パトロールを実施しております。

次に、過去3年間の被害状況と捕殺等についてであります。

農作物の被害状況は平成23年度4,497万円、平成24年度4,625万円、平成25年度3,441万円です。

捕殺等の成果はニホンジカ、イノシシ、ニホンザルおよびハクビシン等を捕獲しています。捕獲頭数は総数で平成23年度634頭、平成24年度860頭、平成25年度1,302頭であります。

次に、平成27年度予算での取り組みについてであります。

特定鳥獣適正管理事業において増えすぎた個体数を調整するため、ニホンジカは1,200頭で前年比215頭の増、ニホンザルは180頭で33頭の増、イノシシは150頭で30頭の増を捕獲することを予定しております。

それ以外の有害鳥獣捕獲、電気柵等による防除、追払い等については例年とほぼ同様の規模で取り組む予定であります。

以上です。

○副議長（坂本静君）

当局の答弁が終わりました。

加藤紀雄君の再質問を許します。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

それでは1項目めの松くい虫防除対策について、再質問をさせていただきます。

白倉市長の答弁にもありましたように、蔓延した松くい虫被害を全面的に駆除することは現実的には不可能であると私も思います。しかし、この地に生息する赤松は先人の皆さまが地域を守るために植林をし、長い間、保護・育成してきた地域にとっては大切な財産であります。北杜市では先人の思いを受け継ぎ市の木として赤松を指定し、今日まで保護・育成に努めてきましたし、今後も継続していく必要があると思います。

答弁にもありましたように保護地域を指定し、守るものは守る、そしてやむを得ませんが捨てるものは捨てるというような思い切った対策が現実的な解決策の1つであると考えます。現状は松くい虫の被害は相当深刻になってきておりますので、対策を急がなければならない状況下にあると思います。

白倉市長から保護区域の指定も考慮しながら検討していくとの答弁がありましたが、もうすでに現状は急を要しておりますので、早急に検討から一歩踏み出した対策を具体的に実行していくことが必要であると思いますが、再度ご所見をお伺いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

加藤議員の再質問にお答えいたします。

松くい虫防除対策の早期実施というご質問であります。

市におきましても守るべき地域については現在、市が試験的に行っている地上散布や一部の財産区が行っております樹幹注入をさらに進めてまいりたいと考えております。

また松くい虫被害が著しく進んでいる地域については、更新伐や樹種転換事業を所有者の理解を得ながら峡北森林組合と連携し、積極的に行ってまいります。

以上です。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

1項目めの松くい虫の防除対策については、ありがとうございました。

それでは2項目めの鳥獣害対策について、再質問をさせていただきます。

ただいまお答えいただきました過去3年間の予算の状況、また捕獲頭数を見たり、またこれらに関わっている地域の皆さん方は、相当大勢の皆さま方が関わって努力をしておりますがなかなかそれらが解決できない厄介な問題であります。

そこでイノシシ、サル、シカ等の有害鳥獣はそのような状況においても日々活動範囲を拡大

し、私たちの住宅地の周辺の近くへ出没し農作物を食い荒らす等、深刻な現状もあります。対策を急がなければ集落の存亡にも関わる重要な問題であると思います。この対策に向けて関係者、県、市、猟友会、また地域の住民の皆さま方がそれぞれの立場で懸命に努力をしてくれていますが、今後はこのような関係者間の皆さんが一層の連携を図り、機能的に対策を実行していくことが必要であると考えます。例えば1つの例としまして試行的に、市内全域を見ますと積極的にこれらに取り組んでいる地域があるのではないかと思いますので、それらの地域を選定しモデル地区として指定し、そして支援しながらそれらのモデル地区を形成し、それらを全市的に拡大していく等、具体的な行動を取る必要があると思いますが、それらについてご所見をお伺いいたします。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

加藤議員の再質問にお答えいたします。

鳥獣害対策のモデル地区の形成と支援というご質問だと思います。

モデル地区の形成につきましては、現在8行政区で組織する鳥獣害対策協議会を設置している地域がございます。この地域は昼間も主婦等の専門員を置き、追払い等の防除活動を常時行っているところでございます。鳥獣が出没した場合に早急に対応できるため、人家等への寄り付きも少なく成果をあげておる事例でございます。このような地域の情報を広く周知し、他の地域でも取り組みができるよう指導してまいりたいと考えております。

市の支援としては、鳥獣害に強い地域づくり支援事業において補助金として防除活動の助成を行っておりますので、さらに市民に周知し利用を促してまいります。

以上でございます。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで6番議員、加藤紀雄君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月19日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時50分

平成 2 7 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 9 日

平成27年第1回北杜市議会定例会（5日目）

平成27年3月19日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第17号 | 北杜市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第18号 | 北杜市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第19号 | 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第20号 | 北杜市行政手続条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第21号 | 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第22号 | 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第7 | 議案第23号 | 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第24号 | 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第25号 | 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第26号 | 北杜市営単独公共住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第27号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第12 | 議案第31号 | 韮崎市・北杜市指導主事共同設置規約の変更の件 |
| 日程第13 | 議案第35号 | 平成27年度北杜市一般会計予算 |
| 日程第14 | 議案第36号 | 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第37号 | 平成27年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第38号 | 平成27年度北杜市介護保険特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第39号 | 平成27年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第40号 | 平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第41号 | 平成27年度北杜市下水道事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第42号 | 平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第43号 | 平成27年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第44号 | 平成27年度北杜市病院事業特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第45号 | 平成27年度北杜市辺見診療所特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第46号 | 平成27年度北杜市白州診療所特別会計予算 |

- 日程第25 議案第47号 平成27年度北杜市土地開発事業特別会計予算
 日程第26 議案第48号 平成27年度北杜市明野財産区特別会計予算
 日程第27 議案第49号 平成27年度北杜市須玉財産区特別会計予算
 日程第28 議案第50号 平成27年度北杜市高根財産区特別会計予算
 日程第29 議案第51号 平成27年度北杜市長坂財産区特別会計予算
 日程第30 議案第52号 平成27年度北杜市大泉財産区特別会計予算
 日程第31 議案第53号 平成27年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
 日程第32 議案第54号 平成27年度北杜市白州財産区特別会計予算
 日程第33 議案第55号 平成27年度北杜市武川財産区特別会計予算
 日程第34 議案第56号 平成27年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
 日程第35 請願第1号 自衛隊の海外で武力行使を容認するための関連法の「改正」・
 制定に反対する意見書の提出を求める請願
 日程第36 議案第15号 北杜市議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について
 日程第37 議案第16号 北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額
 を定める条例の制定について
 日程第38 議案第28号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散の件
 日程第39 議案第29号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産
 処分の件
 日程第40 議案第30号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う
 山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件
 日程第41 議案第57号 平成26年度北杜市一般会計補正予算（第8号）
 日程第42 議案第58号 平成26年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第4号）
 日程第43 同意第1号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会
 の同意を求める件
 日程第44 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 日程第45 議員派遣の件
 日程第46 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員（18人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原堅志
8番	岡野淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水進
12番	野中真理子	14番	坂本静
16番	保坂多枝子	17番	千野秀一
18番	小尾直知	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3. 欠席議員

15番	中嶋新	19番	渡邊英子
-----	-----	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育次長	浅川一彦	会計管理者	植松広
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	建設部次長	清水宏
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	齊藤毅

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○副議長（坂本静君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお議長 渡邊英子君、15番 中嶋新君は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨、届け出がありました。

諸報告をいたします。

市長から本定例会に追加する案件として、議案2件が提出されました。

以上で諸報告を終わります。

報道関係者から撮影などの申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承をお願いします。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○副議長（坂本静君）

日程第1 議案第17号 北杜市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてから日程第35 請願第1号 自衛隊の海外で武力行使を容認するための関連法の「改正」・制定に反対する意見書の提出を求める請願までの35件を一括議題といたします。

本件につきましては各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第19号、議案第20号、議案第35号および請願第1号について報告を求めます。

総務常任委員長、小尾直知君。

小尾直知君。

○総務常任委員長（小尾直知君）

平成27年3月19日

北杜市議会議長 渡邊英子様

総務常任委員会委員長 小尾直知

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は2月27日の本会議において付託されました事件を3月9日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第19号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について

議案第20号 北杜市行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第35号 平成27年度北杜市一般会計予算（所管分）

請願第1号 自衛隊の海外で武力行使を容認するための関連法の「改正」・制定に反対する意見書の提出を求める請願

以上4件であります。

審査の結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。
まず議案第19号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

「平均改定率は1.6%のマイナスとなり、年間の総額での影響額は、また1人当たりの影響額はどれくらいになるか。経過措置により現給補償されるということではいか」との質疑に対し「給与は改定されるが、経過措置があり現給補償されることから影響はない」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第20号 北杜市行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。

「市民から申し出が可能となるが、市がしっかりと判断するのか。頻繁に申し出がされることにより事業者が事業の中止を求められ、トラブルとなることが予想されるがその対応は」との質疑に対し「申し出は想定しており、個別に判断し、しっかり審査を行う。事業者に対しては聴聞・弁明の機会を与え対応していく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第35号 平成27年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

「議場システム工事により職員が収録することになるが負担はないのか」との質疑に対し「議場システム工事でカメラを設備することによりシステムの機能向上が図られ、合併特例債の対象となる。また議会中継の費用も削減できる。今回予定しているシステムは、プリセットによりカメラを操作するので職員の負担はない」との答弁がありました。

また「テレビの難視聴地域対策として、公的な補助等は検討できるのか」との質疑に対し「白州地域の一部に難視聴地域がまだあり、難視聴地域を解消するための協議会があるので、この中で今後、調査し検討していきたい」との答弁がありました。

また「地方交付税が減少することに伴い、今後の財政健全化計画等の見通しは」との質疑に対し「昨年2月に定めた第3次行財政改革大綱により、財政の中長期見通しについてはお示しした。今後は1年ごとを目安にローリングすることとなっており、平成26年度決算を反映した見直しを行っていく」との答弁がありました。

また「公共施設等総合管理計画等策定事業については、市民の利便性向上や管理経費の削減を目的としているが、地域での活用も考えられることから地域の要望を聞きながら策定する予定なのか」との質疑に対し「地域のコンセンサスを得ながら策定していく。市民へのアンケート等を実施し、方向性を定めていく」との答弁がありました。

また「全棟調査を実施しているが、固定資産税の収入見込みが8千万円減額となる。全棟調査により増収になると思うが、減額となるのは」との質疑に対し「平成27年度は評価替えの年であり、家屋の減価償却により約1億3千万円の減収が見込まれる。全棟調査については平成28年度から課税を予定しており、5千万円ほど増加すると見込んでいる」との答弁がありました。

また「消防団員の出動手当を2千円増加した根拠は」との質疑に対し「消防団員の活動費を2千円上げた根拠としては土日も活動を実施しており、消耗品費も考慮した。増額することにより団員確保につなげていきたい」との答弁がありました。

質疑終結後「マイナンバー制度は、膨大な個人情報を国が一手に握ることに懸念があり、マイナンバーで統一されることにより個人情報が芽づる式に引き出される可能性があり、国民の

プライバシーを侵害する恐れがある。また繰上償還に約23億円を計上しているが、市民の生活応援に活用すべきであることから反対する」。一方「地方交付税が減額されている割に相対的にバランスよく組み立てられている。扶助費についても厚く盛り込まれている。また、マイナンバー制度の導入時期については、適正な実施時期にあると思われる。繰上償還については、財政健全化に向けて着実に実施すべきであることから賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第1号 自衛隊の海外で武力行使を容認するための関連法の「改正」・制定に反対する意見書の提出を求める請願であります。

紹介議員の出席のもと、慎重な審査を行いました。

「5月には海外での武力行使が可能となる改正法が提出される予定であり、今議会に請願を採択すべきであると思うか」との質疑に対し「集団的自衛権は個別自衛権とは意味が違い、時の政府の思いだけで憲法解釈を変更することは、憲法を蔑ろにしていることだと思う」との答弁がありました。

また「集団的自衛権が海外派兵を可能とし、個別的自衛権の範疇を逸脱するのかというところは今の段階では不明確である。そもそも集団的自衛権は個別的自衛権の中にあると思うが、そのことに対する見解は」との質疑に対し「基本的には、集団的自衛権と個別的自衛権はまったく違うものであると思う。集団的自衛権は当事者国だけでなく、同盟国も含め利害関係が一致した国が加わることになり、第2次大戦のように広がる可能性がある。個別的自衛権に集団的自衛権は含まれないと考えている。また集団的自衛権を論ずるにあたり、周辺諸国の周辺とはどこまでかを解釈していたが、周辺自体が取り除かれようとしていることに怖さを感じている」との答弁がありました。

質疑終結後「誰もが平和を望み、日本国の平和は国民全員の願いである。各議員は国の議論の動向も勘案し、請願に対し正面から向き合いながら議会として意志を決定することになる。議会の意志を決定するためには議員全員で合意形成を行う必要があり、慎重に審議する必要がある。よって、継続審査にすべきである」との意見が出され、全員一致で継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○副議長（坂本静君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から議案第17号、議案第18号、議案第21号から議案第23号、議案第27号、議案第31号、議案第35号から議案第39号まで、議案第44号から議案第46号までについて報告を求めます。

文教厚生常任委員長、上村英司君。

上村英司君。

○文教厚生常任委員長（上村英司君）

平成 27 年 3 月 19 日

北杜市議会議長 渡邊英子様

文教厚生常任委員会委員長 上村英司

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は2月27日の本会議において付託されました事件を3月10日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第17号 北杜市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

議案第18号 北杜市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について

議案第21号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第22号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第23号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第27号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第31号 韮崎市・北杜市指導主事共同設置規約の変更の件

議案第35号 平成27年度北杜市一般会計予算（所管分）

議案第36号 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計予算

議案第37号 平成27年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第38号 平成27年度北杜市介護保険特別会計予算

議案第39号 平成27年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算

議案第44号 平成27年度北杜市病院事業特別会計予算

議案第45号 平成27年度北杜市辺見診療所特別会計予算

議案第46号 平成27年度北杜市白州診療所特別会計予算

以上15件であります。

審査結果を申し上げます。

まず議案第17号 北杜市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてであります。

「教育の政治的中立性、継続性、安定性が確保できる見込みはあるか」との質疑に対し「いじめ等の問題に迅速な対応と責任の明確化が求められることから制度改正が行われるもので、教育委員会が教育長のチェック機関となるなどにより政治的中立性は保たれる」との答弁がありました。

質疑終結後「首相は戦後教育を敵視し、日本の教育を侵略戦争美化の愛国心で塗り替えようとしている。日本を戦争のできる国に変えようとする今回の制度は、教育委員会の独立性を奪う狙いがあることから反対する」。一方「条例の主旨に教育の政治的中立性を確保することをしっかりと謳い、国民が平和を守り、いじめ等の問題に迅速に対応するなど安心して教育を受けることが可能となる制度改正であることから賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第21号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

「北杜市の高齢化率は。また特別徴収・普通徴収の人数とそれぞれの徴収割合および滞納者数は」との質疑に対し「平成26年4月1日現在の65歳以上の高齢者は1万6,205人で高齢化率は33.3%である。年度途中で普通徴収から特別徴収へと切り替わる方もおり、人数は正確には把握できないが割合では特別徴収が90%、普通徴収が10%である。平成25年度までの滞納者は475人おり、平成25年度に調定した保険料の滞納金額は646万6,680円である」との答弁がありました。

質疑終結後「今回の改定では保険料第1段階で年額1,400円下がるが、その他の段階ではすべて値上がりする。基準額では月額3,833円から4千円に167円値上がりし、年金生活の高齢者は、年金削減や消費税増税で生活が大変であることから反対する」。一方「高齢化率が進展する中で介護の負担は避けて通ることはできない。低所得者は軽減できていることから賛成する」。また「今回の介護保険事業計画は十分議論されており、基金を活用し保険料の上昇を抑えており、低所得者にも十分配慮されていることから賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第22号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

「第3条関係で介護予防訪問看護計画を保健師等に提出させることが追加されることになっているが、今までの状況は」との質疑に対し「これまでは個別支援計画を努力義務として作成していた」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第23号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「婦人科の診療日などは具体的に決まっているのか」との質疑に対し「担当医が決まったあと、診療日等を決定する」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第31号 韮崎市・北杜市指導主事共同設置規約の変更の件であります。

「共同設置している指導主事の勤務地と人数は」との質疑に対し「中北教育事務所に1名勤務している」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第35号 平成27年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

「臨時の保育士の人数は。また、放課後児童クラブ等の指導員の人数は」との質疑に対し「保育園の臨時職員の内訳は保育士が76名、調理師および栄養士が30名、加配41名である。放課後児童クラブ等の臨時職員は児童館が4名、放課後児童クラブの指導員が56名である」との答弁がありました。

また「ふれあいペンダントを30台購入することになっているが、利用者は何人いるか」との質疑に対し「利用者は約110人おり、機器は140台ある。今回は今ある機器の入れ替えを予定している」との答弁がありました。

また「子ども医療費が2千万円増え、子育て世帯臨時特例給付金が2,300万円減っている理由は」との質疑に対し「子ども医療費は、小学校6年生まで対象を拡大したことから増額となった。また、子育て世帯臨時特例給付金は平成27年度から1万円から3千円に引き下げ

られたため減額となった」との答弁がありました。

また「囲碁美術館の管理費の内訳は。管理は今後どのようにするのか」との質疑に対し「囲碁美術館の予算は、臨時職員の賃金や囲碁教室等の開催費を計上している。管理運営は、昨年と同様に臨時職員で対応する」との答弁がありました。

また「公民館分館整備費補助金613万2千円の内訳は」との質疑に対し「10カ所の公民館から修繕の申し出があり511万円を見込み、今後、新たに申し出がされる修繕分も含め申し出額の1.2倍とした」との答弁がありました。

また「学校給食における地産地消率の充足率は。季節野菜を活用したメニューの実施状況は」との質疑に対し「平成25年度の地産地消の充足率は41.9%である。季節野菜を活用したメニューについては、作物の入荷状況を勘案しながら献立を決めている」との答弁がありました。

質疑終結後「繰上償還23億円のうち3千万円あれば、中学校3年生まで医療費窓口無料化が実施できる。また、9千万円あれば国保税を1世帯1万円引き下げることができる。市民の暮らし・福祉のために使うべきであることから反対する」。一方、「地方交付税の段階的縮減に対応するために繰上償還は必要であり、生活困窮者や少子化対策等についても積極的に取り組みを行っていることから賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第36号 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計予算であります。

「国保加入世帯数と滞納者数は」との質疑に対し「加入世帯は本年1月の月報で9,588世帯である。滞納世帯数は平成25年度は1,253世帯である」との答弁がありました。また「今後、県が国保を運営することになるが予算に影響があるか」との質疑に対し「平成30年度以降、県と市町村により共同運営を行うことになっているが今回の予算には共同運営の経費を計上していない」。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第38号 平成27年度北杜市介護保険特別会計予算であります。

「介護認定を受けている市民は何人いるのか」との質疑に対し「平成25年度の実績で要支援1は81人、要支援2は240人、要介護1は206人、要介護2は391人、要介護3は376人、要介護4は280人、要介護5は198人である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第44号 平成27年度北杜市病院事業特別会計予算についてであります。

「今回取得する資産はどこに整備するのか」との質疑に対し「すべて塩川病院に整備する」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号 北杜市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について、議案第27号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第37号 平成27年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算、議案第39号 平成27年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算、議案第45号 平成27年度北杜市辺見診療所特別会計予算、議案第46号 平成27年度北杜市白州診療所特別会計予算の6件は質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○副議長（坂本静君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第24号から議案第26号まで、議案第35号、議案第40号から議案第43号まで、議案第47号から議案第56号までについて報告を求めます。

経済環境常任委員長、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○経済環境常任委員長（中山宏樹君）

平成27年3月19日

北杜市議会議長 渡邊英子様

経済環境常任委員会委員長 中山宏樹

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は2月27日の本会議において付託されました事件を3月12日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第24号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第25号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について

議案第26号 北杜市営単独公共住宅条例の一部を改正する条例について

議案第35号 平成27年度北杜市一般会計予算（所管分）

議案第40号 平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計予算

議案第41号 平成27年度北杜市下水道事業特別会計予算

議案第42号 平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算

議案第43号 平成27年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算

議案第47号 平成27年度北杜市土地開発事業特別会計予算

議案第48号 平成27年度北杜市明野財産区特別会計予算

議案第49号 平成27年度北杜市須玉財産区特別会計予算

議案第50号 平成27年度北杜市高根財産区特別会計予算

議案第51号 平成27年度北杜市長坂財産区特別会計予算

議案第52号 平成27年度北杜市大泉財産区特別会計予算

議案第53号 平成27年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算

議案第54号 平成27年度北杜市白州財産区特別会計予算

議案第55号 平成27年度北杜市武川財産区特別会計予算

議案第56号 平成27年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算

以上18件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第25号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

「駐車料を無料とする経緯と今後の管理経費の見込みは」との質疑に対し「清里駅前を活性化するため駅前地区より無料化するよう要望があり、民間駐車場所有者と地区内での調整がついたことから無料化することになった。これまでは管理のための人件費が100万円、トイレ等の維持管理費が80万円、県への借地料が240万円であったが無料化とすることにより除草等の管理費50万円のみとなる見込みであり、清里観光振興会へ管理を依頼する予定である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第26号 北杜市営単独公共住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

「条例を改正することにより就業促進住宅に入居できる企業等の要件はどうなるのか」との質疑に対し「企業会に加入している、もしくは入会した企業の従業員を対象とする」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第35号 平成27年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

「北部ふるさと公苑の今後の管理方針は」との質疑に対し「峡北南部衛生センターの老朽化により、今後は市内のし尿を北部ふるさと公苑で処理できるように改修していきたい。柿平地区との協議は進んでおり5年間延長する方向である。ただ、峡北南部衛生センターを利用しないようにするためには、財産処分等の問題があることから構成市との協議は行っていく」との答弁がありました。

また「今回、須玉保育園に太陽光パネルを設置する予定になっているが、太陽光パネルを整備することによって市有施設の売電収入や民間施設の固定資産税など影響額は」との質疑に対し「市有施設の売電収入は約1億7,900万であり、小中学校の電気料削減額約1,700万円の効果もある。民間施設の固定資産税は約7千万円を見込んでいる」との答弁がありました。

また「農業関係の指定管理施設の中には稼働率が悪いところがあり、施設の有効活用も考えると売却等検討すべきでは」との質疑に対し「施設のあり方を検討し、民間が所有したほうが有効活用できる施設については、譲渡等を進めていきたい」との答弁がありました。

また「別荘地内での鳥獣捕獲の方針は」との質疑に対し「鳥獣の捕獲については、別荘地域についても通常の捕獲方針により実施することとなるが住民の安全性を考慮し、捕獲を実施する場合には、防災無線等を活用しながら周知を図りたい」との答弁がありました。

また「企業誘致を進めるためのこれまでの取り組みと今後の方針は」との質疑に対し「今年度は地域人づくり事業を活用し、商工会に委託した企業支援員が26社を60回訪問している。今後はまち・ひと・しごと創生事業による国庫補助金等を活用して実施したい」との答弁がありました。

また「まちづくり計画推進費が大きく減額されているがその理由は」との質疑に対し「サイン計画策定経費が減少したことによる。今回の予算は、まちづくり審議会が開催された場合のみの経費を計上した」との答弁がありました。

また「長坂駅バリアフリー化に向けた実態調査の内容は」との質疑に対し「エレベーターの規格を定めるために長坂駅を利用している方の利用目的や利用頻度などの実態を調査する」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第４３号 平成２７年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算であります。

「施設管理費が７００万円増額となった理由は」との質疑に対し「３年に１度の定期点検の経費を計上した」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第２４号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について、議案第４０号 平成２７年度北杜市簡易水道事業特別会計予算、議案第４１号 平成２７年度北杜市下水道事業特別会計予算、議案第４２号 平成２７年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算、議案第４７号 平成２７年度北杜市土地開発事業特別会計予算、議案第４８号 平成２７年度北杜市明野財産区特別会計予算、議案第４９号 平成２７年度北杜市須玉財産区特別会計予算、議案第５０号 平成２７年度北杜市高根財産区特別会計予算、議案第５１号 平成２７年度北杜市長坂財産区特別会計予算、議案第５２号 平成２７年度北杜市大泉財産区特別会計予算、議案第５３号 平成２７年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算、議案第５４号 平成２７年度北杜市白州財産区特別会計予算、議案第５５号 平成２７年度北杜市武川財産区特別会計予算、議案第５６号 平成２７年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算の１４件については質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○副議長（坂本静君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結します。

これから議案第１７号 北杜市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

中村隆一君。

はじめに原案反対の討論ですか。

○２１番議員（中村隆一君）

はい。

○副議長（坂本静君）

中村隆一君。

○２１番議員（中村隆一君）

議案第１７号 北杜市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について反対討論を行います。

安倍首相は靖国神社参拝を行うなど、過去の侵略戦争を美化する立場をその行動によって示しています。重大なことは安倍首相はその特殊な立場から戦後教育を敵視し、日本の教育を侵略戦争美化の安倍流愛国心で塗り替えようとしていることです。

第１次安倍政権が教育基本法に愛国心を盛り込む改悪を強行しました。この北杜市議会でも市民から平和憲法と一対の教育基本法を守れとの請願が出され、熱い討論をしたことを思い起こします。

昨年７月には、集団的自衛権行使容認の閣議決定をしました。今、集団的自衛権行使容認の閣議決定を具体化する戦争立法との戦いが後半国会の最大の対決点になります。日本を戦争できる国に変えるため教育を支配しようとしています。教育委員会の独立性を奪う狙いがある本条例に反対します。

以上です。

○副議長（坂本静君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

原堅志君。

○７番議員（原堅志君）

議案第１７号 北杜市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について賛成の立場で討論を行います。

まず文教厚生常任委員長の報告では、賛成多数で原案のとおり可決です。今回の制定は国の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年４月１日に施行されたことに伴い、教育委員長および教育長を一本化し、新たに設置する教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定を行うものであります。

国の法改正の内容は教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政の責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに地方に対する国の関与の見直しを図るための制度の改革が行われたものであります。

市の関係条例の制定等はこの制度改正による法の一部改正に伴い行われるものであり、教育委員会は引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりであることから原案に賛成いたします。

以上です。

○副議長（坂本静君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第１７号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数。

したがって、議案第１７号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第１８号 北杜市教育長の勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第１８号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第19号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第19号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第20号 北杜市行政手続き条例への一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第21号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに、原案の反対者の発言を許します。

○21番議員（中村隆一君）

議案第21号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

今回の改定では、低所得者の負担能力に応じた保険料の軽減を行うものとして保険料第1区分、1段階で年額1,400円、月額にして117円、下がります。そのほかの区分、第2段階から第9段階ではすべて値上がりです。基準額でいえば月額3,833円から4千円に167円の値上げになります。軽減は名ばかりで大多数の高齢者は値上がりになります。勤労

者の所得は伸びず年金生活の高齢者は年金削減、消費税増税で生活は大変です。

以上を述べて反対討論を終わります。

○副議長（坂本静君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

議案第21号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をいたします。

この条例の改正は介護保険法第117条の規定により3年に一度、各市町村が行う介護保険事業に関わる保険給付の円滑の実施に関する計画を今、置かれている各保健事業の見込み、あるいは被保険者の心身の状況、その他置かれている環境、そのほかいろいろな事情を正確に把握し、これを勘案して計画を定め、北杜市の介護保険事業計画策定委員会の答申を踏まえた中で介護保険法施行規則等の一部改正する省令に従いまして、介護保険料の改定をするものであります。

その内容につきましては、被保険者への負担の軽減を考慮しながら基準月額4,352円になるところを、介護保険料給付支払準備基金を2億1千万円取り崩した中で基準月額を4千円に抑えてあります。

それから所得段階区分では7段階から9段階に見直し、所得水準に応じたきめ細かな保険料区分が設定をしております。さらに負担能力に応じた保険料軽減を行い、低所得高齢者への配慮も行い、保険料軽減強化も行っております。現行の第1、第2段階の保険料は年額で1,400円下げてあるということであります。

なお、消費税の10%引き上げ時にはさらなる低所得者への保険料引き下げが予定されております。

いずれにしても高齢化が進展する中で、介護の負担は避けて通ることができないことから本案に対して賛成をいたします。

○副議長（坂本静君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから議案第21号を採決いたします。

この採決は起立により、行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数。

したがって、議案第21号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時5分いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○副議長（坂本静君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に議案第22号 介護保険法施行規則などの一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第23号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第24号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第２５号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第２５号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第２６号 北杜市営単独公共住宅条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第２６号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第２７号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第２７号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたし

ました。

次に議案第31号 韮崎市・北杜市指導主事共同設置規約の変更の件について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第35号 平成27年度北杜市一般会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論ですか。

清水進君。

○11番議員(清水進君)

議案第35号 平成27年度北杜市一般会計予算に反対する立場から討論を行います。

日本経済は昨年4月の消費税増税によって深刻な危機に陥っています。経済の6割を占める個人消費は昨年1年間、過去20年で最大の落ち込みとなりました。とても暮らしが成り立たない、商売が立ち行かないという怨嗟の声が全国に広がっています。

内閣府が1月に発表したミニ経済白書は、消費税引き上げによる物価上昇は実質所得の減少をもたらし、将来にわたって個人消費税を抑制する効果を持つと認めています。加えて政府は新年度の予算で社会保障の自然増路線から転換をしています。社会保障のためと言いながら介護、年金、医療、生活保護などあらゆる分野で社会保障の切り捨てを進めるものとなっています。こうした国の施策のもとで市民に最も身近な自治体が暮らしや福祉予算を増やして、誰もが安心して住み続けられる市の予算編成が求められます。

反対の第1の理由は今年度、マイナンバー社会保障税番号制度を進めていく経費が計上されていることです。マイナンバー制度は赤ちゃんからお年寄りまで、住民票を登録している全員に生涯変わらない番号を割り振り、社会保障や税の情報を国が一括管理するものです。

政府は行政手続きが便利になるなどといいますが、多くの国民は制度を知らない上、膨大な個人情報に国が一手に握ることへの懸念、情報漏れへの不安が広がっています。これまで年金、医療、介護、雇用の情報や納税、給与の情報はそれぞれの制度ごとに管理されていましたが、今度はマイナンバーで1つに結ばれます。政府は医療の診療情報、預貯金の情報などへの市場拡大を狙っており、マイナンバーが大量の個人情報の塊になることは明白です。マイナンバーが流出し、さまざまな情報が芋づる式に引き出される、こんな危険が現実となります。すでに社会保障番号を導入しているアメリカでは個人情報の大量流出、不正使用が大問題となっています。国民の権利を危機に陥れる制度は実施を強行すべきでないと考えます。

2点目として水道水の責任買い取り制のため利用していない水、約2億円余りの支出を行っていることです。県がこの地域では人口増のため、急速に水が不足するとしてダム水を北杜市民に使うよう押し付けてまいります。ダム建設からわずか20年余りで人口は減少しています。県が不足するお金を負担すべきであり、さらに北杜市の人口が減れば北杜市の負担だけが増えることになります。

第3の理由として繰上償還に予算の8.1%、23億4,900万円が計上されています。公債費比率は19.7%であります。北杜市の1人当たりの借金53万9千円となります。県内の市では1人当たり借金74万5千円でも公債比率は12.4%と低い自治体もあり、市の考え方だと思います。私は市民の切実な要求である子ども医療費助成制度などに使うべきだと考えます。10日の衆議院予算委員会で厚生労働省は子どもの医療費窓口無料化、外来で就学前まで24%、中学卒業までが67%、それ以上が9%である全国での実施状況を回答しています。山梨県内でも中学3年生までを実施している自治体が多数となっています。市の予算でもあと3千万円で中学3年生まで実施できると回答しています。また高すぎる国保税、一度世帯主が入院や仕事がなく働けない期間、すなわち収入がない期間があるとたちまち払いたくても払えない高額となっています。1世帯1万円の引き下げでも世帯数から約9,600万円あれば実施することができます。

また重度障害者の医療費窓口無料にすることを求めてまいります。特に子どもは自治体の無料制度で会計がないのに、昨年11月より障害のある子どもさんだけが会計があるため、待たされることになります。この子どもは北杜市でも0歳から12歳まで、わずか35人です。新たな差別を行うことになりませんか。直ちに無料に戻すべきであります。また市内業者の仕事を増やし、地元経済を活性化させる住宅リフォーム制度は県内でも実施する市町村が増えております。こうした暮らしを支える予算、総額の292億円の1%の範囲での計上で実施できるものと考えます。

以上の理由により一般会計予算案に反対をいたします。

○副議長（坂本静君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

議案第35号 平成27年度一般会計は総額292億3,531万3千円であり、支給人員512人の市職員の人件費40億2,536万4千円も含まれております。また市民の健康づくり医療や社会保障制度の福祉予算など、8つの杜づくりに盛り込まれた本予算は合併10年の北杜市づくりの実績に裏づけされたバランスのよいものであります。それぞれに切れ目のない施策の遂行のため、議案第35号に賛成をいたします。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

ほかに討論はありませんか。

反対討論ですか。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

議案第35号 平成27年度北杜市一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

現在、水道料金の統一を巡り大泉町の住人50人余りが原告となって裁判が行われています。原告の主張の1つにこの水道料金統一に伴う大泉町の一般家庭の大幅な料金値上げが簡易水道特別会計の健全化に寄与していないというものがあります。多くの大泉町民は料金の値上げそのものについてはただ反対するものではなく、簡易水道特別会計の健全化など北杜市の財政全般の健全化に寄与するものであれば理解するとしています。しかし本予算案については簡易水道特別会計へ7億1千万円余りの繰り出しを計上していますが、今後の簡易水道特別会計の健全化への道筋が示されていないことから平成27年度北杜市一般会計予算に反対いたします。

以上です。

○副議長（坂本静君）

ほかに討論はありませんか。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

議案第35号 平成27年度北杜市一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

まず申し上げるべきことは、3常任委員会での審査結果は委員長報告のとおりいずれも可決であります。このため委員会の結論を尊重すべきと考えます。

合併し北杜市は10年を経過しました。その間、白倉市政は合併により8町村から引き継いだ多くの課題を着実に解決する一方、財政健全化を合併後の一丁目一番地として位置づけ、職員とともに一丸となり懸命に取り組んできたことと思います。

各種団体の皆さまや市民の多くの皆さま方のご理解とご協力により、その成果は市の財政状況を示す財政健全化指標に明確に表われてきております。

しかし10年経ったとはいえ、北杜市が目指すところの人と自然と文化が躍動する環境創造都市、世界に向かって羽ばたく誇れる北杜市の形成に向かってはまだ道半ばであります。平成27年度は今までの10年間の実績を礎とし、北杜市の一層の発展と成熟度の向上のため次の10年に向かってのスタートの年であります。重要な、そして大切な1年であります。

このような中で編成した平成27年度一般会計予算は、総額で292億3,531万3千円と対前年度当初費1.2%増の積極予算であります。その内容は公共事業費、ならびに経常経費については前年度に引き続き縮減をし、行政経営については厳しいシーリングを設定し、総額を抑制するとともに一層の事業効果や施策の優先度を厳しく精査する等、財政健全化への取り組みの努力が予算の随所に表れております。

一方、財政基盤の安定化を図るため歳入の確保にも積極的かつ果敢に取り組み、市の将来の発展と市民が安心して安全に暮らせる豊かな生活を目指し、最重要課題であります人口減少、少子化対策に取り組むために隣の長野県富士見町、原村と連携を取りながら、定住自立圏構想の積極的な推進や子育て支援住宅の整備促進、また産業を興し富める杜づくり事業として新規就農総合支援事業や地域おこし協力隊支援事業の継続拡大、そして特定鳥獣適正管理事業等に取り組み、さらに若者の流出抑制および定住促進を着実に進めるために産業立地事業費助成金の交付、加えて北杜市の玄関口であります、そしてまた八ヶ岳観光圏の中心に位置します小淵沢駅の駅舎改築、駅前広場整備事業など市の重要施策に対して重点的かつ積極的に取り組む姿勢は評価に値をします。

以上、平成27年度一般会計予算は地方交付税の段階的縮減への取り組みの対応、そして財政の健全化に配慮する一方、北杜市の将来の発展に向けて積極的な事業展開を図る内容となっ

ております。このようなバランス感覚を持った予算であることから議案第35号 平成27年度北杜市一般会計予算について、賛成をいたします。

○副議長（坂本静君）

ほかに討論はありますか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

賛成ですがよろしいですか。反対の方がいらっしゃれば。

○副議長（坂本静君）

反対討論はありませんか。

（ な し ）

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

議案第35号 平成27年度北杜市一般会計予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

本予算におきまして292億3,531万3千円ということでございます。昨今の予算の推移を見ますと当初としては大きいということになります。その大きな原因は何かといいますと、これは基金財源を活用して過去最大となる23億5千万円を上回る市債、借金を返すわけでございます。これは平成26年度と連動いたしまして、平成26年度に基金を積み上げ、そして平成27年度当初で市債を返すという、財政的なこれは措置というふうに考えているところでございます。

北杜市におきましては繰上償還を積極的に行いまして、政府系資金におきましてはすべて返しきった。その中でどのように考えていくかということで、縁故債を返すことになったということになるわけでございます。つまり借り換えをしながら、平成26年度中におきましては合併特例債も使いながら、例えば子育て支援住宅におきましては公営住宅法の45%の補助ではなくて、市債における合併特例債95%の事業における70%起債バックの有利な起債を借りたわけでございます。そういった起債を借りながら、当初予定していた資金等の変更を変えながら、これはなんとか余らした虎の子を積んだものが23億5千万円でございます。

そしてなぜそれを返さなければならないかということでございますが、先ほど清水議員の討論にございましたが、1人当たり50万円の借金ということでございますが、これは一般会計だけを考えた場合、そうなるわけございまして、特別会計までを考えますと1人当たり約150万円の借金があるということでございます。そういたしますと、この借金は早めに返しておかなければ、私たち北杜市の未来の子どもたちにその遺恨を残すことになるということになるわけでございます。

そういった意味で今回の平成27年度の一般会計予算につきましては、それらの将来の財政破綻を防ぐということの予算編成だというふうに、まず考えなければならないということになると思います。

また子ども医療費の窓口無料化につきましては、昨年秋に3年生から6年生まで対象を増やしたわけでございます。そしてその評価というのは今年度、またやってみて決算をしてみないとそれは顕著に分からないわけでございます。

われわれの市がお金があり余り、そして多くの福祉政策や多くの教育政策、いろんなものに出せればいいんですけども、それらにつきましては恒久財源をもとにしないといけない。市

税につきましては69億円を横ばいにいるわけでごさいます、地方交付税におきましては40億円がこれから減っていくという現状もあるわけでごさいます。つまりわれわれは240億円ぐらいの予算をこれから組んでいかなければ、将来的に破綻するというのは目に見えている、そういう意味で今回の補正予算については高く評価をするものでごさいます。

また水道会計への繰り出しにつきましては、7億円を繰り出しているわけでごさいますが基準内繰入、基準外繰入とあるわけでごさいますが、もし水道会計に一般会計から7億円を繰り出さなければ水道会計は破綻をしてしまいます。破綻するとどうなるか、それは水道の供給ができなくなる。またそれに伴う改修、また新設の工事もできなくなる。つまり命の水を市民の皆さんに安定に供給すべき市がそれができなくなるということになるわけでごさいます。それらを料金と考えるのは、料金を安くするんであればもっと繰り出しをすればいいし、また料金をもとにそれを健全な体系にするには料金をもっと上げるべきだと思っております。つまりそれにつきましては今現在、一般会計から水道会計へ繰り出さざるを得ないという現状でごさいます。そういった意味も含めまして、以上の理由によりまして平成27年度北杜市一般会計予算に賛成をするものであります。

○副議長（坂本静君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第35号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数。

したがって、議案第35号は各常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第36号 平成27年度北杜市国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第37号 平成27年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第３７号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第３８号 平成２７年度北杜市介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第３８号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第３９号 平成２７年度北杜市居宅介護保険支援事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第３９号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第４０号 平成２７年度北杜市簡易水道事業特別会計予算について、討論を行います。

反対討論ですか。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

議案第40号 平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計予算、反対の立場で討論いたします。

先ほどの一般会計の予算案も反対討論の中で申し上げましたが、現在係争中の水道料金統一を巡る裁判における原告の主張の1つは、この水道料金統一に伴う大泉町の一般家庭の大幅な値上げが簡易水道特別会計の健全化に寄与していないというものであります。

平成27年度一般会計予算で、簡易水道特別会計へ7億1千万円余りの繰り出しを計上しながら簡易水道特別会計の健全化に寄与するものではないと反対しましたが、受ける側の簡易水道特別会計予算でも今後の会計健全化への道筋が示されていないことから、平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計予算に反対いたします。

○副議長（坂本静君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ24億2,185万9千円でございます。そして主なものを考えますと、簡単に言うと収入は使用料がございまして、そして支出につきましては、それに伴う設備費ですとか管理費ですとか、そういったもので賄うわけでございまして、そして広域水道企業団へ受水単価をもとに7億円ほどの支出をしているわけでございまして。

そしてこれらの予算を鑑みたときに先ほど大泉町の裁判の係争の問題がございましたが、まずこの係争の裁判は確定を見ておらないわけでございまして。市の主張といたしましては、条例に基づいた料金につきまして、またそれらは地方自治体の許せる範囲の中でわれわれ議会もそれを認めたわけでございまして。つまり条例に基づいた使用料に基づきまして徴収がされているということでございまして、その徴収についてはその手法、またそのあり方についてなんら問題がないと思っております。係争される結果は今後出てくるとは思いますが、それを今の段階でそのことを理由に反対するのは、私はそれは確定していないものを言われることでございまして、予想だけではこの予算に反対するべきではないというふうに考えているところでございまして。

また健全化につきましては、この北杜市という状況を考えてときに山あり谷あり、それらのところへ集落が点在をし、その中へどうしても命の水である水道を引かなければならない現実があるわけでございまして、それにはやはり必要以上の経費がかかるわけでございまして。それらをもとに鑑みたときに、この簡易水道事業特別会計の予算につきましてはおおむね良好と考えるのが妥当だと思っております。

以上の理由によりまして賛成といたします。

○副議長（坂本静君）

ほかに討論はありませんか。

反対ですか。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

議案第40号 平成27年度北杜市簡易水道事業特別会計予算に反対の立場から討論をさせ

ていただきます。

今年度は公営企業会計への移行をしていく予算が計上されています。上下水道事業、地方公営企業法適用化基本計画策定業務委託1, 498万円であります。公営企業の経理は独立採算制であり、一般会計からの繰り入れはできないことになっています。議員全員協議会で説明されたように使用料金、水道料金だけで収入を賄えば現行料金を約1.4倍にしなければ赤字になってしまうといわれる会計であります。事業会計へ移すにあたり、しばらくは、当面はということで一般会計からの繰り入れを行うとの説明ですが、将来的には大幅な水道料金の引き上げにつながっていくものと考えますので、この経費計上に反対をいたす理由であります。

○副議長（坂本静君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第40号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第40号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第41号 平成27年度北杜市下水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第42号 平成27年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第４３号 平成２７年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第４３号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第４４号 平成２７年度北杜市病院事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第４４号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第４５号 平成２７年度北杜市辺見診療所特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第４５号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第４６号 平成２７年度北杜市白州診療所特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第４６号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第４７号 平成２７年度北杜市土地開発事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第４７号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第４８号 平成２７年度北杜市明野財産区特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第４８号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第４９号 平成２７年度北杜市須玉財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第50号 平成27年度北杜市高根財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第51号 平成27年度北杜市長坂財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第52号 平成27年度北杜市大泉財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第53号 平成27年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第54号 平成27年度北杜市白州財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第55号 平成27年度北杜市武川財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第５６号 平成２７年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第５６号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は１時３０分といたします。

休憩 午前１１時５４分

再開 午後 １時３０分

○副議長（坂本静君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第３６ 議案第１５号 北杜市議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第１５号 北杜市議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定について、ご説明いたします。

概要書をご覧いただきたいと思います。

趣旨でございます。

地方自治法第９６条第２項の規定に基づき、議会の議決に付すべき事件に関し必要な事項を定めるため、北杜市議会の議決に付すべき事件に関する条例を制定するものである。

制定の内容でございます。

市の最上位計画である北杜市総合計画基本構想の策定、変更等および国の認可要件とされている定住自立権形成協定の締結、変更等に関し議会の議決すべき事件として明確にするため条例を制定するものでございます。

本文の２ページをご覧いただきたいと思います。

第1条に趣旨を定めてございます。

第2条といたしましては、議会の議決に付すべき事件ということで2項目定めてあります。

附則につきましては施行日のことございまして、施行日につきましては公布の日から施行するということでございます。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○副議長（坂本静君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第15号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決するものと決定いたしました。

○副議長（坂本静君）

日程第37 議案第16号 北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

それでは議案第16号 北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定について、ご説明を申し上げます。

概要書をご覧いただきたいと思います。

まず趣旨でございます。

子ども・子育て支援法に基づき保育園等の利用者負担額を定める必要があるため、北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例を制定するものであります。

次に制定の内容であります。

北杜市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、特定教育・保育にかかる認定区分ごとの利用者負担額を定めるものであります。

それでは条例本文の２ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は第１条から第５条、ならびに附則により構成されております。

第１条では趣旨を定めております。

第２条では定義を、第３条では利用者負担額について、別表１においては保育園等の利用者負担額を、別表２では幼稚園等の利用者負担額をそれぞれ階層ごとの額を定めております。

第４条では第２子以降の減免を、第５条では規則への委任を定めております。

附則といたしまして、この条例は平成２７年４月１日から施行することを規定しております。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○副議長（坂本静君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第１６号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第１６号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○副議長（坂本静君）

日程第３８ 議案第２８号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散の件

日程第３９ 議案第２９号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分の件

日程第４０ 議案第３０号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件

の以上３件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

はじめに議案第２８号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散の件につきまして、ご説明を申し上げます。

山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が共同処理しております市町村議会議員の補償、または通勤による災害補償事務と山梨県市町村総合事務組合が共同処理しております非常勤職員にかかる公務災害、または通勤による災害補償事務につきましてはいずれも地方公務員災害補償法を根拠としており、その補償制度も同一の内容となっていることから既存組織のあり方を見直し、効率的な共同処理を行うこととし、統合の検討を行う中で構成団体議会での協議のうち山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を解散、財産処分を行い山梨県市町村総合事務組合に編入し、両組合は統合するという結論に至っています。

こうした経過によりまして、地方自治法第２８８条の規定により平成２７年３月３１日をもって山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を解散するものであります。

提案理由であります、平成２７年３月３１日をもって山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を解散することに係る地方自治法第２８８条の規定による協議については、同法第２９０条の規定により関係地方公共団体の協議が必要なことから議会の議決を求めるものであります。

続きまして議案第２９号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分の件について、ご説明申し上げます。

地方自治法第２８９条の規定により、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について、次のとおり関係地方公共団体の協議の上、定めるものとするものであります。

財産処分に関する協議事項であります、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の財産はすべて山梨県市町村総合事務組合に帰属させるものであります。

提案理由ですが、平成２７年３月３１日をもって山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を解散することに伴う同組合の財産処分に係る地方自治法第２８９条の規定による協議については、同法第２９０条の規定により関係地方公共団体の協議が必要なことから議会の議決を求めるものでございます。

続きまして議案第３０号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更の件について、ご説明申し上げます。

概要書、１ページをご覧くださいと思います。

趣旨でございますが、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が山梨県市町村総合事務組合と統合すること、ならびに富士吉田市の地方公務員災害補償法に関する事務を新規に共同処理することとする山梨県市町村総合事務組合同規約の変更については、構成団体の協議が必要であることから議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が行っていた業務を山梨県市町村総合事務組合が行うため、この事務に係る規定を加えるほか、所要の改正を行うものであります。

提案理由でございますが、概要書の次のページの規約本文の下になります。山梨県市町村議

会議員公務災害補償等組合が平成２７年４月１日に山梨県市町村総合事務組合と統合すること、ならびに富士吉田市の地方公務員災害補償法にかかる公務災害、または通勤による災害の補償に関する事務を新規に共同処理することとする山梨県市町村総合事務組合規約の変更については、地方自治法第２８６条の規定により構成団体の協議が必要であることから同法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものであります。

附則で、この規約は平成２７年４月１日から施行することとしております。

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○副議長（坂本静君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第２８号から議案第３０号までの３件は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号から議案第３０号までの３件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第２８号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第２９号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第３０号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○副議長（坂本静君）

日程第41 議案第57号 平成26年度北杜市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

追加提案させていただきます議案についてご説明申し上げます。

議案第57号 平成26年度北杜市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に2億5,521万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ327億8,128万6千円とするものであります。

国では今国会において地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、総額3兆1,180億円の補正予算が成立いたしました。この緊急経済対策予算は地域の消費喚起など景気の脆弱な部分にスピード感をもった対応を行うことおよび仕事づくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取り組みを通じて、地方の活力を促していくことに重点が置かれております。

本市では緊急経済対策に掲げられた地域消費喚起・生活支援対策やまち・ひと・しごとの創生に向けた北杜市総合戦略を先行的に実施する事業の精査を行い、国費を有効に取り込みながら補正予算案を取りまとめました。緊急の経済対策でありますので、本日追加提案させていただきますところであります。

内容につきましては企画部長から説明いたしますのでよろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○副議長（坂本静君）

次に内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第57号 平成26年度北杜市一般会計補正予算書（第8号）をご覧いただきたいと思います。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,521万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を327億8,128万6千円とするものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正でございます。

まず追加といたしまして2款総務費、1項総務管理費、行政訴訟に係る弁護士業務委託21万6千円は詐欺行為取消請求事件において訴訟の長期化が予想され、年度内での結審の見込みがないことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業(地方創生先行型) 6, 8 7 8 万円は緊急経済対策として実施するもので、年度内に事業の完了が見込めないため繰越明許費を設定するものでございます。

次に4款衛生費、1項保健衛生費、北杜市再生可能エネルギービジョン策定事業7 5 0 万円は緊急経済対策関連事業として実施するもので、年度内に事業の完了が見込めないため繰越明許費を設定するものでございます。

次に6款農林水産業費、1項農業費、6次産業化ネットワーク活動支援事業3, 3 4 2 万円は同じく緊急経済対策として実施するもので、年度内に事業の完了が見込めないため繰越明許費を設定するものでございます。

次に7款1項商工費、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業(地域消費喚起・生活支援型) 1億7 8 2 万4 千円は同じく緊急経済対策として実施するもので、やはり年度内に事業の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に10款教育費、1項教育総務費、小学校指導用資料整備事業3 9 9 万8 千円は教科書改訂に伴う教師用教科書および指導書の後期用下巻が全国的な需要量増加の影響で年度内での納品が見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に変更といたしまして6款農林水産業費、1項農業費、県営土地改良事業の3, 0 3 6 万5 千円を9 0 0 万円増額し3, 9 3 6 万5 千円とするものは、緊急経済対策として実施するもので年度内に事業の完了が見込めないため、繰越明許費を変更するものでございます。

次に5ページの第3表 地方債補正をご覧ください。

変更といたしまして合併特例事業債を2 8 0 万円増額し、限度額を2 1 億9, 1 3 0 万円とし発行限度額の計を2 6 億3, 6 8 0 万円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、恐れ入りますが2ページ、3ページにお戻りいただきたいと思います。

はじめに歳入でございます。

6款1項地方消費税交付金4, 3 3 8 万8 千円の増額は、交付額の決定に伴うものでございます。

10款1項地方交付税1, 3 9 3 万6 千円の増額につきましては、一般財源として普通交付税を充当するものでございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金6 0 0 万円の増額は県営土地改良事業分担金でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金1億3, 6 0 5 万2 千円の増額は地域消費喚起・生活支援型事業および地方創生先行型事業に対して交付される地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金でございます。

15款県支出金、2項県補助金5, 3 0 4 万1 千円の増額はプレミアム付き商品券発行事業に対する地域消費喚起等支援交付金1, 9 6 2 万1 千円および6次産業化ネットワーク活動交付金3, 3 4 2 万円でございます。

21款1項市債2 8 0 万円の増額は、県営土地改良事業に充当する合併特例事業債でございます。

次に3ページをご覧くださいと思います。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費7,589万円の増額は地方創生先行型の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業を行う定住促進対策事業費などでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費750万円の増額は北杜市再生可能エネルギービジョン策定を行う環境衛生事業費でございます。

6款農林水産業費、1項農業費4,242万円の増額は6次産業化ネットワーク活動支援事業費補助金を交付する農業振興事業費3,342万円および県営土地改良事業費900万円でございます。

7款1項商工費1億782万4千円の増額は、プレミアム付き商品券の発行を行う商工業振興対策事業費でございます。

13款諸支出金、2項基金費2,158万3千円の増額は繰上償還の財源とするための減債基金積立金でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○副議長（坂本静君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

先立っての全員協議会の中で説明していただいた資料に基づいて質問させていただきます。

世界に誇れる資源のブランド化推進事業費ということで観光・商工課から約2,500万円が盛られています。世界に誇れる山岳景観、3つの名水百選、日照時間の価値をブランド化するという説明を受けたわけですが、この間の代表質問でもいくつかの会派で質問がありましたけれども、この景観と今、問題にされている太陽光パネルとの整合性について、もうちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

どう考えてもこの景観を売りものにしたときに、目に入ってくる太陽光パネルとの整合性が、北杜市のブランドというふうになるには違和感があると私は思っていますので、お考えを伺いたいと思います。

○副議長（坂本静君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

岡野議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

再々の答弁になって申し訳ありませんけれども、景観とそれと太陽光パネルについては今後も調和をしていくということであろうかと思えます。それで今、質問のとおりはどうやってブランド化するのかということについては、今後考えていくものではないかと考えております。

以上であります。

○副議長（坂本静君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第５７号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第５７号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○副議長（坂本静君）

日程第４２ 議案第５８号 平成２６年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第５８号 平成２６年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第４号）についてであります。

消防法施行令の改正に伴い、介護関連施設へのスプリンクラーの設置が義務付けられたことからスプリンクラーの整備を計画的に行うため、必要な予算措置をお願いするものであります。国の緊急経済対策に伴うものであり、追加で提案させていただきました。

内容につきましては市民部長から説明させますのでよろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○副議長（坂本静君）

内容説明を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

議案第５８号 平成２６年度北杜市介護保険特別会計補正予算書（第４号）をご覧くださいと思います。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ３７１万３千円を追加し、歳入歳出それぞれ３９億１、

061万6千円とするものでございます。

4ページをお開きください。第2表 繰越明許費になります。

1款総務費、6目地域介護・福祉空間整備費等補助金371万3千円につきましては、国の緊急経済対策として実施するもので、年度内に事業執行することが困難なため繰越明許費を設定するものでございます。

2ページ、3ページにお戻りください。

第1表の歳入歳出予算補正です。はじめに歳入でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金371万3千円の増額は小規模多機能型居宅介護事業所に対するスプリンクラー設置のための地域介護・福祉空間整備費等補助金になります。

次に歳出でございます。

1款総務費、6項地域介護・福祉空間整備費等補助金371万3千円は小規模多機能型居宅介護事業所ほくと・ぬくもりのスプリンクラー設置に対する補助金でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（坂本静君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第58号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○副議長（坂本静君）

日程第43 同意第1号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意案件につきまして、ご説明いたします。

同意第1号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件
につきましては、保護組合議会議員の任期満了に伴い新たに保護組合議会議員を選任をする必要があるため、八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合同規約第6条第1項の規定により北杜市小淵沢町8829番地、中山秀則、昭和14年4月21日生まれ。北杜市小淵沢町1079番地、山田實、昭和14年8月28日生まれ。北杜市小淵沢町1071番地1、浅川武彦、昭和17年3月18日生まれ。北杜市小淵沢町8071番地、清水昭夫、昭和17年7月19日生まれの選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○副議長（坂本静君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第1号は質疑・討論を省略し、採決したいと思います
がご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第1号について、採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○副議長（坂本静君）

日程第44 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

諮問案件につきまして、ご説明いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに後任候補者を推薦する必要があるため人権擁護委員法第6条第3項の規定により北杜市小淵沢町1120番地、加藤明子、昭和25年8月22日生まれの推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○副議長（坂本静君）

説明が終わりました。

お諮りします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います
がご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、質疑・討論を省略し採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

○副議長(坂本静君)

日程第45 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議員派遣の件については、会議規則第157条の規定によりお手元に配布したとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定いたしました。
お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任することに決定いたしました。

○副議長(坂本静君)

日程第46 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申し出のとおり所管事項の審査につき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

2月27日に開会された本定例会は議員各位には慎重なご審議をいただき、また市当局の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成27年第1回北杜市議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時08分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

北杜市議会副議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	坂 本 吉 彦
議 会 書 記	清 水 市 三